

令和3年 第1回定例会 第1回臨時会

瀬戸内町議会会議録

令和3年 3月 3日 開会

令和3年 3月15日 閉会

令和3年 4月16日 開会

令和3年 4月20日 閉会

瀬戸内町議会

瀬戸内町議会会議録目次

令和3年第1回瀬戸内町議会定例会

会期日程	1
第1日(3月3日)	
1. 議事日程	3
1. 本日の会議に付した事件	4
1. 開 会	6
1. 開 議	6
1. 会議録署名議員の指名	6
1. 会期の決定	6
1. 請願第1号	6
1. 議案第1号上程	6
(説明・質疑・討論・表決)	
1. 議案第2号上程	8
(説明・質疑・討論・表決)	
1. 議案第3号上程	30
(説明・質疑・討論・表決)	
1. 議案第4号上程	33
(説明・質疑・討論・表決)	
1. 議案第5号上程	34
(説明・質疑・討論・表決)	
1. 議案第6号上程	35
(説明・質疑・討論・表決)	
1. 議案第7号上程	35
(説明・質疑・討論・表決)	
1. 議案第8号上程	36
(説明・質疑・討論・表決)	
1. 議案第9号上程	37
(説明・質疑・討論・表決)	
1. 議案第10号上程	38
(説明・質疑・討論・表決)	
1. 議案第22号上程	39
(説明・質疑・討論・表決)	

1. 議案第 23 号上程	41
(説明・質疑・討論・表決)	
1. 議案第 24 号上程	42
(説明・質疑・討論・表決)	
1. 議案第 25 号上程	43
(説明・質疑・討論・表決)	
1. 議案第 26 号上程	43
(説明・質疑・討論・表決)	
1. 議案第 27 号上程	45
(説明・質疑・討論・表決)	
1. 散 会	45

第 2 日 (3 月 4 日)

1. 議事日程	47
1. 本日の会議に付した事件	47
1. 開 議	49
1. 町長の施政方針	49
1. 議案第 11 号～議案第 21 号上程	49
(説明)	
1. 町長の施政方針に対する総括質疑	63
1. 令和 3 年度瀬戸内町各会計予算審査特別委員会設置について	99
1. 散 会	100

第 3 日 (3 月 5 日)

1. 議事日程	102
1. 本日の会議に付した事件	102
1. 開 議	104
1. 一般質問	104
○柳谷 昌臣 議員	104
○永井しずの 議員	114
○中村 義隆 議員	120
○泰山 祐一 議員	131
1. 散 会	142

第4日（3月8日）

1. 議事日程	144
1. 本日の会議に付した事件	144
1. 開 議	146
1. 一般質問	146
○元井 直志 議員	146
○福田 鶴代 議員	152
○池田 啓一 議員	158
1. 散 会	169

第5日（3月15日）

1. 議事日程	171
1. 本日の会議に付した事件	172
1. 開 議	174
1. 議案第11号～議案第21号上程 （委員長報告・討論・表決）	174
1. 議案第28号上程 （説明・質疑・討論・表決）	183
1. 議案第29号上程 （説明・質疑・討論・表決）	184
1. 議案第30号上程 （説明・質疑・討論・表決）	185
1. 議案第31号上程 （説明・質疑・討論・表決）	186
1. 議案第32号上程 （説明・質疑・討論・表決）	187
1. 議案第34号上程 （説明・質疑・討論・表決）	188
1. 議案第35号上程 （説明・質疑・討論・表決）	191
1. 議案第36号上程 （説明・質疑・討論・表決）	192
1. 議案第33号上程 （説明・質疑・討論・表決）	193

1. 議員派遣の件	194
1. 閉会中の継続審査・調査申し出の件	194
1. 閉 会	195

令和3年第1回瀬戸内町議会臨時会

会期日程	197
第1日（4月16日）	
1. 議事日程	199
1. 本日の会議に付した事件	199
1. 開 会	201
1. 開 議	201
1. 会議録署名議員の指名	201
1. 会期の決定	201
1. 議案第37号上程	201
(説明)	
1. 閉 会	202
第2日（4月20日）	
1. 議事日程	204
1. 本日の会議に付した事件	204
1. 開 議	206
1. 議案第37号上程	206
(説明・意見)	
1. 意見陳述	207
(説明・質疑)	
1. 議案第37号	215
(質疑・討論・表決)	
1. 閉 会	225

令和3年第1回瀬戸内町定例会

会 期 日 程

令和3年第1回瀬戸内町議会定例会会期日程

令和3年3月3日開会～ 3月15日閉会 会期13日間

月	日	曜日	会議別	会議の内容	備考
3	3	水	本会議	○開会 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○請願上程 ○議案上程	
	4	木	本会議	○町長の施政方針及び令和3年度各会計予算提案理由説明 ○町長の施政方針に対する総括質疑 ○令和3年度各会計予算審査特別委員会設置等	予算審査特別委員会
	5	金	本会議	○一般質問（柳谷，永井，中村，泰山）	
	6	土	休会		
	7	日	休会		
	8	月	本会議	○一般質問（元井，福田，池田）	各常任委員会
	9	火	休会	（令和3年度各会計予算審査特別委員会）	
	10	水	休会	（令和3年度各会計予算審査特別委員会）	
	11	木	休会	（令和3年度各会計予算審査特別委員会）	全員協議会
	12	金	休会	（令和3年度各会計予算審査特別委員会）	
	13	土	休会		
	14	日	休会		
	15	月	本会議	○委員長報告 ○令和3年度各会計予算審査特別委員長審査報告 ○議案上程 ○議員派遣の件 ○閉会中の継続審査・調査申出 ○閉会	

令和3年第1回瀬戸内町定例会

第 1 日

令和3年3月3日

令和3年第1回瀬戸内町議会定例会

令和3年3月3日（水）午前9時30分開議

1. 議事日程（第1号）

○開会の宣告

○開議の宣告

○日程第 1 会議録署名議員の指名

○日程第 2 会期の決定

○日程第 3 請願第 1 号 瀬戸内町中学校の部活動合同チームに関する請願書

○日程第 4 議案第 1 号 令和2年度瀬戸内町船舶交通事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分事項の承認について

○日程第 5 議案第 2 号 令和2年度瀬戸内町一般会計補正予算（第10号）について

○日程第 6 議案第 3 号 令和2年度瀬戸内町巡回診療施設特別会計補正予算（第5号）について

○日程第 7 議案第 4 号 令和2年度瀬戸内町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

○日程第 8 議案第 5 号 令和2年度瀬戸内町介護保険特別会計補正予算（第4号）について

○日程第 9 議案第 6 号 令和2年度瀬戸内町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）について

○日程第10 議案第 7 号 令和2年度瀬戸内町船舶交通事業特別会計補正予算（第5号）について

○日程第11 議案第 8 号 令和2年度瀬戸内町古仁屋港上屋事業特別会計補正予算（第1号）について

○日程第12 議案第 9 号 令和2年度瀬戸内町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

○日程第13 議案第 10 号 令和2年度瀬戸内町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について

○日程第14 議案第 22 号 旧船津保育所跡地の無償貸付契約の締結について

○日程第15 議案第 23 号 瀬戸内町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等の基準に関する条例の一部改正について

○日程第16 議案第 24 号 町営定期船の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○日程第17 議案第 25 号 せとうち物産館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○日程第18 議案第 26 号 瀬戸内町長期継続契約に関する条例の制定について

○日程第19 議案第 27 号 瀬戸内町学校施設使用条例の一部改正について

※ 散 会

1. 本日の会議に付した事

○議事日程のとおり

令和3年第1回瀬戸内町議会定例会 3月3日（水）

○出席議員は、次のとおりである。（10名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	泰山祐一君	2番	福田鶴代君
3番	永井しずの君	5番	柳谷昌臣君
6番	元井直志君	7番	池田啓一君
8番	向野忍君	9番	中村義隆君
10番	岡田弘通君	11番	安和弘君

○欠席議員は、次のとおりである。（0名）

○職務のため会議に出席した事務局職員の職・氏名

事務局長	長順一君	事務局次長	福山浩也君
庶務議事係	法永由美君		

○地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	鎌田愛人君	建設課長	西村強志君
副町長	奥田耕三君	財産管理課長	真地浩明君
教育長	中村洋康君	水道課長	田中秀幸君
総務課長	福原章仁君	会計管理者兼 会計課長	信島輝久君
企画課長	登島敏文君	教育委員会 総務課長	徳田義孝君
税務課長	町田孝明君	社会教育課長	保島弘満君
町民生活課長	鼻憲二君	総務課財政補佐	茂野清彦君
保健福祉課長	鼻克己君	総務課人事補佐	義永将晃君
商工交通課長	勇忠一君		
水産観光課長	義田公造君		
農林課長兼農委局長	川畑金徳君		

△ 開 会 午前9時30分

○議長（向野 忍君） ただいまから、令和3年第1回瀬戸内町議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付の議事日程第1号のとおりであります。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（向野 忍君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

議席3番、永井しずの君並びに議席5番、柳谷昌臣君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（向野 忍君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月15日までの13日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なしと呼ぶ者あり」]

○議長（向野 忍君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月15日までの13日間に決定しました。

△ 日程第3、請願第1号、瀬戸内町中学校の部活動合同チームに関する請願書

○議長（向野 忍君） 日程第3、請願第1号、瀬戸内町中学校の部活動合同チームに関する請願書は、お手元に配りました請願書の写しのとおり、文教厚生常任委員会に付託しましたので、報告します。

△ 日程第4 議案第1号 令和2年度瀬戸内町船舶交通事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分事項の承認について

○議長（向野 忍君） 日程第4、議案第1号、令和2年度瀬戸内町船舶交通事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分事項の承認についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第1号、令和2年度瀬戸内町船舶交通事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分等の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

本予算は、第3号補正予算成立後、令和2年度瀬戸内町船舶交通事業特別会計補正予算（第4号）について、専決した事案ですが、その主な内容は次のとおりであります。

まず、歳出について申し上げます。フェリーボート費に950万円、増額計上しました。

次に、歳入について申し上げます。諸収入に950万円、増額計上しました。

ご審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○5番（柳谷昌臣君） これは、フェリーボート、フェリーかけろまの修繕料ということですが、これはどこの修繕のことでしょうか。

○商工交通課長（勇 忠一君） このフェリーかけろまの修理についてでありますけれども、事故発生は、事故と言いますか、エンジン故障が8月の末の方にありまして、ちょうどお盆の前だったんですけれども、その、早急に修理しないといけないんで、すぐ修理に取り掛かったんですけれども、原因としてはエンジン、メインエンジンのバルブ等の不調による機関故障であったんですけれども、遅くなった原因がですね、メーカーの方で品質、製造上の問題がなかったか調査をして、調査内容によっては無償修理という話もあったもんですから、それを待っていたところ、12月の末の方に調査報告書と請求書が届きましたんで、支払うために専決で予算を計上いたしました。

○5番（柳谷昌臣君） ということは、メーカーさんの方でいろいろ調査してもらって、このお支払いというか、それが遅れたというか、専決をせざるを得なかったということによろしいでしょうか。

○商工交通課長（勇 忠一君） そうですね。原因究明の説明が12月の前半の方にありまして、それから、15日で専決をして、支払いが2月の方で支払いを済ませております。

○5番（柳谷昌臣君） 了解です。以上です。

○議長（向野 忍君） ほかに質疑ありませんか。

○7番（池田啓一君） この故障が8月の末、お盆前ということでしたけれども、その修理の日数は何日間ぐらいかかりました。

○商工交通課長（勇 忠一君） 8月の28日、第6便生間行き航行途中でエンジントラブルが発生しました。動き、航行は可能だったため、そのままこちらの方へ戻ってきて、7便は欠航となりました。修理が終わって、運航を再開したのが9月の12日、2週間、欠航となりました。これほど修理が長かかった理由がですね、シリンダーヘッドとか、200kgを超える重量物で飛行機での空輸とかなかなか難しかった。あと、台風9号、10号と連続で来まして、長いこと代船の方も欠航というふうな形になっておりまして、鹿児島からのフェリー、それも欠航していたので、部品の到達が遅れた、そういったことがありまして、修理、運航再開まで2週間を要したということであります。

○7番（池田啓一君） このことにより、当時、盆前でいろいろと買い出し、出られる加計呂麻島民の方々、また、その加計呂麻島民の方には、古仁屋に出なくても、そのお店に注文したり、その知り合いの方にお願ひしてフェリーに乗せて、そして、バスで持って来てもらうって方もたくさんいます。そういう方々には、すごくフェリーが出ないことによって、その品物が届かないとか、あれ、明日も出ないのかな、だったら注文できない、どうしようって方々もたくさんいます。また、代行も、代行船もそのまま出してもらいましたけれども、ただ、この機関故障、これは普段からの保守点検等では分からなかったのか。また、そのシリンダーってなると、今後、またそのような故障

が起り得るのかなとも懸念しますけれども、どうでしょうか。

○商工交通課長（勇 忠一君） 再発防止に当たってですね、吸気弁止等、そこら辺の整備周期、これを短くして、するか、材質の変更ですね、そういったのをして、向上制を、耐久性を向上させるかっていうことでやっていますけれども、取りあえず整備期間、そのエンジンの整備ですね、その期間を短くして、なるだけそういうことの起こらないようにしていきたいと考えております。

○7番（池田啓一君） そうですね、整備期間、今回の場合は台風9号、10号と重なって、結構、無理もあったと思います。ただ、普段からの整備点検の中にね、そういう項目が入っているのか。主機関の、エンジンのそのメイン、シリンダーがってことですので、ただ、心配するのは、そこにあるような不具合があって、そういう故障が起きたのか。それをまた、検証して、今後、ならないような、そして、普段からのエンジン点検のあり方も、少し考えた方がいいじゃないのかと思っの質問です。どうでしょうか。

○商工交通課長（勇 忠一君） 今回のトラブルは、メインエンジンの内部の方のバルブの、そのガスシールと言われる部分の密着度がちょっと低下して、それにより、故障につながったということでもあります。エンジン内部ですので、フェリーの船員の方で整備ということはできませんので、ドックのたびに、たびにと言いますか、ドックのときに、そのメインエンジンの内部まで点検する、そういった間隔を短くしていくというふうな形で考えております。

○議長（向野 忍君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は、承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第1号、令和2年度瀬戸内町船舶交通事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分事項の承認については、承認することに決定されました。

△ 日程第5 議案第2号 令和2年度瀬戸内町一般会計補正予算（第10号）について

○議長（向野 忍君） 日程第5、議案第2号、令和2年度瀬戸内町一般会計補正予算（第10号）についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第2号、令和2年度瀬戸内町一般会計補正予算（第10号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本予算は、第9号補正予算成立後、新たに生じた事態に対処するため、所要の措置を行おうとするものですが、その主な内容は次のとおりであります。

まず第1表の歳出について申し上げます。総務費の事業継続緊急支援事業費に7,698万3,000円を追加したこと。衛生費の保健衛生費に7,010万2,000円、上水道費に4,723万2,000円を繰出金として追加したこと。総務費、保健衛生費、消防費及び教育費に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業を追加したこと。

次に、歳入について申し上げます。国庫支出金の地方創生臨時交付金に3,406万6,000円を追加したこと。繰入金の財政調整基金に2億2,323万2,000円を追加したこと。

次に、第2表の繰越明許費について申し上げます。総務費、衛生費などにおいて、総額7億3,672万2,000円を繰越明許費として計上したこと。

次に、第3表について申し上げます。事業等の決定により、変更を行ったことによるものです。

ご審議の上、議決くださいますよう、お願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○5番（柳谷昌臣君） それでは、何点か質問させていただきます。まず、この補正におきましても、地方創生臨時交付金の方、かなり活用されていると思いますが、この補正に関しては、第3次の地方創生臨時交付金なのか、また、2次の含まれているのか、お尋ねします。

○企画課長（登島敏文君） 第3次の交付限度額に関しましては、その第3次の計画をですね、今、交付決定を受けまして、再度、国の方に計画を提出しているところです。その計画が認可されるのが、今後までになっております。入っているか、入っていないかとなりますと、そのトータルでこれまで4億数千万、ありますので、トータルでここに、予算に充当されているってことは言えると思います。

○5番（柳谷昌臣君） 第2次も第3次も含まれているということで理解しました。

また、今回の補正で、何項目かで臨時交付金がマイナス計上されておりますが、そちらの要因は、多分、まず当初組まれた額より低くなったとか、いろいろ余ったとか、使わなかったやつをマイナス計上出していると思います。その中で、このマイナス計上を出した分というのは、今後、別のその臨時交付金に充てれるのか、それとも、国の方に返還するのかをお尋ねします。

○企画課長（登島敏文君） これまでの第1、第2、第3の交付額、それを充当しております。マイナス計上というのは、その執行残であったり、そういったものでマイナス計上しているんですけども、最終的にその4億数千万の中で充当してですね、やりくりをして、最終的に国に返還するってことはなくて、最終的に予算消化、この金額は全てしていくという考えてでございます。

○5番（柳谷昌臣君） ということは、別の項目の方に回せるということによろしいですね。

○企画課長（登島敏文君） はい、おっしゃるとおりであります。

○5番（柳谷昌臣君） 分かりました。ぜひ、マイナスになったから国に返さなければいけないのかなと心配しました。ほかの項目に回せるなら、それでよろしいかと思えます。

それでは、22ページ、お願いします。22ページの一番上ですね、14節工事請負費、議会議場設備、こちらの内容をお願いします。

○総務課長（福原章仁君） ご説明いたします。この議会議場設備の工事請負費でございますが、これは議場ですね、デジタル化への環境整備でございます。と申しますのは、これもですね、臨時交付金の中に入っておるんですけども、議会の、議会傍聴ですね、分散化を図るということで、今現在、アナログの設備をしていますが、これをデジタル化へシステムを変えるということで、議会の動画配信において、クリアな映像と音声を届けるということで、議場における傍聴者の削減による三密対策及び町民の安心と安全な環境を確保するために行う工事請負費でございます。以上です。

○5番（柳谷昌臣君） 今の説明を聞きますと、今まで使っている設備で、よりは、もっと鮮明にこの映像の方も、例えば最近、このYouTubeとかで発信しているのをクリアにお届けするということで、それで、この我々の音声も今までよりいい感じで周りの方に聞いていただける。これも確かに、聞きやすさの面でも大事だと思います。

それでは、その次のタブレット端末購入、こちらの説明をお願いします。

○総務課長（福原章仁君） このタブレット端末の購入費でございますが、これもですね、議員などへのタブレットを配布するための購入ということで、これについてはですね、もうこのタブレットを配布することですね、委員会などのリモート化を促進し、できるということで、また、これについても密を防ぐことで、感染症の対策が図られるんじゃないかということで、議員などへのタブレットの購入費でございます。以上です。

○5番（柳谷昌臣君） このタブレットに関しましては、ほかの自治体でも、もう取り入れているところもあるかと思えます。また、このペーパーレス化、それなどにもどんどんつながっていくかと思えます。ただ、すぐ取り入れても、その使用方法とか、結構時間がかかるかと思えますが、そちらについてはどのようにお考えでしょうか。

○総務課長（福原章仁君） そうですね。まずはこれを購入して配布してですね、やはりすぐにはなかなか活用っていうのはできないかもしれませんが、いろんな講習ですか、そういった研修など開いてですね、この扱い方などを、また、勉強してですね、活用していただければというふうに考えております。

○町長（鎌田愛人君） このタブレットの件ですけども、今回、議長の許しをいただいてですね、私もさっそく議場に持ち込んでおります。これまで、ペーパーによる資料、自分の手持ちの資料をペーパーによって準備していたんですけども、今回から、この資料をですね、タブレットに打ち込んで、必要な質疑の中で必要とする資料を、このタブレットからこう出してですね、答弁すると

いうふうに、試験的に、今回、やっておりますが、今後、議員の皆様方もですね、これに慣れていただければ、このIT化の中です、それに適応していくことも議員の役目だと思いますので。私も4・5日かかりましたけれども、皆さんも頑張っておりますね、早く、購入された場合は慣れていただければというふうに思っております。以上です。

○5番（柳谷昌臣君） はい、分かりました。町長も早く慣れていただきたいと思います。我々議員の方にも、もし配布された際には、できれば本当に優しく分かりやすく覚えさせていただきたい、そのように研修していただきたいと思います。

それでは、次に23ページ。23ページの2款1項の中の、14節工事請負費、すこやか福祉センターの改修事業。こちら、前回、3,000万の方、組んでいたと思います。今回、増額していますが、このすこやか福祉センター、これ、もう1回、中身はどのような感じでなる予定でしょうか。

○企画課長（登島敏文君） 簡単に申し上げますと、事務所なんですけれども、その中にネット環境を整えたり、テレビ環境、テレビ会議をするための機具を揃えたりとかですね、そういったものを予定しております。企業の方が1週間借りたり、1か月借りたり、それはいろんな利用料金がありますけれども、そういったことで使用いただいて、宿泊、飲食等は全然別になりますね。ワーケーション施設ですから、こちらに来られて、長期滞在される場合は、その観光等も楽しんでいただくというようなところの中核施設、拠点施設になると思っております。今回のその2,200万円、これの増は、今の単独浄化槽を合併浄化槽に転換すると。それから、エレベーターを設置して、その利用者の間口を広げていくということで、合計で2,200万の増となっております。

○5番（柳谷昌臣君） 今の説明を聞きますと、町外の方がそちらの施設を利用して、いろんなこのネット環境等を使って、ワーケーション、仕事も休暇もしていただきながら、町の方に経済を回すという考えだと思います。それで、この町内の方の利用というのはできるのでしょうか。

○企画課長（登島敏文君） これ、町内、町外に限らず利用できます。

○5番（柳谷昌臣君） 町内の方も使えるということで、何かしら、町内の方でも利用していただきたいと思いますが、これも結構、この改修とか、この予算の方を使っております。その中で、例えばですけれども、始まる前から言うのもなんですけど、もし利用の方が少なかったと、何年間も、というときの、例えばほかの使い道とか、そういうふうなのは考えていらっしゃるでしょうか。

○企画課長（登島敏文君） 先日、この施設の指定管理者を選定させていただきました。その方のプランを拝見しますと、利用者が多数、いろんな方が利用していただけるんじゃないかと思っておりますけれども、仮にそういうことになった場合ですね、また、その指定管理者の方といろいろ相談して、また、転換を図っていかねばいけないとは思っています。

○5番（柳谷昌臣君） そうですね。ありとあらゆることが考えられますので、どういうことになっても対応できる、そのようなことを準備して進めて行っていただきたいと思います。

次、24ページ、2款1項21目の13節負担金、瀬戸内町支え合いクーポン事業、こちらの説明をお願いします。

○商工交通課長（勇 忠一君） この支え合いクーポン事業ですけれども、第2弾としまして、飲食、使用先を飲食限定のですね、対象の店舗は、昨年12月に飲食緊急支援金事業というのを実施しまして、それに該当しました123事業所、個人ですね。それにプラスして、町内の弁当屋等を使用先として、町民1人当たり5,000円のクーポン券を実施する予定であります。

○5番（柳谷昌臣君） これ、第1弾のこの事業所さんを対象にと、ですが、また新しくその事業者さんからの申し込み等があった場合は、そちらの事業所さんも中に入れるということによろしいのでしょうか。

○商工交通課長（勇 忠一君） 前はスーパーとかでも使えるクーポン券であったんですけども、今回は飲食限定ということですので、まだこれから、前回、受給を受けた123の事業所ですね、そこへは確認をとるんですけども、それにプラスして弁当屋ですね、そのみを対象として予定しております。

○5番（柳谷昌臣君） 今、飲食を中心ということでしたが、例えばその宿泊、また、観光施設、そちらの方での利用はどうなりますでしょうか。

○商工交通課長（勇 忠一君） 確かに、民宿等でも昼飯を提供しているっていうところはあるとは思いますが、そこは、今回、追加で指定する予定はありません。あくまでも12月、無条件で飲食を提供している事業所及び個人に支給している部分がありますので、その事業所を対象と考えております。

○5番（柳谷昌臣君） できるだけ、多くの業種に使っていただけるようにしていただきたいなとは思いますが、その中で、大体いつぐらい配布を予定しておりますでしょうか。

○商工交通課長（勇 忠一君） 予定としてはですね、まず、基準日と言いますか、住民、町民の決めるのを4月15日、ちょっと4月の異動の落ち着いた時期をですね、基準日として、住民票から吸い上げて、クーポンの配布をですね、4月26日までには実施したいというふうを考えております。

○5番（柳谷昌臣君） 今の説明ですと、ゴールデンウィーク前には配られるということですね。ゴールデンウィークでは、もう使用できるということによろしいですね。

○商工交通課長（勇 忠一君） そうですね。急いで、26日までに配送できるように努めたいと思います。

○5番（柳谷昌臣君） こういうクーポン券等ですね、ぜひ、いろいろ利用していただいて、確かにまだ、まだまだ飲食店の方も困ってらっしゃると思いますので、皆さんで助けてあげていただけたいなと、そのように思います。

その下の、事業継続支援金、こちらの説明をお願いいたします。

○商工交通課長（勇 忠一君） この瀬戸内町事業継続支援金3,000万ですけれども、この事業は、現在、2月26日から今月いっぱい、鹿児島県の方が事業継続緊急支援金給付事業というのを実施しております。この事業所に該当した事業所及び個人ですね、に対して、10万円の支給を予定しております。

○5番（柳谷昌臣君） 県の方が、今、やっている、申請をしているその事業に対して、県とは別で、町で補助支援をしていくということでしょうか。

○商工交通課長（勇 忠一君） そうですね。県の認定を、認定っていうか、緊急支援金事業に該当した事業者にはですね、その認定通知や決定通知等を添付していただいて、瀬戸内町の方へ申請をいただいて、10万円支給という形で考えております。

○5番（柳谷昌臣君） その県の方でですね、いろいろ審査していただいて、決定した方々に、また、新たに町としても上乘せして出すという形になるかと思いますが、これ、その申し込み等は、県の締め切りが終わったあとになるのでしょうか。

○商工交通課長（勇 忠一君） 現在、ほぼ要項等、作成済みでありますので、この議決いただきましたら、すぐにでも受け付けできるような体制をとっていかうと、これから準備しているところであります。

○5番（柳谷昌臣君） 先日、鹿児島県内でも幾つかの市で、時短営業等が始まって、それに伴う支援金が出て、この瀬戸内町もでないかとか、ほかの市町村でも出ないかという話もありました。その中で、県の方もこうやって、持続化給付金みたいな形をつくってございまして、町の方も何かしらできないかと思ったら、こういう形でしていただけるのは非常にいいことだと思います。まだまだ困っている人、たくさんいらっしゃると思いますので、ぜひ、しっかりとですね、その辺もちゃんと精査しながらですね、進めていっていただきたいと思います。

次、28ページをお願いします。28ページ、3款1項1目の中の委託料、地域福祉計画策定委託料の減。こちらの説明をお願いします。

○保健福祉課長（鼻 克己君） この地域福祉計画の400万の減であります。コロナ禍の影響を受けてですね、福祉政策に大きな変化の中にあつて、方向性が変容しており、長期的な視点で計画を進めていくことは困難と判断し、今回、減額しております。

○5番（柳谷昌臣君） 本来、策定するつもりが、コロナ禍になり、ちょっと世の中の状況も変わってきており、変わってきているということで、今回は、また、つくらないということになったということでしょうが、この地域福祉計画というの、今後、大事になってくるかと思いますが、今後、また作成する、そのような計画等はどうかになっておりますでしょうか。

○保健福祉課長（鼻 克己君） 今後ですね、令和3年度については、コロナ禍の影響により、障害者や高齢者の今後の状況を、また、見据えながら検討していきたいと考えております。

○5番（柳谷昌臣君） この本町におきましても、この地域福祉というの重要な項目でもございますので、ぜひ、こういう計画等はしっかりと立てていけるようにしていただきたいと思います。

次に、37ページ、37ページの9款1項3目の18節の補助金、農林水産物輸送コスト支援事業、こちらの減になっておりますが、その要因をお願いします。

○農林課長（川畑金徳君） 輸送コストの減なんです。林産物の出荷量がですね、10月まで出荷してございまして、その後、出荷がないということで、実績を踏まえて、その分を減額しております。

○5番（柳谷昌臣君）　そういうことですね。出荷の減による減ということですね。了解しました。その次のページ、お願いします。5目営農支援センター費，14節工事請負費，町有農業施設整備70万，こちらの説明をお願いします。

○農林課長（川畑金徳君）　これはですね，営農支援センターの研修ハウスの修理費であります。令和2年度は研修生がいなく，土の，土壌の改良とかもやってきたんですが，3年度は研修生を2名受け入れる予定にしております。ハウスの方も老朽化が進み，耐用年数等も過ぎていきますので，やっぱりちょっと整備して，この2棟を整備する計画でおります。

○5番（柳谷昌臣君）　ということは，この新たに研修生の方が2名入ることによって，この老朽化したハウスの方を改修するということですね。そうですね。また，新しくこの研修生が2名入るということは，また，瀬戸内町の農業に関しましても，とてもこの先大事になってくるかと思えます。こういう研修生の方は，年々，増えているんですかね。それとも，減ってはきてますか。

○農林課長（川畑金徳君）　年によって違うんですが，毎年2名とかは入っていたんですが，今年，令和2年度が研修生1名もいなかったということで，申し込みは来たんですが，もう研修を受ける期間がですね，ちょっと短かったもんですから，今回，2年度はいなかったということになっております。

○5番（柳谷昌臣君）　本町においても，この農業というのも大事な要素でございますので，ぜひ，この研修生等もしっかりと募集していただいて，農業の方にたくさん，若い方々が，それでしていけるように，ぜひ，していただきたいと思えます。

次に，44ページお願いします。44ページ，7款1項11目，島民向け宿泊体験プログラム費用助成，こちらの説明をお願いします。

○水産観光課長（義田公造君）　お答えします。島民向け宿泊体験プログラム利用助成事業なんですが，内容としましては，島民，奄美大島5市町村の方がですね，購入する宿泊体験プログラムに対し助成するとともに，島民目線によるアンケートを実施してですね，今後の観光受入強化につなげる事業でございます。今回ですね，地方創生臨時交付金を採択可能な事業を優先にしたためですね，一般財源にしておるのが現状でございます。

○5番（柳谷昌臣君）　この予算に関しては組み替えということですが，この中身に関して，これ，今度，第2弾を計画していると思うんですけども，これは第2弾のやつですか。それとも，第1弾のやつですか。

○水産観光課長（義田公造君）　現在ですね，第1弾が終わった状況ですね。今，第2弾の方をですね，募集しているところです。実際，行っているのがですね，今までは補助に対して，50%の補助で，マックスが2万円でした。今度ですね，今，現在，事業所の方は募集しているんですけども，実際，スタートするのが4月の1日からですね，6月の末まで予定しております。また，補助の方がですね，60%の補助とマックスが1万円ということで，現在，進めているところです。

○5番（柳谷昌臣君）　この第1弾は，そのマックス2万円だったと思いますが，この1万円になった

理由とか、そういうの、ありますでしょうか。

○水産観光課長（義田公造君） マックス2万円だとですね、補助率の方が50%ですので、1万円の補助になります。瀬戸内町、集落関係ですね、宿泊施設が結構ありますけれども、その宿泊施設の料金が1万円以下です。それに対しての50%っていうのは、ちょっと定額になるものですから、幅広い事業所を選択するためにですね、上限を下げた上で、それで、補助率を上げて、募集を増やしていきたいっていうことで、今回、変更しております。

○5番（柳谷昌臣君） 幅広く使っていただくということでございますが、この第1回目のやつの検証結果等は出ておりますでしょうか。

○水産観光課長（義田公造君） この事業はですね、5市町村でやっている事業でございます。

○5番（柳谷昌臣君） 5市町村という、私は理解はしております。その中で、第1回目のやつの検証結果等は、もう出ておりますでしょうか。

○水産観光課長（義田公造君） この第1回ですね、締切がですね、2月の28日まででした。それで、集計の方ですね、3月の5日に集計しますので、その集計が上がってくるのが5日ですので、その結果を見て、今後、お金を、金額の繰越がどうなるかっていうのをですね、ちょっと検討していきたいと思っています。

○5番（柳谷昌臣君） この事業に関しましては、このコロナ禍の中、島内の5市町村での観光、島外に出なくても楽しめるということの事業だと思います。今まで行くことのなかった市町村、また、泊まる場所、泊まることのなかった宿泊施設、また、観光体験等をする事業だと思いますので、ぜひですね、幅広く、また、皆さんが使ってよかったな思えるようにしていただきたいと思います。

次に、50ページ、お願いします。50ページ10款1項の19節の大学生等就学支援、こちらの説明をお願いします。

○教育委員会総務課長（徳田義孝君） 大学生等就学支援事業でございますが、これもコロナ関係の創生交付金を活用してのものでありますが、島外ですね、奄美大島を離れて、大学とか専門学校で学んで、アルバイトで減収したり、家計も苦しい中で学習をしている子供たちを支援しようということで、1人当たり3万円、150人程度を見込んでおりますけれども、その支給をする事業であります。

○5番（柳谷昌臣君） この件は我々議会の方からも、町の方へ要望書を出した中身の一つで、すぐやってくれたな感があるんですが、この対象なんですけど、先ほど説明ありましたのは、大学生、短大生、専門学生等になると思いますが、高校生の方はこちらの方に含まれてはおりませんか。

○教育委員会総務課長（徳田義孝君） 大学生、高校卒業して島外に出ておられる学生さんがアルバイト等しながら、自分で収入も得ながら、その収入の部分が少なくなったり、また、帰省して親に会うことも叶わないような状況にある学生をとということで、今、高校生というお話もありましたけ

れども、対象をできるだけ広げればよかったとは思いますが、協議する中でですね、どこかで線引きをするということで。高校生ですと、その寮に入ったりとかですね、バイトしない、してはいけないというようなところもあるかと思えますけれども、そこら辺のことだと思いますが、今回につきましては、このような対象となったというふうに理解しております。

○5番（柳谷昌臣君） 大学生等はですね、確かにバイトをしている子がバイトができなくなったりとか、いろいろ影響を受けているかと思えます。ですが、高校生の方も影響を受けていないわけではないと思えますので、ぜひ、今後ですね、この高校生の方も踏まえて、いろいろ施策をしていただきたいなと思えます。以上です。

○議長（向野 忍君） ほかに質疑ありませんか。

○1番（泰山祐一君） まずですね、19ページになります。雑入のところになりますが、真ん中の方の農林水産物直売所販売手数料の減ということで、こちらがマイナス100万円となっておりますが、こちら、実際に売上としては幾ら減になっているのかというところを教えてくださいませんか。

○農林課長（川畑金徳君） 現在、コロナとか、そういうあれですね、店を閉めたというか、あれで、売上等も減っておりますので、大分、販売、売上とか手数料等も、販売手数料が減っております。今、ちょっと金額、ちょっと手元、8月までしかないんですが、売上総額の金額は、今、207万8,076円となっております。

○1番（泰山祐一君） ありがとうございます。今のは8月までっていうことですよ。

○農林課長（川畑金徳君） はい。

○1番（泰山祐一君） はい、分かりました。こちらなんですけれども、3月までコロナの状態が続いているということで、手数料が下がるどころ、手数料収入が下がる、売上が下がるということは致し方ない部分だなとは感じております。その中で、ちょっと対策としてなんですけれども、例えば通信販売を行うですとか、ちょっとそういった対策なども、今後、検討していただけたら。やはり生産者の方は、常々作り続けて、清新になったら出していくというようなことは変わらないので、その部分で、やはり、この直売所のあり方ということも、ぜひ、協力していただきたいと思えますので、そちらの方、御検討いただけますでしょうか。

○農林課長（川畑金徳君） そうですね。コロナでですね、外に出ない、ネット販売で食材が売れているっていうのは分かっております。そこ、ことですね、そういう活動ができれば、そういう方向でも検討していきたいと考えております。

○町長（鎌田愛人君） 加計呂麻のいっちゃんむん市場の、その余った品物ですね、があった場合は、役場のグループウェアでですね、全職員に知らせて、農林課の方で、それを代わりにこう販売してあげているということは、役場としては協力しているところでございます。

○1番（泰山祐一君） 非常にそういった取組自体が生産者の励みにもなると思えますし、今後のやはりやる気につながって、やはりその直売所がみんなとなって盛り上げていくきっかけになると思えますので、引き続き、この体制でも厳しいようであれば、また改めて、新たな対策なども御検討

いただければと思います。

では、続きまして、23ページになりますが、12目の18ですね、清水エリアテレワーク施設整備助成金1,000万ということですが、こちらは清水集落の方にエリアテレワークの施設を造るということでもよろしいでしょうか。

○企画課長（登島敏文君） これは、清水集落の旧、以前ジョジョリゾートっていうところがあったんですが、町田建設さんの所有している、入り口の方にあるペンションのような造りの建物があると思うんですけども、そこをですね、瀬戸内町と町田ホールディンググループですね、が共同出資でですね、改修をして、テレワーク施設を造ろうということで、この1,000万を計上してあります。改修費です。

○1番（泰山祐一君） 了解いたしました。

こちらの運営者は瀬戸内町役場と町田ホールディングスさんが出資されたということですが、どなたが、瀬戸内町がやられるんでしょうか。

○企画課長（登島敏文君） その運営に関しては、今後、協議して決定していくということになっております。

○1番（泰山祐一君） そうしましたら、具体的に分かる範囲でいいんですが、大体そのオープンですかね、目途としてはどのぐらいを予定していらっしゃいますか。

○企画課長（登島敏文君） これはもう、来年度中ということになると思います。

○1番（泰山祐一君） 了解しました。今ですね、瀬戸内町の中で、いろいろな取組だとは思っております、複数の、今、IT関係の取組が行われている中で、例えば古仁屋のITBASEさん。そして、先ほど話もありましたが、福祉センターのところにテレワーク、そして、清水の方に、この施設ということで、それぞれのちょっと役割が、点でなっていくのか、総括してどなたかがこうまとめていく形になるのかというところで、統一感を出していく必要があるのかなと思うんですが、そこは瀬戸内町がはからっていくという認識でよろしいですか。

○企画課長（登島敏文君） それぞれ、ITBASEですね、ITBASEは、その、何て言うんですかね、ITBASEを設置した目的というのが、その当時ですね、お互い共同でIT企業を誘致しようということで設置されたものであると。その地域包括連携と別に、その目的だけの契約書というのがあります。そこからいきますと、そういう趣旨でできたものであるということでもあります。ワーケーションというのは、さらに時代が進んでですね、仕事と休みと両方、本土の企業がこちらで活動ができるというものを目的としたものでありますので、できているわけですね。ですんで、ITBASEに関しては、毎年11月に更新になっていますんで、その都度その都度ですね、毎年、今後、どうしていくかというのは検討していかなければいけないと思っております。ワーケーションに関しては、これまで説明したとおりのですね、ことで、推進していきたいと思っております。

○1番（泰山祐一君） 了解いたしました。ほかの地域の話になりますが、奄美市さんの方では、こ

ういったITの誘致関係だったり事業の盛り上げに関して、検討の委員会だったり、そういったものを立ち上げているというふうに見ておりますが、今後、そういった横の連携も、多分、ほかの企業様がこうつながって、運営会社になっていくと思うので、そういった部分で、そういった立ち上げ、検討委員会の立ち上げなど、御検討などはできそうでしょうか。

○企画課長（登島敏文君） 今、庁舎内というか、瀬戸内町役場が中心となって、民間の方も入って、そこで検討して、出てきたのが今のワーケーションの施設であります。ですので、今後も全般ですね、ITに限らず、企業誘致も含めて、その中でですね、検討していきたいと考えております。

○1番（泰山祐一君） 承知しました。では、続きまして、30ページ、お願いいたします。30ページ、一番下、児童措置費の減に関してになりますが、マイナスの513万5,000円ということで、こちら、当初予定していた額より削減となっておりますが、当初の予定の、こちら、児童数の数とかになるんですかね、から、この減になった理由をちょっと教えていただけますか。

○町民生活課長（鼻 憲二君） はい、お答えします。児童措置費ですが、例年、当初予算を年度末辺りから作成していくんですが、その時点ですでね、新年度の児童の世帯の所得であるとか、転入者等々が見込めないものでですね、当初、例年、こちらで走らせていただいて、年度末に実績に伴って増減させていただいております。

○1番（泰山祐一君） 了解いたしました。

続きまして、33ページになります。保険衛生費、真ん中の12の委託料ですね。新型コロナワクチン予防接種委託料、3,500万ということで書いておりますが、こちらのワクチンの方ですね、今現状、瀬戸内町で分かっている範囲で、進捗状況など、今後の予定も教えていただけますか。

○保健福祉課長（鼻 克己君） この予防接種の委託料で組んでいる金額については、2,070円かけるの16歳以上が7,700名と想定していますので、その2回分ということで、この金額等は上げております。実際の開始時期というものは、今、4月には入って来るんじゃないかという形で来ているんですけども、実際のところはもう、ちょっとまだ分からない状況でありますので、予定としては4月接種に向けて進めているところであります。以上です。

○1番（泰山祐一君） 内訳の方、了解いたしました。

こちら、全国的にその医師の不足ですかね、問題視されているというふうにニュースでも見るんですけども、瀬戸内町の方でもそういったちょっと部分があるのかどうか。ちょっと、実際問題のところをお伺いで来ますか。

○保健福祉課長（鼻 克己君） 実際、医師の確保が難しいところではあるんですけども、アンマ、法人アンマとかあってですね、あと、県の方、県病院とかで、今、その調整をずっとしているところでもあります。実際のところ、医者確保が難しいところであるんですけども、集団接種を予定していますので、その確保に向けて努力しているところであります。

○1番（泰山祐一君） 承知しました。あと、瀬戸内町は土地柄、特殊なので、加計呂麻島、請島、

与路島という地域も抱えておまして、そちらの方の、こちらのワクチンの予防接種をする際なんですけど、今のところ構想では古仁屋に一極に来ていただくのか、それとも、現地に訪れて、そういった接種をスケジュール的にやろうと考えているのか。もし、決まっていることがあれば、教えていただけますか。

○保健福祉課長（鼻 克己君） 現在のところ、高齢者が先になるんですけども、きゅら島の方ですね、集団接種を行って、実際のところ、皆さん来てもらうという形になるんですけども、これで漏れた方をですね、また、その、今後ですね、検討していきたいと考えております。

○1番（泰山祐一君） 了解いたしました。これから、またG o T oの方も、再度、始まったりとか、そういったいろいろな時期に直面すると思いますので、臨機応変にそういったところの対策も御検討いただければと思います。以上です。

○農林課長（川畑金徳君） 泰山議員の手数料の件なんですけど、1月末現在で381万934円となっております。前年の同月と比較しまして、276万7,224円の減となっております。

○議長（向野 忍君） 休憩します。

再開は10時45分とします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時45分

○議長（向野 忍君） 再開します。

ほかに質疑ありませんか。

質疑、ありませんか。

○7番（池田啓一君） まず、9ページ、10ページの繰越明許費、総額が8億ちょっと超えるんですけども、8億1,700万ぐらいかな。これの、その国・県からの補助、地方創生臨時交付金等もありますけども、この2月、1月、2月、3月で決まった部分と、それ以外の中でね、当初予算、または、この補正じゃなくて、その前の補正で決まった事業で、遅れた事業等がありますか。どれどれかな。そのまた、説明をお願いします。

○総務課長（福原章仁君） この繰越明許費に関しましてはですね、議会からも決算委員会の意見書でありましたが、やはりこの会計年度独立の原則というのがあります。年度内に完了しなければならないということがございますが、また、例外としてですね、このように予算で定めておけば、翌年度に繰り越して支出ができるというものでございますが、今回、この中においてですね、今、議員がおっしゃるように、この臨時交付金以外でということでございますので、取り合えず、私の、総務課の方で、方の部分に対して、また、私の方からお答えしたいと思います。9ページの一番上の議会議場設備更新事業におきましては、新型コロナ事業の臨時交付金を使っているものでございます。10ページをお願いいたします。10ページの真ん中、真ん中過ぎの9款の消防費、これのハードマップ作成事業、これにつきましてはですね、今回、国の補助金の交付決定がですね、12月の

15日でございました。それでですね、その交付決定を得て、あと発注の準備を取りかかりますので、それで、契約したのがですね、1月の21日でございます。そういったことによってですね、補助金の交付決定が遅れたことによって、年度、年度内では完成ができなくなったということで、繰越の手続きをしているということでございます。一応、総務課に関しては以上でございます。

○町民生活課長（昇 憲二君） 町民生活課関係をお答えします。9ページの真ん中辺りに、戸籍住民関係で2件ございますが、上の戸籍住民基本台帳費の638万につきましては、税の、社会保障税番号制度に伴い、国の100%補助事業で当初から予定しておりましたが、国においてシステムの仕様策定が遅れ、システム設計についても大幅にずれ込んだため、本年度中の執行が不可能ということで繰り越しさせていただきます。2件目の、窓口申請システムについては、コロナ臨時交付金対応でございまして、繰り越しさせていただきます。

○企画課長（登島敏文君） 企画課関係のご説明いたします。9ページの持続可能な地域づくりに向けた戦略拠点形成事業、9,180万、これ、先ほどからご説明に出ておりますワーケーション施設の総額でございます。今、指定管理者を決定して、今後、建設について検討して、来年度中に、令和3年度中に建設をするということで、繰越になっております。それから、ドローンを活用した物資輸送と実証実験事業ですけれども、これ、全体で3,200万なんですけれども、3,000万に関しては、今年度中にそのJALグループ、三井住友グループ、そして、瀬戸内町で包括連携協定を結んでいる中で、瀬戸内町におけるエアモビリティ推進協議会というのを設置いたしまして、そこに3,000万は支出するということになっております。残り200万は、その地域の課題を抽出するということで、協議会を設置しておりまして、その協議会のための経費を200万組んでおりましたけれども、これが、今年度分は約70万支出したということで、残りは来年度に繰り越すということになっております。それから、2番目の電子自治体推進費、これは、加計呂麻地区の光ケーブルですね。これの残り、今年度中で一応全体の予算は計上しましたけれども、工事の関係で、主に実久地区方面って言うんですかね、残りの部分を来年度に実施するというので、こちらに計上してあります。

○商工交通課長（勇 忠一君） 商工交通課関係の方を説明いたします。9ページの上から6番目、7番目にありますけれども、先ほど議員の質問に対して答えました、瀬戸内町事業継続支援、支援金給付事業3,000万と第2弾の瀬戸内町支え合いクーポン事業4,800万。2件とも、町単独の単費でございます。以上です。

○農林課長（川畑金徳君） 農林関係の繰越を説明いたします。農業創出緊急支援事業、6,520万3,000円、これは、交付決定っていうか、内示がですね、1月末にありまして、事業完了が今年度中には難しいってことで、一応、ハウスを計画、当初であげとったんですが、内示が来たのが1月現在ということで。また、新年度予算で、省力化機械をあげておりますが、それがまた、前倒しで、3年度事業に内示がきましたので、それも3年度の、3月の補正であげて、繰越ということになっております。次に、地方創生の交付金事業ですが、これはですね、コロナ禍の感染の第3波でですね、事業実施予定では、事業の対象者が、来島者が見込めないため、繰り越して、4月以降に実施

したいと考えております。先ほども質問がありましたけれども、支援センターの修繕費なんです
が、これも繰り越して、7月中には完成したいと考えております。最後に、災害復旧費なんです
が、これが与路の法面工事です、地権者等の登記がですね、2月末に終わりました、3月中に工
事が発注する予定であります。以上です。

○建設課長（西村強志君） 建設課関係の繰越明許費について説明いたします。9ページの林道管理
費につきましては、林道宇検中央2号線で発生した災害復旧工事を発注済みですが、標準工期が取
れずに繰越を予定しております。それに伴って、今現在、通行止めをしまして、宇検中央2号線
で至るところで小規模な崩土が発生しております。それと併せて、今回、287万6,000円を繰越をす
ることとしております。次に、土木施設維持費の336万9,000円につきましては、地元との調整によ
り、工事着手が3月中旬頃になるってということで、どうしても今年度では完成できないって
ことで、繰越をすることとしております。次に、社会資本整備総合交付金事業、これにつ
きましては、保安林解除申請を出していましたが、それに不測の日数、7か月ぐら
いを要したことにより、工事が完成しないってということで、今回、繰越を行う
ものです。次に、防災安全交付金事業、7,552万円、これにつきましては、橋梁につ
きましては、他の事業との調整がありましたので、それで工事着手にできなかった
ということで、繰越を行います。あと、災害防除につきましては、6月の豪雨に山腹崩壊
が起きて、その工法選定に日数を要したということで、今回、繰越を行う
ものです。次に、急傾斜地崩壊対策事業、900万、これにつきましては、工法を
検討を行ったところ、法面の暫定工事となることから、令和3年度の工事と一緒
に施工するということで、今回、繰越となっております。次に、林道、現年補助
林道災害につきましては、年度末発注ということで、標準工期が取れない
ってことで繰越をするものです。あと、現年単独林道災害、これにつ
きましては、宇検中央2号線で地滑り災害が起きてまして、そのボーリング調査に
日数を要するってということで、繰越を行う者です。あと、現年補助道路災害、
これにつきましては、支障となる水道管、農業用水、その移設時期、そう
いったことの調整により、繰越をすることとなっております。以上です。

○水産観光課長（義田公造君） 水産観光課の事業内容を説明します。まず、9ページの5番目
ですね。持続可能な自然環境形成事業、285万1,000円です。これは、1月に
発注していますので、繰越を予定しております。これは、地方創生臨時交付金
事業、充ててます。あと、9ページの一番下の方、移住者、帰省者、居場所
づくり創出事業、90万です。これの方も、現時点では募集はあるん
ですけれども、実際、支払いの方は、まだ行っておりません。繰越を
予定しております。これも、臨時地方創生交付金事業、充てて
います。10ページの上の、一番上ですね、瀬戸内町体験観光メニュー
利用促進事業、この100万です。この事業内容は、海中清掃事業と退散
花火事業、奄美満喫ツアー事業、三つありますけれども、この中の奄美
満喫ツアー事業を100万、繰り越しております。あと、10ページの上
から6行目ですかね。港湾建設事業。これは、用地買収20万を
ですね、繰り越しております。道路に係る部分の15筆の中の2筆が買収
できていないもんですから、その分の繰越に

なっております。10ページの一番下の方ですね、現年単独港湾施設災害、これ、去年の9月の台風で、9号災害、台風の災害でございます。発注の方ですね、1月に発注したものですから、工期が取れないということで、繰越を予定しております。以上です。

○7番（池田啓一君） この繰越明許費に関してはですね、以前から私の方でも注意して見てきたんですけれども、もちろん、国・県の交付金、また、補助金の遅れ、臨時創生金とか、今回の場合には、遅れがあり、事業がまた、年度末になってきたから繰り越し。そしてまた、今日、聞いた部分ではすごく工期とか、そういう、農地、土地の買収とか、そういう部分が上手くいなくて伸びていくってことなんですからけれども、その国・県の決定、そして、そういう補助金、交付金の遅れは致し方ないとは思いますが、もうちょっとこう努力できる部分はないのかなと思ってる、毎年の質問です。できるだけ繰越明許費っていうものを出さないように努力してほしいなと思います。ただ、これに関しては仕方ないって部分も確かにあります。ですが、やはり今年度中の仕事、当初予算で出た仕事は、やはり今年度中にやっていただきたい。また、このことは事業それぞれの中で、出てきたらお尋ねしたいと思います。

15ページ、1款1項2目、2目じゃない、1款、町税の中の4項ですね、4項、市町村たばこ税、これが301万4,000円かな、増になっています。これは値上がりの分ですか。

○税務課長（町田孝明君） 値上がりかどうかは、ちょっと分かりませんが、現在、6,400万ほど交付税、6,400万ほど1月末で交付されております。それを見込みまして、3月に公布されたら、これぐらい増額分があるということで計上してございます。

○7番（池田啓一君） 私自身がたばこ止めたり吸ったり、その繰り返しなんですけれども、市町村、たばこ税でこれだけ入っている、7,000万入っている。ですが、あまりにもたばこ吸う人の身になってないなとも思います。もちろん、もう庁舎内では吸ってはいけないうから、大きい声では言いませんが、その、一般質問でもやろうと思ったんですけれども、やりますけれども、その海の駅、海の駅のたばこ、喫煙者に対してあまりに酷いなとも思っています。その件は感じていませんか。たばこ税、これはもう、一般質問でやりますけれども、どうでしょうか。

○商工交通課長（勇 忠一君） 1月から海の駅の方へ事務所を移して、私もたばこを吸うものから、喫煙所は。

○7番（池田啓一君） 分かりました。

○議長（向野 忍君） 最後までちゃんと答えてください。

○商工交通課長（勇 忠一君） また、一般質問でもされるということですので、そのときに、お願いいたします。

○7番（池田啓一君） 続いて、その15ページ、先に歳入は、これまでやって、あとに回したいと思えます。13款1項1目の、この、これも最初の方で出ていますけれども、まずこの中継伝送設備、これの内容の説明。

○企画課長（登島敏文君） これはですね、今回、本島側から加計呂麻島に海底ケーブルを敷設して

ですね、そこから勝能局、反対側は木慈局に、その海底ケーブルが行っていますね。その施設、その海底ケーブルを含めて、あとその、今後、その基地局から、今回、今度から枝葉で行くわけですね。太い幹が行って、細かい枝葉が各集落に回っていくと、そういう工事が行われていくということになっております。今のところ、海底ケーブルと、その転換する機器ですね。その分の全般を指しております。

○7番（池田啓一君） 私自身が実際聞いたかったのは、この中継伝送設備ってというのが、今、課長がおっしゃった、海底ケーブルを含め、勝能局、木慈局、そこまでが中継伝送設備ってなるんですか。

○企画課長（登島敏文君） そのとおりであります。この、ここで使用料として入って来ているのは、結局、その加計呂麻島については公設の民営なんですね。なので、NTTさんが、役場が敷設した、結局その海底ケーブルってというのは役場の、瀬戸内町のものなんですね。その使用料をこちらで払っていただいているということでもあります。

○7番（池田啓一君） これもまた、歳出の方で出ていますので、そこで聞きたいと思います。

もう一つ、その同じ13款商工費使用料、その加計呂麻体験交流館入場料の減、これもまた、歳出の方にも出ていますけれども、私がここで聞きたいのは、これだけ使用料が少ない、少なくなっている。全体的にも元々少ないんですけれども、コロナのために、もっと少なくなったと思います。この加計呂麻体験交流館のあり方を、今後、どのように、今、考えているのか。今後のことを考えているのかどうか。ただ、そこだけお尋ねします。

○水産観光課長（義田公造君） お答えします。令和2年度の、この体験交流館の利用者数が3,960名となっております。これは、去年の4月から1月の人数です。また、令和元年度の4月から1月の利用者数が9,532名となっております。今年度は比較しますと42%の減となっております。これは、コロナ禍の中ですね、観光客が来れなかったっていう、それがもう一番の要因だと思っています。今後、この使用について、また、観光客については世界遺産も見据えた上で、その中でいろんなイベント関係、観光客の増員を増やすためにいろんな策を検討しながら、今後、対応していきたいなと思っています。

○7番（池田啓一君） 私が聞いたかったのは、そのもう入場料で云々、今年度幾ら入ったからじゃなくて、そして、体験交流館がずっと赤字、黒字じゃないんですけれども、上向きになかなかならない。そして、そのできたら、こんなことを言ったらなんですけれども、自主運営ができるぐらいの、そういう有態に持って行けないかなってことを考えているか、考えていないかなんですけれども、どうなんでしょうか。

○町長（鎌田愛人君） この体験交流館についてはですね、今、先ほど来あるように、コロナ禍の中で、減が、状況あります。今の時点でですね、このコロナの状況がどうなるか分からない時点で、この体験交流館の方向性は、まだ、今の時点では示せる状況にないと思います。今後ですね、コロナ禍の中で、この新しい生活様式、新しい働き方、新しい旅行の形態がいろいろ形として出てきた

ときに、そういう中で、採算性などを考えた中ですね、民間委託や指定管理者なども含めた中で、検討すべきことだと思いますので、今の時点ではですね、この方向性については答えられません。以上です。

○7番（池田啓一君） 分かりました。これから世界遺産、世界自然遺産登録にも向けて、いろいろ体験交流館内ですね、いろんなものの設備って言ったらいいのかな、そういうの、充実を図ったり、何とか観光客を受け入れる体制をもう少し考えて、そして、できたら自主運営って私は思っています。また、そういうことは、今後、町長も考えていくということで、取りあえずこのことは苦言を申しておきます。今のままでは本当に、世界自然遺産登録になっても、その魅力ある加計呂麻なんですけど、体験交流館にはあまり魅力を感じない。

20ページ、2款1項1目1節会計年度任用職員報酬の減。これを、人事補佐の方から、昨日、一昨日かな、少し説明を受けたんですけども、今までの臨時職員と会計年度任用職員になってからの報酬の違いっていうのがあるのかどうか。

○総務課人事補佐（義永将晃君） 会計年度任用職員の給与についてお答えいたします。令和元年までの臨時職員については、労働契約法に基づく契約により、日当の方式をしておりましたが、令和2年度から、全国、会計年度任用職員が地方公務員法上制定されまして、職員の給与を基準に給与設定しております。従いまして、結果ですね、賞与の支給、通勤手当の支給などがプラスとなっておりますので、年間の支給とすると、ほとんどの職種においては増額となっております。

○7番（池田啓一君） この補正予算の、見ていますと、会計年度任用職員、報酬は結構下がっているの多いんですけども、この説明。確かに上がっているところもありますけれども、その報酬の減の説明は。

○総務課人事補佐（義永将晃君） 報酬の減につきましては、当初、時間外勤務手当をですね、報酬で支出することになっておりますので、時間外を見込んでいたものの減によるものでございます。

○7番（池田啓一君） 次に、21ページ、その7節、60万8,000円の減。この説明をお願いします。

○総務課長（福原章仁君） この報償費の減でございますが、これは当初予算で計上していたのがですね、64名の方で計上していました。しかし、結果としてですね、1名の方が二つの、2地区を、2地域を兼務している、いますので、この分についてですね、結果的に63名でとなったことによってですね、この分が減になったということでございます。

○7番（池田啓一君） 了解しました。

22ページ。2款1項9目、940万3,000円、積立金。それで、合計、公共施設維持管理基金の積立金は幾らになりましたか。併せて、財調、そして、その他の積立金の現在高、お願いします。

○総務課財政補佐（茂野清彦君） 基金についてお答えいたします。まず、公共施設維持管理基金の方の現在高が3億6,984万9,000円となっております。財政調整基金に起きましては、当初目標としております15億円という形で、確保、現在高、しております。現在、各積立金の合計としましては、21億4,600万程度という形になっております。以上です。

○7番（池田啓一君） それでは、先ほど出ました企画費の中の、その中継伝送設備保険料の減、中継伝送設備補修業務委託料の減、中継伝送設備賃貸料の減。これは、この説明をお願いします。これはどういうことかな。

○企画課長（登島敏文君） この、これが減になっているのはですね、当初、令和元年の、令和元年の末ですね、完成予定であったものが、台風とかコロナの関係で工事が半年伸びましたんで、1年分計上していたものが、その半年分はいらなくなったということで減になっております。それから、そもそもがですね、その瀬戸内町はそのケーブルを、使用料をいただくんですけども、逆に瀬戸内町もNTTさんの局舎に物を置かせてもらったりとかですね、元々あるその電話工事の管路を使わせてもらったりとか、そういった関係がありますので、そういった分の利用料っていうか、そういうのはお支払いする。なので、利用料、お互いに払っている関係ですね。毎年、協議して決めていくということで、お互い相殺して決めていくということで。あまりそのプラマイは発生しないだろうなと思っております、はい。

○7番（池田啓一君） このことに関連してですけども、その、先ほども聞きましたけれども、一応、光ケーブル自体の完成は、今年は6月まで、今年の6月、押角までが今年。その工事と、この完了日程。

○企画課長（登島敏文君） 工事が終わる分は、6月から使用できます。もう、あと残りの分が令和3年度の末ですね、に供用開始となります。ですので、押角までっていう区切りではなくてですね、集落ごとというと、ほぼ今年度、鎮西地区を行うんですけども、その中でも徳浜とか、一部、工事がされない部分もありますので、その鎮西、実久っていう括りで話をすると、ちょっとおかしくなってしまうんですよね。ですので、来年度はその、3年度末に終わるのは実久地区を、主に実久地区という表現がよろしいかと思えます。

○7番（池田啓一君） これは確認なんですけれども、企画課の方で聞いたんですけどもね、改めてこの場でお尋ねしたいと思えますけれども、その阿多地集落、今、1戸だけです。そして、少ないという、あと外れになると、徳浜ですか。徳浜とも言いましたので、徳浜、阿多地も確実に光ケーブルは届くんですね。

○企画課長（登島敏文君） はい、加計呂麻の全集落にできます。

○7番（池田啓一君） それと、23ページの2款1項の中の14目18節、この中の高度無線環境整備推進事業、この説明をお願いします。

○企画課長（登島敏文君） この分がですね、先ほどご説明いたしました、残りの部分の工事ですね。必要な部分は繰越明許費で繰り越します。その残りがこの金額になっております。

○7番（池田啓一君） 同じく23ページ、15目、その中の12節、看板製作業務委託料の減、この説明をお願いします。

○水産観光課長（義田公造君） お答えします。これはですね、世界自然遺産登録後の看板を予定しておりました。しかし、登録延期に伴い減額としております。来年度、新年度で予算は組んでおり

ます。

○7番(池田啓一君) その世界自然遺産に向けてかどうかはしれない、知らないですけども、瀬戸内町、大島郡全体、トレイルコースが決まったと。そのトレイルコースの看板等は。そしてまた、そのトレイルコースの瀬戸内町内のマップ等は作る予定はないのか。

○水産観光課長(義田公造君) トレイルコースのですね、看板は、もう現在、設置しております。あと、地図の方もですね、製作していて、観光協会の方に一つ500円で販売をしているところです。観光協会の方が販売をしているってことです。

○7番(池田啓一君) ごめんなさい、私、看板見たことないもんですから。加計呂麻の方にもトレイルコース、ありますよね。その看板っていうのは、例えば生間港とかその瀬相港辺りにやって、そこでトレイルコースはここにありますが形を出して、そして、そのトレイルコースに入ったら、そこにやっぱりトレイルコースって看板があるのかな。どういう形で立てています。

○水産観光課長(義田公造君) 看板の箇所はですね、全箇所までちょっと確認はしていないんですけども、海の駅の駐車場の入り口のところにですね、トレイルコースの看板、設置しております。

○7番(池田啓一君) なるほどですね、その海の駅の全体的な地図の中に、トレイルコース、こう色分けしてあると、そういう形ですね。その現場には、その、別にトレイルコースとかの看板は立てないってことですね。立てていないってことですね。

○水産観光課長(義田公造君) 現時点では、その箇所には設置はしておりません。

スタート地点とか、その辺のですね、看板っていうか、それは確認をして、また、連絡します。

○7番(池田啓一君) すいません、私が全然気がつかないもんですから。もしよければですね、もしこれからであれば、やっぱりトレイルコースの、今言った、スタート地点とゴール地点。そう、スタート、ゴールはないと思うんですけども、やっぱり看板はほしいと思います。

○町長(鎌田愛人君) トレイルコースの途中にですね、杭を打って、道路際に、ここがトレイルのコースですと清水コースとか、そういう杭は打ってあります。看板はですね、主要なところに、先ほど申しあげました海の駅とか、また、今後、可能であれば加計呂麻の二つの港の場所にもですね、加計呂麻に限定したコースが分かるような、それも必要かもしれませんし。一番、先ほど課長からもありましたように、そういう地図ですか、地図が販売されておりますので、それを活用したり、ホームページとか、それで、利用者にはですね、そういう、示したいと思いますけれども、そのコースの途中途中に杭は打ってあります。

○7番(池田啓一君) 今、加計呂麻にも何か所かあると思うんですけども、私自身が全然知らないもんですから、見たこともないもんですから。できたら、そのトレイルコースの中で、例えば景勝地であったり、例えばその樹木の中で特筆するものがあったり、そういうものがあれば、やっぱり、何らかの形で掲載していた方がいいのかなとも思います。トレイルコース自身が観光客を呼ぶ。また、地元の人たちのウォーキングコースになるとかいろいろありますけれども、やはりその

トレイルに選ばれた、トレイルコースに選ばれた、ある意味、意味があると思いますので、その部分の方の、方までね。詳細ってまではいかないんですけども、写真を付けるとか、ちょっとした樹木があれば、その説明載せるとか、そういう形があればいいのかなとも思います。

○水産観光課長（義田公造君） 先ほどのお話なんですけれども、観光協会の方にですね、パンフレットがあります。その中には、景勝地とかですね、そのコースの途中ポイントのいろんな見どころとか、いろいろ書いてますので、そちらの方を確認されたらいいと思います。

○7番（池田啓一君） そうですね、私自身が気がつかなかったもんですから。できれば、景勝地には杭を打って、ここがっていうものもあってもいいかなとも思います。

33ページ、4款1項2目の中の、その新型コロナウイルスワクチン接種体制事業補助金ですか。先ほどもありましたが、これ、接種体制っていうのは、もうきゅら島交流館で行うってだけでよろしいですか。あと、その漏れた方々はっていうのもありましたけれども。その体制っていうのは、きゅら島交流館だけでいいのかな。

○保健福祉課長（昇 克己君） 今、議員のおっしゃったですね、体制というものはですね、コールセンターというものをですね、立ち上げてやるということでありまして、それはへき地診療所ですね、2階に設置して、対応していきたいと考えております。先ほど言った、へき地診療所だけというのは、接種の会場をですね、基本、きゅら島交流館の方で、まず始めないと、その後、その後に関しましてはですね、また、随時対応していきたいと考えております。

○7番（池田啓一君） また、その下の、その備品購入費の冷蔵庫購入費、これが気になったんですけども、そのワクチン自体がマイナス70度で、普通であれば、普通っていうか、マイナス20度前後であれば、5日から1週間しかもたないって言われていますけれども、そのための冷蔵庫購入ですか。違う。

○保健福祉課長（昇 克己君） この冷蔵庫につきましては、きゅら島交流館に置く予定でございます。その冷凍庫、冷凍庫におきましては、まだ来ていないんですけども、この通知が、通知というか、3月中旬ぐらいには配布されるということであるんですけども、それはへき地診療所の方に設置したいというふうに考えております。

○7番（池田啓一君） その冷凍庫自体は、今、先ほど申しました、新型コロナウイルスワクチン接種体制の中に入るのかな。それとも、国や県からその冷凍庫が貸与、貸すって形になるのかな。

○保健福祉課長（昇 克己君） 先ほど言った、冷凍庫に関しては配布されることとなっております。今、冷蔵庫に関しましてはですね。

○7番（池田啓一君） 私の勘違いでした。私はそれだと思っていた。

○保健福祉課長（昇 克己君） よろしいですか、はい。

○7番（池田啓一君） 40ページ、6款1項15目、これの奨励金の減、これは捕獲数が少なかったのかどうか。

○農林課長（川畑金徳君） 1月末でですね、497頭、捕獲されています。補正であげたときにです

ね、もっと、700頭、600頭近くをあげていますが、一応、3月15日までで終わるっていうことで落としていきます。

○7番（池田啓一君） その下の16目の中の15節、加工、原材料費ってなっているんですけども、この加工用材料ってというのはなんですか。

○農林課長（川畑金徳君） これはですね、いっちゃむんで販売しておりますソフトクリームの原料でございます。

○7番（池田啓一君） 41ページ、6款2項2目、ここの20節、林業振興資金貸付金の減、1,000万。説明をお願いします。

○農林課長（川畑金徳君） これはですね、森林組合の方に貸付しているもので、森林組合の方で、また、借り入れがなかったっていうことで落としております。

○7番（池田啓一君） 次に、42ページ、6款2項8目24節、森林環境譲与税の説明をお願いします。

○農林課長（川畑金徳君） これですね、平成元年度から始まっていると思いますが、これ、島材の推進と、林業者の、林業者っていうか、林業者の担い手の育成のために使えるものです。今まで集落の看板とか、そういうのを作っておりました。以上です。

○7番（池田啓一君） これは基金積立になっていますけれども、幾らか基金あります。

○農林課長（川畑金徳君） 現在はですね、基金の積立が1万3,000円となっております。

○7番（池田啓一君） 43ページ、6款、これも3項の3目の、W i - F i 環境構築委託料の増、これの説明をお願いします。

○商工交通課長（勇 忠一君） このW i - F i 設備については、商工交通課が海の駅へ事務所、移転しました。その、現在、いろんな会議とリモートが多いもんですから、課内、海の駅2階部分のですね、交通係、商工交通係、この係で使用する分のW i - F i 設備を整備したいと考えております。

○7番（池田啓一君） 課内だけじゃなくて、もう気付いていると思うんですけども、海の駅、W i - F i 弱いですね。何か使うと、すぐ使えなくなる。その強化とかは図られないんですか、海の駅の。

○商工交通課長（勇 忠一君） 海の駅ではフリーW i - F i が通っております。ですけども、そのリモート会議とかに対応できないので、新たにそれ専用のW i - F i を整備しようとしているんですけども、フリーW i - F i も10分ですかね、それを過ぎると、メールアドレスを送ると返ってきたところにつなぐと何か月か使えるようになっていると思います。

○7番（池田啓一君） 分かりました。海の駅でW i - F i 使うと、結構弱くて、入りづらいもんですから、その機能強化かなと思っての質問でした。分かりました。

次に、その下の4目、この同じく14節の機能保全事業の内容。

○水産観光課長（義田公造君） お答えします。これは、久慈地区のですね、物揚げ場の舗装工事でございます。この減額は、入札執行残による減額でございます。

○7番(池田啓一君) 同じく、その下ですね。14節、説明をお願いします。

○水産観光課長(義田公造君) この工事はですね、芝地区のボックスカルバートの補修工事でございます。これも入札執行残による減でございます。

○7番(池田啓一君) すいません、今、ちょっと聞き取れなかったもんだから。芝地区の何かな。

○水産観光課長(義田公造君) 漁港施設のですね、整備事業で、ボックスカルバートって言って、暗渠になった形のですね、工事です。改修工事です。これの入札執行残のですね、件です。

○7番(池田啓一君) 47ページ、8款4項2目、その中の14節ですね、この説明をお願いします。

○水産観光課長(義田公造君) これはですね、加計呂麻港のですね、俵地区の工事でございます。これも入札執行残による減でございます。

○7番(池田啓一君) 俵地区の、あの加計呂麻港なんですけれども、まだなかなか全容が見えない。その港へ、その施設へ入る道路の整備はまだまだ先だろうと思えますけれども、その進捗率はどうなっています。

○水産観光課長(義田公造君) お答えします。令和2年度のですね、進捗状況が77%になっております。議員御指摘のとおり、見えないっていうのはですね、まず、この工事なんですけれども、まず、沖の方から浚渫をして、沖の方から順番に工事をしていきます。また、基礎部分からずっと行ってきて、また、ケーソンの製作、その辺でお金を、金額が結構かかっております。今度、外壁の方、終わったらですね、中の方を埋め立てて、あと、取付道路の方に入っていく予定です。なかなか海に沈んだ部分と周りの部分の浚渫とか、その辺でお金がかかるもんですから、なかなか見えて来なくて、%は77%になっているんですけれども、あともう埋め立てて、道路っていう形になりますんで、来年、再来年、一応予定では令和4年度完成予定してますけれども、もしかしたら5年度までなるかも分かりません。以上です。

○7番(池田啓一君) 分かりました。77%、そして、もしかしたら今年度、完成、供用開始。ただ、供用開始、完成の日程が分かったら教えてほしいなと思ってる質問です。

○水産観光課長(義田公造君) 一応、現時点でのですね、完成予定は令和4年度完成予定です。しかし、道路の取付道路、その辺のいろんな関係でですね、もしかしたら5年度まで延びるかも分かりません。以上です。

○7番(池田啓一君) 分かりました。以上です。

○農林課長(川畑金徳君) すいません。森林環境贈与税の残高なんですけど、現在のところ、修正をお願いします。94万3,000円が残高でございます。

○議長(向野 忍君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(向野 忍君) 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第2号、令和2年度瀬戸内町一般会計補正予算（第10号）については、原案のとおり可決されました。

休憩します。

再開は、1時30分からとします。

休憩 午前 11時46分

再開 午後 1時30分

○議長（向野 忍君） 再開します。

企画課長より訂正がありますので、許可します。

○企画課長（登島敏文君） 午前中の池田議員からの加計呂麻光整備に関する質問の中で、徳浜と阿多地集落も光が使えるのかという御質問がありました。それに対して、私は全集落使えますというふうに申し上げましたけれども、課員の方から指摘がありまして、訂正したいと思います。加計呂麻島光整備につきましては、整備事業者のNTTが各地区にて整備に係る現地調査を行っていたところ、阿多地地区につきましては、光整備は必要ないとの住民意向があったとのことで、当局にて、阿多地の区長さんに事実関係を確認したところ、家でネットは使わないし、携帯電話が利用できるので、光整備は必要ないとの回答がありました。ですので、阿多地地区は整備の対象外となっております。それから、その光関係の答弁の中で、本来、鎮西地区と申し上げるべきところをですね、実久地区と私は答えておりますので、改めて令和2年度の整備地区をですね、申し上げておきたいと思っております。令和2年度で光整備が完了するところは、押角集落、勝能集落、スリ浜集落、諸数集落、生間集落、渡連集落、安脚場集落、諸鈍集落の8集落になります。以上でございます。

△ 日程第6 議案第3号 令和2年度瀬戸内町巡回診療施設特別会計補正予算（第5号）について

○議長（向野 忍君） 日程第6、議案第3号、令和2年度瀬戸内町巡回診療施設特別会計補正予算（第5号）についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第3号、令和2年度瀬戸内町巡回診療施設特別会計補正予算（第5号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本予算は、第4号補正予算成立後、新たに生じた事態に対処するため、所要の措置を行おうとするものですが、その主な内容は次のとおりであります。

まず、第1表の歳出について申し上げます。へき地診療所事業費の施設管理費から1,093万8,000円。医業費から63万5,000円を減額したこと。与路診療所事業費の施設管理費から86万8,000円を減額したこと。

次に、歳入について申し上げます。診療収入のへき地診療所事業収入から2,756万2,000円。諸収入の雑入から5,389万5,000円。国庫支出金の国庫補助金から300万8,000円を減額したこと。県支出金の県補助金に192万2,000円、繰入金の一般会計繰入金に7,010万2,000円を追加したこと。

次に、第2表の繰越明許費について申し上げます。へき地診療所事業費において、総額3,850万7,000円を繰越明許費として計上したこと。

ご審議の上、議決くださいますよう、お願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○5番（柳谷昌臣君） 1点だけ、お聞きしたいと思います。9ページ。9ページ、1款1項1目一般管理費の中の7節報償費、派遣医師報償費の減、応援医師報償費の減、この要因をお願いいたします。

○保健福祉課長（鼻 克己君） 1点目の派遣医師報償費に関しましては、現在いる、へき地にいらっしゃる医師のコロナワクチン接種、検体接種をするときのその分の減額であります。件数がそれほどなかったということでの減額となっております。それと、応援医師報償費の減額に関しましては、コロナの関係でですね、へき地の医者がちょっとコロナに罹ったとか、そういうために応援をもらうための、派遣してもらう、応援してもらうための医師の分と、あと、妊婦検診が実施されなかったということでの減額であります。以上です。

○5番（柳谷昌臣君） どちらもコロナ関係、若しくは妊婦関係でございますが、コロナ関係というのは、例えば本町で、そのコロナの陽性者が出て、患者さんが、例えば本町で病院にかからなければいけないときのために用意して、それがなかったので減にしたということでしょうか。

○保健福祉課長（鼻 克己君） PCR検査を受けるというのがですね、本町でしないといけないというときにですね、発生するものであります。

○5番（柳谷昌臣君） ということは、本町ではPCR検査は行われることはなかったということで、その応援も受けることもなかったということでよろしいですか。

○保健福祉課長（鼻 克己君） 回数をですね、予定していた数よりは少なかったということです。確か11月でしたかね、とかもPCR検査自体はですね、件数はちょっと定か、私、今、数量持っていないんですけども、そのPCRを受ける方が少なかったということでの減額としております。

○5番（柳谷昌臣君） 今後、どのようになるか分からないんですが、本町でももしかしたらそういう患者さんが増える可能性もなくはないと思います。そのときに、また、この応援医師等、呼べる

ような準備は常に整っているのでしょうか。

○保健福祉課長（鼻 克己君） 今年度に関しましては、この補正をした時点ですすね、2か月分の派遣医師と応援医師の分は残しております。新年度に関しましては、また、補正対応とかですすね、そういう形で準備していきたいと考えております。

○5番（柳谷昌臣君） はい、本町でも、いつこういう緊急事態になることもあるかと思っておりますので、ぜひ、何があっても対応できるように、準備の方はしっかりとさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（向野 忍君） ほかに質疑ありませんか。

○3番（永井しずの君） 1款、目、1・2・3・4・5、補正額が全て減になっているんですけども、この理由をお願いいたします。8ページですすね、8ページ。歳入の方。1款診療収入。

○保健福祉課長（鼻 克己君） これは実績に伴いまして、収入が減っているということでありまして。コロナの影響もあるんじゃないかと考えております。

○3番（永井しずの君） はい、了解しました。

○議長（向野 忍君） ほかに質疑ありませんか。

○1番（泰山祐一君） 5ページになります。こちらの繰越明許費ですすね、1款1項離島へき地医療従事者医師要請事業なんですすけれども、こちら、先ほどの柳谷議員からの質問と重複するのかもしれないですが、今度、令和3年度にどういったタイミングでこの事業を活用する予定なのかをお伺いさせていただきます。

○保健福祉課長（鼻 克己君） 繰越明許のこの離島へき地医療従事者医師要請事業の繰越なんですすけれども、これは、今現在、へき地診療所ですすね、防水工事を、屋上ですすね、防水工事をするんですすけれども、それが、今、委託をかけてまして、工事発注は今からとなりますので、その分の繰越明許となっております。

○1番（泰山祐一君） すいません、事業の名称と、今、お話あった事業の内容が結構違うのかなと思いますすし、離島へき地医療従事者医師要請事業ですが、その屋上の、その防水事業に活用されるってことですか。

○保健福祉課長（鼻 克己君） この事業名がですすね、離島へき地医療従事者医師要請事業ということですから、そういう枠がありまして、その中でへき地診療所の防水工事というものをやっているということでありまして。

○1番（泰山祐一君） 以上です。

○議長（向野 忍君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから、議案第3号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第3号、令和2年度瀬戸内町巡回診療施設特別会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第7 議案第4号 令和2年度瀬戸内町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

○議長（向野 忍君） 日程第7、議案第4号、令和2年度瀬戸内町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第4号、令和2年度瀬戸内町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本予算は、第3号補正予算成立後、新たに生じた事態に対処するため所要の措置を行おうとするものですが、その主な内容は次のとおりであります。

まず、歳出について申し上げます。保険給付費の療養諸費に2,150万8,000円。高額療養費に1,000万円を追加したこと。

次に、歳入について申し上げます。県支出金の県補助金に1,937万3,000円。繰入金の他会計繰入金に971万5,000円を追加したこと。

次に、直営診療施設勘定について申し上げます。歳出の池地診療所事業費と歳入の繰入金から、それぞれ59万8,000円を減額したこと。

ご審議の上、議決くださいますよう、お願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第4号、令和2年度瀬戸内町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第8 議案第5号 令和2年度瀬戸内町介護保険特別会計補正予算（第4号）について

○議長（向野 忍君） 日程第8、議案第5号、令和2年度瀬戸内町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第5号、令和2年度瀬戸内町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本予算は、第3号補正予算成立後、新たに生じた事態に対処するため、所要の措置を行おうとするものですが、その主な内容は次のとおりであります。

まず、歳出について申し上げます。保険給付費の介護サービス等費から343万2,000円を減額したこと。

次に、歳入について申し上げます。繰入金の一般会計繰入金から101万6,000円を減額したこと。

ご審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから、議案第5号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第5号、令和2年度瀬戸内町介護保険特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第9 議案第6号 令和2年度瀬戸内町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）について

○議長（向野 忍君） 日程第9，議案第6号，令和2年度瀬戸内町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とし，町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第6号，令和2年度瀬戸内町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）について，提案理由の説明を申し上げます。

本予算は，第3号補正予算成立後，新たに生じた事態に対処するため，所要の措置を行おうとするものですが，その主な内容は次のとおりであります。

まず，歳出について申し上げます。保健事業費の健康保持増進事業費から30万円を減額したと。

次に，歳入について申し上げます。繰入金の一般会計繰入金から31万円を減額したこと。

ご審議の上，議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから，質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これから，討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから，議案第6号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は，原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって，議案第6号，令和2年度瀬戸内町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）については，原案のとおり可決されました。

△ 日程第10 議案第7号 令和2年度瀬戸内町船舶交通事業特別会計補正予算（第5号）について

○議長（向野 忍君） 日程第10，議案第7号，令和2年度瀬戸内町船舶交通事業特別会計補正予算（第5号）についてを議題とし，町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第7号，令和2年度瀬戸内町船舶交通事業特別会計補正予算（第5号）に

ついて、提案理由の説明を申し上げます。

本予算は、第4号補正予算成立後、新たに生じた事態に対処するため、所要の措置を行おうとするものですが、その主な内容は次のとおりであります。

まず、歳出について申し上げます。総務管理費に14万円増額計上しました。せとなみ費に40万2,000円、増額計上しました。フェリーボート費から157万6,000円、減額計上しました。

次に、歳入について申し上げます。一般会計繰入金に1,532万4,000円を増額計上しました。諸収入から1,638万8,000円を減額計上しました。

ご審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第7号、令和2年度瀬戸内町船舶交通事業特別会計補正予算（第5号）については、原案のとおり決定しました。

△ 日程第11 議案第8号 令和2年度瀬戸内町古仁屋港上屋事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（向野 忍君） 日程第11、議案第8号、令和2年度瀬戸内町古仁屋港上屋事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第8号、令和2年度瀬戸内町古仁屋港上屋事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、当初予算成立後、新たに生じた事態に対処するため、所要の措置を行おうとするものですが、その主な内容は次のとおりであります。

今回の補正は、歳入のみの調整であります。諸収入の雑入を372万1,000円減額計上しました。これに伴い、一般会計からの繰入金を372万1,000円、増額計上しました。

ご審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから、議案第8号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第8号、令和2年度瀬戸内町古仁屋港上屋事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第12 議案第9号 令和2年度瀬戸内町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（向野 忍君） 日程第12、議案第9号、令和2年度瀬戸内町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第9号、令和2年度瀬戸内町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本予算は、第1号補正予算成立後、新たに生じた事態に対処するため、所要の措置を行おうとするものですが、その主な内容は次のとおりであります。

まず、歳出について申し上げます。総務費から246万1,000円を減額計上しました。

次に、歳入について申し上げます。歳入から246万1,000円を減額計上しました。

ご審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから、議案第9号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第9号、令和2年度瀬戸内町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第13 議案第10号 令和2年度瀬戸内町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について

○議長（向野 忍君） 日程第13、議案第10号、令和2年度瀬戸内町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第10号、令和2年度瀬戸内町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本予算は、第3号補正予算成立後、新たに生じた事態に対処するため、所要の措置を行おうとするものですが、その主な内容は次のとおりであります。

歳出について申し上げます。簡易水道総務費から105万1,000円、簡易水道施設費から1,018万5,000円を、それぞれ減額しました。

次に、歳入について申し上げます。簡易水道使用料及び手数料に72万4,000円、繰入金に4,723万2,000円をそれぞれ追加し、諸収入から4,919万2,000円、町債から1,000万円をそれぞれ減額しました。

ご審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○5番（柳谷昌臣君） 1点だけ、質問させていただきます。8ページ、2款1項1目14節の工事請負費、請島簡易水道の工事請負費の減となっておりますが、この1,000万の減の要因をお願いします。

○水道課長（田中秀幸君） この1,000万円の工事費の減でありますけれども、これは当初予算で、今回、請島におきます池地と、それから、請阿室の簡易水道をつなぐという事業をしておりますけれども、それに伴いまして、池地地区の配水管工事が終了いたしますと、それに伴いまして、給水管切替工事というものを実施するわけにありますけれども、この給水管切替工事というのは、単独事業でありまして、その経費として1,000万円を当初予算で計上しておりました。ですが、この単

独事業につきましては、県の特定期離島ふるさとおこし推進事業が活用できるということでありまして、現在、簡易水道事業、かなり厳しい経営状況でありますので、そういった有利な財源を活用していければということで、来年度ですね、令和3年度の特定期離島ふるさとおこし推進事業の方に、この単独事業費を振り替えるということで、現在、この単独事業につきましては、2年度の予算からは減額いたしますけれども、令和3年度の予算の方に改めて、特定期離島で決定いたしますと、そちらの方に計上して、事業を実施したいということで、今回、減額といたしております。

○5番（柳谷昌臣君） 特定期離島の方に切り替えるということですね。分かりました。それで、この工事は、大体いつぐらいまでの予定でありますでしょうか。

○水道課長（田中秀幸君） この請阿室地区におきます水道施設のですね、統合整備につきましては、令和4年度まで行うということで計画をしております。

○5番（柳谷昌臣君） それは、当初の計画どおりということでよろしいでしょうか。

○水道課長（田中秀幸君） 財政ともですね、協議いたしまして、事業費につきましてはできるだけ平準化、平均してですね、事業を実施するというので、令和4年度までということで計画をしております。

○5番（柳谷昌臣君） 特定期離島に切り替えれるということは、また、それはそれでいいことなのじゃないかなと思いますんで、ぜひ、計画に沿ってですね、しっかりと工事をしていただきたいと思っています。以上です。

○議長（向野 忍君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから、議案第10号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第10号、令和2年度瀬戸内町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第14 議案第22号 旧船津保育所跡地の無償貸付契約の締結について

○議長（向野 忍君） 日程第14、議案第22号、旧船津保育所跡地の無償貸付契約の締結についてを

議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第22号、旧船津保育所跡地の無償貸付契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、旧船津保育所跡地の有効活用を図るため、普通財産無償貸付契約の締結についての議案であります。旧船津保育所跡地は議会の議決を経て、平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間、社会福祉法人幸喜会と無償貸付契約を締結しております。この貸付契約が今年の3月31日で満了することを受け、令和3年2月1日付で仮契約を締結しております。今後も同施設の有効活用が図られるとともに、障害を持つ乳幼児や児童の適切な療育を支援する場を提供することで、障害児の健全な発育と保護者の心身の負担の軽減が図られるものと思います。このことから、社会福祉法人幸喜会と令和3年4月1日から令和6年3月31日まで、無償貸付契約を行うものです。

ご審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○1番（泰山祐一君） こちらの、旧船津保育所なんですけれども、立ち上げて、もう、今、築何年になるのか。また、こちらの、今後ですね、あとどのぐらいの期間、活用で来そうなのか。もし、用途が分かれば教えていただけますか。

○財産管理課長（真地浩明君） 当該施設につきましてはですね、平成20年に所管替えをいたしまして、町民生活課からですね、普通財産として、その後、財産管理課が所管しておりますが、設立時期に関しましてはですね、少し時間をいただいてですね、調べて答弁したいと思っております。

○1番（泰山祐一君） 今後、こういった施設が長く使えるようであればということで、また、期間的なもので老朽化して、なかなか難しい部分がある、今後、出てきた場合、また、新しい施設などの場所というところも考えなければいけないと思いましたので、こちらの質問をさせていただきました。以上です。

○議長（向野 忍君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから、議案第22号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第22号、旧船津保育所跡地の無償貸付契約の締結については、可決されました。

△ 日程第15 議案第23号 瀬戸内町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等の基準に関する条例の一部改正について

○議長（向野 忍君） 日程第15、議案第23号、瀬戸内町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等の基準に関する条例の一部改正についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第23号、瀬戸内町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等の基準に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、省令改正に伴い、瀬戸内町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等の基準に関する条例の一部改正を行おうとするものですが、その主な内容は次のとおりであります。

平成30年度介護報酬改定において設けられた居宅介護支援事業所における管理者要件について、事業所の人材確保に関する状況等を考慮し、令和3年3月31日までとしていた経過措置期間の延長を行うとともに、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等をやむを得ない理由がある場合について、主任介護支援専門員を管理者としない取り扱いを可能とするものであります。

ご審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○6番（元井直志君） この法案のですね、対象はどういう施設ですか。

○保健福祉課長（鼻 克己君） 介護施設のですね、居宅支援事業所となります。

○6番（元井直志君） 実際、今、瀬戸内町にある、そういう施設はどこどこですか。

○保健福祉課長（鼻 克己君） ケアマネを置いている、分かりやすく言うと、ケアマネなどがある事業所ありますので、事業所名でいくと、例えば、社協の方にもありますし、あと、それぞれ、ケアマネを持っているところの居宅支援事業所ということになります。

○6番（元井直志君） 現在、これを対象となっているのは何箇所ぐらい。

○保健福祉課長（鼻 克己君） すいません。居宅介護支援事業所が、確か7・8か所ぐらいはあったと思います。正式なものは、また、あとでお知らせしたいと思います。

○6番（元井直志君） あとでいいです。以上です。

○議長（向野 忍君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから、議案第23号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第23号、瀬戸内町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等の基準に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

○財産管理課長（真地浩明君） 先ほどですね、泰山議員の方から御質問がございました、船津保育所の築造年月日でございますが、昭和47年度。さらにですね、昭和52年度にですね、増築という形でですね、約50年近く経過しているところでございます。

△ 日程第16 議案第24号 町営定期船の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（向野 忍君） 日程第16、議案第24号、町営定期船の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第24号、町営定期船の設置及び管理に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、法改正を受け、利用者の利便性向上のためと海上運送法第9条3項に基づく標準運送法約款に則り、一部条例を改正するものであります。その内容については、次のとおりであります。

障害者割引を受ける際に、障害者手帳の提示をするとともに、「乗船運賃割引申込書」を提出しなければならなかったものを、身体障害者手帳の提示をすることに改め、払い戻し手数料の券面金額の3割を、一律200円に改める改正であります。

ご審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから、議案第24号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第24号、町営定期船の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第17 議案第25号 瀬戸内物産館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（向野 忍君） 日程第17、議案第25号、瀬戸内物産館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第25号、瀬戸内物産館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、瀬戸内物産館の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものです。主な内容は、現条例では瀬戸内物産館の管理を指定管理者に対する内容としていますが、同施設は昭和63年に開館しており、設備機器の老朽化が顕著で、今後、管理業務に支障が生じることも考えられ、迅速な対応が必要なことから、物産館の施設管理課の主管課長を追加し、所要の改正を行うものであります。

ご審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから、議案第25号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第25号、瀬戸内物産館の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第18 議案第26号 瀬戸内町長期継続契約に関する条例の制定について

○議長（向野 忍君） 日程第18、議案第26号、瀬戸内町長期継続契約に関する条例の制定について

を議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第26号、瀬戸内町長期継続契約に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、物品を借り入れる契約で、商慣習上、複数年にわたり契約を締結することが一般的であるものや、役務の提供を受ける契約で、翌年度以降にわたり役務の提供を受ける必要があるものの契約を円滑かつ適正な執行を確保するために制定するものであります。

ご審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○1番（泰山祐一君） こちらの条例ですけれども、今までできていた流れで、新たに、また、こちらの条例をつくる、ちょっと経緯の意図を改めて教えていただけますか。

○財産管理課長（真地浩明君） この条例の制定の目的といたしましては、これまでですね、近年、ソフトウェアの許諾契約、また、車両等に関しましては、リース契約等で5年等含めて長期的な契約を債務負担行為という形で議会に上程し、契約を遂行してきているわけなんですけれども、ただ、本来、債務負担行為というものに関しましては、やはり大型な予算を年次的にかけて実施していくっていう形が、債務負担行為としての、やはりあるべき姿かなということで、近年、総務省の方でも昨年12月22日に、やはりライセンス契約等に関しましては、やはりこの自治法で定められています、この長期継続契約という形で締結することが望ましいという形で通達が来ているところでございます。ただ、この長期継続契約を結ぶ上におきましては前提となりまして、施行令の中におきまして、条例制定が条件となっておりますので、そのため、今回、上程したところでございます。以上です。

○1番（泰山祐一君） 了解しました。

○議長（向野 忍君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから、議案第26号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第26号、瀬戸内町長期継続契約に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第19 議案第27号 瀬戸内町学校施設使用条例の一部改正について

○議長（向野 忍君） 日程第19、議案第27号、瀬戸内町学校施設使用条例の一部改正についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第27号、瀬戸内町学校施設使用条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、現在の条例に「見出し」が記載されていないため、「見出し」を付し、使用料の納付について一部を改正するものであります。

ご審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから、議案第27号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第27号、瀬戸内町学校施設使用条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

○保健福祉課長（鼻 克己君） 先ほどの元井議員への居宅介護支援事業所の件数なんですけれども、8か所でございます。以上です。

○議長（向野 忍君） これで、本日の日程は終了しました。

明日、3月4日木曜日は午前9時30分から本会議を開きます。

日程は、町長の施政方針及び令和3年度各会計予算の提案理由説明、総括質疑等であります。

本日は、これで散会します。

散会 午後 2時37分

令和3年第1回瀬戸内町定例会

第 2 日

令和3年3月4日

令和3年第1回瀬戸内町議会定例会

令和3年3月4日（木）午後9時30分開議

1. 議事日程（第2号）

○開議の宣告

○日程第 1 町長の施政方針（説明）

○日程第 2 議案第 11 号 令和3年度瀬戸内町一般会計予算について（説明）

○日程第 3 議案第 12 号 令和3年度瀬戸内町巡回診療施設特別会計予算について（説明）

○日程第 4 議案第 13 号 令和3年度瀬戸内町国民健康保険特別会計予算について（説明）

○日程第 5 議案第 14 号 令和3年度瀬戸内町介護保険特別会計予算について（説明）

○日程第 6 議案第 15 号 令和3年度瀬戸内町後期高齢者医療事業特別会計予算について（説明）

○日程第 7 議案第 16 号 令和3年度瀬戸内町屠畜場事業特別会計予算について（説明）

○日程第 8 議案第 17 号 令和3年度瀬戸内町船舶交通事業特別会計予算について（説明）

○日程第 9 議案第 18 号 令和3年度瀬戸内町古仁屋港上屋事業特別会計予算について（説明）

○日程第10 議案第 19 号 令和3年度瀬戸内町農業集落排水事業特別会計予算について（説明）

○日程第11 議案第 20 号 令和3年度瀬戸内町簡易水道事業特別会計予算について（説明）

○日程第12 議案第 21 号 令和3年度瀬戸内町水道事業特別会計予算について（説明）

○日程第13 町長の施政方針に対する総括質疑

○日程第14 令和3年度瀬戸内町各会計予算審査特別委員会設置について

※ 散 会

1. 本日の会議に付した事

○議事日程のとおり

令和3年第1回瀬戸内町議会定例会 3月4日（木）

○出席議員は、次のとおりである。（10名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	泰山祐一君	2番	福田鶴代君
3番	永井しずの君	5番	柳谷昌臣君
6番	元井直志君	7番	池田啓一君
8番	向野忍君	9番	中村義隆君
10番	岡田弘通君	11番	安和弘君

○欠席議員は、次のとおりである。（0名）

○職務のため会議に出席した事務局職員の職・氏名

事務局長	長順一君	事務局次長	福山浩也君
庶務議事係	法永由美君		

○地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	鎌田愛人君	建設課長	西村強志君
副町長	奥田耕三君	財産管理課長	真地浩明君
教育長	中村洋康君	水道課長	田中秀幸君
総務課長	福原章仁君	会計管理者兼 会計課長	信島輝久君
企画課長	登島敏文君	教育委員会 総務課長	徳田義孝君
税務課長	町田孝明君	社会教育課長	保島弘満君
町民生活課長	鼻憲二君	総務課財政補佐	茂野清彦君
保健福祉課長	鼻克己君	総務課人事補佐	義永将晃君
商工交通課長	勇忠一君		
水産観光課長	義田公造君		
農林課長兼農委局長	川畑金徳君		

△ 開 会 午前9時30分

○議長（向野 忍君） これより、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付の議事日程第2号のとおりであります。

△ 日程第1 町長の施政方針

△ 日程第2 議案第11号 令和3年度瀬戸内町一般会計予算について

△ 日程第3 議案第12号 令和3年度瀬戸内町巡回診療施設特別会計予算について

△ 日程第4 議案第13号 令和3年度瀬戸内町国民健康保険特別会計予算について

△ 日程第5 議案第14号 令和3年度瀬戸内町介護保険特別会計予算について

△ 日程第6 議案第15号 令和3年度瀬戸内町後期高齢者医療事業特別会計予算について

△ 日程第7 議案第16号 令和3年度瀬戸内町屠畜場事業特別会計予算について

△ 日程第8 議案第17号 令和3年度瀬戸内町船舶交通事業特別会計予算について

△ 日程第9 議案第18号 令和3年度瀬戸内町古仁屋港上屋事業特別会計予算について

△ 日程第10 議案第19号 令和3年度瀬戸内町農業集落排水事業特別会計予算について

△ 日程第11 議案第20号 令和3年度瀬戸内町簡易水道事業特別会計予算について

△ 日程第12 議案第21号 令和3年度瀬戸内町水道事業会計について

○議長（向野 忍君） 日程第1、町長の施政方針及び日程第2、議案第11号、令和3年度瀬戸内町一般会計予算についてから、日程第12、議案第21号、令和3年度瀬戸内町水道事業会計についてまでの議案11件についてを一括議題として、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） おはようございます。

令和3年度施政方針。

はじめに

昨年、世界中で猛威を振るった新型コロナウイルスは、未だ終息の気配を見せず日本国内、そして本町におきましても、これまでの生活スタイルが変化し、地域住民の生活、地域経済に多大な悪影響を及ぼしている状況であります。

そのような中、国においては、改正コロナ法を制定し感染症拡大防止策を強化する一方で、ポストコロナを見据えた「新たな生活様式」「新たな働き方」の実現に向けた経済対策を打ちだし一刻も早い経済の回復を目指しております。

本町においてもこの国の政策の趣旨に沿い、かつ町の実態に即した諸交付金事業、補助事業の実施に努め、現況の改善に努めてまいりたいと思います。

また、これまで同様に長期振興計画に掲げた分野別の各事業を確実に実施し、年間を通して安定した経済状況の維持、福祉、教育等諸施策の実施に努め、「誰ひとり取り残されず、幸せで輝いて生きていけるシマ」「夢と希望をもって力強く生きていけるシマ」「いろんなことにチャレンジできるシマ」、そして、「ひとが輝く夢と希望に満ちた魅力あるシマ」の基本理念の基に。全力で町

政運営に邁進してまいります。

【保健・福祉・医療】

多様な人々への支援について

高齢者や障害者、生活困窮者、子育て世帯等において、多様化・複合化する生活上の困り事や地域課題の解決を図り、誰もが生きがいを持ってつながり合える「地域共生社会」の実現に向けて、関係機関とも連携しチームせとうち“我が事・丸ごと”支え愛事業に取り組みます。

また、特に深刻な問題となりうる住宅確保については、要配慮者が抱える様々な課題を解決、安定した居住を実現するため、既に組織化されている「住まい部会」をもとに居住支援協議会を設立し、県や不動産関係者、居住支援団体等との連携を図りながら、より充実した支援を行ってまいります。

医療・介護・福祉の連携による対象者への支援について

認知症の方を含め、高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けられるよう、医療・介護・福祉の連携による「地域包括ケアシステム」の構築に取り組み、地域で気づき、つなぎ、支え合う、生活支援体制の整備に努めます。また、老人クラブやシルバー人材センター等の各種団体とも連携し、高齢者の社会参加の促進と充実を図ってまいります。

地域医療連携推進法人アンマによる医療・介護の充実について

地域医療連携推進法人アンマと連携し、地域における医療資源の確保、有効活用に努め、救急体制の整備や無医地区における医療体制の確保を図ります。また、地域の医療・介護機関の連携のあり方を協議する中で、へき地診療所のあり方を見直し、経営改善を推進してまいります。

出産・子育て支援の充実について

安全で安心して妊娠・出産ができる環境整備に向けて、不妊治療や妊婦検診にかかる交通費等の助成に加え、拠点病院とも連携し、専門医による妊婦健診を実施しております。また、産前・産後にかかる母子保健事業の充実を図るとともに、妊娠期から子育て期に至る入れ目のない子育て支援について、オンラインによる情報提供・相談など「子育て世代包括支援センター」の支援体制を拡充してまいります。

出産・子育て支援策として引き続き保育所等の利用料無償化、地域型保育所等への補助及び子ども医療費・ひとり親医療費助成、児童手当、出産祝金、小学校入学祝金、古仁屋高校入学祝金の支給を行います。また、子ども医療費助成については、対象を高校生まで拡充します。

医療・介護の地域格差の是正について

令和元年度に新たに建造し、運用しております救急艇「おおとり」は与路島・請島・加計呂麻島等の救急患者発生時における初動体制を確立し、複雑多様化する救急業務、消防業務に迅速かつ的確に対応できるよう引き続き、努めてまいります。また、経年劣化している高規格救急車の更新整備を行い高度化する救急事案に対し、迅速かつ的確に対応できるよう努めてまいります。

地域間の医療・介護の格差の是正に向けては、遠隔診療などのICTを活用した診療体制を充実

させ、地域住民間の連携を図り、安心して生活できる地域づくりを促進してまいります。

健康づくり活動の推進について

新型コロナウイルス感染症予防に留意しながら、健康寿命の延伸と生活の質の向上を図るため、各種検診の受診率を高めるとともに、糖尿病重症化予防対策等の保健事業を実施し、一人ひとりが健康を意識し、生活改善に努め、地域ぐるみで支えあえる健康なまちづくりを推進してまいります。また、後期高齢者についても、健康問題を分析した上で、保健事業と介護予防事業の一体的な実施によるフレイル対策や疾病予防・重症化予防の取組を推進してまいります。

【教育・文化】

次世代に向けた教育環境の整備について

I C T機器を活用した教育については、G I G Aスクール構想や本町の情報化推進基本計画に基づき、児童生徒に1人1台整備された学習用タブレットを効果的に活用し、学習意欲を引き出し、児童生徒が主体となって学びを深め、わかる授業を実施するとともに、指導主事2名体制のもと、教職員の授業の質を高め、学力向上を目指します。更に、教員1人1台の校務用パソコンを整備し、校務支援システムやグループウェアを導入することにより、業務の改善を図り、働き方改革を推進します。また、ポストコロナにおけるオンライン学習の活用等、円滑な取組ができるよう、I C T支援員を配置し、授業支援や校務支援等の充実を目指します。

令和2年度から完全実施となった小学校における外国語教科化及び外国語活動の充実を図るため、英語指導助手（A L T）を引き続き2名体制とし、ショートスピーチ大会やイングリッシュ・デイ・キャンプの支援等を図り、英語教育環境の充実に努めます。

教育環境の整備充実について

学校施設の現況については、多くの校舎及び体育館等の老朽化が進んでいますが、児童生徒数の推移や学校間の均衡を図りつつ、年次的に整備してまいります。

本年度は、古仁屋小学校プールの改修や老朽化した教員住宅3棟（嘉鉄1棟、古仁屋2棟）の解体工事を実施するとともに、新築についても検討してまいります。

給食センターについては、「学校給食衛生管理基準」や「大量調理施設衛生管理マニュアル」を遵守した施設を建設し、令和4年9月供用開始を目指します。子供たちの健全な発育のため、安全・安心でおいしく栄養バランスを考慮した給食の安定的な提供に努めるとともに、地場産物を食材に取り入れた「鹿児島丸ごと味わう週間」を設定するなど、食育の充実にも取り組みます。

幼児教育については、時代のニーズを的確にとらえた教育や、郷土文化の継承活動に取り組みます。預かり保育については、職員の確保を図り、安全保育に努めてまいります。

また、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て子供たちを供に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みの充実を図るため、今年度も放課後子ども教室を古仁屋、阿木名、嘉鉄で実施いたします。

児童生徒数の減少対策や学校存続に向けて、引き続き加計呂麻留学生制度や里親制度への支援を

実施します。また、加計呂麻地区の小・中学校における児童生徒の通学の便益と安全を図り、学校教育の円滑な推進に資するため、スクールバスを運行し、通常運行のほか、集合学習や社会見学、体験学習及びクラブ活動等の臨時運行としても有効的に活用します。

古仁屋高等学校の振興対策について

地元中学校からの進学率が50%を切っていることから、進学率向上に向け、各中学校や関係機関と連携しながら取り組んでまいります。

地域みらい留学生に関しては、今年度も受け入れることとしており、支援に要する財源については、奄美群島成長戦略推進交付金の活用を検討しております。

地域の企業や専門学校を通じた体験学習や体験入学、「総合的な探求の時間」を活用したプログラミング教室の実施など、古仁屋高等学校及び高校コーディネーターと連携体制を構築しながら進めてまいります。

生徒への通学費や各種検定試験受験助成のほか、スポーツ・文化活動や修学旅行、地域活動に対しても、引き続き、積極的な助成を行ってまいります。

さまざまな分野において学習できる環境づくりについて

郷土教育の推進につきましては、子供たちにシマのすばらしい自然や伝統分野に触れ合う機会を増やし郷土への誇りを持つ心を育むとともに、その成果を発表する場として「子ども・島口伝統芸能大会」・「子どもサミット」を開催します。また、人生各期における課題もますます多種多様化しており、これらに対応する学習活動を積極的に推進し、地域に根ざした生涯学習講座等の内容充実を図ります。

子ども会活動としましては、青少年団体歩こう会に加え、労作教育（生産活動）の一環として「稲作づくり」を行い子ども会活動の活性化を図ります。

生涯にわたり自ら学び・自ら考える人格を育成するため、幼少期からの読書体験の重要性を考え、ブックスタート事業やセカンドブック事業を実施することにより、切れ目のない読書活動を推進します。

埋蔵文化財や近代遺跡（戦争遺跡等）の調査を今年度も引き続き行うとともに、開発事業との調整を行い遺跡の保護に努めます。また、今年度は、遺跡発掘調査事業（国庫補助事業）の最終年度となっており、発掘調査報告書を提出の国史跡指定を目指します。

町民のスポーツに対する多様なニーズに対応するため、生涯スポーツの振興に努め、子どもから高齢者まで「町民ひとり1スポーツ」を推進し、健康増進や障害スポーツの充実を図ります。また、今年度も引き続き未就学児の子供たちに注目し、楽しく安全に遊びながら、運動能力の発達を後押しすることを目的とした「プレゴールデンエイジ事業」を実施します。

社会教育関係団体等の更なる充実と活性化のため、組織運営等に必要な知識・技術に関する研修を行い、各団体の連携強化に努めます。

清水運動公園の整備について

町民の「スポーツ・レクリエーション」の活動拠点のひとつである清水公園については、『新たなにぎわい』と『豊かな文化・スポーツライフ』を創出する施設として整備を進めるために、「瀬戸内町公園施設長寿命化計画」に基づき、老朽箇所の改修・更新を年次的に実施してまいります。

【生活環境】

危険家屋・空き家・空き地、住宅への取組の対策強化について

空き家利活用事業として地域提案型事業補助金を活用し、集落内にある空き家の利活用を促進します。改修した空き家を一定期間、集落管理として貸し出すことによって、移住や民泊の需要に対応し、定住者や交流人口の増、また、集落の収入増など、地域の活性化を図ってまいります。

既存の公営住宅については、「瀬戸内町公営住宅等長寿命化計画」に基づいて、日常的な保全点検や計画修繕等の個別改善事業を実施し、公営住宅の整備を推進してまいります。

また、適正な管理が行われぬまま放置されている状態の空き家に関する「老朽危険空き家等の対策」については、防災・防犯・環境・景観の阻害等多くの問題が生じることから、瀬戸内町老朽危険空き家等の適正管理に関する条例規則に基づき、関係機関と連携し、安全・安心なまちづくりの推進に取り組んでまいります。

生活排水処理対策について

令和2年度に更新いたしました「循環型社会形成推進地域計画」に基づき、単独槽撤去補助や宅内配管補助を維持することで合併浄化槽の普及促進を図ります。また、コミュニティプラント等の整備につきましては、「瀬戸内町生活排水処理基本計画」の策定へ向け取り組んでまいります。特に古仁屋市街地の中心部においては、施設の設置可能な土地が少ないためエリアを設定し計画を策定いたします。

老朽化した農業集落排水処理施設は、破損や故障による補修・修繕の頻度が増加し、維持管理費の増大につながるため、各種施設の更新を行い、健全な維持管理に努めてまいります。令和3年度は、スクリーンユニットの更新を行い、健全な維持管理に努めてまいります。

多機関連携による生活安全対策強化について

町内における廃止路線代替バスの運行については、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保、その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を瀬戸内町地域公共交通会議にて協議してまいります。

町営定期船「せとなみ」の代替船建造計画については、令和5年度の新造船整備着手を目指し、引き続き検討を進めてまいります。

水道事業については、令和2年度に策定いたしましたアセットマネジメント（資産管理）及び経営戦略に基づきまして計画的な施設の統合整備や更新を実施してまいります。また、今年度策定いたします水道事業ビジョンも考慮しながら、引き続き安全で安心な水道水の安定供給と健全な経営に取り組んでまいります。

交通安全・防犯対策については、交通の安全を確保するため、通学路や生活道路が集中している

区域に事故防止対策を講じるとともに、関係機関と連携を図りながら、安全・安心な地域づくりのために、諸施策に取り組んでまいります。

地域防災力の強化について

近年の自然災害は局地化、激甚化の傾向にあり、大規模な自然災害から、町民の生命・財産を守るため、急傾斜地崩壊対策事業、土石流防止対策事業、海岸高潮対策事業の整備を鹿児島県と連携して取り組みます。

治山は、森林を維持造成することによって、林業の生産基盤である林地を保全すると同時に、山崩れ、洪水などによって国土が受ける災害を未然に防止する県営治山事業や森林を管理しながら自然を荒らさないようにする予防治山事業、また、海浜地の飛砂や塩害を防ぐ飛砂防風林・防潮林などの海岸林を設置する海岸防災林造成事業の整備を鹿児島県と連携して取り組みます。

防災行政無線戸別受信機整備については、災害発生時及び地域における情報等を住民に対して迅速かつ確実に伝達するため、集落ごとに放送が行える、地域コミュニティ無線を利用した戸別受信機の整備を進めてまいります。

世界遺産登録や登録後の普及・啓発活動の実施について

国や県及び関係市町村、団体と連携・協力し、今夏の「世界自然遺産登録」を目指します。世界自然遺産登録に向けた情報発信や希少野生動植物の交通事故対策、密猟、盗採防止のための保護パトロール、自然公園利用者モニタリング事業を実施し、希少で固有な野生生物の保護に努めてまいります。併せて、外来生物の調査及び防除作業、並びに地域住民等への啓発活動、各種研修会等を実施し、自然保護に対する意識の向上を図ってまいります。

また、世界自然遺産登録後の保全・管理並びに普及啓発の拠点として環境省が整備を進めている「世界自然遺産センター（仮称）」の運営体制について、国や県及び関係市町村、団体と連携・協力して進めてまいります。

ノヤギの食害により、海岸線の崩落や土砂流出などの被害が発生しており、被害防止のため、ノヤギの捕獲を実施してまいります。

サンゴ礁保全対策として、サンゴ重点保護海域を設定し、年間を通してオニヒトデやシロレイシガイを駆除してまいります。また、定期的なサンゴ礁モニタリングを実施し、サンゴ被度の変動等の調査・監視を行って、サンゴ礁保護につなげてまいります。

地球温暖化対策について

菅首相が宣言いたしました「2050年までに全体として温室効果ガスの排出をゼロにする。」へ向けた取組といたしましては、新たな環境資源再生プロジェクトとして、藻場育成などカーボンオフセットへの取組を推進してまいります。

また、ゼロエミッションにつきましては、平成30年度に策定した「瀬戸内町地球温暖化対策実行計画」の取組目標の実施状況を確認・検証し、国の地球温暖化対策計画と整合性を図りながら推進してまいります。更に、3R運動を展開し、町内におけるごみの減量化・再資源化に努めてまいり

ます。

【産業】

新たな産業の誘致・起業支援について

新たな産業の誘致として、ドローンなど新しい技術を活用した持続可能な地域づくりを検討するとともに、包括連携協定を締結した大学等と共に協力し合いながら、新たな特産品開発に取り組みます。

また、地域経済の活性化及び雇用機会の拡大を図ることを目的とした起業家支援補助金の周知に努め、地域の起業家の事業展開をサポートしていきます。

更に、これからのウィズコロナ・アフターコロナ時代を見据え、「新しい生活スタイル」や「新しい働き方」に対応するため、加計呂麻全島域においても光ファイバーによる高速大容量や情報通信基盤の整備を実施するほか、廃校など活用されていない公共施設や、民間が所有する遊休資産等の空きスペースを改修するなど、環境整備の充実を図り、地域経済の活性化への取組を推進してまいります。

農林水産業の振興について

農業については、農産物の栽培面積の拡大や生産量の向上など、足腰の強い農業振興を展開していくため、人・農地プランの実質化や農地中間管理機構による未活用農地の抽出・斡旋を図り、担い手への農地集積を推進するとともに、町独自の農地開拓事業を活用した農家支援に取り組んでまいります。また、各種補助事業による農業施設の整備や省力化機械の導入と併せ、農家の栽培技術の向上対策を重点化し、安定的な生産量の確保と高品質化による農業所得の向上を目指してまいります。

さとうきびについては、適期栽培管理の平準化と省力化機械の導入による労力の軽減を図り、高齢農家の生産活動継続をサポートしてまいります。また、現在取り組んでいるきび酢村構想の早期実現に努めてまいります。

林業については、森林の整備とともに、特用林産物の振興及び木材利用の普及に努めてまいります。

漁業については、新規漁業就業者の確保・定着を図るため、離島の新規漁業就業者に対する漁船・漁具等のリースの取組を支援し、一本立ちを支援してまいります。また、漁業の再生に向け「漁場の生産力向上に関する取り組み」や「漁業の再生に関する実践的な取り組み」を実施する漁業集落への支援を行い、水産業・漁村の多面的機能の維持増大を図ってまいります。

さらに、生活基盤の強化や、販売促進活動の向上に資するため、奄美群島水産物流通支援事業や奄美群島農林水産物輸送コスト支援事業を実施し、流通条件の不利性を軽減する環境整備に取り組んでまいります。

畜産については、収益性向上に必要な飼料基盤、畜舎等の整備や飼料収穫機械等の導入を支援します。また、「牛飼い塾」や営農支援センターの研修制度を活用し、畜産の情報・知識を提供する

ことで畜産における新規就農者の発掘・育成に努めてまいります。

商店街の活性化について

地元購買の観点から、商工会によるプレミアム商品券の発行事業を支援し、地元での消費喚起に努めてまいります。

消費者対策につきましては、年々多様化する特殊詐欺や悪徳商法に対して、大島消費生活相談所との連携を密に行うとともに、広報誌及びFMせとうち等を活用し、注意喚起を図ってまいります。

町内商工業の育成振興や経営の安定を目的に、引き続き商工業制度資金利子補給事業を継続し、中小事業者の設備投資や運転資金の資金繰りを支援し、平成30年度に策定した『先端設備等導入促進基本計画』により税制支援や雇用の創出を促してまいります。

また、スマート社会構築に向けたキャッシュレスの導入につきましても、関係機関と連携し取り組んでまいります。

観光をあらゆる産業へ波及させるための仕組みづくりについて

登録延期になっておりました世界自然遺産登録へ向けた取組については、今後とも屋久島・琉球諸島と連携し、適正な保全・管理を図りながら持続可能な観光地づくりを推進してまいります。また、成長戦略推進交付金による「奄美らしい滞在型・着地型事業」を実施し、観光客に向けたプレミアム利用権を販売いたします。さらに、入込客の増に対応するべく、受入体制強化のため「島案内人協議会」の育成・助長に取り組んでまいります。

「奄美シーカヤックマラソン I N加計呂麻大会」・「瀬戸内町みなと祭り」・「加計呂麻島ハーフマラソン」等の観光イベントについても、新型コロナウイルス感染症対策を十分に図りながら一層の充実と発展に向け、本町の特色ある美しい島々のPR活動を行い、リピーター獲得へ向け取り組んでまいります。

持続可能な世界基準の観光地づくりについて

観光施設整備事業については、トイレ・シャワー施設等の新設や既存施設の改修を進めてまいります。また、加計呂麻島シェアサイクル等を旅行ツールとして位置づけ、加計呂麻島展示・体験交流館を拠点に、国内外へ加計呂麻島の魅力を発信してまいります。

奄美せとうち観光協会への支援をはじめ観光の広域連合については、奄美群島観光物産協会及びあまみ大島観光物産連盟と連携を図り、インバウンド対策として、多言語での情報発信や案内板の設置に取り組んでまいります。

【地域自治・地域連携】

相談できる環境づくりについて

多様化・複合化する生活上の困り事や地域課題に対し、断らない相談支援を心がけ、関係機関とも連携し解決にあたる「我が事・丸ごと」支え愛事業を推進してまいります。また、安心して生活

できる地域づくりを目指し、相談支援包括化推進員を中心とした「島の保健室」事業の拡充を図り、役場の窓口業務の一部を担う「出張所」機能を持たせるなどの取組を推進してまいります。

集落の活性化について

集落の活性化については、地域の住民が自ら地域の課題解決のため実施する取組に対し、住民参加型の地域提案型事業補助金を活用し、引き続き支援してまいります。集落人口の減少と地域経済の縮小に歯止めをかけるため、地区コミュニティ担当職員と集落との連携強化を図り、活性化に努めてまいります。

地域の安全・安心の重要な担い手であります消防団につきましては、引き続き新入団員の募集を促進し、組織の強化と活性化を図ります。また、消防体制の機能強化のため消防資機材等の整備を進めてまいります。火災予防啓発活動として、女性消防団員による幼稚園、保育所等の低年齢層から各地区の高齢者を対象とした防火啓発普及活動を推進してまいります。

共存共栄のまちづくりについて

自衛隊との連携については、各種訓練などを通じて防災体制の強化を図りながら災害時における災害救助支援体制の確立に努めます。また、自衛隊によるイベントなどの交流の場を通じて、住民が身近に触れ合えるよう積極的に推進してまいります。海上自衛隊の拡充について、関係機関と連携を図りながら要望活動を継続して推進してまいります。

グローバルな連携の構築について

各郷友会との連携については、新型コロナウイルス感染症の影響により各郷友会の総会等の中止が相次ぐ中においても、本町出身者等とのつながりを肝要とし、幅広い政策で全国の郷友会、瀬戸内町をこよなく愛する方々と心をつなぐ「チームせとうち」としての連携強化を推進します。

また、これまで包括連携協定を締結している各種企業等との連携を深め、それぞれの企業における強みを活かした商品や観光コンテンツの開発等に取り組むことで、本町の活性化につなげてまいります。

ふるさと納税については、本町の魅力を発信するPR動画の作成や、地域公社と連携し新たな返礼品の開発を行うなど、ファン獲得へ向けた取組を推進してまいります。

本町が実施する「瀬戸内町まち・ひと・しごと創生推進計画」を応援するため、いただいたご寄附（企業版ふるさと納税）においては、本町が抱える諸問題に対応し、安全・安心に暮らしていただける環境の整備及び持続可能なまちづくりを目指すための事業へ活用させていただきます。

SDGsの社会の実現に向けては、本町も世界の一員として、その基本理念に沿った取組を積極的に取り入れ、推進してまいります。

【男女共同参画（ジェンダー平等）】

固定的な役割分担意識の解消について

固定的な性別役割分担意識に基づく社会構造を背景にした制度・慣習・しきたりの見直しに向け、より一層、男女共同参画に関する情報提供等の広報・啓発に努めます。また、あらゆる場にお

ける男女共同参画意識の涵養を図るため、人権・男女平等に関する教育・学習の充実に取り組みます。

DV（ドメスティック・バイオレンス）対策について

相談・支援体制の充実を図るとともに、関係機関・団体による連携を強化し、被害者に寄り添った切れ目のない支援に取り組みます。

女性活躍社会の実現について

政策・方針決定過程への女性の参画は、活力ある社会を築いていくことや多様な視点による新たな発想を取り入れていく上でも重要であることから、事業所、関係機関・団体に対しても女性の参画拡大の推進を積極的に働きかけ、意識改革を図ってまいります。また、多様な分野における女性の人材の掘り起こしや、育成に取り組みます。

行政分野における女性の参画拡大については、「女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、採用・配置・育成・教育訓練及び登用等における課題に向けた取組として、女性職員の働きやすい環境づくりやスキルアップのための女性職員研修の実施、さらに、課長補佐・係長の各役職段階における女性職員増加に向け、国・県等への女性職員の出向機会の積極的な確保及び管理職に必要なマネジメント能力の付与のための研修実施により女性職員のキャリア形成の支援を行います。

男女が共に仕事と家庭の調和がとれる生活の実現について

男女がともに個人としての能力が発揮でき、仕事と生活の調和が図れる就業環境の整備に向けて、事業所における男女の均等な雇用機会の創出や、関連する法令・制度の周知・啓発に努めます。主体的な取組が促進されるよう、女性活躍法の規定に基づき、関係機関・団体が連携して、経営者の意識の変革、男女共同参画や女性活躍推進、ワーク・ライフ・バランスに関する広報・啓発に努めます。

【行財政】

職員の意識改革、事務量の見直し、組織再編について

「瀬戸内町職員人材育成基本方針」に基づき「目指すべき職員像」と具現化するための人材育成方法として、「職員研修」「職場環境整備」「人事管理」これら3つの方策により、効果的な人材育成を行います。

また、行財政改革の推進等にあわせた組織機構の整備、事業スクラップ・事務の平準化等による事務分掌の再構築、民間委託の推進、再任用職員の雇用による長期的な職員数の調整を行い、適正な職員配置を図ってまいります。

更に、人口減少による財政規模縮小及び会計年度任用職員制度導入による人件費増加等へ対応するため、係の統合等により仕事をシェアすることで、人員削減を行い組織のスリム化に取り組みます。

業務の効率化については、文書・データ管理、電子決済、勤怠管理ソフト及びA I・R P Aの活

用等により業務の効率化を図ってまいります。また、職員個々の業績目標において、業務の改善及び効率化を図ってまいります。

情報発信の強化について

情報発信の強化につきましては、昨年度に引き続き町広報紙の内容の充実に努めてまいります。また、各課局における行政情報の掘り起こしを行い、町ホームページはもとより、フェイスブックやツイッターなど町公式SNSを有効に活用した積極的な行政情報の発信に努めてまいります。

行政サービスにおける住民負担の軽減について

加計呂麻島ターミナル施設計画は、加計呂麻島、請島、与路島の地域住民に対する行政サービスの利便性向上と船舶利用者の快適な利用を目的としており、『加計呂麻島の活性化と観光振興等につながる新たな戦略拠点施設』として位置づけ、令和3年度より施設建設予定地の調査等を行い、施設の機能や規模を具体化するための基本設計に取り組んでまいります。

更に、加計呂麻島に居住している町民の皆様には、引き続きフェリーかけろまの運賃割引を実施いたします。

また、特定離島ふるさとおこし推進事業を活用し、加計呂麻島・請島・与路島における、産業振興、生活基盤の整備、ソフト対策事業等住民生活に密着した事業に取り組んでまいります。

各種計画に基づいた公共施設の整備について

本町の重要な施策として位置付けている道路のインフラ整備につきましては、事業の重点化やコスト削減等を図り、地域住民や観光客が安全に安心して利用できる道路空間の確保を、社会資本整備総合交付金事業及び道路メンテナンス事業を活用しながら推進してまいります。

県管理の道路整備についても、事業箇所の早期完成、未改良区間の早期事業化へ向けて関係機関と連携し事業促進に努めてまいります。

林道の整備につきましては、森林資源の有効利用の向上を図り、森林の適切な管理や地域産業の振興、また、住民の生活向上推進のため、農山漁村地域整備交付金事業と県単林道事業を活用しながら取り組んでまいります。

港湾の整備については、加計呂麻島内における社会資本整備に必要な建設資材等の安定供給を確保するため、俵地区において建設資材専用岸壁整備に取り組んでまいります。また、漁港については、施設の長寿命化を図るために、各漁港施設の機能保全計画に基づき、修繕工事を実施してまいります。

県管理の港湾・漁港については、地震・波浪等に対する施設の機能強化や海岸堤防等の老朽化対策を行うこととしております。

既存の財源の増加対策と新たな財源の確保について

自主財源の基幹となる町税収入の確保のため、FMせとうち等による広報活動により、自主的な納付の意識浸透を図り、合わせて関係機関とも連携し滞納整理にも取り組みます。そのほか、「コンビニ収納」の普及を図ってまいります。

町有財産については、「瀬戸内町未利用地等活用検討委員会」において、調査検討を進め、利活用を促進してまいります。

コロナ禍において、国・県の補助金（交付金）に係る制度や方針が大きく変わることが予想されます。政策間の縦割りを超えた方針等も増えているため、庁内及び関係機関において連携を図り、的確な財源確保に努めてまいります。

地方創生と財政健全化をバランスよく推進できる持続可能な行財政運営について

地方創生の推進については、令和6年度までを計画期間とする「第2期瀬戸内町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、掲げる4つの基本目標の実現に向け、地方創生関連事業を着実に、かつ、効果的に取り組むことにより、持続可能な地域づくりを推進してまいります。

大型プロジェクトとして、給食センター本体建替え工事の本格的始動、行政無線戸別受信機整備事業が実施されます。また、昨年度より実施している加計呂麻ブロードバンド整備は、コロナ禍によるデジタル化推進として事業が前倒しとなり繰越事業となっています。

ウイズコロナ、ポストコロナを意識し、真に求められる事業の取捨選択を行い、持続可能な自治体経営の実現を目指します。

おわりに

令和3年度の町政運営における基本姿勢及び主な施策を述べさせていただきました。

2020年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により、予定されておりました、東京オリンピック・パラリンピックの開催、また、奄美・沖縄の世界自然遺産に係る登録審査も延期となるなど、その影響は多大なるものがございました。

2021年度は、その悪影響が及ぼした経済停滞からの回復を目指し、スピード感を重視し、よりサステイナブルな社会の実現、そして「人が輝く夢と希望に満ちた魅力あるシマ」の実現に向け、「チームせとうち」の力をより強固なものとし、共に進んでまいりましょう。

以上、町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を心からお願い申し上げます、令和3年度の町政運営の説明といたします。

○議長（向野 忍君） 休憩します。

再開は10時55分からとします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時55分

○議長（向野 忍君） 再開します。

引き続き、町長に令和3年度各会計予算の提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 令和3年度予算編成の方針と概要

令和3年度予算編成の方針と各会計当初予算の内容について説明いたします。

本町の財政は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、大型公共施設の更新、施設の維

持管理費や福祉費の増など、多様な需要に適切かつ柔軟に対応しつつ、持続可能な運営に努めることが求められています。さらに、コロナ禍において、国・県の予算編成、制度や方針などが大きく変わることが予想されます。的確に情報を収集し、的確な財源確保に努めたいと思います。

このような状況を踏まえ、本年度予算については、新型コロナウイルス感染症拡大防止と社会経済活動の両立を図りつつ、ポストコロナの新しい社会の実現を目指し、「長期振興計画」の基本理念である「ひとが輝く夢と希望に満ちた魅力あるシマ」の実現に向けて、予算編成の方針としました。

令和3年度の当初予算の規模につきましては、一般会計予算額85億7,567万2,000円、特別会計（水道事業を除く）は予算額37億2,142万9,000円、水道事業会計予算額3億5,421万7,000円、各会計予算総額126億5,131万8,000円となっています。

以下、各会計当初予算の内容について説明いたします。

議案第11号、一般会計予算について。

令和3年度当初予算の規模は、85億7,567万2,000円で、前年度と比較して2億2,790万3,000円、2.6%の減となっています。

歳入の主なものは、地方交付税40億7,076万円、国庫支出金8億8,552万8,000円、町債13億443万1,000円、町税7億7,171万7,000円となっています。町税繰入金及び町債等が増額となったほか、地方交付税、国庫支出金及び県支出金等は減額となっています。

歳出の主なものは、公債費15億5,128万円、民生費15億4,116万4,000円、教育費13億2,705万4,000円、総務費10億1,063万1,000円となっています。給食センター建替事業により教育費が、防災無線施設費により消防費がそれぞれ増額となり、衛生センター建替事業の完了に伴い衛生費が減額となっています。

議案第12号、巡回診療施設特別会計予算について。

令和3年度の当初予算の規模は3億607万8,000円で、前年度と比較して705万8,000円、2.3%の減となっています。主な要因は、へき地診療所事業費の減によるものです。

歳入は、診療収入1億6,166万2,000円、県支出金429万2,000円、一般会計繰入金3,428万1,000円、諸収入1億509万2,000円等を見込んでいます。歳出は、へき地診療所事業費2億4,185万3,000円、診療車事業費2,984万6,000円、与路診療所事業費1,553万4,000円、公債費1,854万5,000円等を計上しています。

議案第13号、国民健康保険特別会計予算について。

国民健康保険特別会計は、事業勘定と直営診療施設勘定で構成されています。令和3年度の事業勘定の予算が規模は12億9,942万円で、前年度と比較して1億8,521万8,000円、16.6%の増となっています。主な要因は、医療費の増に伴う保険給付費の増によるものです。

歳入は、国民健康保険税1億6,706万3,000円、県支出金10億685万2,000円、繰入金1億2,388万6,000円等を見込んでいます。歳出は、総務費2,445万2,000円、保険給付費9億3,361万1,000円、国

民健康保健事業費納付金3億229万8,000円、保健事業費2,385万9,000円等を計上しています。

次に、直営診療施設勘定の令和3年度の予算規模は1,763万2,000円で、前年度と比較して11万8,000円、0.7%の減となっています。

歳入は、診療収入463万6,000円、繰入金1,260万円等を見込んでいます。歳出は、池地診療所事業費1,733万2,000円等を計上しています。

議案第14号、介護保険特別会計予算について。

令和3年度の当初予算の規模は12億9,668万円で、前年度と比較して4,166万9,000円、3.1%の減となっています。主な要因は、介護サービス等費の減によるものです。

歳入は、保険料2億399万6,000円、国庫支出金3億4,824万1,000円、支払基金交付金3億3,139万9,000円、県支出金1億9,126万2,000円、繰入金2億2,156万8,000円等を見込んでいます。歳出は、総務費2,534万2,000円、保険給付費11億9,118万8,000円、地域支援事業費7,714万5,000円等を計上しています。

議案第15号、後期高齢者医療事業特別会計予算について。

令和3年度の当初予算の規模は1億3,562万8,000円で、前年度と比較して1,139万8,000円、9.2%の増となっています。主な要因は、後期高齢者医療広域連合納付金の増によるものです。

歳入は、後期高齢者医療保険料6,787万2,000円、繰入金5,891万1,000円等を見込んでいます。歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金1億1,685万7,000円、保健事業費1,212万2,000円等を計上しています。

議案第16号、屠畜場事業特別会計予算について。

令和3年度の当初予算の規模は213万3,000円で、前年度と比較して5万1,000円、2.3%の減となっています。

歳入は、事業収入53万9,000円、繰入金159万4,000円を見込んでいます。歳出は、屠畜場事業総務費102万3,000円、屠畜場事業運営費111万円を計上しています。

議案第17号、船舶交通事業特別会計予算について。

令和3年度の当初予算の規模は3億4,452万4,000円で、前年度と比較して1,800万1,000円、5.0%の減となっています。主な要因は、燃料費の減によるものです。

歳入は、船舶交通収入1億3,642万1,000円、国庫支出金8,380万4,000円、県支出金9,114万1,000円、繰入金1,663万7,000円、諸収入1,652万円を見込んでいます。歳出は、船舶交通費2億9,470万7,000円、公債費4,881万7,000円を計上しています。

議案第18号、古仁屋港上屋事業特別会計予算について。

令和3年度の当初予算の規模は389万1,000円で、前年度と比較して98万8,000円、20.3%の減となっています。主な要因は、地方債元利償還金の減によるものです。

歳入は、事業収入115万7,000円、諸収入273万3,000円等を見込んでいます。歳出は、上屋事業営業費31万7,000円、公債費357万4,000円を計上しています。

議案第19号、農業集落排水事業特別会計予算について。

令和3年度の当初予算の規模は6,337万1,000円で、前年度と比較して1,395万5,000円、28.2%の増となっています。主な要因は、機能強化事業設備工事費及び公営企業会計に伴う資産管理業務委託費の増によるものです。

歳入は、使用料及び手数料970万1,000円、県支出金1,800万円、一般会計繰入金1,043万4,000円、諸収入283万5,000円、町債2,240万円等を見込んでいます。歳出は、総務費2,268万8,000円、機能強化事業費3,024万8,000円、公債費1,043万5,000円を計上しています。

議案第20号、簡易水道事業特別会計予算について。

令和3年度の当初予算の規模は2億5,207万2,000円で、前年度と比較して5,774万6,000円、29.7%の増となっています。主な要因は、簡易水道施設費の増によるものです。

歳入は、簡易水道使用量及び手数料2,297万3,000円、国庫支出金7,500万円、繰入金1,777万2,000円、諸収入4,127万6,000円、町債9,500万円等を見込んでいます。歳出は、簡易水道総務費4,722万8,000円、簡易水道施設費1億7,004万6,000円、公債費3,449万8,000円等を計上しています。

議案第21号、水道事業会計予算について。

水道事業予算は、事業活動に伴う収益的収支と施設整備のための資本的収支で構成されています。

令和3年度の当初予算の収益手収支は、収入が2億9,298万8,000円で、前年度と比較して1,824万8,000円の増、支出は2億8,058万2,000円で、前年度と比較して821万8,000円の増となっています。主な要因は、水道事業ビジョン策定事業及び水道施設台帳整備事業の増によるものです。

次に、資本的収支は、収入が2,000円で前年度と同額、支出は7,363万5,000円で、前年度と比較して745万8,000円の減となっています。主な要因は、企業債償還元金の減によるものです。

なお、資本的収入の支出に対する収入不足額7,363万3,000円は、当年度分損益勘定留保資金7,363万3,000円で補てんいたします。

以上、ご審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍君） 町長の令和3年度各会計予算の提案理由の説明は終わりました。

△ 日程第13 町長の施政方針に対する総括質疑

○議長（向野 忍君） 日程第13、町長の施政方針に対する総括質疑を行います。

なお、総括質疑におきましては政策に関するものとし、予算に関する数字的なものは予算審査特別委員会でお願いたします。

質疑はありませんか。

○3番（永井しずの君） まずは1ページ、1ページのへき地診療所のあり方を見直すとありますけども、現段階、町長はどのような見直し対策、具体的にお持ちでしょうか。1ページの最後。

○町長（鎌田愛人君）　へき地診療所については、令和3年度医療従事者不足により、2月から入院患者の転院等を行い、3月中旬からは入院病床は休床となる見込みであります。4月以降は入院患者は受け入れることはできませんが、住民にとってはできるだけ不利益が生じないように、診療体制を取ることを第一に考え、外来診療と巡回診療を実施していくということを考えております。また、今後の方向性についてはですね、今年度、へき地診療所の現状分析結果に基づき、経営診断と3施設、へき地診療所、与路・池地の継続的な使用の可能性や効率的な改善整備を図るための長寿命化計画を作成しているところでありますが、これを受けて4月以降、町として方向性を示し、運営委員会の中で協議してもらい、へき地診療所の方向性を決めていきたいと考えております。

○3番（永井しずの君）　へき地診療所は町民にとって身近な病院でございますので、ぜひいい方向に考えていただきたいと思います。

次に、4ページ、清水公園の整備についてですけれども、もちろん整備は大事です。けれども、入るところの道路ですね、道路の整備が先じゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○町長（鎌田愛人君）　令和3年度に整備に向けて実施設計を行います。また、それに向けて集落での説明会をやりながらですね、集落住民の理解を得ながら、令和3年度は道路の実施設計を行います。

○3番（永井しずの君）　よろしくお願ひいたします。続いて5ページ、町営定期船せとなみの新造船の件ですが、長期振興計画においては加計呂麻島、請島、与路島との3点航路も検討するとなりましたが、その点、いかがでしょうか。

○町長（鎌田愛人君）　このことにつきましては、請阿室集落、池地集落、そして与路島の3集落においてアンケートを実施しました。その結果ですね、118名の方から回答がありまして、現在の航路を希望する方が103名、87.3%の方が現在の航路を希望するという結果が出ました。それを踏まえ、今後は現在の航路での新造船建造に向け取り組んでいきます。そして、その結果を3集落の区長さんにも、私が直接電話いたしまして、そういう結果が出ましたので、集落の皆様方の意向を尊重して、現航路での計画の中で新造船を計画していくと、そしてそれに向けて、更に集落の皆様方の意見や、実際船に乗る船員たちの意見を踏まえた中で、新造船を計画していきたいというふうに考えております。

○3番（永井しずの君）　そうですね、住民の声を大切にしていきたいと思ひます。あと9ページ、9ページの終わりの方ですね、女性活動社会の実現について、昨年女性議員が2人出たということが一番のいい結果だと思うんですが、東京オリンピックの理事も女性が20%から42%に増えたそうです。役場の女性職員の採用、配置、女性の課長補佐、係長と書いてありますが、今後、具体的にどのような計画をされていますか。もし、あったらお願いいたします。

○町長（鎌田愛人君）　役場職員の方ですね、女性職員の係長や補佐、課長補佐、課長については、数値的な目標があります。就任しまして、係長のパーセントは幾分上昇しましたが、まだ課長補佐が2名、課長が0となっております。今後、各種研修を踏まえながら、目標数値がありますので、それ

に向けてやっていますが、大事なことは男女を問わずですね、男女を問わず、その実績や能力に応じて昇格するべきものだと思いますので、今後につきましては、そういう中で人事の昇格は考えていきたいと思っていますし、また、女性の皆様方には各種研修などしてですね、それぞれの実績を積み上げていく中で、適任者が表れた場合は男女を問わず管理職として登用していきたいというふうに考えております。

○3番（永井しずの君） はい、そうですね、まずはこの瀬戸内町が発展するために、役場が良くなるために、そこを重点的にどうぞよろしくお願いいたします。

私の質問はこれで終わります。

○議長（向野 忍君） ほかに質疑ありませんか。

○4番（柳谷昌臣君） それでは、令和3年度の施政方針に関しまして、幾つか質問させていただきます。

まず1ページ、1ページの中の保健・福祉・医療で、この多様な人々への支援についてで、居住支援協議会というのが出てきました。その設立の中身について少し教えていただきたいと思います。

○保健福祉課長（昇 克己君） この居住支援協議会というものは、住宅確保要配慮者に対して、役場や関係機関が連携して必要な支援につなげる協議の場として設置することとしております。

○4番（柳谷昌臣君） この協議会を設立することによって、例えば、町外からの移住者のためだけなのか、それとも町内の方にも、やっぱり相談をする機会になるのか、どちらでしょうか。

○保健福祉課長（昇 克己君） 対象としましては、ひとり暮らしの高齢者とか、住宅確保が難しい経済的な支援を協議していくということですね、行政、福祉関係者、あと民間、不動産関係者と取り組んでいきたいと考えております。

○4番（柳谷昌臣君） 今の説明を聞くと町内の方はもとより、町外からの移住者も踏まえて相談に乗る協議会ということでしょうか。

○保健福祉課長（昇 克己君） 町外の方でも、そういう困り事があつたらですね、そういう相談を受けてやっていきたいと考えております。

○4番（柳谷昌臣君） 確かに瀬戸内町に関しては、まだ住むところにですね、結構困っている方、たくさんいらっしゃると思います。ぜひですね、そういう協議会でしっかりと協議して、また前の方に進んで行っていただきたいと思います。

それでは次に、その下の方ですが、医療・介護・福祉の連携による対象者への支援について、1行目で認知症の方が出ています。その下の方で地域で気づき、つなぎ、支え合う、こちらの方でございしますが、この認知症に関しましては、僕は何回も一般質問の方でも出させていただいております。その中で、認知症の家族の方々、また関係者、そちらの方はですね、勉強会、また意見交換等は行われていると思いますが、町民に対して幅広く周知してもらおうようなイベント、研修会等が、まだ開催されてないような気がします。その辺については、町長、どのようにお考えですか。

○町長（鎌田愛人君） この認知症対策については、ひらめき教室として認知症予防、脳の健康教室

とかいうのを、令和2年度で15回開催して、参加者が述べ301名ということでありました。その以外にも、認知症対策として町としては海の駅の2階に認知症カフェ、「たんかんじゃ」というのが設置されています。更には、各集落のサロンにおいて町の担当者がそこで指導する、指導したり、高齢者の方々にそういう認知症に対しての説明をしたりしております。その一般の方となりますと、令和2年度は2つの施設、町役場職員と瀬戸内警察署においてその講習をしているようでございます。認知症サポート養成講座ということでやっております。厚生労働省の推計によると、2025年には高齢者の5人に1人が認知症になるというふうに推計されております。この議場にも高齢者65歳以上が5人いますけど、5人に1人は認知症になるという、そういう推計が出ておりますので、いつ自分なるか分からない、いつ自分の家族がそういう認知症になるか分からない状況というのは、全ての国民、全ての町民にあるわけですから、事前にそのことを、認知症に対する知識を学ぶということは大変な重要なことでもありますし、その家族だけじゃなく地域の方々、周りの方々も一緒になって認知症の方々を支えていくためにも、そういう養成講座等を含めですね、そういう学習する機会は重要だと思っておりますので、今後、そういう機会が取れるよう役場の担当職員などを含めて実施していきたいというふうに考えております。

○4番（柳谷昌臣君） 今、町長おっしゃられてましたけど、やっぱり周りが気づくというのが一番大事になってきますし、本町におきまして、我が事・丸ごと支え愛事業とうたっております。ぜひですね、町を挙げて認知症の方に対しての知識を学ぶこと、またサポートしていくこと、そこをぜひ推進していただきたいと思えます。

次に2ページに入ります。2ページの一番上、出産・子育て支援の充実について、その1行目にあります不妊治療に関して、本町といたしましても交通費等の助成とかもいろいろしていただいておりますが、その中で、この不妊治療に関しましては年齢制限があると思えます。これは、国・県の基準等あるかと思えますが、その年齢制限を越えても不妊治療をまだ頑張りたいという家庭の方もあります。本町におきまして、町長も子どもを産み育てやすい環境をつくるというのを上げております。その中で、国・県の補助には当てはまらないかもしれませんが、本町としてそうやって頑張っている方がいらっしゃるなら助成してあげたいと僕は思いますが、町長はどのようにお考えですか。

○町長（鎌田愛人君） 不妊治療の助成が、補助金は年齢で43歳未満となっておりますが、これは瀬戸内町も県の要綱に準じてやっております。なぜ43歳未満なのかと言いますと、医学的知見等を踏まえ43歳未満とすることが適正であるとされております。43歳以上では30歳の2倍以上のリスクがあるというふうにいわれております。町としては、そのリスクを考えると積極的にですね、その不妊治療等は勧めることはできませんが、そういう子どもを産みたいという、そういう女性の思いに寄り添うことが大事だと思っておりますので、このことについては様々な検討が必要だと思えます。簡単にはいかないこともあると思えますので、今後は、そういう関係者と協議しながら検討していきたいというふうに考えております。

○4番（柳谷昌臣君） 確かにリスク等が年齢によっては大きくなるというのも十分承知しておりますが、それでも挑戦しようという方々もいるということをしかりと伝えておきたかったので、ぜひその辺も踏まえて考えていただきたいと思います。

次に、その下の医療・介護の地域格差の是正についてで、高規格救急車の更新整備とありますが、こちらはどのような救急車なのでしょうか。

○総務課長（福原章仁君） これは、今、消防分署にある救急車が老朽化しているということで、今回、防衛省の周辺整備事業補助事業を活用しまして導入すると、最先端の規格の救急車を購入するというごさいます。

○4番（柳谷昌臣君） 救急車におきまして、老朽化で新しいのに変えなければいけない。その中で、本町におきましては防衛省の補助事業が使えるということで大変ありがたいと思いますし、ぜひですね、そういう防衛省の施設の補助事業、またほかの補助事業をしかりと使って、しかりとした救急体制を今後も整えていただきたいと思います。

次3ページの下の方、古仁屋高等学校の振興対策についての一番上ですね、地元中学校からの進学率が50%を切っている、これも僕も前から言っていますが、地元の進学率を上げる、これについては何か新しい取り組み等はごさいますでしょうか。

○企画課長（登島敏文君） 今年度実施した事業で、古仁屋高校のコーディネーターの方が古仁屋中学校を訪問いたしまして、古仁屋高校の魅力を伝えたという事業があります。それから、町内におけるインターンシップですね、社会経験、職業経験を行ったりということをしております。いずれにしても、今後は、ほかの高校との差異化を図っていく、そして古仁屋高校全体の魅力を引き出して、上げていくということが重要だと考えております。

○4番（柳谷昌臣君） 今、企画課長がおっしゃられたことはとても大事になってくるかと思ます。その中で、町内の現在子ども会の方では、古仁屋市街地だけじゃなくて、ほかのところの子どもたちとも一緒になって友好を深めるような交流活動等もしております。その中で、小さい頃からいろんな友だちをつくっていく、それが一つの重要なことだと思っております。その中で、小学校、中学校で一種の共同学習等もしているかと思ますが、その強化については、今後どのようにお考えでしょうか。

○教育委員会総務課長（徳田義孝君） 共同学習、共同についての学習ということでありませけれども、学校においては、総合的な学習の時間であるとか、そういう機会を月に1回、もしくは最低でも学期に1回、2回程度できるような形で推進していこうというふうにごさいます。

○4番（柳谷昌臣君） 小さい頃から小学校、中学校とわたる上で、同じ何ですかね、場所でいろんな学習ができる場を、ぜひもうちょっとつくった方が、地元進学につながると思ますので、そういう機会もぜひつくっていただきますようお願いいたしたいと思ます。

4ページお願いいたします。4ページの上から3行目の方で子どもサミットとあります。子ども島口・伝統芸能大会の方は、結構今も町民の方でも皆さん知っておりますが、この子どもサミットと

いうのは余り知られてないと思いますが、こっちの方はどういう内容でしょうか。

○**社会教育課長（保島弘満君）** この子どもサミットというのは、ある議題に対して小・中学生が子供たちの視点で考えて意見交換を行う場として、令和2年度から実施予定でしたが、令和2年度についてはコロナの関係で延期延期となって中止となっております。この子どもサミットで意見交換を行って、全児童生徒が共感できる意見については、瀬戸内町の児童生徒の意見として、意見書として町へ提出したいと思っています。

○**4番（柳谷昌臣君）** この令和2年度に初めて開催しようとしたけど、コロナの影響でできなかったということですね。ほかの自治体の方では子ども議会とあると思いますが、そちらんとは中身は全然違うということでしょうか。

○**教育長（中村洋康君）** 本町においても、以前、子ども議会をやっていた経緯があるということでもありますけれども、この子どもサミットについてはですね、その子ども議会をやっていたときの反省点を踏まえてですけど、その子供たちの将来の夢である、この町をどのように発展させたいとか、活性化とかですね、いろんなことを考えていることを子供たちに発表する場、そういうものをやはり提供、場をつくるのが大事なことなんじゃないかなということですね、考えているわけですけど、子ども議会といいますと、やはり発言をして、それで当局が答えるというような形になるかと思えますけれども、それだけではなくてですね、やはりその子供たちが、子供たち同士もいろんな意見を出し合って、そして1つの町の活性化であるとか、自分たちの夢であるとか、そういうものを語り合える、発表する場を設けたいというようなことであります。また、そういう中で、全校の代表の子供たちに参加してもらおう予定でありますので、そういう中でまちづくりであるとか、そういうものが提言できるような形であれば提言してもらおうと、そういうようなことで、趣旨で考えております。

○**4番（柳谷昌臣君）** はい、中身の方は分かりました。今までこういう授業等はあまりしてなかったと思いますが、今後、こういうような子供同士で、いろんな意見交換をしたり、またワークショップをしているようなことを、ほかの人の意見を聞いたりするというのは、とても重要になってくるかと思えます。ぜひ3年度の方はですね、しっかりそれが開催できるようにしていただきたいと思っています。

それでは、その下の方の清水運動公園の整備についてでございます。令和3年度の運動公園の整備予定とかはございますでしょうか。

○**町長（鎌田愛人君）** 令和3年度は、総合体育館の屋根の改修事業を行います。詳しくは社会教育課長に聞いてください。

○**4番（柳谷昌臣君）** 課長に聞く前にちょっと確認したいことがあるんですが、これは今、町長の方から体育館の改修ということですが、改修期間と、あと改修している間には体育館を使用できなくなるのか、その辺はどうなっておりますでしょうか、社会教育課長、お願いします。

○**社会教育課長（保島弘満君）** ご指名なのでお答えします。清水公園総合体育館の屋根の防水改修

工事です。施工方法ですが、被せ工法という方法で行いたいと思います。そのまま既存の屋根に被せる工法なんですけど、工事中の雨養生にメリットが多い工法といわれています。工事でも体育館の使用はできるものと思っています。工期については120日間、約4カ月程度を予定しています。

○4番（柳谷昌臣君） 工事中でも使用ができるということで、清水の体育館に関しましては、連盟の方もそうですが、またスポーツ少年団、中学校・高校の部活、そして一般の町民の方々もレクリエーション等で使用していることがあると思います。それがまた使用できなくなったらちょっと大変だなあと思いましたが、使用できるということでしたので安心しました。しっかりと屋根の補修をしていただきたいと思います。

次に5ページの下の方でございます。防災行政無線戸別受信機整備、3年度はどちらの方からどちらの方ぐらいまでを予定しておりますでしょうか。

○総務課長（福原章仁君） 3年度は、請島、与路島、加計呂麻島を整備する予定であります。

○4番（柳谷昌臣君） それでは、最終的に瀬戸内町全体的に終了するのは何年度を予定しておりますでしょうか。

○総務課長（福原章仁君） 現在、令和5年度に全世帯に配備するという予定でございます。

○4番（柳谷昌臣君） この行政無線の戸別受信機については、もう前々の方からいろいろこの議会の方でも出ております。あと2・3年後には町全体に配置されるということで安心しております。ぜひですね、計画どおりに計画に沿って配置していただきたいと思います。

それでは7ページです。7ページの一番下の方でございます。キャッシュレスの導入、こちらに向けましても本町としても取り組んでいることと思いますが、まだ普及率が上がってないと思います。こちらについては今後、どのように普及を考えておりますでしょうか。

○商工交通課長（勇 忠一君） キャッシュレスの導入についてですけれども、商工会加入店の方でどの程度加入が進んでいるか、確認したんですけれども、商工会の方でも、まだそういう加入店舗を把握していない状況でありました。導入にあたって初期費用、また月の費用、あと決済手数料等、そういったもののために小規模な店舗については進んでいないと思うんですけれども、これからの時代、キャッシュレスは必要なので、その推進について、また商工会の総会時にでもですね、導入状況、数の把握をしてまいりたいと思っております。

○4番（柳谷昌臣君） このキャッシュレスに関しましては、観光客はもとより、町内町民の方々も、今はもうカードで決済する方も増えてきております。それも踏まえましてしっかりと商工会とも密に連携を取って協議をして、1店舗でも多く導入できるようにしていただきたいと思います。

次9ページでございます。9ページの真ん中の方、本町が実施する瀬戸内町まち・ひと・しごと創生推進計画を応援するため、いただいたご寄附、企業版ふるさと納税とございますが、これをしていくにあたって、何か新たな取り組み等の考えはございますでしょうか。

○企画課長（登島敏文君） 企画課の方で令和2年度に、瀬戸内町まち・ひと・しごと創生推進計画というのを策定いたしました。これを基に企業版ふるさと納税を活用するために地域再生計画とい

うのを策定しなければならないんですけれども、それを策定いたしまして、その後、広報とかダイレクトメールで発送等で寄附、企業版ふるさと納税をお願いしているところであります。今後もこの動きを推進していきたいと思っております。そこで、本町といたしましては、今年度6月から、6月頃からです、地域おこし起業人制度というのがあります。この地域おこし起業人制度というのを取り入れまして、派遣企業からの参加を受け入れて、今行っている藻場の育成等、行っているというか、手がけているところなんですけれども、ブルーカーボンオフセット事業等がありますが、そういったものをはじめ、いろんな水産観光事業を推進してですね、事業の趣旨に多くの起業の賛同が得られるような事業の創設に努め、企業版のふるさと納税の増額を図りたいと考えております。

○4番（柳谷昌臣君） 新たに地域おこし起業人ですか、そっちの方を取り入れて、企業版ふるさと納税を目的としたいろんな起業に対しても働きかけていくということによろしいのでしょうか。

○企画課長（登島敏文君） そうですね、地域おこし起業人の方が起こすそのプロジェクト、そのことに賛同していただく、それが一番の企業版ふるさと納税を増額の一番の近道だと思っておりますので、そういった斬新なアイデアを持ってですね、今後そういった事業の創設に努めていきたいと思っております。

○町長（鎌田愛人君） 今回、我々がこの地域おこし起業人という事業に取り組む中においてですね、自治体としてのメリットは、民間のスペシャリストの人材を活用することによって地域の課題解決へのニーズとして、民間企業において培った専門知識、業務経験、人脈、ノウハウを活用することができる。外部の視点、民間の経営感覚、スピード感覚を得ながら取り組みを展開していく、そういう我々自治体としてのメリットがありあます。そういう人材を活用しながらですね、企業版ふるさと納税を活用して、この町の課題解決に向け取り組んでいきたいというふうに考えております。

○4番（柳谷昌臣君） 今の説明ですと、この企業版ふるさと納税だけでなく、ほかの分野でもいろいろと本町に対しても携わっていただくということでございますよね。分かりました。ぜひですね、ほかのこともそうですが、この企業版も踏まえたふるさと納税、本町にとっても財源確保にとっても重要になってくるかと思えます。ぜひですね、この新しいやり方といいますか、それがうまくいきまして、本町の財源確保にしっかりと努めていただきたいと思います。

最後になりますが、町長も終わりに人が輝く夢と希望に満ちた魅力あるシマに向け、チームせとうちの力をより強固なものと言っております。令和3年度もしっかりと力を出して頑張っていただきたいと思います。以上です。

○議長（向野 忍君） 休憩します。

再開は1時30分からとします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時30分

○議長（向野 忍君） 再開します。

ほかに質疑ありませんか。

○11番（安 和弘君） こんにちは。順を追って何点かお尋ねしていきたいと思います。

まず最初に、町長がはじめにというところであらうとっております誰ひとり取り残されず、幸せで輝いて生きていけるシマ、そういうのが3点ほど、3点、4点ほどのっております。非常にこのことは大事なことだと思っておりますし、これは私も共感するところがあります。そういう中において、まず頭に浮かんだのが、昨日の加計呂麻ブロードバンドのことで、阿多地は本人からの申し出もあり、もう必要ないということでありました。何となくさみしいなと思う気持ちがしたものであります。ということは、もう阿多地は1世帯で、これから先、もう増える見込みがないということをも本人も自覚したようなふうを受け取れてなりません。やはりさみしいなということを思った次第であります。そして、昨日、くしくも昨日の晩ですね、加計呂麻のある60代半ばの女性から電話がありました。もうほかの集落に漏れず、やはり過疎化が著しく、そしてその上、その集落で農業を営んだりするIターン者がいたりすると。しかし、いつの間に来たんだろうと、コミュニケーションが全くないということなどで、住みにくさを感じてですね、たまらないと、せめて集落に来るときには一言何とか声かけてくれんだろうかなあという、そういうさびしさもあると。確かにそうだろうと思うんですよ。これまでのいわば島社会というべきですね、そういう中で、長年暮らして来まして、いつの間にか誰かが入って来て、そしてそこで農業を始めたりしますが、声をかけても返って来ないと。いっそのことこの集落を出て行こうかなということまで考えたりするということなどあって、この役場に足を運んで、そういう相談といいますかね、聞いてもらいたくて足を運んできた。しかし、自分が思っているような答が返って来ないと、なかなか来ない。確かに、役場の職員の皆さんとは年もかけ離れていますし、ものの考え方もそれぞれだということなど思いますと、そういうこともあるかなということで、この8ページのですね、断らない相談支援ということがありました。そういうことも合わせて、これからそういう相談とか、持ちかけられたときには、職員の皆様がやはり懇切丁寧に話を聞いてあげるといふ姿勢を持っていただきたいと、これは私は直接本人から何月何日、どうのこうのは聞いていませんが、そういう話を聞きましたので、これから、やはりそういう相談があったときにはですね、やっぱり町長がうたっておられるように、懇切丁寧に聞いてあげることが大事なことじゃなかろうかなと思ったりしたものですから、このことをまず申し上げてみました。

それでは、順を追って、このへき地診療所の話を先だって全協の中で聞いたとき、私も愕然としました。午前中の同僚議員の質疑の中で大まかには理解しましたが、一番下にあります経営改善を推進しますとありました。これを聞いたときに、少しばかり違和感を私は覚えましたね。これまで入院施設もしっかりしていたのが、いつの間にかそういうことがなくなってしまうんだなあという、さみしい思いがしたものです。ですから、今、医療体制がなかなか十分でないということであ

るなら、それこそ、そういうことを改善して十分な体制にもって行ってですね、そしてまた再び、やはり町民から愛されたへき地診療所でありますから、その方向に向けてこれから頑張っていくということはできないものかですね、伺ってみたいと思います。

○町長（鎌田愛人君） へき地診療所の件でありますけど、経営改善に向けてですね、我々医療関係のコンサルタントに経営診断を委託しまして、その中で外部環境調査、内部環境調査をしていただいて、専門的な知見から、このへき地診療所がある課題、経営的な面、また医療、直接的な医療の部分も含めて診断をしてもらっております。そのことを踏まえた上で、今後の方向性も決めなければならないというふうに思っております。毎年赤字が出ておりまして、一般会計から約1億近い繰出しをしております。これも町民の税金です。その中で、今後のへき地診療所のあり方についてはですね、この経営診断、そしてまた運営委員会というのもあります。そういう意見を踏まえながら、今後のへき地診療所のあり方については考えていきたいというふうに考えておりますが、やはり、町民にとって大事な医療機関でありますので、入院の受け入れはしばらくはいたしません、外来と巡回診療、この二つはですね、確実に実施しながら、何とか町民のニーズに応えるべく努力していきたいというふうに考えております。

○11番（安 和弘君） 町長がおっしゃることもよく分かります。確かに、この役場という大きな船のかじ取りをしていくのは町長でありますから。ただ、私が思うには、やはり町民が、町民も主役でなくちゃいけないだろうという気がします。経営の方向からいきますと、確かに町長がおっしゃるとおりでしょう。しかし、町民がですね、本当に今まで親しんできたへき地診療所がなくなると、入院ができなくなってしまうということでは、やはり、さみしいなと思うのが、私ばかりじゃないと思うんです。ですからひとつ、この点は何とかですね、そういうニーズがまた増えたときには、その方向に向けてのかじ取りもしていくんだという、町長のですね、操進技術をしっかりと見ていきたいと思っております。

次に、その次のページです、2ページ、出産・子育て支援の充実というのがありました。まずお尋ねしたいのは、我が町の出産祝金ですね、そのことをくどいようですが今一度、どういう方法で支払いになるかということ、ひとつお尋ねしてみたい。

○町民生活課長（昇 憲二君） はい、お答えします。出産祝金につきましては、現在はですね、1人5万、商品券で支給しております。

○11番（安 和弘君） 金額はよろしいですが、それは商品券の支払いでしょうか。

○町民生活課長（昇 憲二君） はい、商品券にて支給しております。

○11番（安 和弘君） 3日ほど前の新聞にでしょうか、大和村の出産祝金の記事が出ていましたね。第1子20万、2子30万、3子以降は50万という。そしてそのお母さんが言うことには、子供の記念になるものを買って、そして残りは将来に備えて預金しておきたいと。親の心としてはそれが当然だと思うんですよ。前の議会でも、私はこのことを申し上げていました。やはり親としては子供の将来の備えとしてですね、やっぱりそういうものはしっかりと蓄えておきたいという気持ちもあ

と思うんです。何とか見直せるものでしたら、現金支給ということはできないものかですね。このことを伺ってみたい。

○町長（鎌田愛人君） この出産祝金については、令和2年度でしたかね、条例を改正して、これまで第1子が5万、第2子が10万とか、2子以降の上がる、金額が上がっていくという条例、要綱でしたけど、それを改正して1人5万ということで、それもしか商品券はそのままということで。さらに加えて、小学校入学時に5万、高校入学時に、古仁屋高校入学時に5万という、全て商品券でありますけど、我々町としてはですね、確かに現金の方が喜ばれるかもしれませんが、私どもとしてはその商品券で、子育てに関わらないものを買ってもいいんです。その子供のためと思ったら自分のお金で買うこともできますので、商品券にすることによって地元商工業者に対する、商工業者以外のものにも使えますので、それに対する支援も、同時に我々は考えているところでございます。したがって、このことについては見直す考えは全くありません。

○11番（安 和弘君） 商品券を発行することで、ほかの商品を買うと、それは確かにこの町の商店は潤うと思うんです。ただ、子供の出産祝金と、出産おめでとうというお金であれば、親たちの使い勝手のいいような支給方法が、本当は望ましいのじゃないかなと思ったもので、この問題、今一度質問してみました。

それでは、次に6ページ、地球温暖化対策の中に藻場育成という言葉がありますが、今その実績はどうなっているのか伺ってみます。

○水産観光課長（義田公造君） お答えします。現在、鹿児島県の方で嘉鉄沖と白浜の方で藻場育成のですね、進捗というか、確認をしているところです。現状としましては、なかなか生育が伸びないというか、それが現状でございます。今回の藻場育成の件なんですけど、これはもう先ほども言ったとおりですね、政府が進めている2050年に向けた藻場育成でございます。町としましては、海洋生息する海藻、藻場などによって吸収補足される炭素のことをですね、ブルーカーボンと言いますけれども、海洋資源を活用した温暖化対策をするということで進めているのが現状です。

○11番（安 和弘君） この藻場育成が叫ばれて久しいんですよ、ずいぶんなります。なかなか実績として聞こえてこないというのが実際のところでありますから、何とか実績の上がるようですね、結果が出てくるようなことを期待したいと思っております。

次のページの農林水産業の振興についてであります。ここで、上から2行目の人・農地プランの実質化や農地中間管理機構による未活用農地の抽出、斡旋を図りとあります。なかなか瀬戸内の農業は厳しいのがあることは十分承知しております。これは徳之島、永良部、喜界、耕地面積の広いところと比べて、なかなか実績が上がってこない、農地が狭い上にですね、いろいろ環境の問題。そこで担い手ということも書いてありますが、担い手がなかなか見つからない。そうしたときに、その下の方にきび酢村構想と出ております。まず、担い手、人、これを考えたときに、新たな担い手として、このきび酢村構想が歩み出したときに、そこに関わる人として、Uターン者の誘致など考えられないものかですね、一度伺ってみます。

○町長（鎌田愛人君） これは加計呂麻ですので、キビ酢村構想はですね。ぜひUターン者に、含めてですね、加計呂麻に住む方々を雇用したいというふうに、全てじゃないですけど、雇用したいと思っております。そのことにより加計呂麻島の振興にもつながりますし、また、仕事があれば帰って来たいという方々もいると思います。そういうことも含めてですね、進めていきたい。なぜUターン者かと言うと、空き家ですね、自分の実家を、Uターン者だと自分の実家、親がもしいたらですね、親と一緒に住んだり、その後の家も引き受けて住んでいけるという、そういうメリットもありますので、そういう点ではUターン者対策、ほかにも計画しておりますが、今後、力強く進めていきたいというふうに考えております。

○11番（安 和弘君） まさしくそのとおりでと思うんですよ。特に加計呂麻、西方、もう過疎がどんどん進んでしまって、いわゆる墓を守っていく人さえ、もうおぼつかないという状況が続いております。ですから、何とか郷友会と図ったりしながらですね、連絡を密にしながら、Uターン者の方、希望する方がいないかどうかということなども、町から声をかけたりしながらですね、連絡を密にして、できたらそういうことでUターン者が帰ってくれたなら、町としても助かります。ひとつしっかりと、このことは町長が胸に入れていただきたいと思いますと思っております。

○町長（鎌田愛人君） Uターン者対策として、今年度から新たに行う事業として、Uターン者資格取得助成事業、定住促進対策としてですね、Uターン者資格取得費助成事業としてですね、資格取得のための経費3分の2ですね、上限10万として、これを助成して、Uターン者が来て、何か資格を取って、仕事のために資格を取るとかですね、そういう場合のための助成をするために3年度の予算に組んでおります。10万円の5人分、50万組んでありますので、この事業を通して資格を取って仕事をしたり、さらには、地域提案型の空き家、集落における空き家改修事業があります。上限130万で町が助成して、残りの分は集落がその費用を出す。そこに定住してもらってですね、その家賃は集落に入る、そういう制度もありますので、そういう、まず住まいと仕事と、やっぱり必要だと思いますので、そういうことをやりながら定住促進を図っていきたいというふうに考えております。

○11番（安 和弘君） 非常に心強い話を聞くことができました。そこで、そのキビ酢村構想、早期実現に努めてまいりますと、まだこれは取り組んで間もないことですから、今、そのことをお尋ねするのはちょっと早いかもしれません。しかし、構想としてですね、めどとしていつ頃、おおよそいつ頃になりそうかどうかという事は分かりませんか。

○農林課長（川畑金徳君） キビ酢村構想に関しては、今年度、令和3年度基本計画等を作成し、また補助率の高い事業等を検討しながら、今後進めていきたいと考えています。

○11番（安 和弘君） はい、しっかりお願いしたいと思っております。そこで、漁業についての話を少しばかり、というのは、もうぼちぼちと旧の3月の3日が近づいてきました。ああ、またあのことかというかもしれません。確かにその、あのことなんですよ。もう3月3日といえば、もう皆さんご承知のとおり、海に入らなければカラスになるよということを、小さい頃から我々も言われて

まして、海に入って、特におばさんたちですね、ばあさんたちが海で貝拾いに行くと。それがいつの頃からか、海に行ったら怒られると、漁協から怒られると。しかし、これ、海に入るのは仕方ないんじゃないでしょうか、おばさんたちもですね。3月3日です。これは大昔からのこの島の文化です。慣れ親しんできたその文化を、海に行つて貝を取るな、魚取るな。確かに漁協は漁協としての立場で物を言ひましょう。しかしながら、これまで綿々と続けてきたこの奄美大島の文化というものも、これも確かなものです。できることから、お互い暗黙の了解という言葉がありますから、そこら辺を利用して、その日だけは許してあげるよということとはできないものかどうかですね、いかがでしょう。

○水産観光課長（義田公造君） お答えします。法的なもので、だめなものはだめだと思います。役場がいいということは言えないと思います。慣習でですね、慣習文化でするものに関しては、誰とは言えないんですけど、状況的に続けることはいいんじゃないかなと思います。

○11番（安 和弘君） よく聞こえなかったんですが、要は前回の議会のときも同僚議員がそういうことを言つて、過激なことを言つて漁協から怒られたという話を聞いていますけれども、しかし、実際問題として、今、町の人たちの、特におばさん、ばあさんたちの声なんですよ、何とかならないかって、昔はよかったねと。杓子定規で計るようなことをして、本当にいいものか。そういう人たちの3月3日に海に行く楽しみを奪ってしまうことになりかねない。そして立て看板がありますね。海から取るな、マガキガイ、テラダですね、取るなど。あまりにも世知辛い世の中になつてやせんかなと私は思うんですよ。そういう話を漁協の組合長あたりと、一回してみたいはいかがですか。

○水産観光課長（義田公造君） この話はですね、漁協の方とも何度も協議をしております。漁協の方でもですね、法的なものでできないもの、またそれで生活を立てている方もおられます。そういうこともありますので、できないものはできない。役場としてもできないものはできないというのが筋だと思います。その中でも、慣習として、先ほども言ったんですけど、行うものに関しては何も言えないのかなと思つております。

○11番（安 和弘君） もう少し大きい声で。要はだめということですね。海に入れないうことですね。

○町長（鎌田愛人君） 法律的なことを言うんですね、だめなんですよ。それをある上でですね、これまでの慣習、自分が食する分ですね、食する分はこれまでの慣習として、皆さん、取つてきたと思います。そういうことも踏まえて考えていただきたいということで、この問題は法律的なものがありますので、町は言えない部分があるんです。そこをぜひご理解いただいて、やはりこういう公の場では言わない方がいいかなと思います。ぜひそれをご理解して、これまでの慣習ですね。これまで大きくなったのは、多分、乱獲してですね、それが町外にも出ていたり、商売する人たちが、それをつかうということが問題になったりしたことも根底にあると思います。昔は自分が食する分だけを取つていたということであつてですね、それもあつたと思いますので、そういう今、法

律的なものもありますので、それに対して町が、法律的なものがあればだめですとしか言えないわけですね。同じことの繰り返しですけど、慣習の中で判断していただきたいということでもあります。

○11番（安 和弘君） はい、了解しました。その下の商店街の活性化のことでありますが、毎年、プレミアム券、これで町の人も助かっております。ただ、魅力のある商店街の形成、瀬戸内の古仁屋の商店街に行ったら珍しいよとかね、きれいになっていたよとかいうこと、そういうことを商工会なり、商店街の方たちとですね、話し合いの場をもったりとか、そういうことをして、少しやっぱり魅力のある古仁屋の商店街だなと言われるようなことになればいいなということを申し上げておきます。

次に、集落の活性化の中に、こういうことがうたってあります。住民参加型の地域提案型事業補助金を活用しというのがありました。確かに、このことについてですね、平成29年の12月の議会でお尋ねしたときに、答が返って来ました。あしたの加計呂麻島プロジェクト助成金につきましては、加計呂麻島8集落の区長が主要メンバーとして設立しました。あしたの加計呂麻島プロジェクト、今現在どうなっているのかですね、それをお尋ねしたときに、当時の企画課長から300万を、この金額のことはいいですが、5カ年ということでやっているんだということで答をいただきました。今まさにここに地域型、地域提案型ということはこういうことを言っているのでしょうか。

○企画課長（登島敏文君） 以前の加計呂麻島、あしたの加計呂麻島プロジェクトですね、それは過疎地域活性化推進交付金というのがありますね、行政のみならず、NPO法人であるとか、いろんな任意団体がですね、申請できる補助事業でありました。確かその29年に始まったのは私も承知しておりますが、その後のことについては、ちょっと確認しないとお答えできない状況であります。それで、ここに載っている地域提案型事業補助金というのは、例えば、集落が見晴らしのいいところにベンチを設置したいとか、集落の大きい木を集落で切りたいからチェーンソーがほしいとか、そういう限度が上限30万のですね、補助事業でありまして、申請した方の集落の9割を基本的に補助する。上限が30万といった事業内容のものでございます。

○11番（安 和弘君） 分かりました。それじゃ、この平成29年お尋ねしたときには5カ年ということでしたね。そうすると、その時の加計呂麻島のこのプロジェクト、8集落とありました。何処の集落か、もし分かっていたら教えていただけますか。

○企画課長（登島敏文君） すみません、その集落名の数も含めて、今、確認してから、また、お答えします。今ちょっと把握しておりません。すみません。

○11番（安 和弘君） 集落名は8集落というのは間違いありませんね。平成29年のお答えの中では8集落と、加計呂麻の8集落からの、8集落の区長が主要メンバーとして設立しましたという、後から丁寧に企画課長が、私が錯覚しまして年度で300万かと思ったらそうじゃないと、5カ年でね、300万だということ、ありましたので、まだそれが生きているかなということでお尋ねをしてみました。今現在、どうなっているか分かりませんか。

○企画課長（登島敏文君） 基本、あしたの加計呂麻島プロジェクト推進協議会とか、チームとか、そういった名前で申請されていると思います。結局、このことに関しては、役場が主体となっていてということではなく、推進協議会なるものがですね、申請をして5カ年の計画を遂行していくという、そういう計画であったと思いますので、だからといって役場が全然分かりませんという話じゃないんですけども、いろいろ詳細については、ちょっと全く手持ちの資料もございませんので確認して、今日中に分かるかどうか分からないですけど、分かり次第ですね、お伝えしたいと思います。

○11番（安 和弘君） この議事録のなかにも8集落というのがうたわれております。ですから、あれから考えてみたら、ちょうど5カ年だと思ってですね、このことをちょっとお尋ねをしました。

10ページ、11ページですね、いよいよ始まったかなと、加計呂麻島ターミナル施設計画、このことも、もう義永町長の頃からいろいろ取り上げられてきた問題でありました。なかなかそれから日の目を見ず、やっと動くのかなという気がします。そうですね、今年度から、3年度から建設予定地の調査、それから基本設計に取り組んでまいりますということでもあります。大まかにどこだということは、今のところは青写真はありますか。場所です。

○水産観光課長（義田公造君） 場所としましては、瀬相港を予定しております。

○11番（安 和弘君） はい、分かりました。このことは、加計呂麻の方、請・与路の方、みんな首を長くして待っていることですので、どうぞ遅滞することなく取り組んでいただきますようお願いをしまして、要望しまして終わります。

○議長（向野 忍君） ほかに質疑ありませんか。

○6番（元井直志君） 教育環境の整備充実についてお尋ねします。3ページです。

老朽化している学校ですね、これが早期改修が求められているところでもありますけれども、改修時期がいつ頃になるのかということが明確にされていません。順番があるとか、いつかはするということではですね、学校側も父兄側も安心できないと思います。生徒である時期というのは限られていますので、この時期を明らかにして計画してもらいたいと思います。整備のスピードが遅いのではないかと考えます。例として言えばですね、阿木名中学校の校舎はですね、やがて築60年になろうとしています。もはや校舎としてはどうかという状況であります。いつ改修するかを明確にしてもらいたいところです。いかがでしょうか。

○教育委員会総務課長（徳田義孝君） 令和2年度にですね、今現在、学校施設関係の長寿命化計画というのを策定しているところであります。その中で、体育館であったり、学舎であったり、あと給食施設とか、そこら辺の施設を全て、約100個近くあったかと思いますが、そこらへんの耐震診断とか、築何年になるとか、優先順位としては校舎を優先するとか、そういういろんなファクターを加味しまして、どういう順番で優先順位をしたらいいかというのを、今策定しているところであります。基本的に80年ぐらいもたせてくださいというのが国の方針で、住宅であっても施設であつ

てもですね、という中で、改善、大規模改修なりをしながら維持していくという方向でありますけれども、その中で、また多くの施設がありますので、限られた財源の中で平準化しながら、どうやっていくかというところをですね、今計画を、そういうシミュレーションで出した部分と、それとは別にまた町としてどのような考え方で臨むのかという、それを加味した上での現在計画を立てているところでございます。

○6番（元井直志君） ぜひ早急にですね、その計画が確定しましたら発表していただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、古仁屋高校についてです。同じく3ページです。いろいろ古仁屋高校に対しては効果が取られています、対策が取られています、その効果がですね、現れているのかどうか、非常に疑問です。生徒の入学する、希望する生徒がですね、年々減っている。2学級募集していますけれども、実際に入ってくるのは定員としては80人なんですけど、20人から30人の間ぐらいですね。島の子供たちもですね、外部からの留学生と同様に、非常に大事だと思います。同じように大事にしているとは思いますが、どっちかという、ちょっと差がついているんじゃないかと思っております。これについてはですね、高校入学時に古仁屋高校に入る生徒は5万円、去年からですね、対策が取られていますけれども、奨学金というのがあるんですね、瀬戸内町には。これは今、大学とか専門学校とかと思うんですけど、この奨学金がまだ残っているのだろうか。全部使われている状況ではないと思いますが、いかがですか。

○教育委員会総務課長（徳田義孝君） 瀬戸内町が独自で高校進学、大学等に進学する子供たちへの奨学金というのを、今支給しているところですが、今現在ですね、1年間に約4・500万近くの金額を貸し付けているところですが、残高的にはもう後1年、あるかないかぐらいのところまで、今きているところです。その回収もしっかりしながら、なおかつ困っているけれども、進学に困難を抱えている子供たちへの支援というのをですね、できる限りしていきたいということで、原資等も増資もしなければならない状況だと思いますけれども、町長部局とも相談しながらですね、そこも確保しながら、できるだけ支援ができるように協議進めていきたいと考えております。

○6番（元井直志君） 残高が少なければですね、次、ふるさと納税の制度も活用しながらですね、必要な生徒には奨学金の制度をですね、活用して、古仁屋高校の生徒をぜひ地元の生徒にも、大いにその恩恵ができるようにですね、活用していただきたいと思います。

○町長（鎌田愛人君） 先ほど基金の件ですけど、瀬戸内町名誉町民瀬田良一大学入学一時金貸付基金というのがあります。瀬田良一さん、瀬武出身ですかね、瀬田良一さんの原資を基に基金を創設しましたが、その原資が少なくなってきました。そこにですね、町として基金を、町の一般財源から基金として積み立ててですね、そういう生徒に対する基金を拡充していきたいというふうに思っております。それと、先ほど議員が留学生との差があるということをおっしゃいましたが、町としてですね、高校生が各種検定試験を受けるときの受験助成金、検定料の2分の1は、2分の1を助成したり、修学旅行の助成、部活動の活性化の助成、全ての高校生にですね、古仁屋校の高校生に助

成していますので、その差は、大きな差はないと思います。それはぜひ理解していただきたいというふうに思います。

○6番（元井直志君） この奨学金制度というのは、利子はどうか。

○教育委員会総務課長（徳田義孝君） 利息は無利子でありまして、卒業後半年後から支払い始まるということですし、さらに進学する場合は、その進学まで猶予した上で、そこから半年後卒業後からの返済というふうになっております。

○6番（元井直志君） 以上です。

○議長（向野 忍君） ほかに質疑ありませんか。

○2番（福田鶴代君） すみません、2ページの出産・子育て支援の充実についてです。たくさんの子供を預ける側の支援の対策は拡充されていますが、そこで働く方の対策は何か考えておられますでしょうか。保育所とか、問題です、保育所の。預ける方の支援は結構されてますよね、・・・手当とか、児童手当とか、結構いっぱいあるんですけども、やっぱりそこで子供を預かる側の方の、働く人への対策を何か考えておられますでしょうか。

○総務課長（福原章仁君） 働く側への支援と言いますと、役場側からしますとですね、子供を預けて、また働きたいという方がいらっしゃればですね、会計年度任用職員ということで応募とかしておりますので、そういったことということでしょうか。

○2番（福田鶴代君） そうです、施設、結構預ける方のね、今、対策ができていて、待機児童もということですけど、やっぱり預かる側、だから施設方面ですね、保育所で働く人への対策みたいなもの。

○総務課長（福原章仁君） 令和2年度からですね、会計年度任用職員という制度ができました。以前は臨時職員ということでの待遇であったんですが、地方公務員法とか、地方自治法の改正があつてですね、会計年度任用職員という制度ができたんですが、そのことによってですね、待遇、給与面とかですね、そういったいろいろな手当、それと休暇ですね、各種休暇、そういった待遇処遇面に関してはですね、大幅に改善されているということでございます。

○2番（福田鶴代君） ありがとうございます。やっぱり人材不足が上げられているので、やっぱり皆さんが働きたいと思うような職場の人材の募集をもう少し考えてほしいなと思つての提案でした。ありがとうございます。以上です。

○議長（向野 忍君） ほかに質疑はありませんか。

○1番（泰山祐一君） 今回、初めて鎌田町長の施政方針の方を聞かせていただきまして、いろいろな面で考えられているなというようなことを認識することができました。つきましてこちらの方、施政方針の資料の方で、いくつか質問をさせていただければと思います。

まず、はじめにというところの1ページ目になります。先ほど安議員の方からもお話がありましたが、誰ひとり取り残されず、幸せで輝いていけるシマ、大変すばらしいお話だなというふうに聞かせていただきました。こちらは抽象的な言葉になっているんですけども、実際に、私のイメー

ジの捉え方ですけれども、確認ですが、この誰ひとり残されないというところに関しては、例えばインフラの面だったり、もしくは情報の面だったり、人のつながりの面だったり、そういったほかにも何かしらあるのかなと思います。ちょっとその部分を聞かせていただけますでしょうか。

○企画課長（登島敏文君） いろんな全般にわたっての話になると思うんですけれども、それを説明するとすればですね、まち・ひと・しごと総合戦略に載っている全ての事業ですね、これを実施することがこういったことにつながっていくのではないかと考えております。

○1番（泰山祐一君） 了解いたしました。こちらの、誰ひとり取り残されず、幸せで輝いていけるシマというようにお話を基に質問の方を引き続きさせていただきたいと思います。

先ほども何度もお話がありました、こちら1ページ目のへき地診療所のあり方に関してですけれども、先日、全員協議会の方でもお話いただきました。今日の午前中にもお話をいただきましたが、こちらの実際に入院の受付の方を今月から対応できなくなったということで、人材不足というお話がございました。こちらの件なんですけれども、その人材不足になってしまった、その理由をお伺いさせていただきますか。

○保健福祉課長（鼻 克己君） 人材不足になった理由についてであります。会計年度任用職員の募集がですね、したところ6名の不足が生じたということになります。

○1番（泰山祐一君） こちらの方は実際に現場の方のお話を伺いさせていただいたんですが、実際に4月から会計年度任用職員がスタートして、今までの自分たちが働いていた待遇等々から、実際に会計年度任用職員になるにあたって、退職金等々がなくなったというようにお話があり、そういった部分での今回退職に至ったというようにお話を、私自身は受けております。そういったお話は実際に課の方には届いておりますでしょうか。

○総務課長（福原章仁君） 以前、臨時職員制度時代ですね、退職金積立ですかね、やったということは聞いております。ただ、先ほどから申し上げておりますとおりですね、令和2年度から法が改正がありまして、地方公務員法と自治法の改正があつてですね、会計年度任用職員制度、これが導入されまして、これによってですね、国・県、全て同じシステムといいますか、なっております。その中で、この会計年度任用職員においてはですね、退職金制度というのは設けられていないということで、令和2年度から、その以前していたのが、もう実際、法にそぐわないやり方でしたので、令和2年度からは、その退職金制度はしておりません。以上です。

○1番（泰山祐一君） 全国的なそういった仕組みだということとは理解いたしました。私の方もその話を聞いて、実際に調べてみました。ある自治体、東村山市というところなんですけれども、以前、退職金が会計年度任用職員になる前ですね、退職金を支払えるようにしておいて、その会計年度任用職員になるにあたって、条例の方で退職金の方を設定していたというように実際の事例がございました。やはり、そういった部分も、今たればの話にはなりますが、できたのではないのかなと思っております。この話を何でここまで追求するのかといいますと、やはり、こちらのはじめにというところの話、今までこちらの方に入院などもできる待遇を受けれるというような町民の

安心感ですね、そういった部分が今後なくなってしまうというのは、非常に残念なことだと思っております。やはり誰ひとり取り残されず、幸せで輝いて生きていけるシマ、そういった部分で今後このへき地診療所の件、致し方ない部分は大いにあると思えますけれども、何かしらの策というものも、今後幅広く考えていただきたいなと思っておりますのでお話でございました。

○町長（鎌田愛人君） へき地診療所の件はですね、しばらく入院病棟は使用しないということでありまして。今後ですね、経営改善を含めて、経営改善の結果を含めてですね、へき地診療所の運営委員会等で話をしますが、総合的に判断して今後のあり方は考えていきたいと思っております。それとですね、その退職金の件ですけど、瀬戸内町の会計年度任用職員はですね、200名ぐらいいるんですよ。それで、その全ての方々にそういう制度はできませんし、へき地診療所の看護師だけをですね、特別扱いするわけにはいきません。ましてや財源が少ない中で、そういうことはできませんので、そういう状況で退職金を新たにその看護師だけに特別扱いするということは、我々の判断はありませんでした。でも、本質的な問題としてへき地診療所の件に関してはですね、やはり多くの町民が愛される施設になるよう、今後も努めていきますし、経営のことも考えながら町政運営をしていきたいというふうに考えております。

○総務課長（福原章仁君） この会計年度任用職員の退職金につきましてはですね、議員はある市のことを出しましたが、やはり、地方公務員法に則ってやる以上はですね、国に準じた制度でありますので、国の基準にのっとって私どもはやっていくと。その自治体におかれましては独自でやる財源が財政的に余裕があったのではないかと思うんですが、我々としては、やはり国に準じた給与法でいくということでございます。

○1番（泰山祐一君） 了解いたしました。先ほどの町長の答弁いただいて、この会計年度任用職員の前は退職金があったんですよ。それでほかの同じ待遇の臨時職員なのか、契約職員というのは、ある方もいれない方もいらっしゃるというような制度になるんでしょうか。ちょっと以前の話をお伺いさせてください。

○総務課長（福原章仁君） 以前はそういった、どういった経緯でなったかは私も存じ上げていませんが、そのへき地診療所の看護師だけは、そういったことをやっていたということをお伺いしております。

○1番（泰山祐一君） 経緯の方は了解いたしました。ではへき地診療所の話は了解いたしました。

次になります。3ページの古仁屋高校の振興対策に関してのお話をさせてください。こちらいろいろな取組など、現在されております。ここの取組なんですけれども、先ほども元井議員の方からもお話がありましたが、実際に実績の方がどういうふうな形で出ているのかというのが感じにくいということではございますが、私もそう感じております。この件なんですけれども、やはり大人の方たちが考えていることと、中学生以下の子供たちが求めるものというものが、もしかすると違ってきているのではないのかなというふうな気がしております。今までこういった中学生以下に関して、どういった高校に行きたいのかとか、高校に求めるものというようなアンケート調査などし

た経緯などはございますか。

○教育長（中村洋康君） 中学生にですね、進学等についての希望という形でのアンケートという形では取ったことがないというふうに記憶しております。今ですね、少し古仁屋高校の地元の中学生の進学についてですね、私なりの少し考えを述べさせていただきたいというふうに思いますけど、今年度ですね、卒業生が73名ですかね、予定の中で古仁屋高校を進学する、を希望する出願者が26名ということで、36%程度です。おっしゃるように、例年5割前後であったものがですね、この36%というふうに大変少なくなってきております。それでですね、高校進学についてはですね、もちろんそれぞれの生徒一人一人の夢があって、そして希望があるわけでありまして、それで進路指導として古仁屋高校ということが、なかなか進路指導はできませんけども、進路についての相談という形はですね、中高連絡会でありますとか、いろいろ今、古仁屋高校の生徒が出前授業でありますとかですね、そういう形でやっておりますので、助言としてはできますけども、進路指導というふうな形ではやっておりません。やはりいずれにしましても、古仁屋高校の魅力というものがですね、中学生に響いて、そして古仁屋高校を選択するというふうな形で進めていかなければならないというふうに思いますけど、今、古仁屋高校自体が明治維新の150周年記念プロジェクトの維新未来博の高校生のテーマの活動をしたりですね、先日も県のコミュニティづくり事業での表彰を受けたりとか、そういう活動をしておりますので、そういうものを啓発をしていってですね、そして中学生の進路につなげていければという形で、啓発活動を教育委員会としてもですね、各中学校の先生方をお願いをしているところでございます。

○1番（泰山祐一君） 貴重なお話ありがとうございます。こちらの古仁屋高校に関してですけれども、例えば瀬戸内町のいろいろな地の利を活かすという意味合いで、大島海峡などもあります、そういった海の何でしょう、ダイビングですとか、そういった海遊びですとか、そういった部分も含めての課外授業、義務教育に関して教育自体は全国大体一律ということですので、そういった課外授業等でこれから地域の差別化を図っていく、そういったものを子供たちがどういったものを求めているのかというようなところもくみ取りながら、ぜひ計画の方を進めていただけたらうれしいなと思います。

続きまして、4ページになります。4ページ、真ん中の方にありますが、発掘調査報告書を提出の上、国史跡というんですかね、指定を目指しますというお話が書いてありますが、こちらの方は、今現状、どの場所の報告書を上げる予定でいらっしゃるか、もし分かれば教えてください。

○社会教育課長（保島弘満君） 今取り組んでいますのは、西古見、安脚場、呑之浦、手安、久慈の5カ所です。

○1番（泰山祐一君） 了解いたしました。こちらの報告書自体、瀬戸内町のいろいろな有資源があるというところで、そここそ観光のスポットにもなる得ると思いますし、これからの子供たちの教育の面でも活かせる部分かと思っておりますので、ぜひこちらの部分、この施政方針の方にも書いてありましたが、横のつながりを活かしながら情報交換の方をしていただければというふうに思います。

続きまして、4ページ目の同じページですね、生活環境の危険空き家の件のところの、改修した空き家の一定期間集落管理として貸し出すという取組ですが、こちらの方も数年やられていらっしゃると思いますけれども、改めてこちらの実績ですね、僕自身も見させていただいて、非常にいいなと思っておりますので、改めてこちらのちょっと取組のご説明をお願いします。

○企画課長（登島敏文君） これは平成30年からですね、実施しております、今年の今の時点で7件の実績がございます。今年は4件ですね、令和2年度に限っては4件の実績がございます。

○1番（泰山祐一君） 了解いたしました。非常にいい取組だなと思って見させていただいておりますので、また令和3年度以降も件数を増やせる場所があれば、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいなというふうに思います。

あと5ページ目になりますが、生活排水処理対策のコミュニティプラントに関しての、こちらお話を書いてございます。こちらのコミュニティプラントですけれども、まだ事業の計画段階であると思うんですけれども、プラントが完成した際なんですけど、住民や事業者が毎月だったり、年間だったり、負担するというような金額などは発生するのか、もし分かれば教えていただけますか。

○町民生活課長（昇 憲二君） はい、お答えします。こちらはやはり下水道事業にかわる新たな方策として、今検討中ではございます。ですので、やはり利用者負担というのは発生します。

○1番（泰山祐一君） こちらのほかの市町村でも既に取り組まれているところも、使う量によってですかね、いろいろな金額に差を設けているようですが、そういった形での今後展開になりそうでしょうか。

○町民生活課長（昇 憲二君） はい、令和2年度はですね、そこらも含めた、住民意識も含めたアンケートなどの基礎調査に入っておりますので、そこらも総合的に勘案して今後決めていきたいと思っております。

○1番（泰山祐一君） 了解いたしました。続きまして、せとなみの件ですが、こちら5ページになります。町営定期船せとなみの代替船の建造計画ですね、こちらなんですけど、先ほどアンケート調査の方を行ったというお話ございました。こちらの方で私自身もアンケート自体、答を見てないので分からないですが、島民の方からのお話で、やはり欠航対策というようなものを、非常に上げられている方が多かったですけど、そういった要望なども、今後踏まえてこの建造計画に関しては進めていけそうでしょうか。

○商工交通課長（勇 忠一君） 欠航対策ということですが、運航基準を遵守し、安全運航をしておりますので、船が新しくなったからといって運航率が上がるとか、そういったことはないと考えております。

○1番（泰山祐一君） 例えばですけども、今、基準の波だったり、風の基準があると思いますけれども、今の基準よりも耐えられる船というものを買うというようなことはできないでしょうか。

○商工交通課長（勇 忠一君） 現在、風速10m、波高2m、視程せとなみは500mという形でなっておりますけれども、これを上げるということは、まず国交省の方が認めることはないのかなという

感じで、下げることはできますけれども、それを上げるというのはかなりハードルが高い、船の状況にもよるかもしれませんが、難しいというふうに聞いております。

○1番(泰山祐一君) 了解いたしました。そちらの方、島民の方が認識として、そこまで理解されていない方が多いのかなと思いますので、また、この計画を進めるにあたって、そういった部分の説明などもぜひしていただければ、島民の方も、何でこうなるんだろう、欠航になってしまうんだらうというところの不満点にばかりに意識が行ってしまうと思いますので、ぜひその辺のフォローもお願いいたします。

○商工交通課長(勇 忠一君) 2月にですね、3集落、嘱託員と役員の方に集まっていたいて、今回の航路決定がメインでしたけれども、アンケートを実施しました。また、内部の構造、客室構造とか、そういったものについてはですね、また、集落の方へ出向いて説明会等を開いて進めていく予定でおります。

○1番(泰山祐一君) ぜひお願いいたします。続きまして、6ページになります。6ページの新たな産業の誘致・起業支援のところになります。光ファイバーの件が書かれております。加計呂麻全島域における光ファイバーの件ですけれども、こちらの件ですが、第2期瀬戸内町まち・ひと・しごと総合戦略の基本目標の第4にある安心な生活を実現する環境の確保ということと、今回の施政方針である誰ひとり取り残さず、幸せで輝いていけるシマというような目標を踏まえてのお話になりますが、加計呂麻の光ケーブル自体の、この取組自体、すごい加計呂麻の方たちも喜ばれるなというふうに認識しております。その中で、今ですね、今月から加計呂麻島や請島、与路島の方で開通しているADSL、こちらの方ですけれども、経営困難により地元民がこれから使えなくなるというような通知が届いたという話が届いております。こちらのちょっと現状を教えてくださいか。

○企画課長(登島敏文君) 関西ブロードバンドさんの線を利用して、奄美大島オーシャンブロードバンドという会社はその事業を実施していたと思うんですけれども、今回、NTTが加計呂麻島の光を整備するということになりました。その後、関西ブロードバンドさんの方が、それならもう関西ブロードバンドさんとしては辞退すると、ここでのサービスを辞退するというので、今の現状になっているんですけれども、今後においては、携帯の回線ですね、4Gの回線でオーシャンブロードバンドさんが4Gの回線でサービスを継続するというふうに聞いております。

○1番(泰山祐一君) その4GのWi-Fiだと思うんですけれども、こちらのWi-Fi実際に各地域の家だったり、施設だったり、そのWi-Fiが入るのかも分からないと。あともう1点は、今まで使い放題で使っていたADSLの回線が使えなくなるということで、使えるパケットの容量というものが制限されるというような心配をされている方が実際に島民の方等いらっしゃいました。こちらの部分に関してのフォローは関西ブロードバンドさんに一任するというようなことになっていますか。

○企画課長(登島敏文君) そのような現状があればですね、今一度オーシャンブロードバンドさん

と実態調査ですね、含めて、改善していく方法はないものか、検討していきたいと思います。

○1番(泰山祐一君) その届いた通知自体が4月からそのような形で契約が切れると、3月末をもって切れるというお話でした。そうなりますと、光が通る、今工事している押角までのエリアのところであれば6月までで切り替えができます。それ以外の加計呂麻の地域は使うことができない。当然、請島・与路島は光の計画すら、今ない状態です。そういったところで、じゃあ、そのほかの地域というのはないがしろにされていないかというような気持ちに、当然なってしまって当然だと思っ
たんですね。そこの部分をぜひ踏まえて、今後も住みやすい町、誰ひとり、暮らしやすいそういった町を、ぜひ目指していただくための取組として、課長がおっしゃっていただいたように、オーシャンさんとお話を進めていただきたいと思います。

○企画課長(登島敏文君) 請島と与路島に関してはですね、以前、実証すると、補助事業で実証するという計画がありましたけども、その計画がですね、地方負担、いわゆる市町村負担がですね、当時で約4億円ぐらいありましてですね、断念した経緯があります。今後においてはですね、いろいろ総務省の方も日本全国に光を行き渡らせるとか、そういったコメントも聞かれますので、また以前よりもですね、有利な補助事業出てきましたらというか、いろいろ探してですね、できるだけ実現に向けて、請・与路地区についても頑張っていきたいと思っております。

○1番(泰山祐一君) 承知いたしました。ぜひそういった、これから今まで当たり前のように使っていた方々が使えなくなるというのは、本当に苦勞されると思いますので、ぜひそちらの気持ちを汲んでいただければと思います。

同じページになりますが7ページ、FMせとうちの件が書かれております。こちらの方は11ページにもFMせとうちによる広報活動というふうに記載がございますが、現在3月、FMせとうちが工事をされていると思いますが、今後の計画に関して改めて伺えますか。

○企画課長(登島敏文君) FMせとうちについては、まず瀬戸内町のラジオ事業者という言い方で説明した方がいいと思うんですけど、昨年のですよね、施政方針の中でFMせとうちについては自立を促す、自主的にですね、企業としてやっていく、そういったことを促していきますという施政方針で述べております。それを受けまして、今年度の10月にですね、公募をいたしました。独立採算制でという趣旨の下にですね、公募をさせていただきました。そしたら、応募して来ましたのが奄美通信事業さんですね、が1社だけ応募して来まして、結局これまで事業されていたFMせとうちさんは応募して来なかったわけですね。その結果を受けましてですね、今年の2月でFMせとうちは終了というふうになりました。新しい事業者さんがですね、今後やっていくわけですがけれども、その免許の認可の関係で、今やっているFMせとうちさんが廃止届を出さないと、新しい事業者さんは免許の申請ができないわけです。ですので、3月の1日以降になってしまうわけですね。そうすると、こちらからできるだけ早くしてくださいという願いは当然しています。ですので、できるだけ4月上旬あたりにはどうにかならぬでしょうかという願いをしておまして、今のところ目指しているのは4月上旬に放送再開ということになっております。再開というか、放送を始める

ということですね。

○1番(泰山祐一君) 承知いたしました。こちらは当初、FMせとうちがスタートしたときですかね、NPO法人でスタートしたと認識しております。こちらの方は、NPO法人の定款を変えるなどで、その奄美通信さんが入ってやるというようなことは対応としては検討はされていたのでしょうか。

○企画課長(登島敏文君) その独立採算制で応募してきてくださいというふうに、こちらは申し上げているわけで、全く違う企業体がそれぞれが応募してくるわけですから、最初からそういったことは全く考えておりません。

○1番(泰山祐一君) 承知いたしました。ぜひ4月からの展開を楽しみにしております。

続きまして、10ページ目になります。こちらの行財政のところの真ん中の方にございますが、令和2年もございましたが、人員削減を行い、組織のスリム化を行うということで、業務の効率化を図りながら、この人員削減の方を検討していくということで、令和2年度もこちらの方を書かれておりましたが、その実績踏まえて令和3年度はどのくらいの目標指数を設けていらっしゃるのか、設定しておりましたら教えていただけますか。

○総務課長(福原章仁君) この職員の定員管理でございますが、令和3年度においてはですね、一応計画上では201名を目指していくということでございます。

○1番(泰山祐一君) その201名というのは、すみません、その基が何名に対して201名ということか、分かれば教えていただけますか。

○総務課長(福原章仁君) 失礼しました。令和3年度においてはですね、204名でございます。この計画があったときにはですね、これは令和2年度から始まっていますが、この職員が209名から始まって、この5カ年計画を立てるということでございます。

○1番(泰山祐一君) 承知しました。いろいろAI、RPA等々のいろんな取組など、これから準備されると思いますけれども、ぜひ効率化の方を図っていただいて、人でしかできない仕事の方に注力できるように取り組んでいただければと思います。

続きまして、同じページになりますが、その上にあります再任用職員の雇用というところの言葉がございます。10ページになります。こちらの再任用職員の雇用もいいとは思いますが、それよりもこれからやはり若い世代がその職場で働いていくということも必要なのかなと思いますが、こちらはやはり再任用職員の雇用の方を重点的にしたいのかなという見方に見えますが、いかがでしょうか。

○総務課長(福原章仁君) これはですね、やはり再任用職員を重点的にということではなくてですね、やはりその再任用に関しましてもですね、やはりいろいろと年金が65歳から、昭和36年度生まれからはですね、65歳から始まると、その年金制度が変わってきておりますので、それに伴っての対応できるということでの再任用職員の雇用をまたやっていくと。あと、やはり再任用職員に関しましてはですね、それまで培ってきた経験、能力、そういったのもございますので、やはりそう

いった方々の能力も生かしていただきたいということもありますが、それ以上にですね、やはり私どもは若い方々ですね、職員の新規採用においてもですね、やはり年々確実に採用できるようにですね、これももちろん適正計画の中でうたっておりますので、ただこの再任用職員を重点に、優先的にという考えではなくてですね、お互いに再任用職員の能力を活かしながら、また、若い方々の、また職員の採用ですね、それも図っていききたい、貴重な人材でございますので、どうしても町のために頑張りたいという若い方々がいらっしゃればですね、どんどん私どもも採用という形でですね、行っていききたいということでございます。

○1番（泰山祐一君） 理解いたしました。やはり先ほども課長の方からお話ございましたが、バランスが大事だと思います。再任用職員の方ができる場所もあると思いますし、これから大事なものは、やはり育てるということもとても大事な事だと思いますので、そちらの方も継続してよろしく願いいたします。

10ページ下にいきます。加計呂麻島ターミナル施設計画の件でございます。こちらですけれども、先ほど安議員の方からもお話聞かせていただきましたが、こちら、瀬相地域の方に今建設計画を設けているというお話でございました。こちら瀬相の、具体的に言うと駐車場などがある場所に対して設置を検討されているのでしょうか。

○水産観光課長（義田公造君） 場所としましては、いっちゃむん市場とあとフェリーが着くところのですね、間の駐車場を予定しております。すみません。港湾施設用地に計画しております。

○1番（泰山祐一君） 了解いたしました。こちらは規模としてはそこまで大きいものではないということですかね。

○水産観光課長（義田公造君） 面積的にはですね、300平米ぐらいだと思います。詳細については、後で報告いたします。

○1番（泰山祐一君） ぜひこの議会を通じで知られる方もいらっしゃるといいますし、瀬相地域含め加計呂麻島民の方にも、こちらの方、話し合いをしながらうまく振興の方をしていただければと思います。

最後に11ページになりますが、下の箇所になります。既存の財源増加対策と新たな財源の確保についての箇所の一番下にあります政策間の縦割りを超えた方針策も増えているため、庁内及び関係機関において連携を図り、的確な財源確保に努めてまいりますということですが、具体的な取組施策などあれば、教えていただけますか。

○総務課財政補佐（茂野清彦君） 政策間の縦割りを超えた方針というふうな表現ですけれども、実際、保健福祉の部門で言えば、介護と医療が連携した一体化事業とか、今、かなりいろいろなものが国から発信されるものが一つの政策だけではなく、他の政策と関連したものが出来て来ております。そういったものが、やはり一つの課だけでは分からない部分があり、そういった意味は財政の方が早く情報が入ってくる部分もありますので、そういうものをつなげて財源の部分で新たな事業、新たな政策につなげていけないかというふう考えた表現でございます。

○1番(泰山祐一君) 今後、先ほども戦跡等との話でもさせていただきましたが、やはりいろいろな課をまたぎながら、協力し合いながら取り組んでいく取組というのが増えてくるかと思っておりますので、ぜひ、役場内で既にやられていらっしゃるとは思いますが、引き続き課の連携をしながら事業、新たな取組などご検討いただければというふうに思います。では、以上で終わります。

○水産観光課長(義田公造君) 先ほどのターミナルの件なんですけれども、これからですね、基本設計等々を行ってからですね、決めていきますので、まだ内容的なものは、面積的なものも未定です。以上です。

○議長(向野 忍君) ほかに質疑ありませんか。

休憩します。

再開は3時15分からとします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時15分

○議長(向野 忍君) 再開します。

質疑ありませんか。

○7番(池田啓一君) まず最初に、施政方針並びに町の政策を一議員として携ってきましたけど、いつも思っていることが、やはり今年も出て来ませんでした。西方・山郷、そして東方のそれについての明記が一つも載っていないような気がします。加計呂麻・請・与路とかあるんですけど、そしてその西方や山郷の端の方からは、よく自分たちのことはどうなっているか、議会でも言ってくれとは、よく言われております。ただ、このことだけは申し添えておいておきます。

まず1ページ、先ほど来、へき地診療所のあり方を何名かの議員が問うておりましたけど、私もこのことについては加計呂麻の島民から、そしてまた町のお年寄りの方々から、議会でもどうにかできないのかと言われておりますのでお尋ねしたいと思います。その上の方に書かれている、いろいろなことを書かれていますが、我が事、丸ごと、この言葉もすごく好きですし、そうでありたいと思っています。それで、そういうことを於いて、まず全体的にはあわせて町長のマニフェストにもありましたこの町に生まれてよかった、この町で生きてよかったということにつながると思っています。まず、町長にお伺いしたいのは、へき地診療所のあり方を見直し経営改善と、ここに明記はしてありますけど、町長自身がですよ、町長自身の考えとして、この病棟、要するに入院をなくすのかどうか。もちろん、先ほどの答弁でいきますと、運営協議会ですか、そういうものがありますから、それを聞いてから検討するという事なんですけど、町長の本心というか、町長はどう思っているのか。

○町長(鎌田愛人君) 私としては、やはり病床もありながらですね、へき地診療所が運営していけたらいいとは思っております。しかし、病床も19床ある中で、約半分以下ですね、毎回埋まるのが。という中で、今回、看護師が不足するという事で、不足した場合には残る看護師に対する負

担が大きくなる。そういうことを踏まえた中で、今回、しばらく休床するということになりましたが、先ほど来、繰り返しになりますが、経営改善のための診断、コンサルに診断させました。そしてまた今後、それを踏まえた上で町の方針を決定した中でですね、運営委員会に諮って、今後のへき地診療所としてのあり方を決めたいと思っています。私自身は、やはり必要だと思っています。ただ、町の経営というのは、私自身の気持ちではできません。様々な要因の中で、政治決断として何かしらの決断、結果を出さなければならない、そういうのが町長としての立場です。

○7番（池田啓一君） ただ私が思うに、瀬戸内町町民が加計呂麻・請・与路、西方の方々、ましてお年寄りを抱えた方々、また施設がたくさんあります、そういった方々がへき地診療所の病棟がなくなることによって、まず名瀬の県病院、そうすると通うのも大変になる。そういうことも含めてですね、ただ巡回診療があればいい、それで巡回診療で悪いところは、やっぱりへき地診療所に入院したい。だけど入院できない。これは現状はね、保健福祉課長が説明してもらいましたので、全協の方で、看護師が足りない、医師が足りない、だからやむなく病棟を、やむなくという言葉は私わざわざ使います。やむなく入院病棟を閉めざるを得ない。これはしょうがありません。私はその先のことを訪ねています。であれば、いかにして医師を確保し、いかにして看護師を確保し、もう一度入院看護ができる、ああいう病棟を造る。そしてその中で経営改善をいかに図っていくかであってほしいなど、私は思っています。ですから、何人もの方々が聞いたんですけど、私は納得できなくて質問しています。ただ、こうするんだと方針もない中に、ただ運営協議会だけがあっても、試行錯誤するんじゃないかなとも危惧しております。どうでしょうか。

○町長（鎌田愛人君） 瀬戸内町にはですね、へき地診療所以外にも入院する場所がありますので、そこも考えなければならないというふうに思っております。後は何でしたかね、質問。

○7番（池田啓一君） ただね、ごめんなさい、私が言いたいのは、確かに名前を言ってもいいかもしれないけど、病院があります。ただ、何というかな、外科専門、そしてまたもう一つあります。その病院だけじゃ足りない。そして安心・安全、安心できるのがへき地という部分を多くの方から聞いております。というのは、巡回診療で加計呂麻も回っています。その方々もそういうふうに、どうしたら、議会ではできないのと言われてるのはそこなんです。いろんな病気を抱えて入院する。ただ一つだけの病院があるからそこに入院せ。そこであふれたら、やはり向こうにも行かなければならない。そして、町で、宇検村で掲げたアンマという政策の中には、へき地、それからいづらは、そして宇検村、その三つしか連携ができていないとも聞いていますけど、どうでしょうか。

○保健福祉課長（鼻 克己君） 先ほど議員からおっしゃられたアンマのことなんですけど、宇検診療、いづらは、へき地、南診まで含めた中でアンマということでもあります。

○7番（池田啓一君） そういうこともありますので、ぜひ町としては、今は確かに看護師、医師が足りない、でも早急にそれを確保して病棟を再開する。そしてその中で経営改善、もしくは経営の有体を目指す。先ほど1億円の町の税金を使ってへき地診療所を運営しているという言葉も出ましたけど、そのことに関しては町民も少しは納得できると思います。ぜひそこも含めてですね、町民

への説明、そして今後どうあるべきかを町が主体とした中で運営協議会を持っていただきたいと思っております。

○副町長（奥田耕三君） へき地診療所のあり方については、議員の皆様からご指摘をいただいたとおりであります。先ほど町長が申し上げたとおり、我々の思いとしては病棟も存続したい、それが本音でございます。ただ、公の施設としての責任もあります。ただ、現場がそこに見合うだけの環境が整わない、この状況の中では、公の施設としての使命よりも、人の命を預かる診療所としての責任が果たせない。このことはもう絶対的な問題です。ただ、しばらく休床という形で様子を見ますけれども、今後またそのスタッフも含めた環境を整えば、先ほど町長が申し上げたように運営委員会等へ上げて審議をしていただいた上で、復活できるのであれば復活をしたいということで、今、現場の環境が整わない、今、そういう状況であります。そこだけはぜひご理解をいただきたい。お願いします。

○7番（池田啓一君） 今、副長の方から答弁していただきましたけど、私自身もそれはね、先ほども言いましたけど、福祉課長、または担当から、または現場の説明がありまして、私たち全協の中で聞いております。看護師が足りない、医師が足りない、だからやむなく病棟を閉めるんだ。このことを聞いています。ですから、今おっしゃられたように、やむなく病棟を閉めているのであれば、早急に、できたら早急にですね、スタッフを、そしてみんなができる、やっつけける、そういう人たちを集めて、いかに再開するかということを中心に考えて、その後、運営協議会で私たちはこうしていくんだというものを示してですね、今後のへき地診療所のあり方を協議していただきたい、私は思っています。そしてまた、そのことによって住民も安心してこの町に、加計呂麻に、請・与路に住んで、この町で成就したい、こんなことを言ったら悪いんですけど、そういう気持ちも持てると思います。町長も副長も答弁もらいましたけど、お互いにその病棟を残したいという気持ちがあるということで理解します。そして、早急に今の現状を打開するよう努力していただきたいと思います。

次に5ページ、地域防災力の強化について、この一番下ですね、集落ごとに放送が行える、今までと違ってこれ、今まではですね、以前は何と言うかな、防災放送無線ですので、防災しか使えないという形でしたが、最近ではフェリーの欠航、せとなみの欠航、またいろいろな行政の放送などもできております。それが今度は集落ごとに放送が行われているその部分の説明。

○総務課長（福原章仁君） そうですね、今まではですね、今も現在もですが、行政の方から一方的に行政情報を流していますが、今回、私どもが進めておりますのは、もちろんこの防災、行政側からの放送と、今度はですね、それ以外にですね、集落においてですね、集落内での地域情報もできると、一つの集落だけでですね、区長さんからなり、住民へですね、集落民への放送もできる、この両方ができるということで、今回、この地域コミュニティ無線ということで、集落の方からもですね、だけでも、一つの集落でまた集落民に集落の案内ができると、放送ができるということでのコミュニティ無線ということでございます。

○7番（池田啓一君） その戸別受信機、これにも集落でマイク放送した、今おっしゃられたマイク放送したそのことが、戸別のスピーカーに出てくるということですか。外部にある放送じゃなくて、あのスピーカーだけじゃなくて。

○総務課長（福原章仁君） 区長さんがですね、集会場で放送した場合はですね、屋外と各家庭の戸別両方入ります。またそれ以外にですね、区長さんが自宅の電話からとか、携帯電話からも放送ができます。その場合には屋外は出ませんが、各家庭の戸別にはそのまま放送ができるというシステムでございます。

○7番（池田啓一君） よく分かりました。まあまあハイテクなものが出たというのか、すごいものが入りますね。確かにこれであれば、今課長がおっしゃったようにね、マイク、自宅から、そして携帯電話からとなると、台風のさなかでも安否を気遣うことができるし、いろいろな面でね、利用できると思います。ぜひ一日も早い設備をお願いします。

次に6ページ、世界自然遺産登録の中の世界自然遺産センター（仮称）とありますけど、これは場所は。

○水産観光課長（義田公造君） お答えします。予定地はですね、奄美市住用町マングローブパークの横に建設予定としております。

○7番（池田啓一君） 周りからね、その声はずっと聞いていましたけど、やはりそうなのかというの確認です。私たち議会としては、これを目指して頑張ってきたんですけど、ちょっと残念です。ですが、私常々思うんですけど、ごみ、それから環境、それから産業に対しては、大島郡全体で考えなければいけないと常に思うんですけど、特に観光の面で言うと、瀬戸内町はほかの地域にどのような貢献ができるのかと考えているのか。

○町長（鎌田愛人君） 瀬戸内町がほかの地域にどのような影響を与えるかということですが、やはり、瀬戸内町は大島海峡を挟んでですね、加計呂麻島、請島、与路島3島を有しており、さらに西方・東方、町内全域にすばらしい森と海があります。ある人が言うには、奄美の奥座敷ともいわれております。そういう瀬戸内があるからこそ、奄美大島に来てですね、奄美市だけじゃなく、ほかの村だけじゃなく、瀬戸内町があるからこそ、観光のそういうスポットもあるということで観光の幅が広がる、そういう影響が出ているのではないかというふうに考えます。

○7番（池田啓一君） まさにそうなんですよね。私自身も加計呂麻に住んでいて思います。この奄美本島側へ観光客が入って来ます。これは私は今、今度は今、世界自然遺産登録もですけど、産業についても関連して質問したいと思います。その町長がおっしゃった奥座敷だからこそ、だからこそこの奄美本島側がね、潤うという感覚を強く持ってほしい。観光客が2日で帰るところを3日にする。1晩は瀬戸内に泊まる、加計呂麻に泊まる。請・与路で1日過ごす。そして西方、加えてですね、魅力がいっぱいあります。その部分の観光をいかにつなげるか。ただ観光地を、景勝地を探す、それを提供するだけじゃなくて、そこに行けば何があるか、どういうことが体験できるか、そういうものを含めて、私は加計呂麻展示・体験交流館を充実してほしい、いただきたいと思っています。

ます。そのような考えはないですか。

○水産観光課長（義田公造君） 今後ですね、いろいろと検討していきたいと思います。

○町長（鎌田愛人君） 加計呂麻展示・体験交流館はですね、私も議員時代、あのような箱物は要らないと思っていました。できた以上はですね、何とかしなければならないということで、町長に就任してから、有識者を含めた中で、あり方検討委員会を立ち上げて、今の状況になっております。しばらくはあの推移を見守るとともにですね、カフェもできていますね。カフェもできていますね。そういうことも含めて、地域住民も巻き込んだ中で、そういう使い道がないのか、あらゆる検討はしなければならないというふうには思っております。

○7番（池田啓一君） あの施設自体が加計呂麻展示、そして体験ともなっていますので、その体験の方も充実させて、観光事業者、観光関連業者だけじゃなく、住民も巻き込んだ形の、できたらいいのかなとも思います。とにかく、もう少し、あの施設は充実できると思っています。もったいないと思っています。

次に、先ほど来、加計呂麻全島域の光ファイバーの話が出ていましたけど、この3月で関西ブロードバンドが切れる。そして、6月からは押角辺りまでは光ファイバーでつながる、6月からは。その後、来年、4年度末にはやっと加計呂麻全域がつながるということですけど、関西ブロードバンドと使用者との契約、そこが主になってくると思うんですけど、何とか今までADSLでしたけど、使ってきた方々の、何とか支援策ができないものかどうか。切れる、それは確かに業者と個人の契約なんですけど、今までやってきた中で、携帯でインターネット共有すれば使える部分もあると思いますが、auは入るけどドコモは入らない。ドコモは入るけどauは入らないというところもあります。もうちょっとですね、行政側の方から住民の話を聞いて、一個人では話ができない部分を業者との話ができないのかなと思います。どうでしょうか、企画課長。

○企画課長（登島敏文君） 先ほどの泰山議員のご質問にもお答えしたんですが、そのとおりですね、後で実態をもう一回確認をさせてもらってですね、何か手立てはできないものかということを検討していきたいと考えております。

○7番（池田啓一君） 次に8ページの下の方の集落の活性化について、その中の地区コミュニティ担当職員、これについて今、この担当職員がどのような活動をしているのか伺います。

○企画課長（登島敏文君） 集落の方からの上がって来た要望などに対して、そのコミュニティ職員としてアドバイスをするであるとか、そのことを場合によっては、案件によってはですね、鹿児島県の方につないだりとかですね、そういった活動を行っております。

○7番（池田啓一君） この地区コミュニティ担当職員というのは、久しく聞いておりますけど、なかなか各集落でどういう話が進んでいるというのを耳に聞いたことがありません。できたら、その地区担当職員を1カ月に1度ないしは2カ月に1度は、担当地区へ派遣するという形で、各集落へ連絡してですね、そうすることにより、いろんな集落民が、町民がどのようなことを考えておられるか、その情報収集にもなりますので、そしてまた、今役場がいろんなことをしようとしている、町

がいろんなことで動いていこうとしている、そのお知らせの方もですね、説明会という形で持てればいいのかなどとも思います。どうでしょうか、その辺の考えは。

○企画課長（登島敏文君） 令和3年度においては、まず、手始めとしてですね、令和3年度の嘱託委員会が今年開催、3年度は開催されると思いますが、そのときに各地区のコミュニティ職員と嘱託員の方、同席させてですね、その会の後でもいいでしょうし、今後のコミュニティ職員等のあり方などをですね、嘱託員といろいろまずは話し合ってもらおうと思っております。

○7番（池田啓一君） この地区コミュニティ担当職員というこのことは、すごく大事な、そして私が思うには、役場と町の町政のいろんな形でこの方が動いてもらえれば、住民とのつながり、集落民とのつながり、情報の提供、そしてまた反対に情報の収集にもつながってくると思います。ぜひ区長とですね、話し合いを持って、前向きな形で、今私が申し上げたようなことも言ってですね、その地区コミュニティ担当職員の仕事というか、内容の充実を図っていただきたい。そうすることによって、この町政を支えるすごい情報が集まってくると思います。それに対して皆さんが動いていることが、あの課ではこんなことしているよ、この課ではこんなことしたよ、すごく情報も聞こえやすくなりますので、信頼関係がなお一層強まると思いますので、そういう前向きな気持ちで、ぜひ地区担当、地区コミュニティ担当職員はあたってほしいと思います。

次に9ページ、9ページの真ん中ですね、グローバルな連携の構築についての中の地域公社、そしてこれは農業振興の中にあるきび酢に対しての事業と一緒にですね。一緒にいうか、公社としては一緒にですね。どうです。

○農林課長（川畑金徳君） そのとおりです。奄美瀬戸内地域公社ですね、返礼品の納税の事業等をやっております。今回ですね、令和3年度ですね、PRをするためにですね、動画等を、観光地とか、農産物の生産している状況とかをですね、撮って、発信をして、またふるさと納税の増額に努めていきたいと考えています。また、返礼等もですね、あらゆる方向で考えていければと思っております。

○7番（池田啓一君） この奄美瀬戸内地域公社、この町に住んでいる方々、特に1次産業、農業をやられている方々に、すごく意欲と夢、若い子たちには夢を与えてくれる、そのような気がします。そうであってほしいと思います。私自身、今年で63になります。加計呂麻にこのような若い方はもう非常に少ない。そして農業に興味を持つ方も少ない。反対に言えば、年取って農地を離れた方々はたくさんいます。ですから、今、チャンスなんです、農業に関しては、やる気があれば。今、町自体が町を挙げてこのような形を取るということは、大事なことです。今少ない人材の中でやらなければならない、やっていかなければならない、そして町長がおっしゃってくれた、おっしゃった、町長も出してくれたUターン者、非常に心強いと思います。ぜひ農業でも食って行けるような瀬戸内をつくっていく、自給率を上げていきましょう。これは大事なことです、本当に。そして、瀬戸内町が初めて第三公社というものをつくりました。これはね、本当に儲けることができる組織です。その儲けを農家の方々、1次産業でふるさと納税を納める方々にも還元ができる。だか

らこそ夢と希望がつながる公社だと信じています。私自身も頑張っていきますので、ぜひこのことについては1年でも1日でも早い立ち上げをしないと、人材がいなくなってからは遅いと思いますので、頑張ってください。以上です。

○10番（岡田弘通君） これまでそれぞれの議員が質疑を交わしてきましたので、重複するところもあるかと思いますが、私なりに質疑をしたいと思います。

先ほど来、へき地診療所の経営見直しということが議論をされてまいりました。その中で、やはり町長、副長のご答弁では、本音は現状のまま運営をしていきたいというようなご答弁をいただきました。しかしながら、今の現状では内部の看護師ですかね、の状況ではこれまでどおりの運営ができないと、やむにやまれぬ縮小をしなければならないということを伺いました。そこで、やはりこの人材、看護師問題でございますが、一番やはり医者様と同様に、人様の命を預かる職場でございます。すなわち、この職場には女性看護師が多く携っております。昔であれば女の子は看護婦さんというようなこともありまして、看護婦さんにあこがれた時代もありましたが、しかしながら現状ではなかなかその人材が不足をしているということでもありますので、町長が新たに示されました女性参画、女性の働き方改革、女性が働きやすい環境づくりということをうたっておりますので、やはり、この最近のジェンダー問題、女性問題ということに世の中は強い関心を持っておりますので、この女性の活躍の場、女性が魅力ある職場を作っていく必要があるんじゃないかなと、このように思いますし、また、私は保育所問題も出してありますが、保育所の職場も女性の職場であります。将来を担う子供たちを朝から晩まで見守っている、こういう職場でありますので、やはりこれからはこのような職場の女性の働く場を見直していかなければいけないんじゃないかなというふうに思います。それでやはり、診療所も保育所もですね、ほとんど会計年度職員だということでもありますので、やはり身分の保証というのがされていません。それなりの給与はあるかも分かりませんが、将来を補償する身分制度、このことについて、やはり女性の方々が心配をして、なかなか看護師にもなりたがらない。そして、保母さんにもなりたがらないというような実情じゃないかとおもいますので、やはり町長が掲げている女性の活躍の場、このことについて、我が瀬戸内がやはり女性が輝く町、仕事がしやすい町にですね、していく必要があるんじゃないかなと、このように思いますので、やはり今後はここに女性の任用、採用とか、昇格問題などもうたっておりますので、やはりこの子供たちの命を預かる場所、人間の命を預かる場所、赤ちゃんからお年寄りまで見守る、この貴重な助成の仕事についてですね、この役場内の職員と同様な身分を与える採用についても考えていく必要があるんじゃないかなと私は思います。この職場は国家公務員の資格を持った方しかできませんので、失礼ですけど、役場内の職員はそういう資格は要りません。そういうことも含めまして、今後はやはり女性の働きやすい魅力ある職場づくりに、やはり町から率先的にやっていくべきじゃないかなと、このように思いますが、町長、いかがでしょうか。

○町長（鎌田愛人君） 役場の業務はですね、へき地診療所、保育所含め、全て大事な業務であります。その中で議員は、女性の活躍する場としてですね、へき地診療所、保育所、特別にという感じ

で言われているようですが、私としては男女を問わずですね、活躍できる場を作る必要がありますので、そういう中で、採用試験とか、採用、もう本人の努力です。試験を受けた中での結果です。そして、昇格につきましても、本人の努力、実績の積み重ね、それが伴って昇格するわけですから、やはり私は全体的な視点で考えていきたいというふうに思っています。しかし、女性が働きやすい職場づくりというのは大切ですので、そういう点では役場全体的な中でですね、そういう環境はつくってきたいというふうには考えております。

○総務課長（福原章仁君） 今、町長が答弁したとおりですけれども、その中で、やはり女性職員が働きやすい職場づくりということでありましたので、私の方で少し補足説明をさせていただきます。また、この女性職員ですね、活躍の推進に関する特定事業種行動計画、これを策定しております。また、今回は今年度で2年度で第1期が終わりますので、令和3年度から7年度までの5年間、また新しく行動計画を作っております。その中にはですね、やはり女性職員が働きやすい職場づくりということで、事業主、役場全体がですね、そういった環境づくりに努めるということで、この中にはやはり目標値として、いろいろ管理職やら、そういった役職の割合も目標数値を立てております。また、いろんな休暇ですね、を取りやすいように、お互い職場で課長、局長はじめですね、取りやすい環境づくりをつくりましょうということで、そういった行動計画をつくっておりますので、常に私どもは町長がおっしゃいましたけれども、女性に限らずですね、男性職員もそういった休暇を取りやすいとか、とにかく職場環境づくりですね、そういったものには十分注意しながら、今後もですね、そういった努力はしていくということでございます。

○10番（岡田弘通君） いろんな施策は講じておりますが、私が申し上げたいのは、なぜ看護師、保育士に希望する方がいないのかということなんですね。やはりそこにはやはり、その身分保障というのがやはりあるんじゃないかなというような気もしますし、ですからやはり、このへき地診療所、そして保育所については、その定数というのがありますので、これからはやはりそういう看護師になりたい、保育士になりたいと、魅力ある、そして正式な職員になれるんだというような、やはりそういう制度にもっていかないと、ほとんどが会計任用職員ですよ。今後は年次的でもそういう看護師、あるいは保育士の採用枠ですかね、そういうのを決めて任用の方向に検討をしてもらいたいということを希望をしておきます。

○町長（鎌田愛人君） 保育士についてはですね、昨年、令和2年度も令和元年度に募集して、令和2年度の方で募集したんです。試験を受けて、結果が採用にならなかった。採用枠の数も限られた中でですね、全体的な中で採用上位を決めるわけですけど、その中に入れなかったという結果ですので、今後もですね、募集します。その中で頑張ってもらってですね、上位に入るように努力していただければ、保育士に限らず、全ての職種においてですね、そういう平等に考えていきたいというふうに思っています。

○10番（岡田弘通君） ぜひですね、今後のこれからの職員採用については、保健師、保健師じゃなくて看護師、保育士の枠というのを数名か設けてですね、採用の方向に進めていってほしい

と思います。

次に、子育ての経済的負担ですね、3歳以上は保育料は無料なんですけど、やはり今後は3歳未満についても、これもまたやはり財政的な負担もあるんですが、他町村ではそういう方向に進んでいるところもあるかと思いますが、やはり子育てがしやすい、そのような環境づくりですね、努力をしていてもらいたいと、これは財政を伴うものですから、今後の子ども子育て会議等などで検討などもされてですね、将来に向かって検討していてもらいたいと要望をしておきます。

次に、教育の問題ですけど、給食センターを建て替えるということですが、旧給食センター等と新しい給食センターでの、その内容の違いはどこにあるのか。また、今の施設は、今後どのような利用計画をですね、持っているのか、お尋ねをします。

○教育長（中村洋康君） 新しい給食センターのですね、学校給食衛生管理基準、そしてまた改良調理施設衛生管理マニュアルの遵守ということですので、まず、学校給食衛生管理基準を遵守するという観点からはですね、いろいろありますけど3点ほどご説明したいと思いますけど、食品の研修、保管や下処理を行う汚染作業区域と調理・配膳や搬出する非汚染作業区域、その他の区域を部屋単位で区分すること、衛生面及び労働環境面から優れているドライシステムの導入、調理室等の温度・湿度管理を適切に行えるなどであります。また、改良調理施設衛生管理マニュアルの遵守という観点からいきますと、同一メニューを1回300食以上、または1日750食以上提供する調理施設については、食中毒予防のため重要管理事項として、これもいろいろありますけど3点ほど示したいと思います。原材料受入及び下処理段階での管理徹底、加熱調理は中心部まで十分に加熱し、食中毒菌等を死滅させる。3点目として、加熱処理後の食品及び非加熱調理食品の2次汚染防止の徹底などがありますが、各段階で発生すると考えられる危害を科学的に分析し、その危害発生を防止できるポイントを定め、これを重点的に管理することで安全性を確保する、またできる施設になるということでもあります。

次に、現有給食センターの利用計画ということでもありますけれども、施設の解体もしくは貸与等への活用可能性等についてですね、現在未定でございます。今後検討してまいります。以上です。

○10番（岡田弘通君） すばらしい給食センターができるのを期待しておりますので、子供たちの食に大いに役立っているんじゃないかなと思います。この跡地の利用計画等についてはですね、早めがいい方向な施設などができるのか、それは分かりませんが、跡地の利用については早めにやってもらいたいと思います。

次に、子供たちの通学費ですが、スクールバスを利用している方は無料ということなんですよ。個人保護者の負担はあるんですか。

○教育委員会総務課長（徳田義孝君） 現在、加計呂麻地区でのスクールバスについては、8名ほどご利用がありますけれども、負担についてはございません。

○10番（岡田弘通君） 無料ということですよ。そういうことで、やはりまたバス通学とか、幾らかの自己負担でやはり通学をしている子供たちもいるんじゃないかなと思いますよね。全額の通

学費などは出ていないんじゃないかと思いますが、やはり今後は、やはり義務教育ですので、少ない制度ですので、また子供たちを増やす手立てとして通学費の見直しなども検討をして、保護者の負担軽減などにですね、努めてもらいたいと、今後検討をですね、していただけないかなと思うんですが、どうですか。

○教育長（中村洋康君） 遠距離通学にかかる助成につきましてはですね、現在、小学校が4km以上、そして中学校が6km以上についてですね、通学費用を助成しておりますけれども、準用保護世帯については全額の補助、その他についてはかかる通学費の2分の1の補助ということでございますけれども、議員おっしゃるように、保護者の経済的負担軽減ということでございますけれども、その2分の1のですね、補助について財源的なこともございますので、今後検討させていただきたいというふうに思います。

○10番（岡田弘通君） 国・県の補助の対象によってそのような基準を設けられているんじゃないかと思いますが、やはり今後はこの通学費についてもですね、いろいろと検討をしてもらいたいなと思います。

次に、学校存続委員会ですね、充実についてですが、宇検村あたりには活動域やら、それについて20万円から30万程度ですね、そういう補助金なども出して、地域の方々にも何とか学校存続に努力をしてもらいたいというような方向で、その成果なども上がっていると聞いておりますので、やはり宇検村あたりなども調査されてですね、また、検討などをしてもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

○教育委員会総務課長（徳田義孝君） 宇検村のことをおっしゃられましたけれども、宇検村ではですね、親子での山村留学を受け入れる、そのような集落に地域活性化対策委員会というようなのがあるとお聞きしております。6集落の中の2集落ぐらいですね、がされているということで、その集落に、その委員会に対して20万円の補助があるということでもあります。その費用としましては、学校の存続に係る活動費であったり、そして地域の活性化につながるものについても助成があるということでもあります。本町の場合は2万円程度でありますけれども、本当にその活性化、存続に関わる活動に要する経費、臨時的なものであったりする、その年だけ発生するような場合もあるかと思いますが、そこら辺は臨時的な支出ができるように、教育委員会で持っている事務費とかですね、そういったものも活用できないか、あるいは企画課の方で先ほど来、地域提案型事業補助金、こちら30万ということでもありますので、そういったものもいろんな施策等も活用していただければと思いますし、教育委員会サイドもできる範囲で検討したいと思っております。

○10番（岡田弘通君） 私、嘉鉄校区の言って申し訳ないんですが、地域提案型のも1回利用をいたしました。それはもう単年度でありますので、やはり学校存続というようなことで恒久化するような、そういう補助金制度をですね、10万以内でもいいですよ、今、2万ですよ。そしてやはり地域の方々が、やはり学校存続にですね、力を入れるような、そういう対策ができるようにやっていただいて、学校存続に教育委員会も町も一緒になって、地域も頑張っていかなければ、今は大変

な状況だなどと思いますので、またこのことについても検討をしていただきたいと思います。

次に、地域公社の件ですが、きび酢村構想、いろいろやっておりますが、私はこの加計呂麻の発展なくして瀬戸内町の発展はなしと、これまでも歴代の町長がですね、述べておられましたので、この地域公社こそが加計呂麻発展、1次産業の発展、あるいは定住促進・発展に大きく寄与するんじゃないかなと、このように思っておりますので、きび酢村構想、すばらしい構想だなどと思いますので、現場の土地などの取得状況などはどうなっているのでしょうか。

○農林課長（川畑金徳君） 令和2年度からですね、ふるさと納税業務と加計呂麻の直売所いっちゃむんの運営を、今、奄美瀬戸内公社の方でやっています。また今後ですね、キビ酢村構想としてですね、公社の方で運営をしていければと思っています。今の状況はですね、今年の今まで用地買収等やってきておまして、売買が33筆で62%で、貸借が18筆の33.96%で、現在交渉中が2筆3.7%になっております。今後ですね、令和3年度に基本計画等を策定してですね、補助率の高い事業導入に向けて取り組んでいきたいと考えております。

きび酢村の構想につきましてはですね、製糖工場、きび酢発酵、貯蔵施設、きび酢製造施設、サトウキビ畑、あと多目的ホール、グラウンドゴルフ等を考えております。

○10番（岡田弘通君） 3年度に基本計画などもするようですので、ぜひこの事業が、町長、成功するようにですね、頑張ってお加計呂麻の振興に、発展に頑張ってもらいたいと、このように思っております。

そこで、この地域公社がふるさと納税についても担うというふうになっているのでしょうか。

○農林課長（川畑金徳君） 現在は、今ふるさと納税は地域公社の方でやっております。今後ですね、この先どうもっていくか、今後の検討かなと思っています。

○10番（岡田弘通君） 2年度においては、このふるさと納税はコロナ関係で、多分減収をしていると思いますが、この財源こそがですね、自主財源で本町の発展に自由に使えるお金でございまして、また、郷友会の皆さん方や、また、本町に魅力を感じている方々とのつながりも出てきますし、また、地場産業の振興につながりますので、このふるさと納税の納税率を上げるためには、やはり他の市町村などについては、そこに関わる人材、人材のいかんによって大きく変わっているというようなこともよく聞きます。ですからやはり、今後は町長が各郷友会でいろいろと協力などもお願いをして、青果も上がっておりますが、やはりここに関わる専属の担当者を置いてですね、セールス活動、そして郷友会の方々と密接に連携をしながら、そのふるさと納税の納税拡大に努力をしてもらいたいと思っていますので、公社と連携を取ってですね、いろいろなPR活動やセールス活動などをして、この確保について努力をしていただきたいと思います、このように思います。要望をしておきます。

次にですね、職員の研修ですけど、県などに出向などして研修をしておりますし、また、若手職員や中堅職員が計画・立案・実行などという新しい研修会なども設けて、資質向上を図っていることは承知しております。私はですね、こういう国・県への出向というのも大事であります、この

研修につきましては、出向された職員は資質向上、そしてその県、職場での人脈は広がると、そして国・県もつながっていきますが、それよりも国・県の優秀な人材を町に出向していただいて、町の職員の皆さんと一緒に仕事をすることによって、町の職員も大きな刺激を受け、研修もできるんじゃないかなど、職員全体が研修を、そして刺激を受けることになるんじゃないかなど、このようなことも思うわけですね。そして、国・県の職員がまた職場に復帰すると、町の職員、あるいは町民がその方を知るわけですね。そして人脈も全職員が人脈が広がると、一人一人、この役場職員が国・県で出向して、その人が研修をするのもいいことですが、やはり今後はそのような国・県とのつながりを持つためにも、町長、そのような方向なども考えられないかなど思ったりしますので、いかがかなと思います。

○町長（鎌田愛人君） 以前、こちら側からですね、県の方にもそういう申し入れをして、相互交流ですね、提案したことがあります。ただ県もですね、なかなか人材を送るだけの余裕がないということも含めてありましたので、今後はですね、そういうことも含めて人事交流なり、県からのそういう派遣なりも含めて考えていきたいというふうに思っています。

○議長（向野 忍君） 本日の会議時間は、議事日程の終了まで延長します。

○10番（岡田弘通君） ぜひそのような方向で努力をしてもらって、職員の資質向上、そして国・県とのつながりですね、町長が申されておりますように国・県とのつながりを図ってってもらいたいと、このように思います。

以上で私の質疑事項は終わりますが、最後に、やはりこの施政方針を見ますと、町長はポストコロナを見据えた持続可能な社会の実現を目指した施政方針を示され、これの実現に向けた予算編成の概要を説明していただき、それらの具体的なことを実行するための予算も提案されましたので、私は今後は予算審査委員会において、特に現在局面をしている医療・福祉、子ども子育て、男女共同参画など、そして産業振興などについてですね、委員会の方でまた具体的な内容について質疑をして、また提言・要望などをしてまいりたいと思います。今後とも我が町が本当に住みよい魅力ある島づくりに向けて、町長が提唱しているチームせとうちで、私どもも頑張っていきますので、お互いに頑張ってまいりたいと、このように思っております。

これで、私の質疑を終わります。

○議長（向野 忍君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これで、町長の施政方針に対する総括質疑を終わります。

△ 日程第14 令和3年度瀬戸内町各会計予算審査特別委員会設置について

○議長（向野 忍君） 日程第14、令和3年度瀬戸内町各会計予算審査特別委員会設置についてを議題とします。

お諮りします。

議案第11号から議案第21号までの議案11件については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長を除く9名を指名し、令和3年度瀬戸内町各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号から議案第21号までの議案11件は、令和3年度瀬戸内町各会計予算審査特別委員会に付託して審査することに決定しました。

休憩します。

正副委員長互選のため議員控室にお集まりください。

休憩 午後 4時22分

再開 午後 4時25分

○議長（向野 忍君） 再開します。

先ほど設置されました予算審査特別委員会の正副委員長については、互選によって、委員長に池田啓一君、副委員長に元井直志君が選任されたことを報告いたします。

○企画課長（登島敏文君） 先ほどの総括質疑の中で、安議員の方からあしたの加計呂麻島プロジェクトの構成員の件がございましたので、確認が取れましたのでお答えしたいと思います。

8集落の区長は瀬相集落の濱田区長、秋徳の徳区長、渡連集落の森山区長、於斉集落の登山区長、安脚場集落の数原区長、徳浜集落の鞠山区長、実久集落の安田区長、芝集落の橋口区長の8名となっております。実績報告を受けておりますのが平成30年ですね、過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業で報告を受けております。その後はですね、報告を受けておりません。以上です。

○議長（向野 忍君） これで、本日の日程は終了しました。

明日3月6日金曜日は、午前9時半から本会議を開きます。

日程は一般質問であります。

本日はこれで散会します。

散会 午後 4時30分

令和3年第1回瀬戸内町定例会

第 3 日

令和3年3月5日

令和3年第1回瀬戸内町議会定例会

令和3年3月5日（金曜日）午前9時30分開議

1. 議事日程（第3号）

○開議の宣告

○日程第 1 一般質問（通告順）

1 柳谷 昌臣 君

2 永井しずの 君

3 中村 議隆 君

4 泰山 祐一 君

※ 散 会

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

令和3年第1回瀬戸内町議会定例会 3月5日（金）

○出席議員は、次のとおりである。（10名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	泰山祐一君	2番	福田鶴代君
3番	永井しずの君	5番	柳谷昌臣君
6番	元井直志君	7番	池田啓一君
8番	向野忍君	9番	中村義隆君
10番	岡田弘通君	11番	安和弘君

○欠席議員は、次のとおりである。（0名）

○職務のため会議に出席した事務局職員の職・氏名

事務局長	長順一君	事務局次長	福山浩也君
庶務議事係	法永由美君		

○地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	鎌田愛人君	建設課長	西村強志君
副町長	奥田耕三君	財産管理課長	真地浩明君
教育長	中村洋康君	水道課長	田中秀幸君
総務課長	福原章仁君	教育委員会 総務課長	徳田義孝君
企画課長	登島敏文君	社会教育課長	保島弘満君
町民生活課長	鼻憲二君	総務課財政補佐	茂野清彦君
保健福祉課長	鼻克己君	総務課人事補佐	義永将晃君
商工交通課長	勇忠一君		
水産観光課長	義田公造君		
農林課長兼農委局長	川畑金徳君		

△ 開 会 午前9時30分

○議長（向野 忍君） これより、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付の議事日程第3号のとおりであります。

△ 日程第1 一般質問

○議長（向野 忍君） 日程第1，一般質問を行います。

通告に従って、質問者は順次、一般質問席において発言を許可します。

通告1番，柳谷昌臣君に発言を許可します。

○5番（柳谷昌臣君） おはようございます。一般質問を始める前に、先日の福島県沖の地震により、被害を遭われた方々に心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復旧をお祈りいたしております。本町におきましても、いつ何時、いろいろな災害があるとも限りませんので、日頃よりしっかりと準備をしていくことが大切だと、改めて思いました。また、新型コロナウイルス感染に関しましては、県内ではここ最近、新規の感染者が出ない日がありますが、町民の皆様には気を緩めることなく、手洗い、うがいはもちろん、新たな生活様式をしっかりと守って、感染予防に努めていきましょう。

それでは、通告に従い、令和3年第1回定例会，一般質問を行います。

まずは、新型コロナウイルス対策についてでございます。本町のワクチン接種の体制について、伺います。

次に、今後、町内で影響を受けている方々への支援について、伺います。

2番目に、ふるさと納税についてでございます。昨年度と今年度の比較と、今後の対策について伺います。

三つ目に、観光整備についてでございます。まず、町内の各観光施設、特にトイレの整備状況、大事になってくるかと思いますが、今後の計画について伺います。

次に、本町では観光の拠点の方が海の駅の方にあると考えていますが、その海の駅の活性化について伺います。

4番目に、自衛隊配置についてでございます。まず、陸上自衛隊瀬戸内分屯地が開設されて3年目を迎えます。3年目を迎えるに当たり、この財政的、経済的影響について伺います。

また、その他、影響について伺います。

次に、海上自衛隊の拡充について伺います。

最後に、役場職員の資質向上に向けた人材育成について伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○町長（鎌田愛人君） 柳谷昌臣議員の一般質問にお答えします。

1点目の新型コロナウイルス対策で、本町のワクチン接種体制につきましては、新型コロナワクチン接種推進室を設置し、取り組んでおります。

次に、町内で影響を受けている方々への支援については、これまで2度にわたり、本町単独で、本年度5月に瀬戸内町飲食・観光業等緊急支援金。12月に、瀬戸内町飲食業緊急支援金を支給いたしました。今後においては、現在、鹿児島県が申請を受け付けております、鹿児島県事業継続緊急支援金給付事業に該当した事業者に対し、新年度4月から一律10万円を支給、飲食店を対象とした支え合いクーポン券を全町民の方々に支給します。また、国における各省庁のコロナ支援制度が実施されておりますので、町のホームページ、広報紙において、制度の周知を図っております。

2点目の、ふるさと納税についての、昨年度と今年度の比較についてですが、昨年度1月末の実績が1億5,924万5,619円。今年度、1月末時点の実績が6,839万5,587円で、前年比42.9%と大幅な減となります。返礼品の動きを見てみますと、単価が3,000円から5,000円の食品の動きはあるものの、高額返礼品の申し込み件数の大幅な減少が見られます。全国的な動向においても、コロナ感染症の感染拡大に伴い、外出を控える傾向から、家庭での食材や日用品の需要が伸びている傾向にあるようです。今後の対策としましては、返礼品企画として、瀬戸内町特産品定期便として、年間を通して特産品のリレー提供を行う企画をしております。まずは、果樹で、パッション、マンゴー、津之輝、タンカンのリレーを行い、最終的には農産物と農産加工品、地域特産品を盛り込んだ年間を通じた定期便になればと考えております。また、宿泊券や体験メニューを盛り込んだ観光分野の充実を呼び掛けていきたいと思っております。現在、個々のスマートフォンが主要媒体となっていることから、瀬戸内町PR動画を製作し、鮮明画像で風景、仕事、観光、特産品、人等の本町の素晴らしい魅力を発信することで、寄附者を呼び込み、瀬戸内町を感じてもらおうPR企画も必要であると考えています。

3点目の観光整備についての、町内観光施設の整備状況については、平成29年度に佐知克トイレ・シャワー、令和元年度、これは、令和2年度繰越になりましたが、芝トイレ・シャワーを整備し、平成29年度からログハウストイレ・シャワー等の塗装を年次的に実施しています。今後の計画については、令和3年度に清水トイレ・シャワーを整備し、その他の施設については、1月に実施した現地調査を基に、高知山トイレ、白浜及び嘉徳トイレ・シャワー、スリ浜バースハウス等の整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、海の駅の活性化についてであります。現在、コロナ禍の影響もあり、閑散としておりますが、2月より朝市が再開され、活気を取り戻しつつあります。また、1月に新設しました商工交通課事務所を海の駅内に移したところであり、今後、海の駅活性化に向け、取り組んでまいります。

4点目の自衛隊配備についての、陸上自衛隊瀬戸内分屯地が開設されたことによる財政的、経済的な影響についてであります。まず財政的な影響についてですが、これは、瀬戸内分屯地隊員数約210名、隊員の御家族約110名の計320名で試算したものになりますが、税収として普通交付税が約8,000万円、住民税が約4,000万円で、合計1億2,000万円となっております。次に、経済的な影響についてですが、これは年間の概算となりますが、分屯地内における食糧費等が約4,800万円、隊員家族等捻出費が約1,400万円となっております。また、平成28年度から着工されました防衛省発

注の分屯地建設工事関係で、地元業者も請け負っており、現在も分屯地内の各種工事が継続されている状況であります。瀬戸内分屯地の配備により、地元のあらゆる業界において、一定の経済効果が出ているものと思っております。

次に、その他の影響については、瀬戸内分屯地隊員の帯同者数が令和3年2月現在で、未就学児が54名、小学生が18名、中学生が1名の計73名となっております。この子供たちが町内の保育所、幼稚園、学校に入所、入校することにより、幼児教育、学校教育現場の活性化につながっている状況であります。また、自衛隊の皆様には、災害時における支援、防災訓練や町内の各種イベント等へ積極的に参加していただき、地域のコミュニティ形成にも大きく貢献されております。

次に、海上自衛隊奄美基地分遣隊の拡充については、これまでも幾度となく要望しておりますが、今年度も関係機関と連携を図りながら、防衛省並びに佐世保地方総監部へ分遣隊の拡充、艦艇配備について要望してまいりたいと考えております。

5点目の職員の資質向上に向けた人材育成についてであります。公務員は全体の奉仕者という基本理念に基づきながら、様々な課題を自ら解決し、住民サービスをより効果的に提供することが求められています。そのためには、職員の意識改革が重要であり、瀬戸内町職員人材育成基本方針に基づく、目指すべき職員像を具現化するために、人材育成に関する体系的な取組を行うことが必要であります。瀬戸内町では、職員の能力を高める職員研修、人を育てる職場環境整備、職員のやる気を高め、その能力を最大限に発揮できる人事管理、これら三つの要素をリンクさせることで、計画的な人材育成に努めております。以上です。

○5番（柳谷昌臣君） それでは、2回目の質問に入っていきたいと思えます。

まず、新型コロナウイルスのワクチンの接種体制、こちらの方、全国的にもですね、いろいろ、各自治体、動いてらっしゃると思えます。その中で、国的に優先順位等が決まっていることだと思えます。気になるのが救急隊ですね、救急の、救急車、救急隊、救急隊員の方々、こちらは、多分感染リスク等も一般の方より高くなると思えますが、救急隊の方は、この優先順位はどちらの方に入りますでしょうか。

○保健福祉課長（鼻 克己君） 議員のおっしゃる、救急隊員に関しましては、医療従事者に含まれるものと認識しております。

○5番（柳谷昌臣君） その答えをいただいてほっといたしました。救急隊員も感染リスクの方はほかの方より高いと思えますので、是非、医療従事者ということで、一緒に接種していただきたいと思ったところございましたので、よかったです。

またですね、本町は改めまして、いつぐらいから接種を始める予定でございますか。

○保健福祉課長（鼻 克己君） 医療従事者に関しましては、3月の10日に冷凍庫が来る予定となっております。ただ、医療従事者に関しましては、奄美市の方から来ますので、まだ、ワクチン等もまだ来ていませんので、ただ、この聞いているところによると3月中には始まるんじゃないかということでもあります。それと、高齢者に関しましては、4月下旬を想定しております。以上です。

○5番（柳谷昌臣君） 医療従事者に関しましては3月中に始まるということですが、これも他の自治体の方でもシミュレーション等始めていると思います。本町で、このシミュレーションに関しては、どのようになっていますでしょうか。

○保健福祉課長（昇 克己君） 高齢者に対しまして、3月中にシミュレーションを行いたいと考えております。

○5番（柳谷昌臣君） 医療従事者が3月中に接種予定で、シミュレーションも3月中ということによろしいですか。

○保健福祉課長（昇 克己君） ただいま申しました3月中のシミュレーションは高齢者向けということであります。医療従事者に関しましては、医療機関で打つものと認識しております。

○5番（柳谷昌臣君） ということは、医療従事者は医療機関で、また、それ以降の高齢者からは、きゅら島交流館の方で予定しているということによろしいですか。分かりました。しっかりとシミュレーション等もしていただき、どういう場になっても対応できるように体制を整えていただきたいと思います。その体制なんです。この高齢者からきゅら島交流館で接種をする際には、何人の方がどのような対応をするようになっていますでしょうか。

○保健福祉課長（昇 克己君） 高齢者のきゅら島交流館で行うスタッフなんですけれども、想定していますのが医師1名、看護師3名、受付3名、誘導員3名、計10名体制を想定しております。

○5番（柳谷昌臣君） 今、保健福祉課長の方から10名体制ということでしたが、その10名でしっかりと回せることはできるということによろしいですね。

○保健福祉課長（昇 克己君） 役場職員、誘導とかですね、受付の方もシミュレーションをして協力体制を整えていき、いきたいと考えております。

○5番（柳谷昌臣君） もう、やがて始まると思いますので、しっかりと体制を整えて、いろんなことが起きても対応できるようにしていただきたいと思います。

それでは、次に町内で影響を受けている方々への支援についてでございますが、これまでも町の方でも飲食・観光等緊急支援金、また、クーポン券第1弾、今後、第2弾等をしていただいておりますが、その中で、1回目の町長の答弁で、国における各省庁のコロナ支援制度が実施されておりますので、町のホームページ、広報紙において制度の周知を図っております。相談窓口、総合的な、例えば感染症予防とかに関しましては保健福祉課だと思いますし、また、その経済的なことございましたら、商工交通課、また、商工会等になると思いますが、総合的な窓口、コロナに関して、全般的にどこに連絡したら、いろんな相談が乗れるのかっていうのが、まだ町民の方でも不安になっている方いらっしゃると思いますが、その総合窓口を設置するお考え等はございませんでしょうか。

○総務課長（福原章仁君） この新型コロナに関してですね、やはり町民の方はどちらに連絡したらいいのか分からない方、その状況によってあると思いますので、総合窓口を設置というよりはですね、まず、役場の総合、電話を1111にしますと、総務課に来ます。総務課の方で、その内容を受け

て各課へ転送するという、何て言うんですかね、準備って言いますか、そういう体制は整えておりますので、まずは役場の1111番にかけていただければ、こちらの方が、また、総務課の方から各課へ、そういう、その状況に応じて回していくという体制を整えております。

○5番（柳谷昌臣君） 総務課の方がその役割を果たすということでございます。できれば総合窓口を設けてほしかったんですが、総務課の方が対応できるということですので、是非、もう載っているかもしれませんが、ホームページ、また、広報紙等においても、電話の窓口等も、電話番号ですね、等も載せていただければよろしいかなと思いますので、お願いいたします。

それでは次に、ふるさと納税の件でございます。ふるさと納税、前年比42.9%、もうかなりの大幅な減となっております。本町にとりましても、このふるさと納税っていうのは大事な財源確保になっておりますが、その中で、コロナの感染症拡大に伴い、減少しているという部分もあると思いますが、ほかに何か減少する要因はございませんでしょうか。

○農林課長（川畑金徳君） ほかにと言いますと、高額の寄附者等が減少したということと、また、去年までクルマエビ等が返礼品として載っていたんですが、今回、やっぱりそこ、クルマエビがなくなったのが大きな原因なのかなとは考えております。

○5番（柳谷昌臣君） 今、聞きましたのは、コロナの感染症の感染拡大だけでこのように減るのはちょっとおかしいなと思ひまして、聞いたところでございます。前回もちょっと聞かせていただいたんですが、クルマエビ、あちらですね、もう本当にもったいないんじゃないかなと思いますが、前回聞きましたが、その後、何かあちらのクルマエビの場所について、動きとかはありませんでしょうか。

○町長（鎌田愛人君） 間接的ではありますが、直接聞いたわけじゃないんですけども、その当事者からですね、事業者から直接聞いたわけじゃないんですけども、その蘇刈のクルマエビ養殖場、もうそのまま残っておりますので、それを活用してですね、養殖をやりたいという人が、業者が、既に養殖業やっている業者がちょっと興味を示しているということは聞いております。そのことを踏まえ、我々町としては、もしそういう話が具体的に来た場合は、企業支援の事業もありますので、我々はその丁寧でですね、相手方と正式な、そういう話があればですね、そういうことも含めた中で、このことは進めていきたいと思っております。やはり、瀬戸内町のクルマエビ、大変人気がありまして、そのふるさと納税もそうでありますし、地元の方々も生きクルマエビとかも含めですね、大変購買されている方が多くありますので、今後、是非、そのクルマエビが再開できるように、我々としてもできる限りの支援をしていきたいというふうに思っております。

○5番（柳谷昌臣君） また、それはこれから先、どうなるか分からないですが、そういう噂というか、方も外から聞いているということですので、是非、あちらの蘇刈のクルマエビの方も利用できるように、町の方もいろいろ働きかけていっていただきたいと思ひます。これが返礼品、また、特産品以外にも、雇用の方にもつながって来ると思ひますので、いろんなね、つながり出てくると思ひますので、そちらの方は、そういうお話ありましたら、是非、一緒になって頑張っていただきたい

いと思います。

また、この減額に関してでございますが、確認したいのは、例えば町長もいつも言われておられますチームせとうちと言われていますが、各、全国の郷友会の方へ、こういう状況なので協力してもらえないか等の働きかけ等はしておりませんか。

○町長（鎌田愛人君） 昨年、私、東京に出張行って、その会議の際にですね、関西によりまして、今年、毎年2月に行っています尼崎での物産展が中止になったこともあり、関西の瀬戸内会の役員の方ですね、少人数で役員の方々と意見交換をする中で、是非、役員の方々から瀬戸内のタンカンを送って、くれ。ふるさと納税とはちょっと違うかもしれませんが、タンカンを送って、くれという話がありましたので、さっそく手配したところですね、約32件、655kgのタンカンに関西の方に送ったというふうに聞いております。今後も機会を捉えて、全国の郷友会の皆様と、なかなか郷友会の総会自体には、開催されることは難しいかもしれませんが、役員の方々といろいろな情報交換する中で、今後もふるさと納税のお願いをしていきたいというふうに考えております。

○農林課長（川畑金徳君） そのほかにですね、また、12月に連続納税されている方と、高額の納付されている方に葉書を送付しております。

○5番（柳谷昌臣君） 今、町長の方から関西瀬戸内会の役員さんの方ということで、例年2月に尼崎で物産展があつて、僕も何回か参加させていただいて、そこでタンカンがかなり売れるということもありまして、そのような話にもなったのかなとは思いますが、全国的に、関西だけじゃなくて、東京、または、中部、沖縄、鹿児島、いろいろ郷友会ございますので、是非、そちらの方にもこのふるさと納税の、お願いとってはちょっと厚かましいかもしれませんが、御案内等も、今までよりさらにしていただきたいなと思います。

次に、新たな返礼品の発掘の件でございますが、僕は9月議会の方でも、このふるさと納税に関しましては質問させていただいております。その中で、答弁の方で、「今後、強化を図る上でも、観光業とかいろいろありますので、関係課並びに関係機関、業者さん、地域公社を入れて協議していかねばならないと考えております」という答弁がございました。その後、この協議は行われておりますでしょうか。それで、どのようになっていますでしょうか。

○農林課長（川畑金徳君） 協議というかですね、生産者、農家の生産者、商工会等からこういう返礼品はどうかという相談とかは受けています。また、体験型として、まだ1件、今、協議をちょっと進めているところです。

○5番（柳谷昌臣君） 是非ですね、定期的、不定期でもいいですが、どんどんそういう協議をしていただきたいと。その中で、いろんな発見もあるかと思えます。新しい取組も見つかってくると思えますので、そのような協議等ですね、どんどんしていったらいいなと思います。

次に、町内の観光整備、観光施設、特にトイレでございます。こちらの方、1回目の答弁で、いろんな場所をしていただいていると思いますが、これ、やはり優先順位とか、そのような、もう決

めてらっしゃるんでしょうかね。そちらを伺い。

○水産観光課長（義田公造君） 観光課で管理しているトイレ・シャワー施設なんですけど、24か所ございます。その中で、汲み取りの箇所が4か所ございます。その辺も含めて、総合的に判断。また、財政的な分もありますので、年次的に行っていきたい、考えております。

○5番（柳谷昌臣君） その汲み取り式やら、その財政的なもの、いろいろあるかと思いますが、その中で優先順位も決めていらっしゃるのだと思いますが、言えば観光客、また、町内の方々が利用率、たくさん利用するところを優先的にした方がいいんじゃないかなと思いますので、そちらの方の調査とかは、まだされていらっしゃらないんでしょうか。

○水産観光課長（義田公造君） 利用状況なんですけど、利用状況は、始まる前に、委託をかけて、その時に利用人数とかも調査をします。それで、トイレ等ですね、浄化槽の人数とかも算定をしますので、それも含めた形ですね、今後、いろんな形で検討していきたいと思っております。

○5番（柳谷昌臣君） そうですね、やはり利用者が多いところを優先的にしていった方が、皆様からの苦情等もなくなるであろうし、また、使い勝手も良くなると思いますので、そちらの方もしっかり調査をして、進めていていただきたいと思います。

次に、海の駅の活性化についてでございますが、これも何回も申し上げているところでございます。瀬戸内町の観光の拠点、僕は海の駅だと思っております。その中で、ここ1年、特にこの1階の方がですね、もうかなりの殺風景だと。全国のね、どこの海の駅、道の駅に行っても、やっぱり活気に溢れていると。その辺、やっぱり本町としても、いろいろ考えていかなければいけないと思いますが、1回目の答弁で、商工交通課が海の駅に移行して、今後、取り組んでいくということでございますが、具体的にどのような感じになるとか、今、言える範囲でよろしいですが、ありますでしょうか。

○商工交通課長（勇 忠一君） 海の駅についてですけれども、現在、町長、答弁があったとおり、閑散としております。ですけれども、4月にFMせとうちを海の駅の方へテナントとして入ってもらうことになっております。そのFMせとうちが海の駅の状況や、そう観光について発信することによってですね、海の駅の方も大分活性化していくのではないかと考えております。

○企画課長（登島敏文君） 今、名称がFMせとうちとなっておりますけれども、今後、またそのラジオ局の名称については、変更があります。

○5番（柳谷昌臣君） FMが入るということですが、それはそれで、外からも見られて、悪いことじゃないと思いますが、これはあくまで僕も、僕の提案の一つでございますが、加計呂麻、瀬相地区のいっちゃむん市場、あちらの様に、本当、できたらいいんじゃないかなと。これ、町民の方々からも聞く声でもありまして、やはりそれはメリットで言いますと、例えばあちらに置いてある加計呂麻の方々が生産したやつを、この本島でも売れるというのが1点。それで、海の駅ですとフェリーに乗せたらすぐ着くというのもあります。本島内の、また、そのいろんな特産品、また、農産物を作っている方々が持ち寄れる場所という形でもありますし。毎年、予算、決算委員会でも聞く

んですけれども、いっちゃむん市場のソフトクリーム、大盛況だと。ああいうのも海の駅で売れたらいいなと思ひまして、いろんなメリットが重なると思ひます。ただ、本来なら民間の方が手を挙げてもらって、していただいた方がいいと思ひますが、そちらの方も考えることはできないのか、町長にお聞きしたいと思ひます。

○町長（鎌田愛人君） 海の駅では、昨年までは特産品販売組合が運営していた中で、運営状況が困難になり閉店となりました。そういう中で、海の駅の位置付けとなると、場所的には観光客は見込めるものの、やはり農産物を中心とした直売所はですね、一般の主婦、主婦層が来店するかを考えると、やはり古仁屋市街地の中心部辺りにですね、いっちゃむん市場を開設した方がいいんじゃないかというふうに考えております。従いまして、いっちゃむん市場と海の駅の活性化についてはちょっと切り離して、我々は考えたいと思っておりますので、いずれ、そういう場所的なものとか、事業、あればですね、いっちゃむん市場を古仁屋市街、町の中の方にしたいと思っておりますが、先ほど来、言われております、海の駅の活性化については、あらゆる手段を講じて、活性化させなければならないというふうには思っております。今後、いろんな意見を聞きながらですね、努力していきたいと思っております。

○5番（柳谷昌臣君） あくまで、いっちゃむん市場的なものができたらいいと。いっちゃむん市場的なものができたらいいんじゃないかと思ひますので、ぜひ、それも官民一体になってですね、ぜひ、早急に取り組んでいていただきたいと思ひます。

続きまして、自衛隊配備についてでございます。町長の1回目の答弁で、人数にして320名、普通交付税、住民税合わせて1億2,000万、かなりのこの影響が出てきていて、大変すばらしいと思ひます。その中で、別として食料費、その他、合わせましても、また、6,000万以上出ているということで、経済的にもかなり自衛隊、陸上自衛隊瀬戸内分屯地が開設されて、いい数字が出てきているところでございますが、また、この中で、1回目の答弁の方で、地元のあらゆる業者において一定の経済効果、また、工事関係者、地元の業者も請け負っておると申し上げてございますが、本町における、この建設工事におきましては、大体どのぐらいが使われておりますでしょうか。

○町長（鎌田愛人君） 平成28年度から工事が始まった中でですね、約100億円、元請け、JVも含めて100億円の請負金額がございます。その中で、先ほど申し上げました元請け、下請け、JV、さらには、工事の中で下請けもあります。型枠工事とか鉄筋工事とか、水道工事とか。さらにまた、電気工事も別途発注が受けている業者もありますので、約、建設業で9社、電気で1社の地元業者が、その防衛省の発注工事の恩恵を受けております。

○5番（柳谷昌臣君） この瀬戸内分屯地に関しましては、今後も工事の方は続くと、続く予定だと思ひますが、そちらの方はどのようになっていますでしょうか。

○町長（鎌田愛人君） 当初の計画で、全体工事費が約280億、280億円ですね。これまで100億円が工事が発注されましたので、残り約180億が見込まれていると考えております。

○総務課長（福原章仁君） すいません、今、町長が説明いたしましたのは、平成28年度から現在ま

での総工事費が280億円で、そのうち、地元の元請けのみですが、請け負ったのが約100億円。下請けを含めると、もっといきますけれども、そういった状況でございまして、今後はですね、の部分が、また、どのぐらいかかるのかは、防衛省の方に確認しないと分からないという状況でございます。今の280億円は現在までの総事業費が280億円ということでございます。

○5番（柳谷昌臣君） 今後の工事につきましては、防衛省の予算等もございまして、またどんどん変わってくるかと思いますが、それにしても、結構大きい額が本町の方にも流れてきております。それによって、雇用も踏まえ、かなり防衛省関係でですね、いい感じできていると思います。それ以外になります、例えば防衛省の周辺整備事業等、国の補助事業があるとかと思います。今まで、この分屯地が入ってきたことで、それを、その補助金を使った事業。また、今後、今、計画している、使っていこうという事業等はございますでしょうか。

○町長（鎌田愛人君） 芦瀬地区に、今、建設中の汚泥処理再生施設、これは約22億円であります。当初、循環型社会形成推進事業ということで事業をやった場合は、そのうちの22億のうち、15%相当の補助金しかありませんでした。これを防衛省予算で申請していく中で、防衛省の予算では50%相当の補助金がつきまして、結果、約7億8,000万の差額でですね、補助金が上乗せ、差が、防衛省とその他の事業で7億8,000万の差がありました。それと、防衛省、防衛施設、分屯地への水道ですね、供給するというので、節子地区から水道を引っ張ったわけですけども、その工事関係で約8億円がございました。これは、これも防衛省予算でやりまして、これは町発注です、8億円は。防衛省の予算で町が発注する。さらに、今後の予定としては、国道、旧国道58号線の嘉徳にいく三叉路ですね、向こうの入り口から分屯地までの道路、嘉徳支線と言いますけれども、そこが、その道路工事も100%防衛省予算で工事が計画されております。以上です。

○5番（柳谷昌臣君） この防衛省関係の補助金を使った事業等もたくさん増えてくると。今現在もやっているところもありながら、しているということですので、ぜひですね、この自衛隊の方々、入ってきたことによって、いろんなところでいろんな効果が出ているということですので、ぜひ、今後ともしっかりと自衛隊の方とも意見交換等しながら、この町のためにももっともっと頑張りたいと思います。

その中で、一つ言い忘れましたが、海上自衛隊の拡充についても、毎年行っておりますが、これもぜひですね、海上自衛隊の方がもっと増えていけたら、もっと変わってくるかと思うので、頑張りたいと思います。

○町長（鎌田愛人君） 今後もあらゆる要望活動をしていきたいと思っております。先ほど来、財政的な、経済的なことで議論しましたが、やはり自衛隊の本質というのは国民の生命、財産を守るというのが、自衛隊の本来の本質であります。自衛隊の皆様方には、台風襲来のたびに役場に、職員と一緒にですね、泊まりながら、その対応していただいております。そういう意味でも、大変、我々町民としては大変助かる、また、頼りになる部隊であります。先ほどもありましたけれども、地域のコミュニティに関しましても、町民体育大会や駅伝大会、そして、町のイベントにつ

いても自衛隊の方々がボランティアで参加していただいているという意味では、大変、我々としては感謝しておりますので、今後も自衛隊と連携しながら、自衛隊とともに、共存、共栄でやっていきたいというふうに思っております。

○5番（柳谷昌臣君） 今、町長の言われたとおりですね、もう経済的な部分だけでなく、もちろんその町民のこの生命、財産を守っていただいているのはもとより、イベント等、いろんなところでボランティアとしても協力していただいております。今後とも、さらに密に連携をとっていただきたいと思います。

それでは次に、職員の資質向上の件ですが、先ほど1回目の答弁で職員研修、これ、僕も前回の新人研修、今回の中堅職員の研修、オブザーバーとして見に行かせていただきました。人事担当にお聞きしたいんですが、これによってどのような効果、また今後、どのようなことを期待しておりますでしょうか。

○総務課人事補佐（義永将晃君） 柳谷議員の質問にお答えいたします。職員提案に基づく研修を行うことで、職員自らが課題を解決する姿勢、考え方の育成が図られると思っております。今後の研修につきましては、これまでの研修については対面方式の研修が多かったんですが、今年度はコロナの影響によりまして、オンライン研修が大幅増えてきております。来年度以降についてはより多くの職員が自分の時間、限られた時間の中で受講できる映像配信の研修の方を、研修の企業と、今、話し合いを進めているところでございます。

○5番（柳谷昌臣君） 大体分かりました。それで、あの研修の中で、いろんないい提案の方が出てきております。その実行について、町長はどのようにお考えですか。

○町長（鎌田愛人君） 令和元年に行われました、これからのまちづくり提案、若手の提案の中で、素晴らしいものがありましたので、このことについては、郵便局を使うという素晴らしい提案でしたけれども、これらのことについては、今後ね、実現すべき、今、いろいろ協議しておりますので、これは実現していきたいと思っておりますし、その他の提案事項についても、すぐできるものはすぐやっていきたいと思っておりますし、具体的な、詰めなければならない部分もありますので、そういう部分はですね、詰めながら、できる限り、提案に対しては、可能なものは実現していきたいというふうに思っております。

○5番（柳谷昌臣君） 本当に素晴らしい研修だったと思いますので、ぜひ、研修だけで終わるのではなく、せっかくいい提案等もいっぱい出てきておりました。その中で、すぐできるもの、時間がかかるものありますが、ぜひですね、一つでも多くそれを実践していただきたいと思います。

最後になりますが。

○町長（鎌田愛人君） 何かあるのかっていう顔をしていたので、答えたいと思う。今、役場諸君、場内ですね、研修も、また、大事ですし、また、他の町村ですね、他の自治体の中で素晴らしい実績を残している自治体があれば、そこの交流ですね、交流の中で研修するという方法もあると思います。昨年、我々徳之島町と職員の交流会をしようという計画しておりましたが、残念ながら

コロナの中で中止しております。徳之島町はふるさと納税の返礼、ふるさと納税の納税額が5億以上ございました。そういうことも含めた中で、他の自治体のいいところを学ぶ、学びながら、そしてまた、瀬戸内町のいいところも、他の自治体に対してこういう事例を発表する場を含めですね、他の自治体との交流、研修も、今後、必要になる、必要なことかなと思っておりますので、そのことで、奄美群島の自治体全体が盛り上がり、職員も成長することによって、奄美群島全体にとって大きなプラスになると考えておりますので、今後もこのことについて、他の自治体と協議しながら進めていきたいと考えております。

○5番（柳谷昌臣君） 今、町長おっしゃられていましたけれども、ほかの自治体とのその交流を踏まえ、また、研修というのも、今後、多分大事になってくるかと思えます。是非ですね、そういういい自治体がございましたら、一緒になって頑張っていっていただきたいと思えます。前回の新人研修、また、今回の中堅研修を見させていただいた中で、本当に皆さん、頑張っているなど。今後にかなり期待がもてると、僕は感じました。以上で終わります。

○議長（向野 忍君） これで、柳谷昌臣君の一般質問を終わります。

休憩します。

再開は10時45分とします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時45分

○議長（向野 忍君） 再開します。

通告2番、永井しずの君に発言を許可します。

○3番（永井しずの君） こんにちは。質問の前に、現在のコロナ禍において、何はさておき困っている事業者の方への支援や生活困窮の方への援助が最優先されるべきだと思いますので、あえて質問には入れなかったことを御了承ください。

では、第1回定例会における通告に従い、質問をさせていただきます。

まず1点目、瀬相港ターミナルビル役場支所建設について。12月の定例会において、私はこの件に関して一般質問させていただいた際、町長からの回答では、令和3年度より予定地の調査や設計を行う予定とのことでしたが、現時点でどこまで進んでいるのか、伺わせていただきたい。

2点目、町立久慈小・中学校の利用について。これも12月の一般質問させていただいた、今年4月以降に廃校になる久慈小・中学校の利用について、町長の回答では、久慈集落と新たな利用方法を検討していくとのことでしたが、現況はどうなっているかを伺いたいです。

3点目、妊婦さんたちへの産前、産後の支援について。瀬戸内町には産婦人科がないため、妊婦検診は個人で車で1時間かけて奄美市へ行けなければいけないという状況ですが、町としてどのような支援を行っているのかを伺いたい。

以上、3点を質問させていただきます。

○町長（鎌田愛人君） 永井しずの議員の一般質問にお答えいたします。

1点目の加計呂麻島のターミナル施設、計画については、令和3年度より施設建設予定地の調査と施設の機能や規模を具体化するための基本設計に取り組む考えであります。それを踏まえ、現在の取組状況としましては、令和3年度に実施する調査及び基本設計に係る費用の算定を行っているところであります。また、ターミナル施設の建設については、国の補助事業の活用を検討しており、事業採択に向け、事業計画書の作成を進めているところであります。

2点目の廃校となった久慈小中学校の利用については、昨年、久慈集落在住の方から、体験、泊、泊まりですね、泊まりの泊ですね、食の複合施設としての利用計画及び実施の意向についての相談があり、その実現に向けて、企画課が協力及び助言を行っているところで、令和3年度に全体計画を策定する予定です。

3点目の妊婦への産前、産後の支援で、町としてどのような支援を行っているのかについては、平成28年12月1日より、瀬戸内町妊婦健康診査交通費助成事業として、交通費と宿泊費の助成を行っております。また、へき地診療所において、妊婦検診を実施しており、県立大島病院や名瀬徳洲会病院などの御協力を得て行っております。以上です。

○3番（永井しずの君） まずは、瀬相港ターミナルビルの件ですが、去年の12月の定例会では大まかなことだけを質問させていただいたので、今回は少し中身の方まで細かく聞きたいと思って質問させていただきました。やはり、町民の大事な税金を使って造るわけですので、造った建物が無駄にならないように、住民にとって利用価値の高い、利便性のあるビルとしていただきたいのです。行政の窓口以外に、例えば会議室やキッズコーナー、観光案内所、できたら、現金が下せるATMとか設置できたらなと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（鎌田愛人君） この加計呂麻の瀬相ターミナルビルについては、観光、物流、交流の拠点施設を構築することで、持続的な人の流れをつくり出し、交流人口の拡大により、船舶利用者、地域住民、観光客などの多くの方が賑わうエリアを創出したいということも一つの目的であります。そういう中で、我々としては、想定されるこのターミナルビルを建設することによって、想定される主な効果としましては、待合室の確保による船舶利用者の快適性や安全の確保。行政サービスによる地域住民の利便性や安心の確保。地域の見守り拠点。新たな観光スタイル、ワーケーションによる施設の開放による滞在促進。島内外の交流による地域コミュニティの活力と観光振興による長期滞在促進。交通ネットワークの形成、強化などが効果として我々は想定しております。そういう中で、先ほど議員がありましたATMも含めて、今後、事業計画していく中で、検討していきたいというふうに考えております。

○3番（永井しずの君） そして、あと、トイレなんですけれども、やはりおむつの交換台は、ぜひ設けていただきたいと思います。それと、授乳、交流館にはあるんですけれども、授乳室、それもあつたらいいのにと住民の意見がありました。それと、観光客、または島外の人に限らず、住民の方がそこに集まって、例えば雨の日とか特に、加計呂麻島、遊ぶところがないと。そこで、も

し会議室等ができれば、習い事です。例えば、昔公民館の分館があったように、その会議室でいろんな習い事ができる。古仁屋から講師が行って習い事ができる。会議もそうなんですけれども。その住民の方が憩いの場として使えるような建物であってほしいと思います。雨の日、遊ぶところがないそうです。そちらの若いお母さん方、小さい子供を連れて遊べるような、キッズコーナーですね。雨の日は特に出掛けるところないので、古仁屋だと車で名瀬行ったり、あちこち行けませんが、加計呂麻の人は大変だと思います。そこで、そういう場所もぜひ作っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（鎌田愛人君） 今、議員が言われたことに関しては、きび酢村構想、その中で、グランドゴルフ場、そして、多目的広場がありますので、その中に遊具も含めた公園を計画しております。また、会議室が、このターミナルビルに設置されるかは、まだこれから議論ですけれども、そのきび酢村構想の中で、その建物の中にもそういう会議室ができないかも含めて、ターミナルビルときび酢村構想の中での計画の中で、お互い話、し合った中ですね、そういう会議室的なものできないかも、どちらかにできないかも含めて、検討していきたいというふうに思っております。先ほど、議員が言われた様々な意見を、我々もそれを汲んで、基本計画の中で取り入れられるものは取り入れていきたいというふうに考えております。

○3番（永井しずの君） 分かりましたが、例えば、郵便局などは、最近、封筒とかペン、ガム、置いてあります。それは、小包とかいろんな郵便物を出す際に必要なもので、置いてあります。それと同様に、行政の窓口が入るならば、やはり住民票、戸籍謄本、そういうのを取って送らなければいけないとか、古仁屋なら文房具店が近くににあります。けれども、加計呂麻はすぐお店がないので、できれば小さい売店、封筒、ペン、すぐ必要な、行政から書類を取って送れるような、そういう売店も必要かなと思います。例えば、切手でも、西阿室の方まで行かないとできないので、販売店っていうのがありますので、ぜひ、販売店になってもらって、切手、印紙等も売れるような、そういう施設であってほしいなと思います。

あと、その加計呂麻に限らず、請・与路の人たちのためにも、利便性を考えて、このターミナルビル建設をするというふうに聞きました。それならば、請・与路の人は中渡しで来ると5,000円かかるそうです。そしたら、古仁屋にせとなみで来るよりも高いので、もし、できましたら、中渡しの運賃の割引とか、そういうのは考えていらっしゃらないでしょうか。

○企画課長（登島敏文君） 町として、今、そういったところの補助は考えておりませんが、瀬戸内町と地域で包括連携協定を結んでいるターゲットさんが、今、与路島と、与路島に宿泊施設を持っておられまして、あと、請阿室の方にアカヒゲという町の施設がありましたけれども、そこを使用貸借でしております。あと、伊子茂の方にもですね、その伊子茂周辺にも宿泊施設を設けて、3点の、その3ポイントの観光商品をつくりたいというプランがございます。そういったことが、それで、その観光プランをつくって宿泊客が与路島を出発するとき、請島を出発するとき、もちろん、伊子茂を出発するときですね。そこを、スマホとかSNSとかですね、集落放送で周知を図っ

て、観光客が出発するとき一緒に相乗りして伊子茂の方に行くと、そういう3点航路も、今、考えているところですね。今後、それが軌道に乗って行って、そういったものを利用していただければなと思っております。ですので、料金としては、非常にライドシェア、相乗りですから、そんなに高くはならない、低額でその3点を結ぶことができると思っております。

○3番（永井しずの君） 観光客に限らず、住民の方がわざわざ古仁屋に来て、役場に来なくてもいいように、利便性を考えて、せっかく瀬相にそういう役場の支所ができるわけですから、請阿室、与路の方たちがもっと手軽に、瀬相の方に中渡しで来れるように、施策をよろしく願います。

では次、2点目、町立久慈小・中学校の利用についてですが、先ほど個人の方から、久慈在住の、計画を、計画書が出ているというふうにありました。それはもう、ほぼ決定でしょうか。

○企画課長（登島敏文君） これは、その集落の方から御相談がありまして、今ですね、令和3年度に関しては、その全体計画を策定していこうと。4年度にハード整備を行っていこうという計画でありまして、その3年度の計画のためのソフト事業を取り入れるために、申請をしているところです。ですので、今の段階では、その方がこういったものを造りたいという思いがあるという段階ですね、これが決定であるとか、決定じゃない、決定ではありません。今後、その1年間かけて、その計画をみんなで磨き上げていくと、そういうところだと思います。

○3番（永井しずの君） その意見を聞く前に、私が思ったのは、観光バスが来たときに、西古見まで行くと最終的に大きいトイレがあります。でも、油井を越えるとなんかですね、観光バスが止まって、何人かできるようなトイレが。久慈も和喜公園には1か所しかないです。1人ずつしかできないです。だから、その久慈の学校を使って、観光バスが休憩できるような場所にしたらどうかと思っていたんですね。ですから、その個人の方への計画するに当たり、ちょっと助言していただきたいんですけども、観光バスが来て、何か所かトイレを造り、そこでトイレ休憩。少しのお土産品を売ったりですね、その加工、この特産物を使った加工品やら地場産のお野菜やらですね、そういうのを販売していただいて、観光バスが止まれるような場所に、ぜひ、してはいただけないかと思っているんですが、どうでしょうか。

○企画課長（登島敏文君） この構想がですね、先ほど1回目の答弁でもありましたけれども、その宿泊と食事と体験というのの複合施設というのを目指しております。ですので、必然的にトイレとかいうのは、きちっと、いずれにしても整備はしていかないといけないと思っております。そのトイレと食事、お店とかですね、整備することで、観光客も止まっただけだと、観光バスも止まっただけだと思いますし、元々学校ですから、スペースも十分にありますので、道の駅とまでは言いませんけれども、そういったところを目指してですね、そういったことも兼ねた、その複合施設になればいいなと思っております。

○3番（永井しずの君） そうですね、ぜひ、そこを考慮して、その個人の方と話し合っていたきたいと思います。やはり建物は長くなればなるほど老朽化して、修理をするのに経費もたくさんか

かと思うんですよね。それで、早めの措置をよろしく願います。

○町長（鎌田愛人君） 先ほど、1回目の答弁で申し上げましたけれども、体験、宿泊の泊ですね、そして、食の複合施設として、この久慈の学校を利用するわけですが、その計画を策定している、その久慈の地域協議会の方々、方から聞いたのはですね、一つ、聞いているのは、移動販売車ですね、移動販売車、そのことも考えているということで、この西方、久慈から先、お店が少ないというのがありますので、その西方の集落への移動販売も考えているというふうに聞いております。様々、西方の課題がありますので、その課題解決に向け、この久慈の学校を大いに活用した中で、地域の課題解決、そして、地域の資源を活用した中で地元の人や、また、観光客等がですね、本当に喜ぶような施設になるような、ぜひ、そういう計画が上がってくることを期待していますし、また、助言等もですね、企画課の中で、助言等しながら、ともに考えていきたいというふうに思っております。

○3番（永井しずの君） 西方には養殖場が結構たくさんあるんですよね。養殖場は西方に集まっております。そこら辺も考慮して、利用してですね、いい方に、ぜひ、西方が活性化するように考えて、やっていただきたいと思います。

○企画課長（登島敏文君） その食事の面に関してなんですけれども、今後、計画で最終的には決定することになると思うんですけれども、その、何て言うんですかね、レストランですね、そういったものも開設というの、この方のプランの中に含まれておりますので、そういったものができれば、その養殖場の方々も、お弁当ではなくて、熱い味噌汁付きのお食事、昼ご飯というのでも可能になりますので、ぜひ、そういったところも、部分も進めていけるようにしたいと考えております。

○町長（鎌田愛人君） この計画策定、また、事業を実施する上でですね、これは、今回、農林水産省の100%の補助で3年度はやりますけれども、やはり、今後、国の事業をやっていく上で、やはり責任が伴ってきますので、計画策定、今後の事業実施に向けてもですね、やはり確実に、その効果が見えるものにしないとですね、国の事業で会計検査も入る可能性もありますので、そのところは十分その地域協議会、申請される方々には、そのことも責任も伴うということも考えていただいて、我々としても、町としても協力、助言をしていきたいというふうに思っております。

○3番（永井しずの君） そうですね。個人だけではなく、久慈集落の人が一つになって、この事業をできるように、ぜひ、応援したいと思います。いい事業だと思います。

次に、3点目。妊婦さんたちへの産前、産後の支援ということですが、先日、瀬戸内町の子育て環境について語ろでいというママさんたちの集いに参加させていただきました。その際、ママさんたちからいろいろな要望を聞かされました。先ほども言ったんですけれども、島、この出身の方はお母さん、身内がいたり、いろいろ手助けしてくれる方がいますけれども、転勤者とか、ここに身内がない方は、どうしても上の子がいたら預けることもできなくて、名瀬の病院に検診に行くときはとても、小さい子を連れて、御主人が仕事のときは自分で行かなければいけない、そういう不安があるそうです。もしできましたら、妊婦の無料、検診用の無料タクシーと言いますか、そうい

う送迎ができる車が出せないものか要望されましたけれども、いかがですか。

○保健福祉課長（昇 克己君） 今、議員のおっしゃる、そのタクシー券か、そういう感じになるのかなと思っているんですけども、今、実際のところの町長の方からも回答があったとおり、交通費助成という形では、妊婦検診があるときに、14回を限度に2,000円というものの交通費は助成しているところでありますが、そのタクシーチケット、そうすると、ほかのお子さんがおって、それを見るができないということでの質問だと思うんですけども、質疑だと思うんですけども、それに関しては、まだちょっと経費もかかることでありますので、ちょっと協議とかさせてもらいたいと思います。

○3番（永井しずの君） ぜひ、よろしくお願いします。

それと、瀬戸内町は高齢者の方に関してはサロンだとか、デイケアとか、すごく手厚くあると思うんですね。それで、やっぱり妊婦さんたちはすごく不安を抱えていると思うんです。子供が産まれるまではですね。産後の場合は、ぼかぼかクラブだとか、助産師さんのいろんな指導だとか、たくさんあると思うんです。でも、妊娠中ですね、それがすごく、不安が募らせている方がいるということでした。それで、意見が出たのが、高齢者によるサロンやデイサービスのような、ママさんたちのデイサービスということで、少しの時間、上の子供を預かってくれたり、また、そのお産の経験がある先輩たちから、大丈夫よ、こういうときはこうしなさいよというような助言をくれたり、そういう場所を、この市街地の空き家を利用してできないものかということもありました。ずっとじゃないです、1日じゃないです。3時間、4時間でもそこに集って、自分の不安な話をして、大丈夫よ、大丈夫よって一言言ってくれるだけでも、すごく安心できるんじゃないかと思います。そういう場所はできないものでしょうか。

○保健福祉課長（昇 克己君） 先ほど、議員からおっしゃった妊娠時の、出産前の妊婦さんと先輩ママの交流会という形ですね、ママのホットサロンとかいうものは実施しております。その、すいません、デイサービスとか、そういうものもですね、今、初めて聞いたところなんですけれども、そういうものができるかどうかですね、担当の方にも聞きながら、協議はしていきたいと考えております。

○町長（鎌田愛人君） 役場の隣にですね、健やか福祉センターというのがありますが、そこで町の保健師がですね、その小さいお子さんを連れた母子と、いろいろ、そういう事業をやっているのは御存知でしょうかね。そういう事業もありますので、事業名は忘れちゃったけれども、そういうこともやっております。そのことが、今、議員が言われていることと合致しているか分かりませんが、そういう事業もあります。それと、そのへき地診療所の妊婦検診ですね。この際にも、自分の子供を連れて、一緒に妊婦検診もできますので、県病院からの産婦人科の医者と、そしてまた、町にいる、町内にいる助産師と一緒に、その妊婦検診を一緒にしているんですけども、そのへき地診療所のその部屋も、子供がこう親しみやすいような絵も描いてですね、そういう施設も設置しておりますので、ぜひ、そのことも含めてかかりつけの県病院、徳洲会との先生との協議、

本人との同意の下ですけれども、やっております。ちょっと、今、途絶えておりますが、昨年度は2年度の実績で計6回ですね、そういうへき地診療所での妊婦検診、実績がありますので、今後もその体制を整えた中で、ぜひ、名瀬まで行くのは大変だと、子供を連れたまま、大変だということがあれば、へき地診療所でも月1回できますので、そのことも利用していただきたいなというふうに思っております。

○3番（永井しずの君） 県病院からの医師不足で、今年になってからはできていないというふうに伺ったものですから、今の質問をしたんですけれども、今後、大丈夫でしょうか。県病院からの検診をするための医者が来るというもの。今年、まだ、医師不足でやっていないというふうに伺ったんですが。

○保健福祉課長（昇 克己君） 今年という、1月からのということで、ですかね。これに関しましては、妊婦さんと県病院の医師の同意、同意というか、医師の派遣になるんですけれども、医師の派遣という形で、県病院の先生もですね、来れない中もありますので、それが合致したときに、できるという形になりますので。県病院の先生がなかなか都合がつけられないというのがありますので、それが合致したときには検診ができるということでもあります。

○3番（永井しずの君） はい、分かりました。いろいろへき地の方も大変だと思いますので、その妊婦さんに限らず、保健課長、本当に大変だと思いますけれども、いろんな面で頑張ってくださいと思います。やっぱりこの少子化を是正するためにも、妊婦さんたちは大事にしていかなければいけないと思いますので、今の質問をさせていただきました。ありがとうございます。

これで、私の質問、終わります。

○議長（向野 忍君） これで、永井しずの君の一般質問を終わります。

休憩します。

再開は1時30分とします。

休憩 午前11時16分

再開 午後 1時30分

○議長（向野 忍君） 再開します。

通告3番、中村義隆君に発言を許可します。

○9番（中村義隆君） こんにちは。トップバッターと2番バッターがきれいなクリーンヒットを打ちましたので、3番バッターの私はデッドボールでもくらって、進塁させたいと思っております。

それでは、質問に入ります。

最初に、新型コロナウイルスについてであります。既に本土ではコロナワクチン接種が始まっていますが、本町でのコロナ接種の体制整備を伺います。

次に、我々議会も新型コロナウイルス感染拡大の影響による市民生活や地域経済への支援など、町に要望しましたが、中小企業や個人事業主への支援について伺います。

次に、世界自然遺産登録についてであります。2020年に登録実現が期待されていましたが、新型コロナウイルスの影響で延期になり、今年の6月から7月にかけて、登録の可否が決まりますが、あと幾月もありませんが、今後の予定など伺います。

次に、加計呂麻・請・与路島、3島へのドローン活用事業について、実証実験など伺います。

次に、行政手続きの簡素化について。マイナンバーの普及率や脱ハンコなどについて伺います。

次に、教育行政についてであります。校区外からの中学校部活動参加について伺います。

最後に、古仁屋高校の入試の出願者数は33名でしたが、その町内、町外からの内訳を伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○町長（鎌田愛人君） 中村義隆議員の一般質問にお答えします。デッドボールを当てないようにストレートを投げますので、上手く打ち返していただきたいと思います。

1点目の新型コロナウイルスについての、ワクチン接種体制整備につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種推進室を設置し、取り組んでおります。

次に、中小企業、個人事業主への支援につきましては、令和2年5月に瀬戸内町飲食・観光業等緊急支援金として253店舗へ10万円、さらに、追加支給として、宿泊業の49件へ7万5,000円支給しています。令和2年12月に、瀬戸内町飲食緊急支援金として、123店舗へ10万円を支給しています。セーフティネット保証の申請につきましては、例年、1から2件でありましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、中小企業及び個人事業主の資金繰りの悪化に伴い、今年度4月以降は危機関連保証制度の認定が70件と増加しております。この認定業務の効率化、迅速化を図り、取り組むことが支援へとつながっているものだと思います。また、現在行われております、鹿児島県事業継続緊急支援金給付事業に該当した事業所に対し、新年度において、一律10万円支給いたします。さらに、飲食店を対象とした支え合いクーポン券事業第2弾も予定しております。そして、全職員へのお願い、周知といたしまして、庁舎内グループウェアにおいて、常日頃から、可能な範囲内の消費、飲食店の利用をお願いしております。

2点目の世界自然遺産登録についてであります。ユネスコ、国際連合教育科学文化機関は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大を受けて延期していた世界自然遺産委員会を2021年6月末から7月上旬にかけて、中国福建省福州市で開催すると、11月に発表しました。今後の予定としては、過去の事例を踏まえると、5月頃にIUCNの勧告があり、6月末から7月上旬に開催される世界遺産委員会において、登録の可否が決定されることになるかと考えております。

3点目のドローン活用事業につきましては、令和2年10月に本町と日本航空株式会社、日本エアコミューター株式会社、三井住友海上火災保険株式会社、MS&ADインターリスク総研株式会社と、相互の連携を強化し、地域課題の解決を目指すため、地域包括連携協定を締結し、この5社で瀬戸内町エアモビリティ事業推進協議会を設置し、実証実験に向けた機体の選別、運航上、航空法上の課題及び課題解決を協議しているほか、本町の観光協会、商工会、物流、観光関係者、加計呂麻島在住者から構成されるドローンを活用した持続可能な地域づくり協議会を設置し、地域課題の

抽出及びそれに対するドローンの活用方法などを協議しているところであります。現在の予定では、2022年度中の実証実験の実施を予定しております。

4点目のマイナンバーの普及率については、令和3年2月1日現在、全国25.2%、鹿児島県23.0%、瀬戸内町23.4%となっております。また、脱ハンコ等については、新型コロナウイルス感染拡大防止及びデジタル時代を見据えた、デジタルガバメント実現のため、書面主義、押印原則、対面主義からの決別が喫緊の課題とされており、各種様式の押印が見なおされているところであります。本町におきましても、行政手続きにおける町民の負担を軽減し、町民の利便性向上を図るため、国や先進地方公共団体の取組を参考に、さらなる押印の見直しに取り組んでまいります。

教育行政については、教育長が答弁いたします。私からは以上です。

[発言する者あり]

○町長（鎌田愛人君） すいません、空振りしました。教育行政について、古仁屋高校の件については、本町においては、地域未来留学生として定数7名のところ、入寮審査で7名を選考いたしました。通知後の辞退1名、2次募集への応募がなく、結果、6名であります。出願者の内訳については、県教委が公表しておりませんので、合格発表後に町内及び町外の数は明確になるものと思われまます。以上です。

○教育長（中村洋康君） 中村義隆議員の質問にお答えをいたします。教育行政について、校区外からの中学校部活動参加についてであります。部活動は生徒の自発的な参加により行われるものですが、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養に資するなど、教育的意義も大きいため、学習指導要領においても、教諭が日常的に行う教育課程との関連や、生徒指導が図られるよう留意することとされています。また、スポーツ庁運動部活動のあり方に関する総合的なガイドラインにおいても、学校全体として運動部活動の指導、運営に係る体制を構築することとなっていることから、生徒を管理する体制が整っていない状況では、校区外で生徒のみが他校の部活動に参加することは認められていません。なお、各学校において、顧問が配置されており、それぞれの学校長が合同部活動を承認した場合は、合同で練習することはできるようになっています。以上です。

○9番（中村義隆君） 1回目の答弁で分かったところもありますが、2回目の質問をしていきます。午前中の同僚議員からも質問がありましたが、いろいろ不明なワクチン接種に対してですが、いろいろな不明な状況だと思いますが、予想される範囲で結構ですので、伺います。町民には接種前にどのような形で連絡があるのでしょうか。

○保健福祉課長（昇 克己君） 町民に対しましては、ホームページや広報紙等を、これから、やっていきたいと考えております。

○9番（中村義隆君） 個人的には、別にその通知とか、事前に当たるその問診みたいな、そういう、個人的な連絡はないでしょうか。

○保健福祉課長（昇 克己君） 3月下旬、中旬、下旬にですね、高齢者に対しては通知、それと、問診票等を発送する予定でございます。

○9番(中村義隆君) あと、副反応などが心配ですね、4人に1人はワクチンを受けたくないという調査も出ておりますが、そういった、接種したあとにアレルギー反応が出たりとか、そういうことを想定して、集団接種の場合は事前にそういう訓練などは考えられていないのでしょうか。

○保健福祉課長(鼻 克己君) その副反応に対しましては、そのきゅら島交流館の方で集団接種の予定をしているですけれども、その中に、15分から30分は接種後に待機というか、それをしてもらい、そこにちょっと気分が悪くなった方々のためにもですね、ベッド等も準備して対応したいと考えております。

○9番(中村義隆君) 県知事も言うておりましたが、人口規模の小さい集落では、高齢者の優先順位をつけることなく、地域丸ごと接種が必要ではないかと、こう言うておりましたが、そういう県からの連絡などなかったのでしょうか。この前は、離島の高齢者もきゅら島交流館に来て集団接種をするということだったんですが、そういう小さい集落では、高齢者だけじゃなくて、その若い年齢も一緒にですね、丸ごと接種をするというようなこと、知事は言うていましたけれども、連絡はなかったのでしょうか。

○保健福祉課長(鼻 克己君) 正式に連絡があったということは、まだないんですけれども、まず高齢者から始めて受けられない方とか、そういうのがあると思うんですけれども、そこはまた、その高齢者をまず始めに接種してもらい、そこから順次、考えていきたいと考えております。

○9番(中村義隆君) いろいろ問題が、課題があると思いますが、各、高齢者の施設での接種や寝たきりの高齢者への対応など、課題はたくさん出てくると思いますが、ワクチン接種の相談窓口の開設などはないのでしょうか。

○保健福祉課長(鼻 克己君) 3月下旬を目途にですね、コールセンターという形で、一応、考えているのがへき地診療所の2階に設置をしまして、そこに看護師と事務員という形でですね、そこに設置をして、相談窓口とか、実際のところは予約受付とかも始まってきますので、そこでやりたいと考えております。

○9番(中村義隆君) しっかり広報紙などで周知、町民に周知をさせてください。

次に、世界自然遺産登録ですが、奄美の世界自然遺産登録の推薦地内で、ノヤギが相次いで目撃されていることを、この前の新聞で見ましたけれども、中でも推薦地の最重要エリアである国立公園特別保護地区の本町の油井岳で、昨年6月頃から30から40匹のノヤギを目撃したということですが、しかも、この環境省、奄美野生生物保護センター自然保護官が目撃したということで、何かそれに対して指摘などなかったのでしょうか。

○総務課長(福原章仁君) 申し訳ございません。今回、この一般質問につきましては、質問者の質問事項に則って、各課出席させていますけれども、ちょっとこの世界自然遺産登録ということで水産観光課は待機させているんですが、ちょっとノヤギ関係の農林課は待機させていませんので、また、後ほどその件につきましては、報告させたいと思いますので、御了承願いたいと思います。

○9番(中村義隆君) やはりですね、全課長も出席して、いろんな角度からいろんな、同僚議員か

らの質問も、関連性もあると思うんですが。やはり、参加、出席させた方がいいと思います。この件はあれかな。これは農林課ですか。

[「ノヤギ」と呼ぶ者あり]

○9番(中村義隆君) 総務課長、分かるところで。海沿いの崖っぶちを好むヤギが山中に侵入してきていますが、恐らく、今、もう崖っぶちの餌が食べつくして、山間部に入り込んだと思いますが、現在はどのように捕獲をしているのでしょうか。

○総務課長(福原章仁君) 農林課課長がですね、今、その件も含めて調べていますので、また、調べてから、また、出席しますので、そのとき、また、答弁させたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○9番(中村義隆君) はい、分かりました。この件は、あと少しあるもんですから、飛ばして、課長が来てから、質問します。

次に、加計呂麻・請・与路3島のドローン輸送計画ですが、2月20日の実証実験は与路からハミヤ島、ドローンを飛ばしたと、成功したということでしたが、どうしてもせとなみやフェリーかけろまが欠航する悪天候では、ドローンも飛行できないかなと思ったりしますが、どうでしょうか。

○企画課長(登島敏文君) まず、その欠航の前にですね、先日、新聞に載ったその与路島からハミヤ島に小さいコップを運んだドローンが、それでハミヤ沖周辺に、周辺に行ったことで、それで、もう一つのアデツ浜というところに物を落としたかなんかで、実証実験が成功とか載っていましたが、それは、ここでやっている瀬戸内町がJALグループ、三井住友グループとやっているこの実証実験とは全く関係のない話なんです。よく、そういう、あの記事を読んでですね、瀬戸内町がやったかのような、また、関係しているかのような、どうしてもあの記事を読むとですね、そういう勘違いをしてしまう方が大勢いらっしゃると思うんですけども、はっきり申し上げてこちらでも迷惑しているんですね。このタイミングであの記事が、ああいう表現で載ったというのはですね。載せる側もプレスリリースする側も、もうちょっと文言に配慮して載せていただきたかったなとは思っております、その件は。全く、瀬戸内町がやっていることではありません。あれは、ターゲットという会社が独自でやっていることで、うちがああいうちっちゃいコップを運ぶための実証実験をしているわけでは一つもありませんので、そこは御承知おきいただきたいと思います。

それで、フェリーのその欠航、それから、せとなみの欠航ですね。もちろん、あのフェリーせとなみが欠航すると、そういうレベルであればドローンも飛ばないと思います。あくまでもこれは代替の手段では無くてですね、そのせとなみ、フェリーの補完的な役割を果たすものであると考えております。要するに、台風は過ぎ去って、波は高いけれども、高く、フェリーせとなみは欠航しているけれども、ドローンはどうにか飛べる状態とかがあるだろうと。そういったことを想定してですね、そのときの救急のものとか、通常の物流ですね、を補完的に果たしていけるようなものになればということで、この実証実験をまずは行っていくということでございます。

○9番(中村義隆君) この前に新聞に載ったドローンは別という、役場じゃ、関係ないということ

ですね。びっくりしましたね、それは、本当。

○**企画課長（登島敏文君）**　うちが今、ドイツの会社と交渉しているドローンは最大で200kgまで運べるドローンですから、全くその性能自体もですね、全くレベルの違う者であります。

○**9番（中村義隆君）**　町のドローンの計画は何kgまで積載できるのか。何10kmまで飛んでいくのかですね。

○**企画課長（登島敏文君）**　まず、最大のその運べる量は200kg程度を想定しております。200kgですね。航続距離というのは40kmを飛べる機体でございます。最高速度が110kmで、運航速度って言うんですかね、ちょっと抑えた速度、安全な速度が80kmで飛ぶ、そういう機体を、今、交渉しております。

○**9番（中村義隆君）**　この遠隔操縦は古仁屋から与路まで行って、往復、古仁屋の地点でできるわけですか。

○**企画課長（登島敏文君）**　与路島ですか。与路島ですと、古仁屋から直線距離で18.6kmなんですね。40kmですから、ギリギリ、この数値でいきますと、ギリギリ飛べるっていうことが言えると思いますが、ゆくゆくはですね、その何て言うんですかね、発着地点には、それぞれその蓄電施設を設けていった方がいいと思います。そういうことを考えています。

○**9番（中村義隆君）**　事業費は国の地方創生臨時交付金、約3,000万円を活用するという予定ですが、これは申請できたでしょうか。

○**企画課長（登島敏文君）**　これは、令和2年度のコロナ交付金、いわゆるコロナ交付金と呼んでいますが、その交付金の申請メニューですね、そこの中に新たな生活スタイルの確立というものがありまして、そのメニューの、その項目でですね、申請をいたしまして、採択されましてですね、もう交付も決定しております。

○**9番（中村義隆君）**　将来、大島海峡を飛ぶタクシーとか言われておりますが、そのときまで元気かなと思ったりしますので、町長、早めに進めてくださいよ。海風による機体への影響など予測されますが、連携協定を締結したJALや日本航空は航空事業の安全・安心運航のプロですから、期待したいと思います。

それでは、農林課長も来たようですので、先ほどの世界自然遺産の質問に戻ります。その油井岳に30匹から40匹の、去年の6月からノヤギが入って来ていると。これを、保護官が見つけたということ。もうセンサーで写っているところもあると思いますが、あの崖っぷちから、前は崖っぷちが住処にして、その餌を食べつくして、崖崩れなど、そういうこともありましたが、今、そういう登録の重要な油井岳の国立公園の中にまで入って来ていると、そういう、その保護観察員から指摘などなかったでしょうか。

○**農林課長（川畑金徳君）**　議員がおっしゃるとおり、最近はですね、自然遺産登録の1種とか2種の方にですね、ヤギも集まっているようです。前は西古見とか、今でもですけども、西古見とか節子等で捕獲されていたんですが、ヤギの方も学習したのか、畏のかけれない1種とかの方に避難し

ているような感じで。罨，してもですね，環境省の方に申請をすれば，罨は仕掛けられるとかを聞いています。町としては，西までの罨の許可を申請しているところです。

○9番（中村義隆君） 猟友会が銃や罨で駆除しているようですが，銃で駆除すると2mぐらい掘って，そこに埋めるとなっているようですが，今でもそういうことでしょうか。

○農林課長（川畑金徳君） 猟銃で撃ったものに関しては，埋設という形になっていると思います。

○9番（中村義隆君） え。

○農林課長（川畑金徳君） 銃で撃ったものに関してはですね，埋設をして，処分する形になっていると思います。

○9番（中村義隆君） 奄美大島の5市町村は2008年に放し飼いを禁止する条例を施行しましたが，銃で撃って，その後は掘って埋めるのは大変な作業であります。弾代ももったいないし，持って帰って食用にできるとなれば，駆除数も多くなると思いますが。元々奄美では，このヤギ，ヤギ汁など食用として飼育する文化が根付いていますが，この条例施行から13年も経っていますが，条例改正など，どうお考えでしょうか。

○農林課長（川畑金徳君） 今後ですね，法に沿ってですね，やっぱりそういう改正できるものは改正していければと思っております。

○議長（向野 忍君） 休憩します。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時06分

○議長（向野 忍君） 再開します。

○9番（中村義隆君） 関連，関連と言ってもね，直接，インパクトのある関連，世界遺産，そこに登録に向けているところ。その植物，貴重な植物など，ヤギは食べるわけですから，大きなこれは関連性があると思います。議長からそういう注意を受けましたので，それに従います。

ドローンのことは言いましたね。次に，マイナンバーカードの活用範囲の拡大に向けた動きを加速させていますが，マイナンバーカードは身分証明として利用できるほか，4月1日からは全国のコンビニストアでも住民票の写しなど，各種の証明書が取得できるようですが，本町もそうでしょうか。

○町民生活課長（昇 憲二君） 瀬戸内町の場合は，そのコンビニの方と，そういう形での契約，まだ進んでいないところであります。

○9番（中村義隆君） できない。本町では，23.4%がマイナンバーを取得しているということですが，将来，何%を目標にしているのでしょうか。

○町民生活課長（昇 憲二君） 100%でございます。

○9番（中村義隆君） いや，そう言われれば，全く。100%はもちろんですけれどもね，この前の龍郷は40%，正直な答えだろうと思いますけれども。龍郷町はですね，なんか税務課が巡回，確定

申告の関連で巡回して回りながら、このマイナンバーカードも税務課が取り扱っているということでありましたが、私が何年前ですかね、これは、2016年ですか、制度が始まったの、そのときは、私は企画課から貰ったような思いがしますけれども、今、本町は何課がやっているでしょうか。

○町民生活課長（梶 憲二君） はい、現在は町民生活課の窓口で行っております、今、議員がおっしゃられているような、ほかの部署、関連でですね、どうしても町民生活課の住民票等の申請上で、窓口になっておりますが、ほかの業務に関連するということであれば、ほかと横断的に協力し合って、いろいろ方法は考えていきたいと思えます。

○9番（中村義隆君） はい、100%に近づくように、頑張ってください。

次に行きます。教育行政についてであります、2月のある日、テレビを点けたらですね、古仁屋中学校のバスケットボールと、重富、重富中学校のバスケットボールが交流試合をやっていました。これはもう、コロナの関係で予選からやれないということで、実質上、古仁屋中学校のバスケットは奄美代表、重富は鹿児島代表と、実質上の決勝であると。見ていたら、もう逆転、逆転ですね、残り2・3分頃には32対30で古仁屋中学校が負けておりました。残り2・3分になって、古仁屋中学校がスリーポイントを放ってですね、逆転、33対32で勝利しました。それを見ていて、その中でですね、誰々君はこの古仁屋中学校のバスケット部に入りたくて、阿木名から転校してきたと、そういうことも紹介しておりましたが、大変だなと、子供の夢のために住所まで変えて、家庭環境まで変えて、大変な家庭だったなと思えますが。総務課長、教育総務課長、今話を聞いてですね、課長はどうお考え。あただん、そんな言ったって、分からんっていうような感じもしますけれども。

○教育委員会総務課長（徳田義孝君） 今、議員がおっしゃられたようなですね、小規模校で顧問の先生がいなくて、部活動が設置されなくて、それでも、その部活をやりたいがために住所を移してまでっていうような例が多々見られるとも伺っておりますし、また、そのような相談等も受けているところでもあります。現在、顧問、やはり顧問がいないと合同でも練習できない、部活動としてですね、部活動として合同で練習する場合は、双方の学校に顧問がいないといけない。大会に出るにはもちろん、そのような中で登録されてないとできないっていうふうになっておりますが、現在、部活動の支援員という形で、指導員か、部活動指導員という形で顧問になれるという制度もございますので、今後、そのようなことも視野に入れて検討はしていきたいというふうに考えております。

○9番（中村義隆君） 戦後、教育も大きく変わり、今年度中にはタブレットが全児童・生徒に配布され、2020年度には小学校5・6年生で専門の教員が教える教科担任制が導入され、また、2025年度から小学校全学年で35人学級になるなど、個性を尊重する教育へと多様性、つまり、変化にとんだ様々な拡充を図ってきております。そのような中で、離島の小規模校の子供たちの夢を叶えるような手立てはないでしょうか。例えば、校区外からの学校選択制や特認制などあるようですが、どうお考えでしょうか。

○教育長（中村洋康君） 現在ですね、就学、学校の就学、小学校、中学校におきましては、就学指定制度という形ですね、その、これは学校教育法施行令ですかね、法の中において、同一市町村に二つ以上の学校があるときには、設置者である教育委員会が学校を指定するという事になっておりますけれども、その中でですね、やはり校区制、住所という形で校区制を施行しております。特例として、校区外就学という形で、指定された保護者が申し出によって、特定の案件の場合には、校区外就学も認められるところでありましてけれども、全体的なことで、設置、管理ということから申し上げますと、やはり選択制にしますとですね、その年度において学級が2クラスから1クラスになったり、もしくは大変少ない学校におきましては、休校になったりですね、そういうこともございます。そういうことを考えますと、やはり設置、あと、設置者として、そしてまた、学校の管理運営として、大変難しい問題になると思います。と言いますのは、教職員のですね、人員配置につきましても、クラスによって人数が変わるわけなんです。ですから、そういうことを考えますと、やはりその選択制になるとですね、大変難しい問題が、この本町のような小規模校の多い地区においては、出てくるんじゃないかなというふうに考えます。それとはまた別に、先ほどおっしゃったように、その部活動でありますとか、いろんなその教育環境が違うところで、希望する部活動をやりたいということで、それができない学校があるがためにですね、できる学校にどうしてもこう、転校なり、住所を変えてということもございますけれども、それ、先ほど課長の方がありましたけれども、部活動におきましては、やはり顧問という形で、教職員しかありませんが、外部指導員、部活動指導員という形で法改正もありますので、その辺をですね、上手くこう、人材の問題もありますけれども、子供たちの希望に添えるような形でですね、検討していきたいというふうに、教育委員会としては考えているところであります。

○9番（中村義隆君） 先ほど外部指導員が出ましたけれども、この外部指導員だけで対外試合に引率できるでしょうか。

○教育委員会総務課長（徳田義孝君） 部活動指導員が顧問になることができるようになっていまして、顧問になった場合は、顧問単独での引率が可能であります、そうでない場合、顧問ではなくて、指導員のままであった場合、その場合は担当、教諭がどなたか顧問、必ず、いずれにせよ顧問が必要でありますので、顧問に、その外部、部活動指導員の方がなられた場合は、その単独での引率も可能であるというふうになっております。

○教育長（中村洋康君） この部活動の外部指導員についてですね、今、課長の答弁のとおりでありますけれども、しかし、その指導員の職務としてですね、少しハードルが高い、高こうございます。いわゆるその児童・生徒の生徒指導、そしてまた、安全・安心のですね、そういう、確保しなければいけませんし、何かあった場合には、その報告義務がありますし、そしてまた、学校教育というものについての幅広い知見と言いますか、そういう研修も受けなくてはなりません。そういうことがあってですね、少し、これまでのような外部指導員という形での入り込みじゃなくてですね、もっと学校教育に、研修しなければならないということもございますので、いずれにしまして

も、そういう方が、人材がいらっしゃったらですね、そういう外部指導員という形ですね、顧問に、顧問として活動できるということでございます。

○9番(中村義隆君) なるほど。非常に外部指導員が顧問に兼ねることはできるけれども、いろいろ研修したりしなければならぬって、もう、これはもう、大変なことだろうと、こう思いますけれども。小規模校での、小学校の教員は中学校の顧問を兼ねる、兼ねるっていうか、顧問になることはできないでしょうか。

○教育長(中村洋康君) 部活動においては中学校籍でございますので、その兼職、兼務とかいうのはですね、これは町教諭の判断ではございませんで、県教諭の任命のときの部分でありますので、なかなかそのことは、乗り入れのその課題の授業であるとか、そういうのはできるかもしれませんが、公務文書に基づいた任用、任命ということになりますので、小学校の教諭がですね、中学校の部活動の顧問というの、難しいんじゃないかなというふうに思いますね。

○9番(中村義隆君) 顧問、形だけの顧問で、指導は外部指導員がやってですね、そういう形だけの、形だけでもつくれば、試合のときだけ顧問は、別にその練習に携わるとか、そうじゃなくて、そういうこともできるんじゃないかなと思ったりしましたけれども、規約の、小学校は小学校、中学校は中学校の教員ということで、難しいということではありますが。小規模校でも夢に向かっていく子供たちに、1人も取り残さない環境づくりをやっていただきたいと思います。

次に行きます。古仁屋高校についてであります。古仁屋高校存続へ、町外留学生も3年目となりました。月5万円の支給と寮も整備され、希望者も増えてきましたが、寮の定員には限界がありますが、入寮者募集には7名の募集、希望者が、入寮希望者があって、1人が審査、入寮審査ですよ、これで落ちたんでしょうか。その1人は受験もしないというような形であります。

○企画課長(登島敏文君) 入寮審査には合格しております。落ちたのではなくて、合格したあとに、1名の方、辞退されたということです。

○9番(中村義隆君) それじゃ、ちょうど、男女別は、これ、どうですか。

○企画課長(登島敏文君) 男子が14名ですね、定員、女子が10です、10名です。

○9番(中村義隆君) 男子が14人希望。

○企画課長(登島敏文君) 寮の定員ですね。定員です。部屋数が14です。男子が14で、女子が10です、はい。なので、10名と、14名と10名ということになります。

○9番(中村義隆君) これは部屋数ですね。男子が14、女子が10と。そうすると、3人ずつしか、もう枠がないわけですね。男子3人、女子3人と、そうですね。

○企画課長(登島敏文君) 男子が、今の時点で4部屋空いていますね。女子が3部屋入ってまして、今回、女子が3名、今回と言うか、来年、来年度4月に入室しますので、女子はもう部屋が余っていないですね。ない状態になります。男子が1部屋、空き室というか、余りますということになります。

○9番(中村義隆君) この古仁屋高校、寮以外に受け皿がありませんが、1日3食付きで7万円の条

件で、下宿先を募っておりますが、今の時点で申し込みはあったでしょうか。

○企画課長（登島敏文君） 残念ながら、今の時点では申し込みはありませんでした。

○9番（中村義隆君） この7万円の低料金がネックになっているんじゃないかなと思いますが、これの見直しなどは考えたことはないでしょうか。

○企画課長（登島敏文君） その金額的なものもあるかも分からないですけども、たまたまそういった受け入れ可能な御家族がいらっしゃらない、ほかの要因もですね、金額だけじゃない、ほかの要因もあるではないかと思っております。

○町長（鎌田愛人君） この下宿の問題は、お隣にその経験者がいますけれども、やはり金額もさることながら、請けいるときの金額もさることながら、そのよそ様の子供を預かる責任というのもありまして、やはり、その子供を1人だけ家においておけないということも、など考えると、大変、下宿を受け入れるにはですね、相当な思い入れと覚悟がなければ、そして、責任も伴いますので、そういうものもあって、なかなか下宿の受入先がないのではないかと、私は思います。詳しいことは、お隣の永井さんに聞いてもらえばもっと分かると思いますので。

○9番（中村義隆君） まずは、本校の中学校の、本町の中学校の卒業生を、なるべくこの古仁屋高校に進学させる手立てを、いろいろやっていると聞いておりますけれども。あの手、この手でですね、いろいろやっていただきたいなど。例えば、古仁屋高校入学祝い金を倍にするとかですね。鹿児島に進学している子供に生活費を、授業料、生活費を送るわけですから、その金が地元に残れば、これは大阪商人の損して得獲れってような感じじゃないでしょうかなって、こう思ったりしますけれども、いろいろ、あの手この手を考えてですね、本町卒業生を古仁屋高校に進学させるような、いろいろ、知恵を働かせて検討していただきたいと思います。

○町長（鎌田愛人君） この古仁屋高校の振興対策については、私は議員の時代から取り組んでいることでございます。町長になってからですね、この留学生を受け入れるというのは、議員の時代に、この島根県の沖ノ島の高校を見て、参考にして、これを取り入れるよう考えたわけですけども、この地域未来留学制度も、令和3年度で3年目になります。この3年目を迎えた中で、いろんなことを検証しながらですね、この未来留学のことも検証し、また、古仁屋高校の振興のために、地元の中学生が、できるだけ多くの中学生が古仁屋高校に進学できるようですね、新たに、今回、古仁屋高校活性化協議会っていうのを、以前あったそういう協議会を解散して、新たに、また、協議会を設置しましたので、そういう中で、関係者とか、地域、高校コーディネーターなども含めて、学校側と、特に学校側と協議しながらですね、できるだけ多くの中学生が古仁屋高校に入るようにですね、私自身も努力しますし、また、古仁屋高校に理解のある議員の皆様方もですね、ぜひ、御協力いただければと思っております。以上です。

○9番（中村義隆君） 以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（向野 忍君） これで、中村義隆君の一般質問を終わります。

休憩します。

再開は2時45分からとします。

休憩 午後 2時27分

再開 午後 2時45分

○議長（向野 忍君） 再開します。

通告4番，泰山祐一君に発言を許可します。

○1番（泰山祐一君） こんにちは。まずはじめに，ご挨拶をさせていただきます。新型コロナウイルスが国内で確認されてから，1年近くが経過いたしました。未だ，新型コロナウイルスの不安や経済影響が続く中，町民の皆様の御協力のおかげで，2か月ほどの期間，感染者0が続いております。そして，身を切る対応をしていただいている事業者様も数多いとお見受けいたします。御協力，誠にありがとうございます。日々の議員活動を通じながら，今後も1人でも多くの町民の皆様の声を，引き続き届けてまいります。また，人口減少や経済衰退していく中，町政の財政も厳しくなることが予想されます。その中で，瀬戸内町の収入源となる取組や切り詰めるべき事業についても，今後，提言してまいります。そして，大切なことが地域の維持活動です。改めて，地方創生という言葉は何なのか。限界の声も挙げられなくなっている地域を見捨てることが地方創生なのか。集落住民が減れば，集落の運営も危うくなります。日本全体の地方創生から，瀬戸内町ならではの集落に光を当てる，そういった地方創生へ。古仁屋だけではなく，可能性あふれる資源がある東方，西方，山郷，加計呂麻島，請島，与路島にも光を当てていくことが急務だと感じます。未来につなげていくため，これから高め合う議会となるよう精進してまいります。

それでは，令和3年度第1回定例会において，通告に従い，8個のテーマの一般質問を行います。

まずはじめに，鎌田町長が平成27年度の選挙から掲げていた，人口1万人の復活についてです。

- 1，平成27年6月末時点の町民数と，令和3年1月末時点の町民数を伺わせてください。
- 2，改めて，平成27年時に人口1万人の復活を掲げた理由を伺わせてください。
- 3，2018年，2019年度に福山市立大学の空き家調査を踏まえて，今の空き家数の状況で，瀬戸内町の人口1万人は達成するのか，見解を伺わせてください。
- 4，令和元年に政策されている長期振興計画や瀬戸内創生マニフェストに，今の人口目標1万人が設定されておりません。その理由を伺わせてください。

次に，定住者促進施策についてです。

- 1，空き家バンクの制度を町民に分かるよう，説明をお願いいたします。また，令和3年度3月末時点の登録されている物件数を伺わせてください。
- 2，令和2年度の転入者数を伺わせてください。
- 3，令和3年度目標の転入者数を伺わせてください。
- 4，SDGsを掲げる瀬戸内町だからこそ，これから，今後，各集落ごとの目標転入者数を設定すべきだと感じますが，御意向を伺わせてください。

次に、奄美せとうち地域公社についての経営状況、取組内容についてです。

- 1, 今年度の事業成果見込み、売上利益を伺わせてください。
- 2, 奄美せとうち地域公社の令和3年度の事業計画、売上、粗利、人件費、従業員数、条業員のそれぞれの役職について、伺わせてください。

次に、キビ酢村構想についてです。

- 1, キビ酢村事業の事業計画、売上、利益、人件費、従業員数について伺わせてください。
- 2, 12月議会でも話をさせていただきましたが、加計呂麻島民や製糖事業者へ確認したところ、説明会を行われていないという方が多くいらっしゃいました。改めて質問です。加計呂麻島民や製糖工場に対して、令和2年度12月議会後に、キビ酢村構想の説明会、もしくは事業構想の説明会を行ったかを伺わせてください。

次に、ふるさと納税の所管対応についてです。

- 1, 2020年度行ってきたふるさと納税の拡販企画を伺わせてください。
- 2, 今後の対策について、伺わせてください。こちらの方は先ほどの柳谷議員の方の答弁で分かりましたので、割愛させていただきます。

次に、ふるさと納税の使い道についてです。

- 1, 新規で使い道を追加したり、現在のものを見直すことも可能かどうか、伺わせてください。

次に、包括連携提携についてです。

- 1, 現在、瀬戸内町役場と包括連携提携を交わしている企業を伺わせてください。
- 2, 包括連携提携を結ぶ際は、どのような基準があるのかを伺わせてください。
- 3, 包括連携提携後、結んだあとに、今まで瀬戸内町はどのような支援を行っていたのかを伺わせてください。

次に、世界自然遺産登録に向けての瀬戸内町の方針についてです。

請島、与路島の一部の方と話をした中で、多くの観光客が押し寄せる、いわゆるオーバーツーリズムを予防するための条例策定は可能かどうかを伺わせてください。

- 2, ほかの離島の沖縄県の武富島で導入された入島料金、また、それ以外に、今後、広島県の宮島では、宮島訪問税を組もうとしています。そんな地域独自の財源確保対策を参考に、加計呂麻島、請島、与路島の財源確保のため、観光客向けに来島税、もしくは入島料金の制度を導入する意向があるかを伺わせてください。

次に、瀬戸内町公共総合管理計画についてです。

- 1, 平成28年、瀬戸内町公共施設総合管理計画の記載にある内容で、瀬戸内町が普通会計の施設を、現状の施設総量、延べ面積で更新したと仮定した場合、2015年から2045年の30年間でかかる更新費用の総額は幾らとなるか。また、平均費用は年額幾らになるかを伺わせてください。
- 2, 2015年の策定時に、30年かけて施設総量を延べ面積10%縮減するという目標を掲げておりますが、現在の清水総合体育館の施設総量、延べ面積と比較すると、何個分の削減に相当するの

か。また、2015年度から2020年の期間で縮減率を伺わせてください。

3、現段階で決まっている具体的な施設などの削減計画を伺わせてください。

最後に、瀬戸内町の事業委託請負についてです。

1、瀬戸内町の年間事業委託請負費が町内事業者と町外事業者へ2015年から2019年の過去5年間で、毎年幾らお支払いされているのかを伺わせてください。

2、町内事業者を優遇するに当たり、どのような審査基準があるのかを伺わせてください。

以上となります。

○議長（向野 忍君） ちょっと休憩します。

休憩 午後 2時53分

再開 午後 2時54分

○1番（泰山祐一君） すいません、失礼いたしました。

ノネコのTNRの補助が古仁屋市街地のみとなっておりますが、町内全域を対象とする意向があるかを伺わせてください。以上となります。

○町長（鎌田愛人君） 泰山祐一議員の一般質問にお答えします。

1点目の人口1万人復活についての、平成27年6月末時点の町民数と令和3年1月末時点の町民数については、平成27年6月末の人口は9,328人。令和3年1月末の人口は8,809人となっております。

次に、平成27年度に人口1万人の復活を掲げた理由については、人口1万人復活という言葉は平成27年6月に行われた瀬戸内町町長選挙の際に、私自身が選挙演説の中で発したフレーズであります。本町の人口は平成23年を境に1万人を割り込み、平成27年当時、本町の人口は9,328人でありました。人口減少が、瀬戸内町はもとより、全国各地の課題であり、地方創生が叫ばれている中で、選挙戦の演説を通して、企業誘致による産業振興と雇用創出を図り、若者が定住できる環境を整え、人口1万人復活を目指しますと、分かりやすいフレーズとして掲げたものであります。

次に、2018年、2019年度にて、福山市立大学の空き家調査を踏まえて、瀬戸内町の人口1万人は達成するののかについては、福山市立大学の空き家調査による入居可能な空き家件数は317件です。令和3年1月末時点の人口が8,809人ですので、一つの家屋に居住する家族構成、また、相続等法的问题もあり、1万人に達して不足する可能性があると思います。仮に住宅不足の状況になった際には、本町が町全体の住宅事業を俯瞰しつつ整備を行うことも考えられます。

次に、令和元年に製作している長期振興計画や瀬戸内創生マニフェストに人口1万人が設定されていない、その理由については、長期振興計画を策定する際には、奄美大島人口ビジョンの人口推計を引用しております。人口1万人復活は選挙演説などで町民に分かりやすく説明するためのスローガンとしてもちいた言葉でありますので、長期振興計画及び瀬戸内創生マニフェストに明記する必要性は感じておりません。長期振興計画と町長のマニフェストに掲げられた政策については、整合性を図るよう努めておりますが、スローガン、キャッチフレーズ等については、その必要はな

いと考えております。

2点目の定住者促進施策についての、空き家バンク制度を、令和3年3月末時点で登録されている物件数は、空き家バンク制度は、民間所有空き家等で、売却したい、もしくは貸したいという情報を役場で登録することにより、利用希望者がその情報を得ることを目的とした制度であり、随時町ホームページで情報提供依頼、年2回、広報紙で情報提供依頼を実施しております。令和3年3月現在の登録数は0件であります。空き家等を活用した定住促進対策については、集落の自主性を創出する地域提案型事業補助金、補助限度額130万円の空き家利活用事業の活用を推進していきます。

次に、令和2年度の転入者数については、令和3年1月末時点の転入者数は303人です。

次に、令和3年度目標の転入者数については、東京一極集中の是正を目的とした瀬戸内町第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を令和2年3月に策定し、人口減少問題に対する各種施策を実施しているところであります。計画内において、令和元年度の転入者数441人を基準値として、令和6年度の目標値を年間470人以上と設定しています。併せて、同年の転出者目標値を、年間400人以下と設定し、転入出者数での増減を年プラス20人以上と設定しています。

次に、集落ごとの目標転入者数の設定については、令和元年6月に策定いたしました瀬戸内町長期振興計画においての基本理念やSDGsの基本理念に沿った取組を積極的に取り入れ、各施策を実施しているところであります。持続可能な地域づくりを推進していくに当たり、本町各集落の存続問題は非常に重要な問題であります。今後は、地区コミュニティ職員と各集落との連携強化を図り、人口減少問題も含めた地域における課題を抽出し、その解決に向けた施策につなげるよう努めてまいりたいと考えておりますので、各集落ごとの目標転入者数に限って設定する必要性はないと思っております。

3点目の奄美せとうち地域公社についての、今年度の事業成果見込みについては、奄美せとうち地域公社の売上、利益はありませんが、加計呂麻のいっちゃんむん市場の令和3年1月までの売上は1,760万580円で、町への歳入は383万7,744円となっています。

次に、奄美せとうち地域公社の令和3年度の事業計画、売上、粗利、人件費、従業員数、従業員それぞれの役職については、加計呂麻のいっちゃんむん市場の売上は3,660万円見込んでおり、売上総利益は、これは町に歳入であります、744万円。ふるさと納税寄附額、1億2,000万円を計上しております。奄美せとうち地域公社の従業員の役職については、現在、役職は事務局長、係長、職員4名で、職員6名、アルバイト2名の8名体制です。

次に、キビ酢村構想についての、きび酢村事業の事業計画、売上、利益、人件費、従業員数については、キビ酢村構想で製糖工場、きび酢発酵、貯蔵施設、きび酢製造施設、サトウキビ畑、多目的広場、グラウンドゴルフ場を計画で、用地交渉等を実施しており、事業計画は、計画等はできておりませんが、令和3年度において、基本計画を策定し、国・県事業導入を検討し、早期事業実施に向け、取り組んでいきたいと考えております。

次に、加計呂麻島民や製糖工場に対して、令和2年12月議会後にきび酢村構想の説明会、もしくは

は事業構想の説明会を行ったかについては、説明会は実施しておりません。今後、基本計画を策定し、加計呂麻島民、製糖工場主、サトウキビ生産農家等へ説明会を実施していきたいと考えております。

4点目のふるさと納税についての、2020年度行ったふるさと納税拡販企画については、2020年度の新しい企画といたしましては、ふるさとレストランをスタートし、今年度のこれまでの実績としては、コロナ感染症で飲食店の営業自粛の影響もありましたが、2店舗で9件の依頼がありました。本町の食材を活用したメニューで寄附者にイタリア料理を提供していただくものです。食事をされた方からは高評価をいただいていると聞いております。今後、感染症終息後のレストランを活用した返礼品の需要に期待しているところであります。

今後の対策についてはよろしいわけですね。

次に、現在、ふるさと納税の使い道については、1、活力ある産業の振興に資する事業。2、保健・医療・福祉の向上に資する事業。3、自然環境や景観の保全、再生に資する事業。4、快適に暮らせる環境整備及び定住促進に資する事業。5、教育・文化を育み、観光交流を促進する事業。6、安心・安全、共生・協働のまちづくりに資する事業。7、その他、この条例の目的達成に必要と町長が認める事業の7項目の中から、寄附者が選択していただく形式になっております。ふるさと応援の、ふるさとの応援のための寄附金ですので、使い道や町独自に項目の追加や見直しは可能であると考えますが、総務省からの調査依頼や実績の報告に求められている項目については、ほぼ現在の選択肢の形態で行われております。

5点目の企業との協定についての、現在、瀬戸内町役場と包括連携提携を交わしている企業については、12団体と包括連携協定を締結しています。事業者名等については、東京農業大学、加計学園、鹿児島大学附属病院、近畿大学、株式会社TARGET、医療法人三愛会、町田酒造株式会社、やどかりサポート、株式会社ファースト、日本航空及び三井住友海上火災保険グループ、三菱自動車グループ、株式会社エアトリであります。

次に、包括連携提携を結ぶ際の基準については、本町と企業、団体等がそれぞれの得意分野を生かし、地域の活性化及び町民サービスの向上を図るとともに、今後、ますます相互の連携を強化すべきと判断された場合、包括連携協定を締結する基準と考えます。

次に、包括連携提携を結んだ後の支援については、これまで包括連携協定締結を交わした企業に対しては、各種調整や相談など、基本的には人的支援を行っております。

6点目の世界自然遺産登録についての、請島、与路島でのオーバーツーリズムを予防するための条例制定は可能かについてであります。条例の制定については、可能だと思っておりますが、登録後の予想されるオーバーツーリズムについて、加計呂麻島も含め考察し、同じような課題を抱える自治体間の連携も大切であることから、奄美大島5市町村の動向、または、地域の実情を見ながら、条例の制定が必要かなど、検討してまいりたいと考えております。

次に、加計呂麻島、請島、与路島の財源確保のために観光客向けに来島税、もしくは入島料金の

制度を導入する意向はあるのかについてであります。現在、来島税、入島料金制度の導入の計画はありませんが、今後、先例地の事例や、広域的に考えられないかなど、奄美大島5市町村連携の下に、検討について提案してまいりたいと考えております。また、奄美市が実施している世界自然遺産登録を推進する事業に活用できる募金箱設置についても、調査、検討したいと考えております。

次に、ノネコとの質問ですが、ノネコは山にいる猫の総称で、環境省が直接、捕獲を行っていません。集落にいる野良猫のTNR事業については、現在、本島側で実施しております。本島側集落については、5市町村で構成されている奄美大島猫対策協議会で委託契約を令和元年度から行い、年6回、本町で実施しております。古仁屋市街地については、生息頭数も多いため、町職員が直接TNR事業を実施しております。加計呂麻地区、請地区、与路地区については、相談に応じて個別対応しておりますが、本格実施時期については検討中であります。

7点目の、瀬戸内町公共施設総合管理計画についての、施設総量の更新費用については、524億円で、平均費用は年間17億5,000万円となります。

次に、施設総量の10%削減を清水総合体育館の面積に置き換えると、4.3個分に相当します。また、2015年から2020年までは、約1,050平米増加していることから、縮減率としては100.85%となっております。

次に、瀬戸内町公共施設総合管理計画の中においては、具体的に決定している削減計画はありません。

8点目の瀬戸内町の事業委託請負についての、事業委託については、2015年、町内業者2,892万5,000円、町外業者8,118万円、合計1億1,010万5,000円。2016年、町内業者1,897万6,000円、町外業者1億3,104万7,000円、合計1億5,002万3,000円。2017年、町内業者1,884万1,000円、町外業者1億8,908万1,000円、合計2億792万2,000円。2018年、町内業者1,897万2,000円、町外業者1億947万5,000円、合計1億2,844万7,000円。2019年、町内業者2,700万6,000円、町外業者7,744万8,000円、合計、1億445万4,000円となっております。

次に、請負工事については、2015年、町内業者8億7,310万5,000円、町外業者7億4,879万円、合計16億2,189万5,000円。2016年、町内業者11億4,351万2,000円、町外業者5億5,025万4,000円、合計16億9,376万6,000円。2017年、町内業者14億4,967万円、町外業者5億8,539万1,000円、合計20億3,506万1,000円。2018年、町内業者11億394万7,000円、町外業者12億174万7,000円、合計23億569万4,000円。2019年、町内業者15億1,568万9,000円、町外業者20億2,488万7,000円、合計35億4,057万6,000円となっております。

次に、審査基準があるのかについては、建設工事入札者指名のための資格者推薦についての申し合わせ事項で、地元業者優先指名に係る基本事項として、地元業者の定義については、本社が本町に所在していることが条件で、営業所については、所在地が本町であることと、法人税を納付していること及び10年以上継続して設置され、かつ、2名以上の従業員が配置されていることとなって

おります。地元業者の受注機会の確保及び業者育成を図るために、地元業者を優先指名しております。以上です。

○1番（泰山祐一君） 承知いたしました。まず、人口1万人復活の話からさせていただければと思います。先ほどの御答弁で、キャッチフレーズということで使っていたというお話でございましたが、こちらの方は、現在、鎌田町長の方が、この1万人というものを目指していきたいのか、もうそうではなく、長期振興計画に則った計画にしたいのかというところを、改めて伺わせてください。

○町長（鎌田愛人君） 将来の人口推計は出ておりますが、やはり人口に1万人復活、それは一つの大きな目標として、私の心の中にはずっと置いてあります。

○1番（泰山祐一君） 了解いたしました。ぜひ、私もですね、人口1万人まで届くか分からないですけれども、ぜひ、努力、皆さんしていただいている中で、結果が残ったらなというふうに思っております。その中で、福山市立大学の調査結果のお話もありましたが、次、定住促進施策に関してのお話になりますが、こちらの方、先日もお伺いしたんですけれども、今、地域提案型事業の補助金で130万円までの限度額で空き家利活用事業というものをスタートしておりますが、こちらの方、非常にいいと思いますので、今後、こう予算を増やしたりですとか、その空き家の状況にもよると思うんですけれども、要望が多ければ、その受け入れの方も随時していったらどうかと思うんですけれども、その見解の方、伺わせていただけますか。

○企画課長（登島敏文君） 取りあえず、年度当初で年間数件というのを見込んで計上いたしますけれども、それが全部なくなっても、要望があれば、補正予算で対応したいと考えております。

○1番（泰山祐一君） ぜひ、今後、各集落ですね、先ほど御答弁もいただきましたが、これから集落単位で、自分たちの地域はどれだけの集落住民の人数が必要なのかということも、もう真摯に、厳しい、かなり突きつけられる部分もあるとは思うんですが、やはり考えていく必要があるなと思いますので、その辺含めて、各地域の声が、これから自分たちの家を貸し出すというときに、行政の方に協力の方を仰ぎたいというような声を、コミュニティ職員ともどもと一緒にやっていただければと思いますので、ぜひ、お願いします。

○町長（鎌田愛人君） これまでこの事業は7集落が実施しております。その中で、薩川集落は、これまで3件実施しておりますし、瀬武が2件、あと西阿室となっておりますが、やはりまだ、この事業自体の中身を知らない集落の方もいると思いますので、新年度入りまして、嘱託員会を実施します。昨年度は、令和2年度はコロナの関係で実施できませんでしたが、令和3年度においては、嘱託員会を実施する予定でおります。その中においても、この事業のことについても、嘱託員会で改めて説明して、周知を図ってですね、この事業を大いに活用した中で、定住促進と空き家の対策を図られるよう、我々もいろいろ協力していきたいというふうに考えております。

○1番（泰山祐一君） ぜひ、引き続き、定住促進の施策の方、よろしく願いいたします。

続きまして、奄美せとうち地域公社についてになります。本日の議会の方でも御答弁がありまし

たが、ふるさと納税の方が、前年と比べますと1億近くの減少という結果の御答弁をいただきました。こちらにつきまして、やはり奄美せとうち地域公社の方が担っている中で、来年度の計画に関しても、売上、あと歳入ということ、ふるさと納税の目標金額ということで1億2,000万、掲げていらっしゃると思います。あと、従業員数の方も、全部で8名の体制で行うということでございますけれども、これは一つ提案です。先日、企画課長の方からもお話ありましたが、地域おこし企業人という制度がございます。ぜひ、こちらのプロの方にですね、アドバイザーとして入っていただいて、奄美せとうち地域公社のふるさと納税のアドバイスですとか、そういったものを御検討いただけたらなと思うんですけども、御見解の方をお聞かせいただけますか。

○企画課長（登島敏文君） 今回、瀬戸内町が予定しております、その地域おこし企業人の方は水産観光部門で、いろいろと事業、斬新なアイデアを持った事業ですね、お願いしようと思っているんですけども、そういった要望があれば、一度、その企業人、地域おこし企業人と方とですね、また、いろいろ話をしてみたいと思います。

○1番（泰山祐一君） 今回、コロナの影響でふるさと納税が下がっているのかなというふうなことも思って、私の方で、ちょっと奄美群島の市町村の方にも、ちょっと問い合わせをして聞いてみました。龍郷町の方は、前年よりも、瀬戸内町が、瀬戸内町よりは低いんですけども、上がっているというお話ですとか、奄美市は横ばいだったというようなお話。徳之島町は瀬戸内町ほどまでの比率は下がっていないというようなお話がありましたので、やはり、そこで、ふるさと納税をやられる、担当される職員のスキルですとか、あとはそういった計画性というものをしっかりと、プロの方と共有し合って、これからよりよいふるさと納税の制度を生かした取組に発展していただければと思いますので、ぜひ、よろしく願いいたします。

続きまして、きび酢村事業に関してでございます。12月の議会でもお伺いさせていただきましたが、こちらの方なんですけれども、今のところ、事業計画の数字というものは、まだ計画されていらっしゃらないのでしょうか。

○農林課長（川畑金徳君） 事業計画の数字とかは、まだ出ておりません。令和3年度に基本、計画を策定しまして、そこで収支とか、いろいろな数字を出していきたいと考えております。

○1番（泰山祐一君） そうしますと、やはり、もう前回も申し上げたんですけども、この瀬戸内町の使用するお金、予算ですね、こちらの方は、やはり町民のお財布でもあり、そういったものという感覚でいらっしゃるのかどうかというところですね。この、自分のお財布から、もし出したときに、こういった計画で進められるのかどうかというところ、改めてお伺いしたいと思うんですけども、どうでしょうか。

○農林課長（川畑金徳君） 将来に向けて、加計呂麻、農業の振興、図る上で必要と考えておりますので、今後、計画、設計を策定して進めていきたいとは考えております。

○1番（泰山祐一君） よりよい計画になるというようなことは、やはりそれは当たり前だと思うんですね。そうでなければ、やる必要もありませんし。その中で、しっかりと今度は事業計画を数字

として立てた上で、しっかり上手くいくのかというところを、現場の方と話し合う必要があると思うですね。そこで、ちょっと突っ込んだ質問になりますが、こちらの方、先日、町長の方が、12月議会の方で1億5,000万の売上目標を立てるという話がありました。こちら、実際にきび酢に還元したときに、どのぐらいの、何反ぐらいのサトウキビを作らなければならないのか、見解を伺えますか。

○農林課長（川畑金徳君） サトウキビ、面積が6aで、今の加計呂麻の10aあたりに換算しますと3tとなっております。きび酢を、1tタンクを造るのに6aの面積が必要とは計算しております。

○1番（泰山祐一君） その辺の土地の方は、これから準備されるということによろしいですか。

○農林課長（川畑金徳君） 土地の方ですね、鎮西の方は、サトウキビ、黒糖工場、いろいろありますので、実久方面の方ですね、面積、遊休地を利用して、サトウキビ栽培等をしていきたいと考えております。

○1番（泰山祐一君） ぜひ、こちらの方、地元の方たちと話をされている方もいらっしゃると思いますけれども、その中で、多くの方に話も方もしていただく機会ですとか、広報活動の方などで周知していただくよう、お気遣いの方もよろしく願いいたします。

また、ふるさと納税についてのところですが、今ですね、ふるさとチョイスさんですか、そういったサイトさんの方で、ニコニコエール品というような企画をやられているというふうに見ましたが、瀬戸内町の方は入っておりませんでした。その辺の情報というのは、今は奄美せとうち地域公社の方にいろんな情報が、こういうような企画がありますよって入るのか、農林課さんの方に情報が行くのか、どのようなコミュニケーションになっていますか。

○農林課長（川畑金徳君） 農林課としては、その情報は貰ってはいないんですが、今後、また、そういうのがあれば、そういう取組もしていければと思っています。

○1番（泰山祐一君） こちら、先ほどニコニコエール品という企画なんですけれども、農水省の方の事業でやっているということにして、例えば、通常そのニコニコエール品の企画の前は1万円だった寄付金額の物が、例えば5,000円ぐらいで返礼品として出せるということですか、あとはそれ以外に、1万円のもの、今までが1kgのものだったのが2kgで出せるとか、そういったような形で、寄附者の方がかなり利用促進として図れるような企画でもあったので、瀬戸内町がなぜその企画自体を自分たちで手を挙げなかったのかなと思ひまして、その辺のコミュニケーションのところ、しっかりと奄美せとうち地域公社自体が情報の方をキャッチしていればいいんですけれども、農林課さんの方が分からない情報だけ切り捨てられているというような状態にあったときに、大変チャンスのロスになってしまうなと思ひましたので、その辺、定期的に、こまめに打ち合わせなどもしていただければと思います。

続きまして、企業との協定についてでございます。こちら、今までの瀬戸内町ではどのような支援を行ったのかということにして、こちら、今、寄り合い処にあるITベースさんですね、こちらの方も、こちらの企業、包括連携提携に基づいての取組という認識でよろしいですか。

○企画課長（登島敏文君） TARGETさんですね。ITベースであちらを利用していますけれども、これは地域包括連携協定とは別に、そのITで地域の活力を取り戻し、産業創出、人材育成に拠点になることということを目的として、別にですね、契約をして、当時、その企業誘致、IT企業の誘致を頑張りましょうということで、瀬戸内町とTARGET、共同で行っている事業であります。ですので、瀬戸内町が家賃をお支払いして、誘致はTARGETさんに頑張ってもらおうと、そういう形態であります。

○1番（泰山祐一君） 承知いたしました。いろいろこの企業、包括連携提携の方ですね、どのような、いろいろな瀬戸内町内の事業者さんも入っておりますし、外、町外の事業者さんも入っておりますので、今後、包括連携提携を結ぶに当たっての整理整頓ですかね。どの事業でもいいというようなことでも、今後、ないのではないのかなと思いますので、その辺のこれからの計画に基づいてしっかりとしていただけたらなということで質問させていただきました。

○企画課長（登島敏文君） これは、1回目の答弁で町長が答えているとおりでですね、それぞれの得意分野を生かして地域の活性化及び町民サービスの向上を図るとともに、今後、ますますの相互連携を強化すべきと判断された場合に、包括連携提携を結んでいるということであります。

○1番（泰山祐一君） それぞれ、事業をやられている方というのは得意分野というものはある想定だと思うんですね。その中でも何に特化しているのかとか、そういったところが基準となってくると思いますので、そういった部分で、この企業だったらいいんだなというようなところで、その辺が分かる理由とかが、これから公開されるとよいのかなと感じました。

○企画課長（登島敏文君） この立地ですね、リストでもお分かりのとおり、ほとんどが島外の企業、あるいは大学になっています。ということは、島の業者さん等で、こういったノウハウは、ないと、そういうことで、になると当然、島外の方とそういう提携を結ぶっていうことが多くなるわけですね。以上です。

○1番（泰山祐一君） 承知いたしました。今後、瀬戸内町の事業者さんも、やはりレベルアップしていくに当たって、こういった町外の事業者さんともコミュニケーション取りながら、各々学ぶところを吸収していくというようなことも必要だと思いますので、こういった連携等々もいいことだなというふうに思っております。

続きまして、世界自然遺産登録に関してでございます。こちらの方なんですけれども、前向きな御回答の方をいただきました。今後、先例地の事例や広域的に考えられないかなど、奄美大島の5市町村の連携も確かに必要だなというふうに感じますので、こちらの方なんですけれども、具体的に世界自然遺産登録、6月下旬から7月上旬ということで検討されていきますが、その中で、もし世界自然遺産登録なったならばですけれども、奄美大島自体がやらないというふうに仮定したときに、瀬戸内町ならではやっていくというようなことも、今後、検討としてはしっかりとできるのでしょうか。

○水産観光課長（義田公造君） お答えします。各地域地域でですね、いろんな形で検討をして、ま

た、オーバーリズム、ならないようにルールづくりとかを検討して行っていきたいと思っております。

○1番（泰山祐一君） ぜひ、周囲の状況等々も見ながらだと思えますけれども、こういった離島、加計呂麻島、請島、与路島を抱えている、地の利を生かすという意味でも、こういった先進地の事例というものを前向きに考えていただけるよう、今後、様子を見ていただければと思います。

続きまして、瀬戸内町の公共施設総合管理計画の件になります。こちら、2015年時に計画の方、立てていらっしゃるって、2020年度では、現在、100.85%ということで、逆に少し微増しているというところではございますが、今後、具体的に決定している削減計画はないという御答弁でございましたが、いつ頃からこう下げていくようなイメージでいらっしゃいますか。

○財産管理課長（真地浩明君） 削減計画自体に関しましては、やはり30年という長期の中で、実際削減していくものだと考えております。その中におきまして、やはり、今、現段階、老朽化が非常に進行しておりまして、大概の建物が、今、築50年程度にですね、来ていると。ただ、現段階の公共物全般に関しましては、やはり長寿命化計画の中で、80年程度は持続して使っていけるような形ですね、今、方向を持っているところでございます。今後におきまして、各住宅等含めてですね、そういったもので、当初の行政財産としての用途をなくしたものが、最終的に解体、撤去、そういった形になった段階で、確実に少なくなっていくというふうに捉えております。以上です。

○1番（泰山祐一君） こちらのほうなんですけれども、現状、そういった計画がないということに対してなんです、計画の上の計画、言ってみれば、スポーツという練習のための練習、そういったものの資料作りをこうしている中で、せっかくここまでのたくさんの、多くの多くのこう資料をまとめて作っていらっしゃるのに、非常にもったいないなというふうに感じるんですね。なので、その削減計画が2015年から5年経って、未だに計画としてないというような状況を踏まえると、これから先、鎌田町長が何期やりながら、こう、これからの削減計画等々も当初掲げていた中で、実際に実行していくのかというのが、今、見えない状態なので、ぜひ、今は分からないということで承知しましたので、今後、そういったところも踏まえて、こちらの方、しっかりと受け止めていただきたいなと思います。

○財産管理課長（真地浩明君） この計画自体に関しましては、その当初の段階で設置しておりまして、実際におきましては、各個別計画として各インフラ等、行政財産につきましては、長寿命化計画、そういったものをですね、各部局の方で整理しているところでございます。ただ、この計画に関しましては、あくまでも大きな方針として示しているだけでございますので、その点は御理解いただきたいと思います。

○1番（泰山祐一君） 承知いたしました。今後、引き続きこういった検討の方を、ぜひ、よろしくお願いいたします。

では、最後の質問のところになります。瀬戸内町の事業委託請負に関してですけれども、こちら、確認になりますが、町外事業者の方の比率も結構高いなというような印象ですが、これはやは

り事業として、町内の事業者さんたちでは受け入れられないものがあるという認識でよろしいですか。

○建設課長（西村強志君） 町外の業者が多いのにつきましては、特殊工事等については、町外で発注をしております、できる限り地元の業者を優先して、指名はしていくこととしております。

○1番（泰山祐一君） 承知しました。町外の事業者さんがやられている、例えば請負のものだったり、事業委託を受けるものだったり、あると思うんですね。その中で、町内のこういった事業者さんの方たちが、逆にその町外の事業者さんたちがやっているものをですね、勉強しながら、自分たちもその事業を行っていくんだというようなことも、今後、それは事業者努力になると思いますけれども、必要なと思いますので、そういった部分で、こういったところで、これは、この事業請負委託に関しては、それぞれの事業者様は年間でこういうふうな、先日、議会でも見せていただいたような資料というのは、配布とかってというのは、毎年されていらっしゃるんですか。

○建設課長（西村強志君） 資料とかの配布はしておりません。

○1番（泰山祐一君） 承知いたしました。そういった、今後、瀬戸内町としての、できるだけこううちの中でお金を回していくというような意識付けというのは、もう既に思っていることだと思いますけれども、これからできる限り、そういった物に関しても積極的に取り組んでいただけたら、瀬戸内町内が潤うのではないかなと思いますので、ぜひ、よろしく願いいたします。

○副町長（奥田耕三君） 特に、泰山議員の御指摘の委託業務に関して、今、地元にある委託、設計も含めて地元、3社しかございません。ただ、その3社につきましても大きな建物等については共同体という形で、町外の業者に対しても、地元業者と一緒にスキルアップを図るという意味でも、一緒にやって勉強していただいていると、そういう努力もしているということは御理解をいただければと思います。

○1番（泰山祐一君） ありがとうございます。以上です。

○議長（向野 忍君） これで、泰山祐一君の一般質問を終わります。

これで、本日の日程は終了しました。

3月8日月曜日は午前9時30分から本会議を開きます。

日程は、一般質問であります。

本日は、これで散会します。

散会 午後 3時46分

令和3年第1回瀬戸内町定例会

第 4 日

令和3年3月8日

令和3年第1回瀬戸内町議会定例会
令和3年3月8日（月曜日）午前9時30分開議

1. 議事日程（第4号）

○開議の宣告

○日程第 1 一般質問（通告順）

5 元井 直志 君

6 福田 鶴代 君

7 池田 啓一 君

※ 散 会

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

令和3年第1回瀬戸内町議会定例会 3月8日（月）

○出席議員は、次のとおりである。（9名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	泰山祐一君	2番	福田鶴代君
3番	永井しずの君	5番	柳谷昌臣君
6番	元井直志君	7番	池田啓一君
8番	向野忍君	9番	中村義隆君
10番	岡田弘通君		

○欠席議員は、次のとおりである。（1名）

11番 安和弘君

○職務のため会議に出席した事務局職員の職・氏名

事務局長	長順一君	事務局次長	福山浩也君
庶務議事係	法永由美君		

○地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	鎌田愛人君	建設課長	西村強志君
副町長	奥田耕三君	財産管理課長	真地浩明君
教育長	中村洋康君	水道課長	田中秀幸君
総務課長	福原章仁君	教育委員会 総務課長補佐	林敬郎君
企画課長	登島敏文君	社会教育課長	保島弘満君
税務課長	町田孝明君	総務課財政補佐	茂野清彦君
町民生活課長	鼻憲二君	総務課人事補佐	義永将晃君
保健福祉課長	鼻克己君		
商工交通課長	勇忠一君		
水産観光課長	義田公造君		
農林課長兼農委局長	川畑金徳君		

△ 開 会 午前9時30分

○議長（向野 忍君） これより、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付の議事日程第4号のとおりであります。

△ 日程第1 一般質問

○議長（向野 忍君） 日程第1，一般質問を行います。

通告に従って、質問者は順次、一般質問席において、発言を許可します。

通告5番，元井直志君に発言を許可します。

○6番（元井直志君） 通告に従い，一般質問を行います。

その前に，新型コロナウイルス，なかなか収まる気配がありません。今年はオリンピックも開かれる予定であります，いち早くですね，コロナウイルスが収まるように祈っております。

それでは，まず1番目に，空き家対策について，町長に伺います。

各集落に空き家はあるが，改修に絶えないか。長年不在のため，住める状況にはない。その対策はどうか。

次に，もはや町営住宅に頼るしかないが，市街地中心でなく，分散できないものか。

2番目に，展望台の整備について，町長に伺います。

展望台はあるが，目の前の木々や草が生えていて，邪魔で展望できない。もっときちんと整備できないか。

次に，海岸道路についてもどうか。

3番目に，シルバー人材センターの活動について，町長に伺います。

シルバー人材センターの活動の現状はどうか。

町の依頼状況はどうか。

最後に，放課後子ども教室の充実について，教育長に伺います。

現在，週2日とかで運営されている教室を，学校がある日は毎日できるようにできないものか。

以上，4点について，質問いたします。

○町長（鎌田愛人君） おはようございます。元井直志議員の一般質問にお答えします。

1点目の空き家対策についての，危険家屋対策については，福山市立大学の空き家実態調査によれば，町全体で約60軒が利活用困難，あるいは危険家屋のため，早急に対応が必要となっております。その対策として，危険空き家解体の補助事業を広報し，危険空き家と認定された各集落の空き家の解体費に対して，限度額，木造50万円，非木造100万円の補助金を支給し，危険空き家問題の解決に取り組んでおります。

次に，町営住宅については，現在，町としましては，瀬戸内町公営住宅等長寿命化計画に基づき，国が助成する社会資本整備総合交付金等を使い，既存住宅不足に対する外壁改修工事及び屋上防水工事等の戸別改善事業や，浄化槽の改善工事の計画修繕を優先的に行いながら，公営住宅の長

寿命化を図っているところです。市街地中心地区以外への公営住宅の建設につきましては、令和4年度に更新予定の瀬戸内町公営住宅等長寿命化計画策定において、今後の需要や人口世帯の動態を勘案しつつ、国の建設費等に対する助成金や社会資本整備総合交付金等の活用を見据えた整備計画を検討していきたいと考えております。

2点目の展望台の整備については、本町の展望台は油井岳と高知山の2か所となっており、伐採管理人を配置し、管理しているところであります。議員の指摘の展望台は、恐らく油井岳のことではないかと思いますが、主管課が1月に実施した観光施設の現地調査時においても、木々やススキ等が生えており、眺望を遮っている状況を確認したところです。管理人が伐採できる場所については、既に対応しておりますが、油井岳については、国立公園第2種特別地域内であり、かなり奥深く木々等の伐採も行う必要があることから、環境省の現場確認と許可が必要となり、予算等もかかることから、今後、検討して対応したいと考えております。

次に、海岸道路については、町道は伐採業務委託及び土木施設維持係で緊急性の高い路線から、随時、伐採を実施しているところです。また、鹿児島県市町村権限移譲交付金により、国道58号及び県道蘇刈古仁屋線については、町で年2回、伐採を実施しております。その他の県道については、道路管理者である県の方で年2回伐採を実施していると聞いております。

3点目のシルバー人材センターの活動の現状につきましては、1月末現在、会員数59人で、合計117件、1,963万6,095円を受託しております。主な内容としましては、役場、古仁屋高校の寮、古仁屋小学校、中学校の当直や役場庁舎、海の駅などの清掃、また、草刈り、除草作業、ハウスクリーニング、庭の清掃、選定作業などとなっております。これらの業務には延べ377人の方が従事され、配分金として、総額1,905万705円を支出しているところであります。

次に、シルバー人材センターへの町の依頼状況については、令和2年度より役場庁舎日直業務、役場庁舎宿直業務、役場庁舎清掃業務、古仁屋高校学生寮寮監管業務、学校施設当直業務、図書館・郷土館清掃業務、せとうち海の駅清掃業務の7業務について、年間委託しております。また、各施設等において、除草、植え込み剪定及び清掃作業等についても、随時委託しております。

教育行政については、教育長が答弁いたします。私から、以上です。

○教育長（中村洋康君） 元井直志議員の一般質問にお答えをいたします。

放課後子ども教室の充実について。週2日の運営を週5日にできないかという質問であります。現在、本町の放課後子ども教室は、古仁屋子ども教室が週5日、阿木名子ども教室と嘉鉄子ども教室は週2日で開設しているところですが、先に実施したアンケートの結果を総合的に判断し、3教室とも、当面は現状の日数で運営したいと考えています。なお、阿木名教室と嘉鉄教室の2教室については、週5日開催の要望が多くあれば、できる範囲での拡充を図ることは可能だと考えております。以上です。

○6番（元井直志君） それでは、引き続き、第2回目の質問を行います。

まず、空き家対策についてですね。町の空き家活用についての方策というのは、どのようなもの

でしょうか。

○企画課長（登島敏文君） すいません、今、ちょっと聞こえなかったもので、もう一度、お願いいたします。

○6番（元井直志君） 町の空き家対策、空き家活用についての方策というのは、どのようなものがありますか。

○企画課長（登島敏文君） 現在、その案の段階なんですけれども、空き家の対策計画というのをですね、案を作成しているところでもあります。今年度中に作成の予定であったんですけれども、委員の方が来島できない等々、理由がございまして、令和3年度中に作成していきたいと思っております。現在の活用と言いますか、対策としましては、解体ですね、解体費用を今年度から最大、上限の方、50万から100万円に上げまして、危険家屋の解体を促進するように努めております。

○6番（元井直志君） それは、空き家を壊す場合ですね。これ以外の対策です。

○企画課長（登島敏文君） 集落の方から要望があった場合ですね、集落のその提案型の利活用事業といったものに、上限で130万円。上限8割、改修費の8割を補助金として支出しております。

○6番（元井直志君） この集落の要望というのは、これはもう、家主とこうお互い相互理解して、それからの話ですね。

○企画課長（登島敏文君） そうです。集落の方が都会におられる家主さん等々ですね、交渉して、改修を、交渉してから改修に当たるということになっております。

○6番（元井直志君） この条件というのは、何年ぐらいとかありましたっけ。

○企画課長（登島敏文君） その何年というのは、集落それぞれで、家主さんと決定していると思います。うちは、町はその解体費用に対して、上限の130万、8割の助成をいたしますということになります。

○6番（元井直志君） これはもう、集落がある程度お金を出す場合、そのお金を改修したら、その時点で家主と話して、返すのなら返す、返さないなら返さない、そういう段取りですね。

○企画課長（登島敏文君） それは、あくまでも集落とその大家さんって言うんですかね、所有者との話し合いで決定していただいて、問題ないと思っております。

○6番（元井直志君） これは、申し込みがですね、例えば多い場合、これはどのように対応します。

○企画課長（登島敏文君） その当初予算で足りなくなった場合は、補正予算で逐次対応したいと考えております。

○6番（元井直志君） 可能であれば、何件でもOKですか。

○企画課長（登島敏文君） 補正で対応しますんで、別に特に今年度は何件までとか、そういったことを、今、定めるつもりはありません。

○6番（元井直志君） 了解しました。次に、展望台の整備についてですね。展望台の整備については、されているとは思いますが、油井岳辺りはですね、奄美十景の中に数えられるぐらい

の、いい展望台、展望地であります。これですね、そういう面からも、町としては早期に対応せんばいかんとは思いますが、この管理人の方はきれいに、上の方は、上の方っていうか、展望所があるところとかはしているんですけども、実際にこう、海を見るような、ああいう場所はちょっと届いていないんじゃないかと思いますが、その辺もできるんですか。

○水産観光課長（義田公造君） お答えします。現時点ではですね、管理人の方が、見える範囲、手前の見える範囲を整備しているところです。奥の方に関しましては、環境省、先ほどの町長の答弁にもありましたけれども、環境省の許可を得ながらですね、そのどこまで伐採できるかっていうのを確認しながら、進めていきたいと思っております。

○6番（元井直志君） 世界自然遺産の登録をですね、間近に控える中、また、奄美トレイル、これも設定されていますので、ぜひですね、早めに対応していただきたいと思います。

観光道路なんですけれども、言えば古仁屋から西古見の方面に向かう海岸道路ですね。これの伐採する、こう規制というのはあるんですか。

○建設課長（西村強志君） 規制と言いますか、県の方としては、維持管理として法面の2mほどの伐採を行っているということです。

○6番（元井直志君） 県がそのような、あれであればですね、町の方で何とかできるっていうことはないんですか。

○建設課長（西村強志君） 町の方では、一応国道58号と県道蘇刈古仁屋線を権限移譲の交付金で、町の方で実施をしております。また、西古見の方面に関しても、そういった事業で取り組めないかどうかとかは、ちょっと、今度、今後、検討が必要だとは思いますが。

○6番（元井直志君） 予算が一番の問題点ではあると思いますが、予算はですね、ふるさと納税を活用するとかですね、いろんな使い方があってと思うので、ぜひ、早めにその辺に対応していただきたいと思います。

次に、シルバー人材センターについてですが、シルバー人材センターのですね、このいろんな活動していると思いますが、これ、ちょっと見てみると、60人ぐらいの契約者ですね。それに、大体377件ぐらいということで、1人としての活動は大体6件ぐらいですね。これで、シルバー人材センター、ちゃんと運営できているんでしょうか。どうでしょうか。

○保健福祉課長（昇 克己君） シルバー人材センターには、町の方から補助金として320万円はシルバー人材センターの方に委託しております。その、人件に関するものに関しては、社協の方に、シルバー人材から委託しているということですね。運営はできているものだと認識しています。

○6番（元井直志君） かつて、シルバー人材センターをこう、与路・請・加計呂麻にもという話があったと思うんですけども、その辺はどうなっていますか。

○保健福祉課長（昇 克己君） シルバー人材センター自体が市町村に1か所ということになっておりますので、今現在、会員数が59名ということになっておりますが、その中で、加計呂麻地区の方

もですね、その中で11名という方が会員としてなっていますので、そのような状況で、今のところは運営しております。

○6番（元井直志君） 今や寿命も80歳から90歳、やがて100歳になろうとしています。こう、もう60歳で退職して、そのあと何もすることがないという方も結構いるんじゃないかと思いますので、ぜひ、シルバー人材センターの拡充には、町としても大いに配慮していただきたいと思います。

町のいろんな、シルバー人材センターにですね、こう仕事を任せているというところ、非常にこう評価します。なお、もっとですね、いろんなことがあると思ひ、できることがあると思いますので、シルバー人材センターができることは、大いにシルバー人材センターに任せていっていただきたいと思います。

次にですね、放課後子ども教室についてですけれども、過去にアンケートを取ったようだけれども、アンケートの内容というのはどのようなものですか。

○社会教育課長（保島弘満君） 昨年、令和2年の10月に行ったアンケートについて、主なものを説明します。まず、放課後の過ごし方について。曜日によって予定がある62%、その都度、予定が変わる23%、自宅で過ごす19%。あと、放課後子ども教室について、利用したいという方が38%。どちらでもよい42%、不要19%、あと、利用頻度について、週5日が19%、週2日から3日が23%、週1が19%、主なものを説明しました。以上です。

○6番（元井直志君） 要望が多くあればですね、前向きに考えるという話でしたけれども、要望、大体何%ぐらいを目途にしていますか。

○社会教育課長（保島弘満君） 令和3年度の開催については、週5日利用したいという方々が、現状の2・3日でよいという方々を大きく超えていない。曜日によっては予定があるという方々が62%となっていて、現状維持の原則とか、それらを総合的に判断して、令和3年については、現状の週2日開催と決定したところでは。

○6番（元井直志君） 毎日、毎日っていうか、週5日実施してほしいという要望が50%あれば可能ですか。

○社会教育課長（保島弘満君） 開催するに当たってですね、予算面とか、あと、コーディネーター、活動支援員。この事業は地域の方々の参画を得て、子供たちとともに勉強やスポーツ、文化活動、地域、住民との交流活動等々を行うことになっていて、そういった活動内容を定めるカリキュラムとかですね、活動内容を決定するコーディネーター、または、子供たちの安全・安心を見守る活動支援員の確保とか、そういった、予算面もありますけれども、幾つかの課題がクリアできる体制を整えば、実施は可能だと思います。

○6番（元井直志君） この教室についてですね、学校を活用することはできますか、できませんか。

○社会教育課長（保島弘満君） この活動場所、活動拠点については、学校での利用も、学校と協議をする必要がありますが、学校、教職員においては、放課後、子供たちが帰ったあとにですね、集

中して行く仕事等も多々あり、やっぱり子供たちがいると、どうしてもその子供たちの方に、安全とかですね、いろんな面でかかわらなければならないということもあると思いますので、地域の、地域での活動拠点、場所があれば、現状のままで実施したいと考えています。

○6番（元井直志君） この学童、指導者ですね。これに、資格、必要ですか。

○社会教育課長（保島弘満君） 特に必要はありません。子供たちの居場所、活動拠点の見守り等の思いがあれば、どなたでもできます。

○6番（元井直志君） さらにですね、学童預かりについてはどうですか。資格、必要ですか。それとも、何もなくても大丈夫ですか。

○社会教育課長（保島弘満君） 学童保育については、これ、厚労省の管轄で、放課後子ども教室は文科省なんですけど、ちょっと詳しくは分かりません。

○6番（元井直志君） 充実したですね、放課後子ども教室を実施するためにはですね、やっぱり指導者の発掘とか、あと、研修体制が必要でないかと考えますが、その辺はどうでしょう。

○社会教育課長（保島弘満君） そうですね、議員がおっしゃるとおり、コーディネーターと活動支援員等々の充実が、子供たちの活動も充実すると思っております。今後、コーディネーターの研修会もありますし、また、コーディネーターと活動支援員等との話し合い等も行っていきたいと思っております、現在も行ってはいますが、さらに、連携を強化していきたいと思っております。

○町長（鎌田愛人君） この放課後子ども教室、以前、私もコーディネーターをしておりまして、その際、阿木名の放課後子ども教室においては、元井議員の奥さんにもたいへんお世話になりました。今後、その保護者や子供たちのニーズ、さらには、大事なことは、先ほど社会教育課長からもありましたように、活動支援員ですね。地域の支援員。その発掘が大事じゃないかと思っております。ただ、子供が集まって、その、ただ遊ばすだけじゃなくて、いろんな経験させることも、活動支援員にとってもですね、活動支援員の一つの役割でもあると思っておりますので、その地域にそういう人材がいたら、ぜひ、コーディネーター等に紹介していただいて、そういうニーズが高まったときに、すぐ対応できる状況、つくっていくことも、各、阿木名、今現在、阿木名校区、嘉鉄、古仁屋で、古仁屋小学校区でやっておりますけれども、そういったことも大事じゃないかなと思っております。以上です。

○6番（元井直志君） やはり、地元ですね、そういう施設があればいいという方も、また、そういう施設がないために、施設がないっていうか、毎日してないためにですね、もう古仁屋に転校させようかという方も何人かいらっしゃいます。そういうことが、できれば防げるようにしたいとは思いますが、古仁屋の施設、学童預かりとかですね、学童保育、こういうところに、例えば他所からの地域の子供を通わせるということはできるんですか。

○議長（向野 忍君） 元井君。学童保育は、町民生活課が、ちょっと。

○6番（元井直志君） 学童保育じゃなくて、その放課後子ども教室。これに、阿木名、例えば阿木名の子供を古仁屋に通させる、そういうことはできますか。

○議長（向野 忍君） 再開します。

○社会教育課長（保島弘満君） 放課後子ども教室の場所なのですが、古仁屋子ども教室の場合は古仁屋小学校校区、阿木名は阿木名小校区。嘉鉄の場合は嘉鉄小校区。要項においては、その校区としております。

○6番（元井直志君） 校区の壁を破ることはできないということですね。但し、今、2日とか5日とかあるじゃないですか。阿木名は2日、嘉鉄も2日、古仁屋は5日。この3日を埋めるために、こう通わせるとか、そういうことはできないんですか。

○教育長（中村洋康君） 先ほどからですね、社会教育課長が放課後子ども教室についてですね、いろいろと質問あり、お答えいたしましたけれども、そのアンケートの結果を総合的に判断をして、そして、現状の回数で当面は行きたいということでもあります。議員がおっしゃるように、その、もっと回数をですね、増やしてほしいという、阿木名小学校の保護者、子供がいましたらですね、そのことを拾い上げてというか、そのことを真摯に受け止めてですね、先ほど説明いたしましたように、そのコーディネーターであったり支援員であったりですね、そういう課題もありますので、その個別に、じっくりとお話をしてですね、前向きに検討したいと思います。そして、そのアンケートの中でですね、やはり場所ですね、場所が少し、現在の場所は子供が徒歩で行くには遠いということですね、学校でできないかというようなことも、アンケートで見させていただきまされたけれども、その学校においては、やはり学校管理上、管理上の問題もあります。ですから、その空き教室などですね、古仁屋小学校、やっておりますけれども、そういう形で対応できるかどうかですね、まだ、その辺も詰めてございませんので、今後ですね、阿木名小学校、保護者、PTA等ですね、その具体的に回数を増やして、増やして行ってですね、そして、なおかつ継続的にできるかどうかですね。その辺を詰めてですね、前向きに進めていければというふうに思います。以上です。

○6番（元井直志君） いろいろな課題をですね、克服しながら、ぜひ、前向きに進めていっていただきたいと思います。

以上で、私の一般質問は終わります。

○議長（向野 忍君） これで、元井直志君の一般質問を終わります。

休憩します。

再開は10時20分とします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時20分

○議長（向野 忍君） 再開します。

通告6番、福田鶴代君に発言を許可します。

○2番（福田鶴代君） うがみんしょうらん。まずは、いろんな災害に遭われている皆様が、一日も

早く普通の生活に戻れるよう、心からお祈り申し上げます。

さて、私事ではありますが、一般質問の前に少しだけお話させてください。先月、シマユムタシ語ろう会というイベントをしました。その趣旨は、永井議員が島唄を教えている中で、島口の存続が危ういという話から、私は着物を着る日を設けたい、アート工房の重山さんは紬を広めたいという話で、今回のイベントに至りました。紬の着付け体験を設け、着付けをしている間、私が会場の皆さんに、次の日、旧正月だったので、島口で吸い物の具について聞いたり、答えてもらったりしました。また、唄者の朋樹君に島唄を唄ってもらったり、島口のトークをしてもらいました。着付けが済んだ方から会場に入ってもらい、イベントに参加してもらいました。この企画が、新聞で、この企画を新聞で知ったということで、あまみFMさんからの依頼があり、ラジオに出演したり、新聞、ラジオで知ったと、奄美市教育委員から生涯学習推進大会の出席依頼をいただき、参加してきました。奄美市では、島口による小・中学生の夢の発表があるので、ぜひ、聞いてほしいと言われて、12人の学生の島口での夢の発表を聞いたんですけれども、全員学校が違うので、島口もそれぞれでした。スクリーンに文章が映し出されたので、とても分かりやすく、島々でこんなにも島口が違うのを改めて感じました。知らなかったことが経験できて、とてもよかったです。今日は、まだ緊張していますけれども、そのうち、議会も島口で質問したいと思えます。

それでは、一般質問に移らせていただきます。

まずは1番、高丘保育所について。(1) 来年度の保育士採用について伺いたい。

(2) 保育士の人数と子供の受入人数は妥当ですか、伺いたい。

(3) コロナの中での保育、保護者も保育所の中に入れないとお聞きしましたが、その場合の保護者との対応はどうされていますか、伺いたい。

(4) 環境設備などの改善状況はどうか、伺いたい。

2、附属幼稚園について。

(1) 附属幼稚園の方も、教室や園庭が狭いと思います。両施設の建替えが必要だと思います。公立認定こども園としての建て替えを考えているか、伺いたい。

3、加計呂麻について。

(1) 簡易水道になっていない集落について、伺いたい。

(2) 有線が映らなくなっている集落があるということについて、知っているか、伺いたい。

(3) フェリーの車両割引について伺いたい。

4番、貸切船前の駐車場について伺いたい。

(1) 駐車場の建設費について伺いたい。

(2) その駐車場を加計呂麻・請・与路住民の方々の優先の駐車場にしてほしいというのと、割引はできないかと伺いたい。

5番、瀬戸内町コミュニティ担当職員について。

(1) 瀬戸内町コミュニティ担当職員の取組について伺いたい。

以上です。

○町長（鎌田愛人君） 福田鶴代議員の一般質問にお答えします。

1点目の高丘保育所についての、来年度の保育士採用については、保育士として2名の受験者があり、1次試験合格者は1名、2次試験合格者は0名となっております。

次に、保育士の人数と子供の受入人数は妥当かについては、保育士配置基準では、乳児、概ね3人につき1人以上。満1歳以上満3歳に満たない幼児は、概ね6人につき1人以上。満3歳以上満4歳に満たない幼児は、概ね20人につき1人以上。満4歳以上の幼児は、概ね30人に1人以上となっておりますので、この基準を満たすよう配置しています。保育士配置基準に合ったクラス人数の割り振りを行っていますが、現時点で、園児募集人数に対して保育士の数が不足しているのが現状です。引き続き、会計年度任用職員の募集を継続していきます。

次に、高丘保育所における新型コロナウイルス感染防止対策については、新型コロナ感染防止対策の一つとして、昨年後半より、保育所入所時と職員以外の方の建物内への立ち入りを制限させていただいています。保護者の方々にもマスク着用や手指消毒、自宅での検温など、基本的な感染防止対策を実施していただいているところですが、感染リスクを最小限に保つために、今後も一定期間、続けていく予定です。その場合の保護者との対応はとの御質問ですが、特に今までと変更はなく、直接、または、連絡帳を通じ、園生活と家庭での子供の情報共有等を行っています。

次に、令和2年度の保育所施設の環境整備は、通用門修繕、防災カーテン修繕。給湯器と除湿器の買い替え。1階トイレの改修工事。火災通報装置の修繕。砂場周辺のフェンスの修繕。園庭の整地等を行いました。また、ぱんだ組とらいおん組の2クラスのエアコンが老朽化し、随時、修理を行い、使用しているところですが、今後はエアコン取り換えも検討していきたいと考えています。今後も園児たちが安全に生活していけるよう、施設内の安全点検を行っていく中で、修繕等の必要な箇所を把握し、優先順位を決めて、修理を行っていきます。

2点目の附属幼稚園についての、認定こども園の建設については、「認定こども園等建設に関するワーキング報告書」にて、アンケートの結果、保護者の利用希望施設として、認定こども園への希望が少ない数値となったことから、認定こども園としての建設ではなく、既存の施設の機能強化を想定した「子育て支援拠点施設」の整備を検討するとの報告がされています。高丘保育所については、今後、建設検討委員会を立ち上げ、「子育て支援拠点施設」としての機能のあり方を考慮しながら、意見を集約していきたいと思えます。

附属幼稚園に関しては、教育長が答弁いたします。

3点目の加計呂麻についての、加計呂麻島におきまして、簡易水道になっていない集落は、呑之浦、安脚場、徳浜、野見山、木慈、武名、三浦、知之浦、嘉入、須子茂、阿多地の11集落であります。

次に、有線については、有線というのは瀬戸内ケーブルテレビさんの有線放送という認識でお答えします。御質問のことについては、存じておりません。

次に、フェリーかけろまの車両割引については、現在、車両割引が適応されるのは回数券と往復割引のみであります。今後、関係機関と協議を行い、フェリーかけろまに適応できる割引制度を精査いたします。

4点目の貸切船前の駐車場についての、駐車場の建設費用は町費であり、約1,000万円であります。

次に、現在、大湊棧橋駐車場は瀬戸内町駐車場条例施行規則第3条の使用料の額で定めるところにより、1台1か月につき5,000円となっております。駐車場の割引との質問ですが、当駐車場は加計呂麻・請・与路島住民優先の駐車場としての位置付けはなく、誰もが利用できる駐車場であり、今後においても、現使用料での運用を考えております。

5点目の瀬戸内町コミュニティ担当職員についてであります。これまでのコミュニティ職員の取組については、主に集落からの要望や懸案事項について相談を受け、内容に応じて、役場の関係課局や県へ取り次ぐ等の対応を行っております。

私からは以上です。

○教育長（中村洋康君） 福田鶴代議員の一般質問にお答えをいたします。

附属幼稚園について、施設の建替え等についてであります。施設及び園庭につきましては、文部科学省の設置基準を満たす中で運営をしております。老朽化も進んでいますが、年次的に修繕等を行いながら、安全確保に努め、預かり保育等、時代のニーズを的確に捉えた教育の充実に努めているところであります。以上です。

○2番（福田鶴代君） 第2回の質問を行います。

まず最初に、高丘保育所の採用についてですが、やはり、4月、5月は慣れない集団生活の中、戸惑う子供が多くみられ、大変な時期です。所長がフリーで全体を見守れるよう、配慮をお願いします。所長も、やはりまだ、担任を持たれているのでしょうか。

○町民生活課長（昇 憲二君） 今現在、所長はですね、所長自らクラスを受けもたれておられて、4月からはフリーに持っていく方向で考えております。

○2番（福田鶴代君） ありがとうございます。よろしくお願いします。

2番目になりますが、やはり、現場がひっ迫しない体制で、新年度がはじめられるよう、配慮をよろしくお願いします。

あと、コロナ対策です。3番目のコロナ対策ですが、ノートでの連絡とか、共有しているとは思いますが、その日にやっぱり起きた出来事など、保護者との口頭の連絡も大事だと思いますので、また、配慮の方、よろしくお願いします。

次、4番目、設備の方、大分していただき、本当にありがとうございます。また、引き続き点検の方、よろしくお願いします。

次、2番目、附属幼稚園の方も、最近ちょっと目にするので、よく外で遊んでいていいなと思って、やっぱりボールを蹴ったり、砂場、ブランコ等、結構密集して遊んでいるので、もっと広い方

がいいかなと思ったので、お願いしました。それと、お部屋の方も、やっぱりホールで、預かりの方が大分増えてきていて、ホールでの遊びも、ちょっと階段の方まで来て遊んでいるのをちょっと見かけたので、気になったので、お願いしました。配慮の方、よろしく申し上げます。やっぱり未就学児までは遊びが大事だと思うので、検討、よろしく申し上げます。

次に、加計呂麻についてですが、簡易水道になっていない集落について。やっぱり水道、簡易水道になっていない集落、今、時点で、自分たちではいるんですが、町の方からも、半額の補助が出るということはなっていますが、掃除とか、管理がやっぱり皆さん、人数が少なくなって大変ということを知っています。ですので、集落への工事費などの補助がもっと出ないか、伺いたいです。

○水道課長（田中秀幸君） この集落水道につきましては、先ほど議員がおっしゃられたとおり、この集落水道施設改良事業などに対する補助金交付要綱というものを定めまして、この要綱に基づきまして、2分の1の補助金を支出しているところでありまして、先ほど言いましたように、水源地、それから、浄水場ですね、整備に係る費用につきましても、今のところ、2分の1の補助で運営をいただいているところでありまして、この補助率の改正につきましては、1昨年の4月から、全て2分の1ということで統一しておりますので、現在のところ、この補助率を見直す予定はありません。

○2番（福田鶴代君） すいません。やはり、皆さん、集落の方もいろいろ努力はしているんですが、やっぱり工事費がないとか、自分たちで我慢している、自分たちでいろいろ工夫はされていますが、やっぱりこの飲み水が、Uターン、Iターンで集落に住みたいっていても、このインフラがしっかりしていないと市街地に住むという話も聞いていますので、また、今後、御検討お願いします。

次、すいません、この有線、有線放送についてですが、私が加計呂麻を回っている中、やっぱりお年寄りに話を聞くと、加計呂麻はほぼ1人暮らしのお年寄りが多く、DVDやYouTubeなどを1人で観ることはできません。瀬戸内町の行事や島唄、踊り、私たちの議会なども放送している有線放送が見られるといいなと呟いていたので、お願いでした。集落での共同アンテナの建て直し、以前、私たちがいた頃、自分たち、集落で建てていたんですが、それがちょっと潰れてて、共同アンテナの建て直しが難しいという集落のお話を聞いたので、質問させていただきました。

次に、フェリーの運賃割引、運賃割引について。この運賃割引と回数券ですね、大変ありがたいと思います。でも、車の方の割引もしてもらおうと、車の利用回数も増えるのではないかと思います。雨の日の年寄りの病院通い、お子様たちの病院通いもすごく大変なので、車両料金が安いと、そのまま車で乗って行けて、利用しやすくなるんじゃないかと思います。それと、下のその駐車場問題なんですけれども、やはり停めて帰ろうと思ったら、なかなか駐車場が空いてなくて、船に間に合わなくなったりとかで、そこ、お金、借りて、駐車場を使っているんですけども、やはり5,000円、同じ市街地の方と同じ5,000円は、ちょっと高いなという声も聞こえたので、質問させて

いただきました。悪天候のフェリー欠航や、その割引があると、悪天候のフェリーの欠航や不満解消も少しは、不満解消に少しはつながらないでしょうか。誰一人取り残されず、幸せで輝いていきたい島に近づけないでしょうかと思ったのです。

次に、特定離島ふるさとおこし推進事業を活用し、加計呂麻・請・与路の方々の生活基盤整備、住民生活に密着した事業に取り組んでまいりますと、町長も謳っていたので、どうか水道の方と、車の方、御検討よろしくをお願いします。

最後に、瀬戸内町コミュニティ担当職員について。瀬戸内町コミュニティ担当職員の取組について、伺いたいと思います。

○企画課長（登島敏文君） 1回目の町長の答弁でもありましたけれども、集落からの要望や懸案事項に相談を受け、内容に応じて役場の関係各局や県に取り次ぐ対応を行っておりますとお答えしましたけれども、具体的に申し上げますと、昨年度の相談があった事例はですね、土砂の除去。それから、排水処理対策。集落内格納庫の改修。護岸の関係。災害時の関係。被災地のことなどで相談を受けております。よろしいでしょうか。

○2番（福田鶴代君） はい。今のような要望を区長さんたちがね、しっかり伝えてくれる集落とかは、いろいろそういう要望が出ると思うんですけども、私が、今、その水道とかフェリーとかいろいろ聞いたところ、なかなか言えていない集落、その区長様たちから等の相談もできず、なかなか言えない、小さい集落が結構あります。このコミュニティ担当さんが、月に1回でもその担当地区に行って、報連相ができれば、地域の意見やアイデアが聞けると思いますので、この活動、ぜひ、始めてくださるようお願いします。

○企画課長（登島敏文君） 今後、その他、機会、そういった機会を増やすようにしていきたいと考えておりますが、まずは来年度の4月の中旬の嘱託委員会というのがございますので、その嘱託委員会のときにですね、コミュニティ職員を嘱託員の方の隣に同席させて、いろいろと、現在の集落の課題。今後、嘱託員とそのコミュニティ職員、どのような役割をお互いが果たしていくかと。そういったことをですね、認識できるように努めていきたいと思っております。

○2番（福田鶴代君） はい、ありがとうございます。やはり、とても大事だと思います。加計呂麻で、やっぱり大きい集落、区長さんが動いているところは、そのように、いろんな意見が出ると思うんですけども、もう5軒とかある、小さい集落では、どうしても、区長さんも頑張っておられるんですけども、なかなか声が届かないと。いろいろこの3か月でお話を聞いたので要望しました。やはり、町のこの動きもなかなか伝えにくいと思うので、このコミュニティ、その月1回の定例会があると、各集落へのこのコミュニティの担当の方が行ってくださって、お知らせすると、やっぱり皆さん、いろいろそのホームページとかいろいろ言われますけれども、広報とかもなかなか見ない方が多いと思いますので、ぜひ、言葉で伝えに行ってもらえたらありがたいです。以上です。

最後に、皆さん、もう質問終わりますが、最後に、皆さん市街地のあっちこっちにきれいな花が

咲いているのを見えていますでしょうか。海の駅、派出所前の花壇、きゅら島交流館の前、瀬久井の麒麟公園前に、毎回、きれいな花が咲いていますよね。この花は、今、個人個人で、個々でやっていますが、とてもいいことだと思います。そのうち、町全体でもできるようになると、豊かで美しい誇れるふるさと瀬戸内につながっていくと願って、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（向野 忍君） これで、福田鶴代君の一般質問を終わります。

休憩します。

再開は13時30分とします。

休憩 午前10時49分

再開 午後 1時30分

○議長（向野 忍君） 再開します。

通告7番、池田啓一君に発言を許可します。

○7番（池田啓一君） こんにちは。さっそくですが、令和3年3月定例会において、通告順に従い、私の一般質問を行います。

まちづくりについてです。

1番目に、任用職員について。会計年度の委託事業、事業者及び任用職員の人数を伺いたい。

次に、会計年度任用職員の待遇を伺います。

2番目に、海の駅について。以前ありました売店が閉じています。今後の売店に対する考えはないのか。次に、海の駅の喫煙所、たばこを吸う人が非常に難儀しています、隠れて吸っています。この対策は。

3番目に、古仁屋高校について。現状の課題と対策、そして、保護者との連携を伺います。

1回目の質問を終わります。

○町長（鎌田愛人君） 池田啓一議員の一般質問にお答えします。

1点目の会計年度任用職員については、委託ではなく、一般事務補助、保育士、看護師等の職種毎に地方公務員法に基づき採用しており、令和3年2月1日現在、町長部局137名、教育委員会76名の計213名となっております。なお、委託事業については、加計呂麻地区道路伐採業務委託員として、鎮西地区に2名、実久地区に2名の計4名が、年間を通じて、道路伐採作業に従事しております。

次に、会計年度任用職員の待遇については、国の非常勤職員に準じた年次有給休暇や特別休暇等を付与しております。なお、報酬については、国から示された基準及び近隣市町村同職種報酬との権衡等を考慮した上で、職種ごとの上限を設定し、個人の職歴等を加味して決定しております。また、委託業務の加計呂麻地区道路伐採業務委託員については、月15日間勤務で、毎月の委託料金は112,500円となっております。

2点目の海の駅についてであります。海の駅内の売店につきましては、昨年6月に特産品組合が

撤退後、途絶えている状況で、テナントとして参入の問い合わせもない状況です。コロナ禍の終息、世界自然遺産登録等で観光客等が増えてくることを想定しますと、必要と考えますが、海の駅から見える範囲内にスーパーやコンビニ等もあるため、今後、検討してまいります。

次に、喫煙所対策につきましては、以前は、フェリー発着場側の正面玄関横に設置しておりましたが、受動喫煙防止のため、駐車場側の外側階段下に2か所、吸い殻入れを設置しています。

3点目の古仁屋高校についての、現状の課題と対策については、課題としましては、地元中学校からの入学率が低いことが挙げられます。その対策として、各中学校への高校PRをさらに強化していくこと。中学校と高校や、中学校と留学生のつながりを積極的に行わなければならないと思います。また、古仁屋高校ならではの海洋系クラブ活動の創設、自然体験を取り入れた独特な授業の実施等で、他校との差異化を図り、独自の魅力を高めていくことが必要であると思いますので、高校側と協議を重ねていきたいと思っております。

次に、保護者との連携についてであります。古仁屋高校寮生17名については、各学年ごと、部活動でLINEグループを作成し、行政、コーディネーター、保護者で常に共通認識を共有しながら、連携を図っております。地元高校生保護者については、瀬戸内町中・高連絡協議会等において、学校、PTA、行政間の意見交換等で連絡を図っております。以上です。

○7番（池田啓一君） それでは、2回目の質問に入ります。

まず、今日の私の質問は、瀬戸内町の未来を、喫緊の未来を憂いて質問書を出しました。というのは、人口9,500名、9,000。そして、減少が余りにも早すぎる、早い。そういった中で、何が問題なのかを、皆さんと共有したいと思っております。

まず、仕事がない。この質問を出してから、そのへき地病院のことは聞きました。へき地医院のことは、人事課補佐には、難儀したと思う。資料まとめをいきなりお願いしたもんですから、大変だったと思います。また、この中で、私自身が人事補佐、そしてまた、その総務課の課長とこういう質問だよっていう内容も伝えましたけれども、外れる質問もあると思います。その点は、私自身がこの町のことを憂いでのことですので、お許しいただきたい。

まずですね、皆さんはどう把握しているか。この町の人口がこれだけ減少が早いのを。町長はどう思いますか。どのようなことが原因でと思えますか。

○町長（鎌田愛人君） 瀬戸内町の年間の死亡者数が、毎年160名前後の数字が出ております。その一方で、出生者数が60から70前後というのが、数年続いていることが、人口減少の要因であります。以上です。

○7番（池田啓一君） このことは、今、町長が言ったことは、まさに自然減少ですよ。自然で減っていく。私は、この町の中に産業、仕事がなくなっていつている。すごく感じます。今、町の中のいろんな業種の方々、何名かに聞きますと、20代で大工をやられている方がいない。電気職のその専門技術、免許を持っている人が1人ぐらいしかいない。要するに職人がいなくなってきている。職人がいないから、仕事、役場から発注貰っても、奄美市から応援を呼ばなきゃならない。

余計に仕事がなくなっていく。悪循環が続いていると思います。それは、もちろん皆様の中には、民間仕事だから致し方ないと思っているかもしれませんが、この役場職員、役場の中の会計年度任用職員、そういった方々、400名、450名の方々がこの町を支えていると言っても過言ではありません。その中で、今回、へき地医院が入院患者を取れない状態になった。それに伴う、また、清掃員、賄い、賄いは外で頼むかもしれませんが、そういった方々の仕事もなくなっていく。敢えて言うなら、本当に悪循環が止まらない。そういったことを危惧して、今日の質問、出しました。どうでしょうか。せめて、役場職員の、そして、会計年度任用職員の人数を減らすじゃなくて、もう少し踏み込んで、町民の方へ踏み込んで、こういう仕事も必要だね、ああいう仕事も必要だね。減らすじゃなくて、できたら、今よりも何名か増やすか、それとも、現状のままで、当分の間は頑張っていく。そして、改めてですけども、統計を取ってほしい。ここの町の中の職人と言われる人たちが何名いるのか。そして、そういう人たちの仕事。それをしないと、若い人たちが帰って来ても、自分があれになった、こういうのしたいって思って専門職になっても帰って来れない。そういう状態が続いています。どうでしょうか、統計取ってみる必要があると思いますけれども。

○総務課長（福原章仁君） 役場職員、また、会計年度職員のこの人数につきましては、やはり、私も常々言っていますけれども、人口が、今、減って来ております。その中において、この役場職員のみ定員を減らさないということはできませんので、これは町民からしても納得いかないと思っています。であるからして、職員、また、任用職員についても適正な定員管理の下で、今、採用を行っているということでございまして、やはりこの仕事がないから任用職員を増やすということは毛頭考えておりません。それが、役所の仕事だと、役所仕事と言いますか、当たり前な定員管理だと思っております。またですね、今、大工の話をしましたけれども、結構30代、40代の方で自分で独立してやっている方、結構いらっしゃいます。加計呂麻にもいらっしゃいます。いろんな住宅等、また、修繕とかですね、また、個人の家改修と言いますかね、こういったものも、今、若い方も結構やってきてですね、やっているというのが現状であります。また、一般、仕事がないと、今、おっしゃいましたけれども、結構、今、若い方たちもですね、仕事選んでいるんだと思います。新聞広告等を見るとですね、やはり、いろんなところから職員の募集、結構されています。看護師等についてもですね、いろんな自分でやりたいとか、やりたいところであるということで、そこに、勉強のためですね、そこに向かってやっているという方もいらっしゃいますので。また、この仕事がないから、役場の方で雇ってっていうのは、ちょっとまた、それはちょっと筋が違う話だというふうに考えております。

○7番（池田啓一君） 仕事がないから、役場の方で雇ってっていう形って言ったつもりじゃなかったんですけども、そう聞こえてあるなら、誤解しないでください。私自身が思うのは、例えばこのへき地病院にしても、その、この資料を作ってもらったんですけども、いろんな方々、資格がなければできない仕事があります。そして、資格を取って帰って来て、役場で会計年度任用職員、

1年経ちますと、再度の任用、2年目ですね。また、更新や任期の延長、同一の職の再度の任用ではなく、新たな職への改めての任用。もちろん、専門職ですから、それは、そういうこと、改めて別の仕事ってことはないでしょうけれども、であれば、その人は1年間やりました。次、また、新しくやらなければ、新しく、再度、更新しなければならぬ。ちょっと、私としては、せっかく専門職を取ってきたのに、やる気がなくなっちゃうんじゃないかなとも思うんですけども、どうでしょうか。

○町長（鎌田愛人君） 我々の職員採用の枠はですね、年間の、数年先を見越して、その計画を立てて採用しております。そういう中で、職員は何名、再任用、定年した人ですね、再任用も数名は雇用したい。その中で、足りない部分を会計年度任用職員にお願いして、補助とかいろいろしていただいておりますが、私としては、役場全体の中で採用を考えております。資格を取っていてもですね、取っていなくても、その試験を受けた中で、教養試験、適応性検査など受けた中で、自分の努力の結果が採用の枠の中に入っていく。そういう考えでいますので、先日来言っておりますように、へき地診療所の看護師、保育士等含めですね、どの、どれかの職種を特別扱いという、することは考えておりません。その中で、採用試験の中で、上位に食い込んだ場合は採用となる、枠の中で採用となるということでもありますので、そういう考えで我々はおります。

○総務課長（福原章仁君） また、ちょっと補足説明いたしますが、会計年度任用職員においては、今回、昨年12月に令和3年度の募集をいたしました。この中においては、職種を細かく区切っております。その中で、職種が70職種ぐらいだったと思いますが、募集をしております。その中においてもですね、また資格、持っている方に対してはですね、その募集の中に資格者の項目も用いてやっております。その部分が約26か所、職種にわたっておりますので、やはり資格、持っている方に対してもですね、それなり、その、それ相応の必要性を感じて募集をしているところでございます。

○7番（池田啓一君） 今、目の前に喫緊の例がありますので、例を出しますけれども、保育所じゃなくてへき地病院。結局は、看護師がこれだけ足りないから、入院患者を受け入れられなくなった。病棟をなくさなければ、当分の間ね、そういう形が、本当に現実になりました。そういう中で、住民からは強いお叱りを受けている状態です。行政はどこを見ているのか。我々、町民、住民を無視して、議会は何しているわけ。いろんな言葉が出てきます。そして、看護師がこうして辞めたから、どうしてもできない。それを言っても、その準備、今までしてなかったわけ。私が言いたいのは、へき地診療所は、そして、高丘保育所は、役場の中の仕事じゃないかなと、私自身、思っていました。ところが、こうして任用職員がいなくなることによって、閉鎖せざるを得ない。まして、高丘保育所、保育士っていう専門業がなければ、また、辞めていったらどうなるのか。そこら辺も考慮して、私は質問しているつもりですけども、私の言葉が足りなければ悪いと思います。でも、そこら辺をあなたたちはどう考えているかってことを、私は聞いたつもりでした。それは、地方公務員法があります。それで、全てができればいいでしょう。でも、保育士、看護師は絶対的

に必要な人数です。であれば、正職って言ったら、こんなことを言ったら失礼ですけども、ちゃんとそこを踏まえて、あとの部分を人数を減らすとか。先ほどの施政方針にもありましたけれども、AIとかロボット化とか、そういうのを進めて、事務職って言ったら失礼ですけどもね、専門職はロボットやAIではできないと思います。そこら辺はどのように考えていますか。

○副町長（奥田耕三君） 総括質疑の中でも、このへき地診療所の問題、いろいろ御議論をいただいたところではあります。私どもとしては、議員の御指摘のとおり、看護師、保育士、いずれも重要だと思っております。ただ、このへき地診療所の問題については、あくまでの当事者の自主的な判断、自らの判断において、仕事の選択の自由があります。私どもはそういうふうに判断をして、思っているところでございます。ただ、この問題、一番犠牲になっている方々、どなたか。議員も先ほどおっしゃいましたけれども、意味もない、分からない中で転院を余儀なくされた、入院をされている患者さん、その御家族。病床がなくなることによって、仕事を失った厨房の方々。その方々じゃないんでしょうか。我々はそこに思いを寄せたいというふうに思っておりますし。ただ、一番身近で、自分たちがいなくなったらどういう状況になるのかということが一番理解されている当事者の方々だと思っております。それでも、やむなく自らの判断で辞めたということでございますので、ちょっとこの議論についてはですね、また、人事に絡むことでもあります。お互いの領域もありますので、議論については、この範囲で留めておいていただけないでしょうか。よろしく申し上げます。

○7番（池田啓一君） そうですね。今、副町長がおっしゃったように、その当事者たちが難儀していると思います。また、去って行った方々も、後髪を、後髪を引かれるような思いだったのかもしれない。ただ、今後ですね、やはりそういうことが、こういうことがありましたから、保育士に関しても、看護師に関しても確保できる、身分保障なるものがあってほしいのかなとも。このことはあとで議論しましょうということですので、ここで止めておきます。

ですがね、今、言ったように、こうして瀬戸内町に住める方々が、住んでいきたい方々が、若い人たちが、これは役場の仕事だけじゃありません。ほかの仕事でもそうですけれども、仕事がないために出ていく。そのことによって人口が減る。人口が減るから、経済が回らない。やはり、したいのにその人手が足りない。人材不足っていうのが、今の現実の瀬戸内町の状態だと思っております。例えば、個人で家を造りました。家を建造します。受注した大工、受注した会社は、専門の大工がない。専門の屋根屋がない。そして、だからこそ名瀬から呼ぶ。もう一つは、電気屋においては、配線は自分たちがやるんですけども、電気の器具はインターネットでいろいろ買って来る、注文する。これを付けて、あれを付けて。要するに、ここの古仁屋の商店側もそうなんですけれども、トンネルができたために近くなった、みんな出ていく。そういうことの悪循環が、すごくあり、そして、ここで仕事をしていくためには、人口、経済、回らなければいけないのに、住めなくなっていく。ただ、支払う部分、もちろん税、いろいろ、多種多様な税金とか、生活費とかは変わらない。そういった部分もあります。ですから、それを他人事じゃなくて、民間なんですけれど

も、他人事じゃなくて、見てほしいなども。ですから、先ほど統計的にはどうなっているのかっていうのも、ちょっと調べておいてもいいんじゃないかなと思います。統計を出すことによって、行政としてはこういうところに力になれるんじゃないかなとも、出てくるとも思います。産業興し、大変です。それを、一定期間続けていかなければならない、もっと大変。私自身は、この町が人口が減っていくたびに、今、今やらなければ、今、人がいる間にやらなければ、もっともって人口が減っていくなとも感じています。ぜひ、分かっていたきたい。専門職においては、確実に役場として、課内として必要な人員ではありますから、そこらをお願いします。

○町長（鎌田愛人君） この人口減少問題は瀬戸内町だけの問題はありません。日本国中、全てとは言いませんが、大きな問題であります。その中で、我々は瀬戸内町と、瀬戸内町のまち・ひと・しごと創生総合戦略というのを、令和2年度に策定いたしました。その中で、大きく四つの項目がありますが、そういう具体的な施策の、書いてあります。議員は見たことあるか分かりませんが、そういうことを着実に実行しながら、急激に人口が増えることはないと思いますが、そういう、まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた政策を着実に実行することで、人口減少を緩やかにしながら、多くの若者がこの町に帰って来たい、また、本土で、島を離れて本土で働いている方々が、また、定年退職後も含めですね、島に帰って来たい、そういうまちづくりを進めていきたいというふうに考えております。

○総務課長（福原章仁君） 看護師やら保育士のそういった専門職の待遇の面でありましたので、ここは誤解のないように申し上げておきますが、この給与設定においては、職務内容や責任、職務遂行上、必要となる知識、技術及び職務経験等の要素を考慮し、しているということと、また、他の地方公共団体の従事者等の、考慮した上で、給与を設定しております。また、看護師、保育士等については、この他の地方公共団体等と比べても、本町の設定は高い方になっているということを申し添えておきたいと思っております。

○7番（池田啓一君） この、1番は身分保障です。このことは、またあとで議論しましょう。私自身も、すごくこの人口が減ることによって、経済が回らなくなっていく。そして、その中で、この職がなくなり、あの職がなくなっていくっていうの、すごく感じています。ですから、この町、大きな大きな支えである役場、そして、もちろん責任者である町長、副長。ここにおられる課局長が、役場全体じゃなくて、役場だけじゃなくて、その町全体をどのように考えているかを聞いたかったなと思っています。いいです。

次に、今、総務課長が待遇の面で言いましたけれども、私が待遇の面を聞いたかったのは、加計呂麻伐採とか、農林課の重機乗っている方々とか、そういった方々の待遇ですね。今から、4月、5月、6月、7・8・9月、10月まで、草木がすごく伸びてきます。伐採する方々は、あの炎天下の中、やらなければならぬ。そして、今、土木でさえも、さえもってしたら、こんなこと言ったら失礼ですけども、民間も、民間もまだ日当面では高いです。まず、建設課長に伺いたい。加計呂麻は4名体制で道路伐採をやっていますけれども、その4名、集まりましたか。

○建設課長（西村強志君） 加計呂麻の作業員につきましては、令和3年度、4名を募集しましたが、実久方面1名、鎮西方面1名、2名の方の採用と、今回はなっております。

○7番（池田啓一君） あらゆる面で人材が少なくなってきている。これは、人口減です。そういった中で、はっきり言って、私に言わせれば待遇が悪い仕事を好き好んで、ましては伐採機の免許とか、それから、その現場まで行く往復の燃料代も出ない。そういう中で、はっきり言って、（13字取り消し）という言葉をよく聞きます。あなた方が、あの炎天下の中で、1日8時から5時まで伐採事業、やったときに、そしてまた、そこまでも運賃も出ない。伐採の歯の取り換えも、ある程度、自分たちでしなければならなくなった。もちろん、伐採機の故障は自分で持ちまい、持たなければならぬ。やっていけるとお思いますか。多分、仕事がない方々は、ひと月に11万でもほしい、そう思って、誠心誠意やっています。今は保険も自分たちでかけなければならない、そういう中で、この2人体制で、どのような形でやっていきますか。

○建設課長（西村強志君） 夏場の作業につきましては、水分を摂るなど、熱中症対策をとるようということで、現場で指導等はやっております。例年、令和3年度からは2人1班体制となりますので、各集落の委託の方をやってもらいたいと、今、やっていただける集落があれば、お願いしたいと考えております。

○7番（池田啓一君） 町道ですから、加計呂麻が多いか。そうですね。その道路の伐採なんですけれども、1年に同じ箇所、その箇所を何回ぐらい伐採しますか。

○建設課長（西村強志君） 年1回程度の伐採を行っております。

○7番（池田啓一君） その、今、年に1回出て出ましたけれども、私もそう感じております。伐採しました。特に6月から7月、8月にかけては、伐採しました。その直後、1週間にはもう伸びて出てくる、牧草みたいな草もあります。年に1回だと追いつかないなとも感じていました。その中で、こうして応募する人も少なくなってきている。そして、集落の方々に、集落の青年団、集落のそういった方々にお願いする。それも、集落の方々も1日保険を付けた中でですか。そして、どういう形をお願いします。

○建設課長（西村強志君） 集落の方々にお願いしたいのは、一応免許、草刈りの免許を持っている方を集めてもらって、それでお願いしたいとは思っている。それも、委託の方で、予算は出したいと思っております。

○7番（池田啓一君） そうですね。免許のこと、すっかり忘れていた。あの加計呂麻の中で草刈り機の免許を持っている方々は、土木業務をやっている方々は大体持っていると思うんですけれども、そのほかの方々はほとんど持っていないと思います。ですから、この何名か集めて、私の方でも免許を取りたいとも思っています。私も持っていません。取らなければ、いろんなことができない。そして、保険が効かなくなってくる。そういう現実はどうなんですか。そういうことも含めて、役場のそれぞれの課は、ここにおられる課長は特に、町民の現実を見てほしい。もちろん、役場の業務、地方公務員法、法律、大事です。それを見ながら、どうすればできるかを考えていって

ほしい。そうすることによって、町民も役場の方を向いてくれると思う。ぜひ、その待遇の面、そして、農林課の開墾している、あの方々もですね、いなければ。っていうのは、2人で本当は追いつかないですね、実際はね。どうでしょうか、課長。

○農林課長（川畑金徳君） 畑の開墾が主にやっているんですが、やっぱり2人ではなかなか、ほかの災害とかあったり、そこを優先したりしますんで、間に合っていないっていうことは間に合っていないです。

○7番（池田啓一君） 今、開墾を頼んでも、2か月、3か月待つのは当たり前みたいな形で、今、見えていますけれども、開墾を頼んだのに、やってくれたら植え付けの準備ができて、すぐ間に合う。それがなかなかできないもんだから、反対にもう農業諦めてしまう。中にはもう、こんな言葉言ったら悪いんですけども、役場をお願いしてもぬんしょらっしゃ、っていう形も、そういう人たちもいます。ぜひ、そこもね、考慮して、本当、何て言うかな、いろんな形で頑張りたいっていう方々もいますので、ぜひ、考えていただきたい。そしてまた、その方々、その、今、農林課長が2人って言ったんですけども、そのお2人もすごく頑張っています。その部分の待遇の方もね、少し考えていただければ、今、重機持っている、免許持っている方々も、もう土木が少なくなってきた、私たちの年代からちょっと下までは、ほとんどの方が持っているんですけども、今、持っていない若い人たちも多い。ですから、そういうものにも目指せる人たち、人材を育成するためにも、ちょっとだけでもいいから待遇を良くしていただきたいなとも感じています。

○総務課長（福原章仁君） このですね、今回の農林課の件にしてもそうですが、やはり資格を持っている方については、この我々もその待遇面でも、資格者については、待遇をよく、いい待遇をしていると。その設定をしておりますので、やはり資格を持っている方は、やはり、それなりの待遇をしているということで、御理解願いたいと思います。

○7番（池田啓一君） 課長がおっしゃっていることもよく分かります。そして、できたらその仕事を目指す町民が、住民が現れてもいいのかなと思います。ただ、2人っていう限定されていますから、2人しかいないでしょうけれども。実際は必要なことです。いろんな形で、その役場からも外に向けて発信して、もちろん仕事がある、そのことも含めてですけども、産業、こういう仕事もあるよっていうのが見えてきたらいいのかなとも思います。そして、いろんな意味で、町民に優しく、真摯で、真摯に答えていく。あなたたちの立場っていうのを、地方公務員法に準じて分かってもらう。そういう話し合いを進めていくっていうのは、大事ではないかとも思います。だから、今回は会計年度、または、委託事業について質問したんですけども、次には、その、先ほども言いましたけれども、AI、ロボット化することによって、事務職、役場職員を削減を図るって載っていましたが、まだ先のことだろうとは思いますが。施政方針ですから、今年、やるっては限らないだろうしね。できたら、この町に1人でも多く住めるように、1人でも仕事が回るような、そして、生活していけるような形。この町に住んで、仕事はあるんだけど、収入が少ない。いろんな支払いにおいて、生活苦になる。やがては、生きていくのが辛い。経済力っていうのは、経済っ

ん。できればですね、民間が参入してほしいところですが、なかなか、先ほど申し上げましたとおり、特産品販売組合が運営しても運営が厳しかったという現状がありますので、今後につきましては、あらゆることも考えながら、今後、いろいろ検討していきたいというふうに考えております。

○企画課長（登島敏文君） 先ほど、そのFM、ラジオ局の話で2階にという話がございましたけれども、今回、2階も含めて、全て検討した結果、今のところに決めました。その、いろんなイベントもあるでしょう、これから。そういったことに配慮して、奥行きもですね、2m強という、長細い長方形にして、今の既存の奄美航空さんですかね、チケット売り場とか、その入り口を塞がないようにとか。周辺のことにもいろいろ配慮してブースも設置しますんで、特にそういった問題はないと思っております。

○7番（池田啓一君） 私自身は非常に残念でならない。海の駅はこの町の玄関口、一番最初、訪れるところ、そういう場所であってほしいとずっと思っていますし、そうであってほしいと思っています。そこには、外から来る観光客を含め、仕事で来る方々も含め、そしてまた、町内の方々も含め、瀬戸内町では特産品、こんなのがたくさんあるんだ、こんなのがあるんだ、こんなのもあったわけ。要するに、瀬戸内町が紹介できる。そして、それを求めて町に繰り出す。そこで買ってもいいですし、そこで試食してもいいだろうし。あの町は、あの場所は本当にこの町を凝縮した意味で、アピールできる場所であってほしいと思っています。そして、加計呂麻・請・与路につないでいく、大きな懸け橋の一端となり得ると思っています。はっきりいうと、あなたたちはこの町、瀬戸内町という大きな企業を運営を誤っているのかなとも、思ったりもします。私たちは、私は商人ですから、どうしてもこの町が産業を興して、人が、経済的に少しでも余裕があるようにって考えますけれども。今一度、その地域公社、私が言いたいのは農産物を集めるんじゃなくてね、古仁屋の中にある特産品、もちろん農産物、タンカンとかトケイソウでも、もちろんOKですけども。特に特産物じゃなくてもね、農産物じゃなくてもやれる。それが地域公社でなければ経営がいかないのだろうなとも思います。どうでしょうか。分かりました。私も提言としておいておきます。

次に、海の駅の喫煙所。私自身もたばこ、止めたり吸ったりするんですけども、そのたばこを吸っているときに雨が降り、あの階段の下ですね、雨が降り、ぽたぽた垂れるところもあり、一番は自分の頭の上を人が歩いていくんですよ。カンカンカンカンカンカン。本当にあれでいいんですか。

○商工交通課長（勇 忠一君） 喫煙所についてですけども、確かに階段の下ですけども、多少の雨等はしのげる状況になっております。健康増進法の施行により、敷地内禁煙、屋内禁煙、街中の居酒屋であってもたばこを吸える居酒屋っていうのは、数店舗しか現在、ないですよ。そういう形で、たばこを吸う場所っていうのは、もう全国的に非常に少なくなってきておりますので、その設置場所という、あとはもう本当の屋外にぽつんと灰皿を置いて、中央駅の前広場にもありますけれども、天井は、屋根はついていない喫煙所という形しか、今はとれない状況だと思いま

す。

○7番(池田啓一君) どっちにしても階段の下、あれは非常に失礼だと思う。観光客に言わせば、もっと酷い、酷いことだと思う。もちろん、屋内で吸えないのであれば外に出す。少しは雨風がしのげる、そういう形のものがないのかどうか。

○商工交通課長(勇 忠一君) 役場庁舎も4階、雨が降ると濡れる状況です。出張等で国の施設に行っても屋上。当然、雨をしのぐような施設はなく、灰皿だけが、灰皿すら置かれてない。自分の携帯灰皿で処理するという形になっておまして。本来であれば海の駅も敷地内禁煙、灰皿は撤去ということも考えたんですけども、それをすると吸い殻が散乱したり、そういったこともあるので、階段下に灰皿を置いているという状況ですので、どうか御理解いただきたいと思います。

○7番(池田啓一君) 課長の答弁聞いていると、いかにももう、役場っていうか、公の部分ではそういう喫煙所はもう設置しないと、設置できないと、そういうふうに法律っていうか、国の方針で決まると、そういうことですか。

○総務課長(福原章仁君) そうですね。健康増進法が改定されて、行政機関のとかですね、学校ももちろんですが、そういった機関においては、もう敷地内は禁煙はできないというふうになっております。以上です。

○7番(池田啓一君) それであれば、海の駅、要するに町が管轄する範囲はすべて、公園も含めて、駐車場っていうか、バスが止まる駐車場等も含めて、そうなっていますか。

○総務課長(福原章仁君) これはですね、ちょっと議員の、ちょっと考えが飛躍していますけれども、施設ですね。

○7番(池田啓一君) 施設でしょ。外だったらいいわけでしょう。

○総務課長(福原章仁君) そこです。そこを超えて、できないということでございます。

○7番(池田啓一君) 施設っていうと、海の駅の建物の中。それとも、今、中になるのかな。

[「敷地です」と呼ぶ者あり]

○7番(池田啓一君) 敷地になる。そうすると、だから、敷地っていうと、名瀬からのバスが発着する、あの待合所がある、ベンチがある、向こうも含まれる。そのことを聞いています。

○商工交通課長(勇 忠一君) 海の駅の敷地ですけども、フェリー発着場が、段が1段上がっていますよね。フェリー発着場から、正面から入るによって。その段を上った部分から駐車場部分までの間。魚を飼っているプールがありますけれども、その先のフェリー待機場の駐車場まで、向こうまでが、道路で仕切られていますので、道路から先は海の駅の敷地とはならないというふうに認識しています。

○7番(池田啓一君) 分かりました。あのバスが停まるバス停も、その敷地の中にあるわけだね。バスが停まりますよ。くるっところ、回れるように、ロータリーになっているところの。そこに、名瀬行くときにベンチがあるじゃない。そこも入るってことだね。

[「そう、そうです」と呼ぶ者あり]

○7番（池田啓一君）　そうですね。なるほどね。分かりました。もう喫煙所はできないと。そうですね。であれば、もう階段の下のあの灰皿も取った方がいいんじゃないですか。いや、敷地内に置けないのであれば。

○商工交通課長（勇 忠一君）　先ほども答弁したんですけれども、それが、灰皿がなくなることによって、敷地内のたばこのポイ捨て等、そういったのが増えるのではないかということを危惧しまして、灰皿を設置している状況です。

○7番（池田啓一君）　この話はおいときましょう。もう、もうないな。

古仁屋高校の件なんですけれども、いろいろあります。ですが、今回は資料も提供してもらったんですけれども、中途半端になりますけれども、古仁屋高校生が、クラブ数も聞いたんですけれどもね、多分、クラブの人数も足りなくて、できなくなっていると思うんですけれども、練習試合に行くときに、親御さんたちがいない寮生とか、そしてまた、どうしても親御が連れていけない、車1台しか、行ける人は1人、2人しかいない。車1台、2台ぐらいしか使えないってときに、古仁屋高校のその寮の何名か乗りの車を貸してほしいってことで相談したらしいんですけれども、休日は貸せない、役場職員でなければ貸せないと、こういうことがあったそうです。そこら辺を含めて、私がこの保護者との連携はと質問しました。今日はもう、時間もないですから終わりますけれども、こういうことがなければ、やっぱり古仁屋の保護者も耳に入ります。古仁屋高校、行かせたくないと思う方々も出てくると思います。そういうものも含めてね、古仁屋高校との保護者との連携を聞いたかったですが、またあとで聞きに行きます。

これで、一般質問を終わります。

○議長（向野 忍君）　これで、池田啓一君の一般質問を終わります。

これで、本日の日程は終了いたしました。

明日、3月9日火曜日、午前9時30から、令和3年度各会計予算審査特別委員会を開きます。

次の本会議は3月15日、月曜日を予定しています。

本日は、これで散会します。

散会　午後　2時30分

令和3年第1回瀬戸内町定例会

第 5 日

令和3年3月15日

令和3年第1回瀬戸内町議会定例会

令和3年3月15日（月）午前9時30分開議

【令和3年度各会計予算審査特別委員長報告】

1. 議事日程（第5号）

○開議の宣告

- 日程第 1 議案第 11 号 令和3年度瀬戸内町一般会計予算について（表決）
- 日程第 2 議案第 12 号 令和3年度瀬戸内町巡回診療施設特別会計予算について（表決）
- 日程第 3 議案第 13 号 令和3年度瀬戸内町国民健康保険特別会計予算について（表決）
- 日程第 4 議案第 14 号 令和3年度瀬戸内町介護保険特別会計予算について（表決）
- 日程第 5 議案第 15 号 令和3年度瀬戸内町後期高齢者医療事業特別会計予算について（表決）

- 日程第 6 議案第 16 号 令和3年度瀬戸内町屠畜場事業特別会計予算について（表決）
- 日程第 7 議案第 17 号 令和3年度瀬戸内町船舶交通事業特別会計予算について（表決）
- 日程第 8 議案第 18 号 令和3年度瀬戸内町古仁屋港上屋事業特別会計予算について（表決）
- 日程第 9 議案第 19 号 令和3年度瀬戸内町農業集落排水事業特別会計予算について（表決）
- 日程第10 議案第 20 号 令和3年度瀬戸内町簡易水道事業特別会計予算について（表決）
- 日程第11 議案第 21 号 令和3年度瀬戸内町水道事業会計予算について（表決）
- 日程第12 議案第 28 号 令和2年度瀬戸内町一般会計補正予算（第11号）について
- 日程第13 議案第 29 号 瀬戸内町汚泥再生処理センター（仮称）建設工事請負変更契約の締結について
- 日程第14 議案第 30 号 2災第1号道路災害復旧工事（網野子工区）請負変更契約の締結について
- 日程第15 議案第 31 号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第 32 号 瀬戸内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第17 議案第 34 号 すこやか福祉センター内テレワーク部（仮称）における指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第 35 号 瀬戸内町障害者計画及び第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画について
- 日程第19 議案第 36 号 瀬戸内町老人福祉計画及び第8期介護保険事業計画について
- 日程第20 議案第 33 号 瀬戸内町介護保険条例の一部改正について
- 日程第21 議員派遣の件について

【閉会中の継続審査・調査申し出】

- 日程第22 所管事務調査 子育て環境に関する調査について
(文教厚生常任委員会)
- 日程第23 請願第 1 号 瀬戸内町中学校の部活動合同チームに関する請願書
(文教厚生常任委員会)
- 日程第24 本会議の会期日程等議会の運営に関する事項
(議会運営常任委員会)

※ 閉 会

1. 本日の会議に付した事

- 議事日程のとおり

令和3年第1回瀬戸内町議会定例会 3月15日（月）

○出席議員は、次のとおりである。（10名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	泰山祐一君	2番	福田鶴代君
3番	永井しずの君	5番	柳谷昌臣君
6番	元井直志君	7番	池田啓一君
8番	向野忍君	9番	中村義隆君
10番	岡田弘通君	11番	安和弘君

○欠席議員は、次のとおりである。（0名）

○職務のため会議に出席した事務局職員の職・氏名

事務局長	長順一君	事務局次長	福山浩也君
庶務議事係	法永由美君		

○地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	鎌田愛人君	建設課長	西村強志君
副町長	奥田耕三君	財産管理課長	真地浩明君
教育長	中村洋康君	水道課長	田中秀幸君
総務課長	福原章仁君	会計管理者兼 会計課長	信島輝久君
企画課長	登島敏文君	教育委員会 総務課長	徳田義孝君
税務課長	町田孝明君	社会教育課長	保島弘満君
町民生活課長	鼻憲二君	総務課財政補佐	茂野清彦君
保健福祉課長	鼻克己君	総務課人事係長	川畑幸一君
商工交通課長	勇忠一君		
水産観光課長	義田公造君		
農林課長兼農委局長	川畑金徳君		

△ 開 会 午前9時30分

○議長（向野 忍君） これより、本日の会議を開きます。

池田啓一君から3月8日の一般質問における発言について、発言取り消しの申し出がありました。お諮りします。

これを許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 異議なしと認めます。

したがって、池田啓一君からの発言取り消しの申し出を許可することに決定しました。

- △ 日程第1 議案第11号 令和3年度瀬戸内町一般会計予算について
- △ 日程第2 議案第12号 令和3年度瀬戸内町巡回診療施設特別会計予算について
- △ 日程第3 議案第13号 令和3年度瀬戸内町国民健康保険特別会計予算について
- △ 日程第4 議案第14号 令和3年度瀬戸内町介護保険特別会計予算について
- △ 日程第5 議案第15号 令和3年度瀬戸内町後期高齢者医療事業特別会計予算について
- △ 日程第6 議案第16号 令和3年度瀬戸内町屠畜場事業特別会計予算について
- △ 日程第7 議案第17号 令和3年度瀬戸内町船舶交通事業特別会計予算について
- △ 日程第8 議案第18号 令和3年度瀬戸内町古仁屋港上屋事業特別会計予算について
- △ 日程第9 議案第19号 令和3年度瀬戸内町農業集落排水事業特別会計予算について
- △ 日程第10 議案第20号 令和3年度瀬戸内町簡易水道事業特別会計予算について
- △ 日程第11 議案第21号 令和3年度瀬戸内町水道事業会計について

○議長（向野 忍君） 本日の日程は、お手元に配付の議事日程〔第5号〕のとおりであります。

日程第1、議案第11号、令和3年度瀬戸内町一般会計予算についてから、日程第11、議案第21号、令和3年度瀬戸内町水道事業会計予算についてまでの11件を一括議題として予算審査特別委員長の報告を求めます。

○予算審査特別委員長（池田啓一君） おはようございます。令和3年度瀬戸内町各会計予算審査特別委員会報告、当委員会に付託されました、令和3年度瀬戸内町各会計予算議案11件についての審査が終了しましたので、その結果などを報告します。

当委員会は審査日程を3月9日から3月12日までと定め、議案第11号、一般会計予算、歳出については、1款から2款、3款から4款、5款から7款、8款から9款、10款から14款までと区分して審査を行い、歳入については全款一括して審査を行いました。また、特別会計予算、水道事業会計予算については、歳入、歳出、併せて審査を行いました。

審査の過程での主な質疑等について説明します。

一般会計予算、歳出、1款から2款では、結婚祝い食事券給付事業について、の質疑に対し、本町独自のすべての新婚世帯を対象とした事業で、1枚1,000円のチケットを20枚ワンセットとして、町

内飲食店のみ利用可能としたものを配付する事業です。また、結婚新生活支援事業も継続していませんとの答弁でした。

3款から4款では、島の保健室と加計呂麻ターミナルについて、の質疑に対し、令和3年度、基本設計を行う予定であるが、極力無駄を省きコンパクトな施設とするため、島の保健室と加計呂麻ターミナルとは切り離し、現施設利用を考えていますとの答弁でした。

次に、コロナウイルスワクチンの予防接種について、の質疑に対し、現在、奄美大島には医療従事者用のワクチンが届いているが、一般、高齢者向けの接種については4月下旬を想定して準備しています。また、看護師はへき地診療所職員を配置予定で、医師については調整中ですとの答弁でした。

5款から7款では、キビ酢村構想について、の質疑に対し、これまでの経緯やJAとの協議について補足説明があり、その中で、現在の地域公社の運営はふるさと納税が中心ですが、会社を立ち上げたからには、利益を追求して会社を大きくしていくのが目的です。公社として企業努力をして利益を上げていき、今後は、独立していけるように進めていきたいと思っておりますとの答弁でありました。

次に、ヤギ被害防除対策について、の質疑に対し、毎年150頭を駆除しています。委託料は1頭当たり2万8,000円で、ヤギの捕獲状況の写真、頭数管理の写真を付けて提出することとしていますとの答弁でした。

次に、清水のトイレシャワー施設設置について、7,000万円の工事費がかかっています。その内容とスリ浜のトイレシャワー施設の新設について、の質疑に対し、場所については清水集落にある海の家「ZEN」と、「清商店」の間あたりで80㎡の1階建てです。施設計画では多目的トイレと洋式トイレが設置されます。また、スリ浜のトイレシャワー施設については、令和4年度に地籍調査を行い、それ以降に考えていますとの答弁でした。

8款から9款では、防衛施設周辺環境整備事業での嘉徳への道路について、の質疑に対し、自衛隊の大型車両が通行できる7mを予定していますとの答弁でした。

10款から14款では、清水体育館屋根防水事業の時期について、の質疑に対し、着工は梅雨明けの7月初めを予定していますとの答弁でした。

次に、給食センターの賄材料の購入先について、の質疑に対し、70%は県の学校給食会からで、残りの30%を地元の業者から購入しており、食材はパパイヤ、パッション、野菜等ですとの答弁でした。

次に、清水公民館の改修と今後の公民館整備事業について、の質疑に対し、清水集落から平成24年4月に要望書が提出され、築年数が50年ほど経っている現状や、目的、必要性を考慮をし、計画的に整備しているところです。今後の計画は、平成26年に伊須集落からの要望書提出を受け、令和5年度から整備する予定となっていますとの答弁でした。

一般会計歳入全般では、奄美らしい離島留学推進事業について、の質疑に対し、古仁屋高校留学

生への補助経費に対する国・県からの補助金で、1人4万円×25名×12か月分、1,200万円の60%を計上していますとの答弁でした。

次に、瀬戸内物産館の使用料について、の質疑に対し、使用料については、昨年まで特産品販売組合ゆりどろに指定管理者として業務委託していたため、納付先もゆりどろとなっていました、新年度から町直営になることから、使用料も町の方に入ることになっていますとの答弁でした。

次に、大湊栈橋駐車場使用料について、の質疑に対し、大湊栈橋駐車場は栈橋交番と栈橋の間にある月極駐車場で、46台の月5,000円×12か月で276万円となっていますとの答弁でした。

次に、シルバー人材センター運営費補助金の内容と今後の補助拡大について、の質疑に対し、運営にかかる事務費、主に人件費に対する補助です。また、会員数が100人以上になりますと、国庫補助を受けることが可能となりますので、会員数の増加に向け支援を行っていきますとの答弁でした。

議案第12号、巡回診療施設特別会計については、入院対応の休止による予算の減はどうかとの質疑に対し、看護師の手当と給与の分で約2,200万円の減、夜間手当等の人件費を含めて約4,000万円になると思われませんが、今後、補正予算等に対応していきたいと思えますとの答弁でした。

議案第13号、国民健康保険特別会計については、特定健診の受診者数、受診率を上げるための施策は何か行っているかとの質疑に対し、受診者数は550人で前年度に比べ増加しています。受診率は43%です。受診率を増やすために、受診者へポイントを付与していますとの答弁でした。

議案第14号、介護保険特別会計については、本町の介護保険料は高い状況だが、来年度以降、安くできる要因は何かとの質疑に対し、来年度以降の第8期計画では、現在よりも800円安く設定しています。第1号被保険者増により、保険料算出に当たっての分母が増えたこと、後期高齢者の割合が減少したことにより、認定者数減の見込みであることや、介護予防の取り組みや介護給付適正化の取り組みによる効果が考えられますとの答弁でした。

議案第17号、船舶交通事業特別会計については、接客マニュアル、事故対応マニュアル等は作成されているのかとの質疑に対し、今年初めに避難訓練を実施しました。また、個別の接遇マナーについての指導に関しても、運輸安全マネジメントに関する講習で受けた指導内容をもとに、徹底を図っています。緊急時の対応については、マニュアルを作成し対応していますとの答弁でした。

議案第21号、水道事業特別会計については、流動資産に未収金7,500万円とあるが、これは集金できなかった金額なのかとの質疑に対し、水道料金の未収分ですとの答弁でした。

以上で、各会計予算、議案11件に対する質疑を終了し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、当委員会の審査意見として、次の意見を集約決定しました。

令和3年度予算審査意見、8項目、1、国立公園特別保護地区の油井岳でのノヤギは、生態系悪化が懸念されるため、早急に駆除の対応を図らねばならない。

2, ふるさと納税については, 寄附金の減額の要因究明と更なる寄附金の増を目指し, 体制の見直しや公募等を含め, あらゆる方策を講じられたい。

3, 新型コロナウイルスワクチン接種については, 町民への周知徹底等を含め, 万全の体制確立に努められたい。

4, きび酢村構想の推進については, 綿密な計画を立て, 各関係者及び機関へ事業内容の説明と協力依頼等を行い, 基本設計に反映させ, 事業の充実・拡大に努められたい。

5, 加計呂麻ターミナルの基本計画策定については, 町民の意見を反映させるように官民で組織する検討委員会等を設置して, 鋭意取り組まれたい。

6, 町内の事業者や生産者と連携を図り, 地産地消できるよう, 町内の食材を給食等に利用できる創意工夫を図っていただきたい。

7, 各種補助支援事業の執行に関しては, 関係者等と十分に協議して行っていただきたい。

8, へき地診療所の運営については, これまで同様に入院患者が受け入れできるよう, 現場の環境を整えるべく, 早急に医師, 看護師の確保に最大の努力をされたい。

上記を当議会の意見として, 当局に申し入れることが適当であると決定した次第であります。議長がそのように取り計らってくださるようお願い申し上げます。

以上で報告を終わります。

○議長(向野 忍君) 委員長報告は終わりました。

これから, 討論を一括して行います。

討論はありませんか。

はじめに, 原案に反対者の発言を許します。

○11番(安 和弘君) 議案第11号に対する反対の討論を行います。

この11号議案は, 多岐にわたって我が町が令和3年度行うべき各種事業が述べられております。そのほとんどが我が町にとって必要不可欠な事業であり, 推進しなければならないものと得心してはいますが, 第6款, 農林水産事業費, 4目, 農業振興費の中の12節, 委託料, 瀬相公社基本設計委託料の件だけは, どうしても今ではなく, 機が熟するまで待つべきではないかとの思いが私にはありましたので, 反対の討論をしなければならないとの思いに至りました。いわゆる, きび酢村構想であります。きび酢村構想そのものには諸手を挙げて賛成ですが, 今ではないということでありま。先日の委員会の中で2人の課長から詳しい説明もあり, 一応の理解はしましたが, 納得するには至りませんでした。

現在, 加計呂麻にはきび酢生産に関わっておられる方々が, 瀬戸内農協さんをはじめ何人かおられますが, 先日の説明の中の話聞いてみましても, 一番肝心なその方々との話し合いがまだ済んでいない, 持たれていないということでありました。物事を進めていく上で一番大事なことはないでしょうか。あの狭い加計呂麻の中できび酢の生産をとということでもありますから, 今現在, きび酢に関わっている方々が穏やかな気持ちでいられないという心情は, 誰でも分かることでありまし

よう。この予算が成立し、現実的にこの事業が動き出すのは3年先、いや、もっと先のこともかもしれません。それだからこそ、なお、現在の加計呂麻の生産者の方々ときび酢村構想についてじっくりと話し合い、競合するのではなく、お互いの理解の下、助け合いながら出発できる、そういうきび酢村構想であってほしいと願うものであります。聞くところによりますと、きび酢の需要は足りないばかりという嬉しい話も聞こえてきます。キビ酢村が参入しても十分やっていけるものと確信しています。そのためには、人々に喜んでもらえた上で、理解していただき、参入していく、これは順序だと思うのであります。故に、今ではなく、既存の生産者の方々との話し合い、ご理解をいただいたその後で、十分な準備の上、基本設計に取り組みますことを切に願うものであります。今ではないとの思いから、反対の討論といたします。

○議長（向野 忍君） ほかに討論はありませんか。

○5番（柳谷昌臣君） それでは、原案に対し、賛成討論を行います。先ほど来、出ておりますこのキビ酢村構想におきましては、確かに、準備不足の点も否めないと思います。しかし、当局としては、公社に任せる以前からの事案で、加計呂麻島民はもとより、町発展の施策であると認識しております。また、今回の当初予算を見送り、6月定例会以降の補正で組み直す点もあるかと思いますが、住民説明、農協との協議を含め、加計呂麻島の活性化を考えた時に、1日でも早く進める必要があると思います。また、農家の確保は仕事を生み出すための事業であり、具体的な計画策定により、Uターン者、また、地元住民への公募等ができる事業ではないのでしょうか。僕は加計呂麻島の活性化を第一に考えると、お互いが足を引っ張るのではなく、町民皆で知恵を絞る、加計呂麻を思い、加計呂麻住民が将来にわたって納得できる事業とするために、今後、我々議会としてもこの事業をしっかり注視し、提言していくことが重要だと思います。したがって、私は原案には賛成したいと思います。ご賛同いただきたいと思います。以上です。

○議長（向野 忍君） 次に、原案に反対の発言はありますか。

○1番（泰山祐一君） 反対の討論をさせていただきます。先ほど、安議員の方からお話があった内容に深く私も同意しております。かつですね、こちらのきび酢事業の、以前から12月議会、3月議会の一般質問でもさせていただきました、地域公社の事業計画がないというようなお話が数々ございました。そして、先日、資料要求の方もさせていただきました、本日、返答として資料要求の方にも、資料がないということで、事業計画は今のところ見せることができないというお答えがございました。やはり、これから、先ほど、柳谷議員のお話を引用して話しますと、足を引っ張り合うということでは私はないと思っております。あくまでも、手順をしっかりと踏んで、皆様にご納得していただいた上で、高め合うきび酢村事業構想としてこれから進んでほしい、歩んでほしいというふうに思っております。ですので、今回、しっかりと、まず、手順をまた、踏みなおして、その上でこれからしっかりと島民の方たち、瀬戸内町民の方たちがご納得していただいた上で、これからきび酢村事業構想の方を歩んでいただきたいと思いますので、今回、反対の討論をさせていただきます。以上です。

○議長（向野 忍君） 次に、議案に賛成の討論はありませんか。

○7番（池田啓一君） キビ酢村構想についての1,000万円に対する議案で、賛成討論を行います。

まず、私自身が思っているのは、非常に動きが遅い。そして、住民、JAとの協議を早くしっかりするためにも、予算付けはしていただきたい。そうでなければ動けない。基本計画をつくるためにも、予算付けをしてしっかりと話し合いを行い、やっていってほしい。そう思います。私は以前から、町営農園について提案してきました。瀬戸内町が農園をつくり、そこに経済弱者や仕事がない方々を雇用する。小さな金でも良いです。ないよりは。そして、そこで年間400万円以上の農業を目指す施策をしっかり作り、独立させていく、そのためにも町が各集落の空いてる荒廃地を開墾して、そこにいろいろな、この町で言うと、パッションフルーツ、それから、マンゴー等もあります。タンカン等もあります。サトウキビもそうです。カボチャもそうです。また、ほかの野菜でも良いでしょう。農業を楽しくやれる環境づくり、それにはなかなか、農業をやるとなかなか収入がない、1年2年はほとんど収入がない、そのことでみんな農業できない、それをこの町直営の農園、これをきび酢村構想に私は置き換えて考えております。今、町の人口も出生率や死亡率だけではない、出て行った方が帰って来れない、帰って来る場所がない、そのためにも、このきび酢村構想、早く進めていただきたい。そのためにもこの予算は絶対必要です。加計呂麻を語りますと、きび酢のことについては、今まで、これまでは、1年間で寝かせておくときび酢ができました。ですが、今、菌が弱いのか、菌が少なくなったのか、もっと時間がかかります。そのために、保管する倉庫が必要になっています。ですから、JAも今の施設では保管できない。みんな手持ちで持ってなければならない。今後、ますます需要が増えます。そうすると今作っている方々は、自分たちで販売していかなければならなくなってくる。そうすると、販売、これはアルコールですから、酒税局へ申請して販売の権利まで買わなければなりません。許可まで取らなければなりません。そういった中で困ってるのは農家さんです。JAさんです。よくよく話してそして、競合しないようにお互いに助け合ってできるチャンスだとも思います。是非早急に進めて加計呂麻の人口減、そして、荒廃地の減、そういうものを確立していただきたい。そのためにも急いでほしいと思っています。以上です。

○議長（向野 忍君） ほかに討論はありませんか。

反対討論です。反対討論はありませんか。

では、賛成討論。

○10番（岡田弘通君） 私は賛成の立場から討論をいたしたいと思います。まず、このきび酢村構想の経緯については、町長がマニフェストで、加計呂麻島を日本一の黒糖の島にするということが始まりまして、これは平成27年でございます。その後から平成29年には農林課の方に、このマニフェストに基づいて、これまで4年間、構想を練っていまして、ようやくこの目に見える基本計画の委託料が出てきたわけでございます。この基本計画がそのまま建設に至る事業費ではございません、と私は思いまして、とにかくこのようなしっかりとした基本計画がなければ、国・県の有利な

補助事業は導入できないと、そして、国・県も認めないということで、まずは、諸々、今、論議されている事柄を、この委託料によって、いろいろと調査をして、そして、しっかりとした計画書をもって、国・県に有利な補助事業を認めてもらおうと、それによって、国が良い事業だということであれば、それなりの町が計画をしている事業費が決定をされて、次に、実施設計委託料という大きな事業費が出てくるわけでございますので、まずは、やはり、この基本計画をこれまで議論されてきた経緯等を十分に踏まえて、既存の業者、関係農家、そして、町民の方々と十分、説明、協議をされて、しっかりとしたこの基本計画書を、私は早めに策定をして、国・県と臨んでいただきたいと、このように思いますので、是非この計画が実現をして、真に加計呂麻島が奄美の奥座敷であると、観光、癒しの島であるように、お互いに、私は町民を挙げて、この事業に取り組むべきじゃないかなと、このような思いですので、是非、この事業を計画させるためにも、きちっとしたこの基本計画を策定をされて、頑張ってもらいたいと、このように思いまして、この基本計画設計委託料には賛成するものであります。

○議長（向野 忍君） ほかに討論はありませんか。

討論は1回限りです。

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これより、採決に入ります。

議案第11号、令和3年度瀬戸内町一般会計予算について、から、議案第21号、令和3年度瀬戸内町水道事業会計予算について、までの11件についての採決は、起立によって行います。

まず、議案第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

議案第11号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第11号、令和3年度瀬戸内町一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

議案第12号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第12号、令和3年度瀬戸内町巡回診療施設特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

議案第13号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第13号、令和3年度瀬戸内町国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

議案第14号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第14号、令和3年度瀬戸内町介護保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

議案第15号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第15号、令和3年度瀬戸内町後期高齢者医療事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

議案第16号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第16号、令和3年度瀬戸内町屠畜場事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

議案第17号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第17号、令和3年度瀬戸内町船舶交通事業特別会計予算については、原案のとおり

可決されました。

次に、議案第18号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

議案第18号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第18号、令和3年度瀬戸内町古仁屋港上屋事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

議案第19号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第19号、令和3年度瀬戸内町農業集落排水事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

議案第20号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第20号、令和3年度瀬戸内町簡易水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

議案第21号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第21号、令和3年度瀬戸内町水道事業会計予算については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

先ほどの委員長報告において、審査・意見がされております。

この意見については議会の意見として町当局へ送付したいと思っております。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会審査・意見については、議会の意見として町当局へ送付することに決定しました。

△ 日程第12 議案第28号 令和2年度瀬戸内町一般会計補正予算（第11号）について

○議長（向野 忍君） 日程第12，議案第28号，令和2年度瀬戸内町一般会計補正予算（第11号）について，を議題とし，町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第28号，令和2年度瀬戸内町一般会計補正予算（第11号）について，提案理由の説明を申し上げます。

本予算は，第10号補正予算成立後，新たに生じた事態に対処するため，所要の措置を行おうとするものですが，その主な内容は次のとおりであります。

まず，第1表の歳出について申し上げます。

総務費の総務管理費に5,745万4,000円を追加したこと。

災害復旧費の公共土木施設災害復旧費から6,081万4,000円を減額したこと。

次に歳入について申し上げます。

国庫支出金の国庫負担金から3,953万6,000円を減額したこと。

町債に1,190万円を追加したこと。

次に，第2表及び第3表について申し上げます。

事業等の決定により，追加及び変更を行ったことによるものです。

ご審議の上，議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから，質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これから，討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから，議案第28号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって，議案第28号，令和2年度瀬戸内町一般会計補正予算（第11号）については，原案のとおり

り可決されました。

**△ 日程第13 議案第29号 瀬戸内町汚泥再生処理センター（仮称）建設工事請負変更契約
の締結について**

○議長（向野 忍君） 日程第13，議案第29号，瀬戸内町汚泥再生処理センター（仮称）建設工事請負変更契約の締結について，を議題とし，町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第29号，瀬戸内町汚泥再生処理センター（仮称）建設工事請負変更契約の締結について，提案理由の説明を申し上げます。

本議案は仮称奄美大島駐屯地等し尿処理施設設置助成事業にかかるものであり，平成30年8月8日に提出，議案第60号により，本会議において議決され，クボタ環境・伊藤組特定建設工事共同企業体と一金，22億2,480万円で契約し，現在，建設工事を進めておりますが，今回，請負契約金額と工期の変更を行うものであります。

主な変更内容は，国の緊急事態宣言を受け，工事中止を余儀なくされたことに伴い，影響を受けた3か月分の経費を増額するもので，変更後の請負金額は，3,498万5,000円増額の22億5,978万5,000円となります。参考資料として，工程表を添付しております。

ご審議の上，議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから，質疑を行います。

質疑はありませんか。

○5番（柳谷昌臣君） それでは，この完成予定が当初，令和2年の12月だったのが3月に延びて，さらに，9月の30日まで期限の方が延びるということですが，この主な要因はどういうことだと考えられますでしょうか。

○町民生活課長（鼻 憲二君） お答えします。当初の契約は令和2年12月28日でしたが，1回目の変更は，地盤が当初予定してました工法では地盤が緩くて，そのパイル工法，杭を打ち込みの工法ですね，工法変更に伴いまして，期限変更をしました。さらに，今回は去年のコロナ発生後，緊急事態宣言ということで発注先が内地業者ということで，やはり，現場の方に来れない期間がありましたので，それ等に伴う延長ということになります。

○5番（柳谷昌臣君） 今回の変更はコロナの影響で従業員さんの方がこちらの方に来れない，十分に理解できます。その中で，コロナの影響で材料とか，そういうのは間に合っておりますでしょうか。

○町民生活課長（鼻 憲二君） 今回，工程が延びただけではなくてですね，増額した要因がまさにそちらでございまして，やはり，その間も事務所等とかいろいろ資機材のレンタル等もありまして，あと，恐らく，内地の方からなかなか資材がですね，調達しづらいということがございまして，実際，3か月程度，緊急事態宣言自体は3か月の影響でございましたが，やはり，それ以上に影響を受けているのも事実だというふうに聞いております。

○5番（柳谷昌臣君） この工事だけではなく、町内いろんな工事に、このコロナウイルスで遅れる部分もあるかと思います。これはこれで本当に仕方がない部分であるかと思いますので、その辺もはっきりとですね、考慮をしていただいて、安全第一にして、進めていていただきたいと思います。以上です。

○議長（向野 忍君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから、議案第29号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第29号、瀬戸内町汚泥再生処理センター（仮称）建設工事請負変更契約の締結については、可決されました。

△ 日程第14 議案第30号 2災第1号道路災害復旧工事（網野子工区）請負変更契約の締結について

○議長（向野 忍君） 日程第14、議案第30号、2災第1号道路災害復旧工事（網野子工区）請負変更契約の締結についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第30号、2災第1号道路災害復旧工事（網野子工区）請負変更契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、町道網野子峠線の道路災害復旧事業にかかるものであり、令和2年7月20日に提出、議案第81号により本会議において議決され、株式会社勇建設と一金1億180万4,766円で契約し、現在、復旧工事を進めておりますが、今回、請負契約金額の変更を行うものであります。

主な変更内容は、鉄筋挿入工、本数488本を436本、52本の減によるもので、変更後の請負金額は445万4,766円減額の9,735万円となります。

参考資料として図面を添付しております。

ご審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから、議案第30号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第30号、2災第1号道路災害復旧工事（網野子工区）請負変更契約の締結については、可決されました。

△ 日程第15 議案第31号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

○議長（向野 忍君） 日程第15、議案第31号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題とし町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第31号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、職員の特殊勤務手当に関する条例を改正するものであります。

主な改正点は、令和4年1月31日までしか支給できなかった特殊勤務手当を、根拠法令を変更することにより、期限なく支出できるようにしたこと、及び、今後、想定される様々な作業内容に対応できるよう、人事院規則改正に準じて、新たな支給対象内容を追加するものであります。

ご審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○1番（泰山祐一君） こちらの条例の方で、改正の方で書かれております、ちょっと金額面の方の妥当性だけ理由を聞かせたいと思います。3,000円ですとか1,000円というふうな増額をとということなんですけれども、これの根拠を教えてくださいか。

○総務課長（福原章仁君） この3,000円、4,000円とか、最初、第1項の方でございますが、第1号の方に、この4,000円というのはですね、検体採取をした方、する方、直接触れた方が4,000円となりまして、また、この3,000円というのが、その補助する立場の方ですね、問診をしたりとか、最初の準備をした方等が3,000円に当たるということでございます、この1,000円と1,500円の方も、こちらの方に該当してくるということでございます。以上です。

○1番(泰山祐一君) 了解です。こちらは全国的な部分の、ほかの自治体さんを見ての平均値というような額でよろしかったですか。

○総務課長(福原章仁君) これは平均値ではなくですね、国も定めている、市町村も同一の料金と、特殊手当ということになっております。

○議長(向野 忍君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(向野 忍君) 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(向野 忍君) 討論なしと認めます。

これから、議案第31号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(向野 忍君) 起立多数であります。

よって、議案第31号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第16 議案第32号 瀬戸内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長(向野 忍君) 日程第16、議案第32号、瀬戸内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、を議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長(鎌田愛人君) 議案第32号、瀬戸内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、瀬戸内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

この改正につきましては、年収360万円未満相当世帯及び全所得階層の第3子以降の副食費について、免除するものであります。

ご審議の上議決くださいますようお願いいたします。

○議長(向野 忍君) これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから、議案第32号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第32号、瀬戸内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時25分

○議長（向野 忍君） 再開します。

△ 日程第17 議案第34号 すこやか福祉センター内テレワーク部（仮称）における指定管理者の指定について

○議長（向野 忍君） 日程第17、議案第34号、すこやか福祉センター内テレワーク部（仮称）における指定管理者の指定について、を議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第34号、すこやか福祉センター内テレワーク部（仮称）における指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2、第6項の規定により、指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めるものであります。

ご審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○1番（泰山祐一君） こちらのテレワーク部になりますが、町民の方たちも新しい取り組みなので、これから注目されるのかなと思います。そこにつきましてのご質問になりますが、まず、こちらの指定管理の募集要綱で、施設の整備完了時期ですね、こちらの方が11月頃だというふうに記載がありましたが、現在もその予定でいらっしゃいますか。

- 企画課長（登島敏文） 現在も11月を予定しております。
- 1番（泰山祐一君） 了解しました。あと、この取り組み自体の管理に関しての確認ですけれども、こちらの方は誰か職員の方たちが常駐されるような予定でまわしていくのでしょうか。
- 企画課長（登島敏文） 今のところ、常駐の予定であります。
- 1番（泰山祐一君） あと、もし決まっていればですが、こちらの利用者の方は、1日当たりだったり、利用料金の方など、目安とかがもし決まっていれば教えていただけますか。
- 企画課長（登島敏文） 利用料金の方は今後、この指定管理者と町と協議して決定していく予定であります。まだ決まっておりません。
- 1番（泰山祐一君） こちらの利用料を徴収する際なんですけれども、こちらの事業者様の売上収入になるのか、それとも瀬戸内町の歳入というような形になるのか、そのような予定はございますか。
- 企画課長（登島敏文） これは収入の方は、指定管理者の方に歳入として入ってくるようになっております。
- 1番（泰山祐一君） あと、募集要項の方にありました、空間リニューアル助成事業という項目もあったんですけれども、こちらの方に関しての取り組みのご説明もいただけますか。
- 企画課長（登島敏文） この空間リニューアル助成事業に関しては、町内のこれまでいろんな食堂であるとか、そういった利用していたところが、もう今経営していないとか、そういった遊休資産ですね、そこをテレワークとして活用したい、営業していきたいという方が手を挙げてこられたらですね、その方に関して助成をするという制度であります。
- 1番（泰山祐一君） そうしましたら、こちらの、このテレワークの指定管理者の方が今、言われた事業も、審査等々も行うということによろしいですか。
- 企画課長（登島敏文） その予定であります。
- 議長（向野 忍君） ほかに質疑はありませんか。
- 7番（池田啓一君） いまだ、ちょっとピンと来ないんですけど、テレワークスペース、この中で指定管理者の仕事っていうのはどういうことでしょうか。
- 企画課長（登島敏文） そのテレワーク施設の管理全般であります。それと共にいろんな企業ですね、このテレワーク施設に周知を図って、色んな企業を誘致してくる、そういったことも含まれております。
- 7番（池田啓一君） 一応テレワークスペースですから、このような事務所の中に、一人ひとりの区画があってそこにパソコンがあると、そこに大きなベースなりサーバーが、サーバーは別の会社かもしれませんけど、そこからただ、このパソコンを使って、コンピューターを使って仕事をそこで個人的にやるっていう、そういう考えで良いんですか。それをその場所を提供するっていう形ですか。
- 企画課長（登島敏文） その事務所の中にネット環境を整備して、テレビ会議と言いますか、オン

ライン会議などもできるような施設を作っていきます。そこで仕事をしながら、まあ、ワーケーション施設ですから、労働と休みとですね、をある一定期間、1か月程度、まあいろいろ期間はばらばらでしょうけども、していただいて、最終的にはその来られた企業のいくつかが、こちらに事務所を設置していただけるかなと、そういったところを目指しております。

○7番（池田啓一君） 例えば極端に言えば、この間からふるさと納税のことを言ってますけど、ふるさと納税の販売、用意する品物の宣伝、ああいうものを個人的にインターネットで開いてホームページとして載せる、そういう仕事ですか。仕事的内容的には。

○企画課長（登島敏文） 仕事の内容というのは、本土の本社の方でしてる仕事、それをそのままこちらのテレワーク施設で行うというイメージですね。

○町長（鎌田愛人君） 国の方はですね、このコロナ禍の中で新しい働き方改革という中で、都市部から地方へという流れをつくる上でテレワーク、または、ワーケーションの推進をしております。その施策に我々としても町としても、この奄美大島、また、奄美群島、瀬戸内町で仕事、新しい働き方として、テレワークや仕事と休暇、それを兼ねたことを推進していく上で、この施設の整備が必要であるということで、今回、その指定管理者を含め、予算も計上したところであります。今後においても、仕事を持つ方々が瀬戸内町で仕事をする、テレワークで仕事をする、休暇と仕事を兼ねて、この瀬戸内町に訪れる、そういう環境をですね、つくることによって、様々な宿泊業や飲食業などにも多大な影響が出てくると思いますので、そういうことに期待しているところであります。

○7番（池田啓一君） このテレワークスペースを町の予算で整備して、いわゆるインターネット、ネット設備も整備し、パソコン1台1台置いて、管理をこの委託者にお願いする。そして、委託者の仕事というのは、ただそれが故障した時とか、その来る方々に対しての対応とか、そういうことですか。

○企画課長（登島敏文） おっしゃるとおりであります。

○7番（池田啓一君） その使用料は委託者に入り、町はそれを無償で貸してる。それとも、家賃として幾らかもらうのかな。まあ、委託管理だから、たぶん家賃もないまま、貰わないままですよ。

○企画課長（登島敏文） ここの施設の収入というのは、利用者の企業の方の利用料ということになります。

○7番（池田啓一君） 委託先からは家賃等の発生はなし、使用料は委託会社に入って、その委託会社にしては、人件費とかそういうのも出てくるんでしょうか。

○企画課長（登島敏文） もちろん出てきますけれども、初年度は協議の上で委託料これぐらい、2年目はここを目指す、そういったふうに収入が増えてくれば、町の委託料が減ってくると、そういうイメージですね。

○7番（池田啓一君） そういうデメリットがある中、メリットはその人、そこでテレワークする

方々が宿泊する、または買い物する、という形で、町民にメリットがある、そういう仕組みですね。

○企画課長（登島敏文） 先ほど町長からの説明もありましたけれども、こちらの事務所は仕事で使います。で、宿泊、食事、観光というのは全くテレワーク施設は関係ありませんので、そういうお金は町に落ちていくということですね。

○7番（池田啓一君） 瀬戸内町、この役場に対してのある意味のそういう利益収入というのは反対になくて、今言ったようにメリットっていうのは、はっきり申し上げて、その方たちが来て宿泊したり買い物したり、いろいろ見学したり、そういった形の交通費とか宿泊費とか飲食代とか、そういうのでメリットとするってことでよろしいですね。

○企画課長（登島敏文） おっしゃるとおりであります。

○議長（向野 忍君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから、議案第34号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第34号、すこやか福祉センター内テレワーク部（仮称）における指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

休憩します。

再開は11時10分とします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時10分

○議長（向野 忍君） 再開します。

△ 日程第18 議案第35号 瀬戸内町障害者計画及び第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画について

○議長（向野 忍君） 日程第18、議案第35号、瀬戸内町障害者計画及び第6期障害福祉計画・第2期

障害児福祉計画についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第35号、瀬戸内町障害者計画及び第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、本町における障害者計画により、計画的な障害福祉計画、障害児福祉計画政策の推進を行ってきました。障害児福祉サービス及び障害児通所支援等を提供するための態勢の確保が総合的かつ計画的に図られるよう策定した、「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」について障害者総合支援法及び瀬戸内町議会基本条例に基づき議会の議決を求めるものです。

ご審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから、議案第35号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第35号、瀬戸内町障害者計画及び第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第19 議案第36号 瀬戸内町老人福祉計画及び第8期介護保険事業計画について

○議長（向野 忍君） 日程第19、議案第36号、瀬戸内町老人福祉計画及び第8期介護保険事業計画についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第36号、瀬戸内町老人福祉計画及び第8期介護保険事業計画について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、高齢者に関する施策を総合的に推進していくために、本町における「老人福祉計画」と3年を1期としての策定が義務付けられている「介護保険事業計画」を介護保険法の規定により一体のものとして策定する、「瀬戸内町老人福祉計画及び第8期介護保険事業計画」につきまして、瀬戸内町議会基本条例の規定に基づき議会の議決を求めるものですが、その主な内容は次のとおりであります。

- ①2025・2040年を見据えたサービス基盤・人的基盤の整備
- ②地域共生社会の実現
- ③介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）
- ④有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化
- ⑤認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進
- ⑥地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
- ⑦災害や感染症対策にかかる体制整備

以上の7点につきまして記載を充実するとともに、一部内容の見直しを行っております。また、第1号被保険者の介護保険料基準額につきましては、第7期の月額7,700円から800円を減額し6,900円と設定しております。

ご審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから、議案第36号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第36号、瀬戸内町老人福祉計画及び第8期介護保険事業計画については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第20 議案第33号 瀬戸内町介護保険条例の一部改正について

○議長（向野 忍君） 日程第20、議案第33号、瀬戸内町介護保険条例の一部改正についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第33号、瀬戸内町介護保険条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、「瀬戸内町老人福祉計画及び第8期介護保険事業計画」の策定に伴い令和3年度から令和5年度における介護保険料額を定めるものであります。

ご審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから、議案第33号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第33号、瀬戸内町介護保険条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第21 議員派遣の件について

○議長（向野 忍君） 日程第21、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

会議規則第129条の規定により、お手元に配布のとおり議員を派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

△ 閉会中の継続審査・調査申し出の件

○議長（向野 忍君） これから、閉会中の継続審査・調査申し出の件を議題とします。

お諮りします。

日程第22、所管事務調査、子育て環境に関する調査について及び日程第23、請願第1号、瀬戸内町中学校の部活動合同チームに関する請願書の2件は、文教厚生常任委員長から、日程第24、本会議の会期日程等の運営に関する事項の1件は議会運営委員長から、目下各委員会において審査・調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、閉会中の継続審査・調査の申し出がありましたので、そのように決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。
休憩します。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時25分

○議長（向野 忍君） 再開します。

これで、今期定例会に提出されました議案等はすべて終了いたしました。
会議を閉じます。

以上をもちまして、令和3年第1回瀬戸内町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時26分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

瀬戸内町議会議長 向 野 忍

瀬戸内町議会議員 永 井 しずの

瀬戸内町議会議員 柳 谷 昌 臣

令和3年第1回瀬戸内町臨時会

会 期 日 程

令和3年第1回瀬戸内町議会臨時会会期日程

令和3年4月16日開会～4月20日閉会 会期5日間

月	日	曜日	区分	会 議 の 内 容	備 考
4	16	金	本会議	○開会 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○議案上程	
	17	土	休 会		
	18	日	休 会		
	19	月	休 会		
	20	火	本会議	○議案上程 ○閉会	

令和3年第1回瀬戸内町臨時会

第 1 日

令和3年4月16日

令和3年第1回瀬戸内町議会臨時会会議録

令和3年4月16日（金曜日）午前10時45分開議

1. 議事日程（第1号）

○開会の宣告

○開議の宣告

○日程第 1 会議録署名議員の指名

○日程第 2 会期の決定

○日程第 3 議案第37号 古仁屋港ターミナルビル「せとうち海の駅」設置及び管理に関する
条例の一部改正について

※ 散 会

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

令和3年第1回瀬戸内町議会臨時会 4月16日（金）

○出席議員は、次のとおりである。（10名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	泰山祐一君	2番	福田鶴代君
3番	永井しずの君	5番	柳谷昌臣君
6番	元井直志君	7番	池田啓一君
8番	向野忍君	9番	中村義隆君
10番	岡田弘通君	11番	安和弘君

○欠席議員は、次のとおりである。（0名）

○職務のため会議に出席した事務局職員の職・氏名

事務局 長	長 順一君	事務局次長	福山浩也君
庶務 議事係	法永由美君		

○地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	鎌田愛人君
副町長	奥田耕三君
総務課長	福原章仁君
企画課長	登島敏文君
商工交通課長	勇 忠一君
総務課財政補佐	茂野清彦君
総務課人事補佐	義永将晃君

△ 開 会 午前10時45分

○議長（向野 忍君） これより、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付の議事日程第1号のとおりであります。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（向野 忍君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

議席6番、元井直志君、並びに議席7番、池田啓一君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（向野 忍君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、この後の日程第3に対して、地方自治法第74条第4項及び地方自治法施行令第98条の2第1項の規定により、直接請求の請求代表者に意見を述べる機会を与え、その日時、場所を通知するとともに、これらの事項を告示及び公表しなければならないとされております。したがって、期間が必要となりますので、会期を本日から4月20日までの5日間にしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から4月20日までの5日間に決定しました。

△ 日程第3 議案第37号 古仁屋漁港ターミナルビル「せとうち海の駅」の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（向野 忍君） 日程第3、議案第37号、古仁屋漁港ターミナルビル「せとうち海の駅」の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

議案第37号、古仁屋漁港ターミナルビル「せとうち海の駅」の設置及び管理に関する条例の一部改正については、地方自治法第74条第4項の規定により、請求代表者に意見を述べる機会を与えることになっております。

お諮りします。

請求代表者に意見を述べる機会を与える日時、場所については、4月20日、9時30分から議場で行いたいと思っております。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 異議なしと認めます。

よって、請求代表者に意見を述べる機会を与える日時、場所については、4月20日、9時30分から

議場で行うことに決定しました。

また、同日に町当局の議案説明も行います。

これで、本日の日程は終了します。

次回は、4月20日火曜日は、9時30分から本会議を開きます。

日程は、議案第37号、古仁屋漁港ターミナルビル「せとうち海の駅」の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

本日は、これで散会します。

散会 午前10時49分

令和3年第1回瀬戸内町臨時会

第 2 日

令和3年4月20日

令和3年第1回瀬戸内町議会臨時会会議録

令和3年4月20日（火曜日）午後9時30分開議

1. 議事日程（第2号）

○開議の宣告

《議案上程審議》

○日程第 1 議案第37号 古仁屋港ターミナルビル「せとうち海の駅」設置及び管理に関する
条例の一部改正について

※ 閉 会

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

令和3年第1回瀬戸内町議会臨時会 4月20日（火）

○出席議員は、次のとおりである。（10名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	泰山祐一君	2番	福田鶴代君
3番	永井しずの君	5番	柳谷昌臣君
6番	元井直志君	7番	池田啓一君
8番	向野忍君	9番	中村義隆君
10番	岡田弘通君	11番	安和弘君

○欠席議員は、次のとおりである。（0名）

○職務のため会議に出席した事務局職員の職・氏名

事務局 長	長 順一君	事務局次長	福山浩也君
庶務 議事係	法永由美君		

○地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	鎌田愛人君
副町長	奥田耕三君
総務課長	福原章仁君
企画課長	登島敏文君
商工交通課長	勇 忠一君
総務課人事補佐	義永将晃君
総務課財政係長	仁科 誠君

○地方自治法第74条第4項の規定により、意見陳述のため出席した者の職・氏名

直接請求代表者	祝 隆之君
---------	-------

△ 開 会 午前9時30分

○議長（向野 忍君） これより、本日の会議を開きます。

傍聴人に申し上げます。傍聴人は、議事について可否を表明し、又は騒ぎ立てることや写真撮影、録音等も禁止されておりますので、静粛をお願いいたします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法第130条第1項の規定により退場を命じますので、念のため申し上げます。

本日の日程は、お手元に配付の議事日程第2号のとおりであります。

△ 日程第1 議案第37号 古仁屋漁港ターミナルビル「せとうち海の駅」の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（向野 忍君） 日程第1、議案第37号、古仁屋漁港ターミナルビル「せとうち海の駅」の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

議案第37号については、地方自治法第74条第4項の規定により、請求代表者に意見を述べる機会を与えることになっています。

請求代表者の祝 隆之君の入場を許可します。

請求代表者は入場してください。

[直接請求代表者 祝 隆之君入場]

○議長（向野 忍君） 議案第37号、古仁屋漁港ターミナルビル「せとうち海の駅」の設置及び管理に関する条例の一部改正について、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第37号、古仁屋漁港ターミナルビル「せとうち海の駅」の設置及び管理に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、地方自治法第74条第1項の規定による古仁屋漁港ターミナルビル「せとうち海の駅」の設置及び管理に関する条例の改廃の請求に基づき、町として賛否いずれかの意見を付して議案を上程するものであります。

直接請求に基づく議案第37号、古仁屋漁港ターミナルビル「せとうち海の駅」の設置及び管理に関する条例の一部改正に対する意見書。

この度の条例改正に係る直接請求は、署名数が251名と、法定数150名を超える数であったことについては真摯に受け止めると同時に、今回の議論の対象となっているせとうち海の駅の管理について、多くの町民の皆さんが関心を寄せていただいたものと考えているところです。

今回の直接請求に至った経緯は、せとうち海の駅駐車場の運営変更について、町民やテナントへの事前説明不足による不服が起因しているものと考えておりますが、せとうち海の駅駐車場の運営については、同施設だけの問題だけではなく、これまでの古仁屋市街地の駐車場不足問題とも合わせて総合的に判断する必要があると考えています。一方、直接請求による条例改正案の内容は、各条文の主語から主管課長を除くか否か、利用料金設定基準にコインパーキングの時間設定を加える

か否かを問うものであります。これに対しては、以下3つの理由により、反対の意見を付して上程いたします。

1、使用料については、地方自治法第74条第1項により、直接請求の対象から除外されています。しかしながら、直接請求の署名収集の際に、駐車場使用料の改正を請求するような内容のチラシ等を使用しており、署名者に誤解を招いた恐れがあります。

2、せとうち海の駅の管理については、古仁屋漁港ターミナルビル「せとうち海の駅」の設置及び管理に関する条例第4条により、町長はターミナルビルを最も効率的に運営しなければならない。また、町長は必要がある場合に限り指定管理者に管理を行わせることができる規定となっております。一方、従前の条例では、各条文の主語が指定管理者のみとなっており、誤解を招くとして昨年12月議会において各条文の主語に主管課長を追加しています。

3、利用料金設定基準にコインパーキングを追加した改正案については、現在の取り扱いと変更がなく、使用料に影響がないとして直接請求の対象除外ではないとの判断により請求を受理しています。しかしながら、コインパーキングの利用時間の基準を条例で制定することは、今後の効率的な運営に支障をきたす可能性があります。

以上が私の意見であります。

議員各位におかれましては、これまで申し上げた意見を踏まえ慎重にご審議をいただき、適切なるご判断をいただき議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍君） 提案理由の説明が終わりました。

請求代表者の意見陳述を行います。

請求代表者は祝 隆之君であります。

それでは、古仁屋漁港ターミナルビル「せとうち海の駅」の設置及び管理に関する条例の一部改正について、意見を述べてください。

○直接請求代表者（祝 隆之君） おはようございます。古仁屋漁港ターミナルビル「せとうち海の駅」条例改廃請求代表の祝 隆之です。条例改廃の署名活動を行わせていただいた経緯をご説明させていただきます。

きっかけは昨年2020年5月です。突然、せとうち海の駅テナント事業者に、昨年5月7日に担当課であった水産振興課せとうち海の駅コインパーキング運営についてという事務連絡の文書が届きました。今まで2時間無料だった駐車場が、6月1日から有料化になるという内容でした。テナント事業者や利用者に対して一切の説明もなく、事務連絡の文書をさらりと送り、有料化をしようとしていたことに対して大変驚きました。私はテナント事業者の困惑の声を聞き、私から駐車場有料化の件について、海の駅のテナント事業者に対して瀬戸内町役場担当課へ説明の場を設けていただくよう要望を出しました。そして、5月28日に説明会を開催していただくことができました。私たちが説明会の開催を働きかけなければ、説明会さえも行われなかったであろうと思います。説明会の中で、従来どおり無料時間をつくってほしいという要望をしました。しかし、何一つ受け入れてい

ただけませんでした。この説明会を通じて、公募もなく、駐車場の運営を民営委託にして、その会社が駐車場の工事も始めていることも分かりました。5月7日にテナント事業者の事務連絡の通知をする前から民間委託することを内定して、駐車場の工事を進めていたのです。更に、条例改正もせず、規則を追加するという形で令和2年度12月の議会の海の駅の条例改正を待たずして駐車場の民間委託、更には、駐車場の有料化を可能としました。

皆様はこの規則という制度をご存じでしょうか、規則は議会を通す必要がなく、役場内で承認されれば追記することができます。だから、役場から広報がない限り、我々町民や議員の方たちも知る機会ほぼありません。役場担当職員の方は、なぜ海の駅のテナント事業者や利用者の声を聞かずして、昨年勝手に進めてしまったのでしょうか。配慮が欠けていたのではないのでしょうか。

鎌田町長は、令和2年、3年の施政方針で、だれ一人残されず、だれ一人取り残されず、幸せで輝いて生きていけるシマという目標を掲げていらっしゃいました。すばらしい目標だと思います。しかし、海の駅のテナント事業者、更には、海の駅を利用される方たちの気持ちは取り残されてしまっています。先日の令和3年度3月議会で、鎌田町長が平成27年度の選挙時に掲げた人口1万人という目標に関しての質疑の答弁で、町長より選挙用の単なるキャッチコピーだったと答弁されました。このだれ一人取り残されず、幸せで輝いて生きていけるシマという施政方針の目標も、単なるキャッチコピーだったのでしょうか。もしそうであれば、非常に残念です。すばらしい考えを尊重したいからこそ、今回、直接請求権を行使させていただきました。

そして、議員の皆様へ。令和2年12月議会で指定管理者または主管課長の2者がせとうち海の駅を運営管理できるようになり、更には駐車場の有料化の条例改正の審議が行われました。その結果、多数決で賛成6名、反対3名で賛成多数となり、民間委託しやすい環境づくりの整備と駐車場の有料化の条例改正が行われました。議会で我々の声を反映してくれなかったことも非常に残念でした。一部の議員の方は、海の駅に足を運び、現場の声を真摯に聞き取りに来られた方もいらっしゃいました。議会の審議では各々の議員が行政側の意見を質疑で聞くことしかできません。今の議員は、現場の声より役場の声しか耳を傾けないのでしょうか。民主主義である議会では、多数決で審議されます。多数の議員が現場の声を拾おうとしない。そんなことがあっていいのでしょうか。普段の議員活動で現場の声を知らない議員が、町民の代表としての考えを持ち、議会の審議の際に賛否の声を出せるのでしょうか。今回、現場に話を聞きに来れなかった議員の方にも、改めて海の駅に現場の声を届けるため、このような形で議会に直接声を届けにまいりました。

せとうち海の駅に対して意見箱及びテナントさんに届いたクレーム、もしくは利用者のお声を文書にしたものを読みます。30分以内、もしくは1時間以内は無料にしないと、海の駅には相談にも行けない、切符も買えない。朝市などのイベントで海の駅を使うのにも、駐車場代がかかるのがちょっと。せめて1時間無料で。駐車場料金の設定について、ちょっと船の時間を確認したり、ちょっと加計呂麻のおばあちゃんを迎えに来たり、ちょっとお刺身を買いに来たり、これが3回続いたら幾らになるんですか。ママサポご利用のお客様より、赤ちゃんが大泣きの状態で預けに来られ、

預けた後、駐車券を車に忘れていたので、あわてて取りに行かなければいかず大変でありました。システムが変わったので使いづらくなりました。キッズコーナーを利用している母親様から、今まで2時間無料だったのに、なぜこんなになったのか。帰りにお金を支払っていくことになったそうです。今ので意見箱や利用者のお声は終わりです。

特に、令和2年12月議会ではせとうち海の駅の条例改正の際は、賛否の討論も一方の意見しか上がって行ってなかったようでした。ぜひ今回こそ、加計呂麻島でしたら池田議員さんや商工会なども含めて、柳谷議員さん、女性目線でいろいろ考えていると思う永井議員さんなどの意見も、審議の際には聞きたいと思います。

新聞記事で直接請求権を行使するのは、瀬戸内町で初めての出来事だと拝見しております。今回の臨時議会の審議を通じて、去年のせとうち海の駅条例を指定管理者の箇所を条例改正前に戻し、臨時議会が終わってから海の駅の駐車場を一定時間無料に戻してもらおうようご検討していただきたいと思います。

どうぞ議員の皆様、この現場の声を議会に反映していただけますよう、ご検討よろしく申し上げます。

○議長（向野 忍君） 請求代表者の意見が終わりました。

これから、請求代表者の意見に対して意見を述べた範囲内で質疑を行います。

質疑はありませんか。

○3番（永井しずの君） お疲れ様です。私たち議員は、町民の支持をいただいてこの場に立たせていただきました。なので今回、祝さんが多数の署名を306名ですか、いただいていますよね。それで、その署名のやり方は、ちゃんと説明をしてチラシを持って、家を訪問したり、路上でやったんですかね。すごくやっぱり306名というすごい数字を出されているので、やっぱりそれは町民の声として、私たちは重く受け止めなければいけないので、その署名のやり方を少し説明していただきたいと思うんですが。

○直接請求代表者（祝 隆之君） 先ほど永井議員よりお伝えしていただいた署名のやり方についてですが、私一人では、もちろんこの人数、集めきれないので、5名の署名人の方を選出し、その方と一緒に、また時間は別々で有権者の方に署名活動を行いました。以上です。

○3番（永井しずの君） 署名するに当たり、すごく1カ月間難儀をされて、この署名をいただいたものだと思います。それで、その指定管理者の主管課長をぬくということなんですが、平成19年3月23日の議会において、この指定に関する条例の制定を行い、漁協、商工会、観光協会の共同による指定管理者が運営を行い、年間1,000万以上もの委託金が支払われています。平成25年までなので、約6年間ということは、当初は1,500万だったので、6,000万はゆうに超えるお金が支払われていました。平成26年からは町直営になり、町の財源もその分、浮く形になったと思われます。そこで、祝さんはこの指定管理者は、今は町直営になっておりますが、必要だとお考えですか。

○直接請求代表者（祝 隆之君） 町直営の形をそのまま継続するのがいいのかなと思います。民間

会社に委託することのメリットが少し分からないので、民間委託されたところからも、土・日・祝日休みだったり、対応もしない、お客様が多い時期が土・日・祝日、そういうときに対応してくれないところを民間委託するところが、僕はちょっと理解ができません。なので、民間委託ではなく町営がいいと思います。以上です。

○3番（永井しずの君） 私も今度新しく議員になり、いろんなことを学ばせていただきました。一般の私では、本当に知りえなかったことがたくさんあります。民間委託になると、必ず町が委託金を払うわけですね。町の財政から年間、最初は当初1,500万、そのうち少し変わって6,000万以上のものが支払われております。結局、もし町直営になった場合は、その委託料が財政から浮く形になるんですよ、そこはご理解いただけますでしょうか。

○直接請求代表者（祝 隆之君） 今現状は、町営で、今はファーストさんという駐車場やさんがやっているんですけども、その前の町営のときに関しては6,000万ではなく、幾ら経費が掛かっているか、ちょっと分からないですけども、その前に委託金として、商工会、観光協会、漁協などがやっているときに対してかかっていた経費が年間1,000万、町になったときに幾らかかっているのかは、ちょっと分からないんですけども、数字的なところが町がやった方がコスト的にいいのであれば町がやった方がいいですし、民間委託にした方がコストが下がるのか。もしくは、今から世界遺産を含めて、駐車場利用者がかなり多くなってくると思いますので、駐車場で町に対しての収益化ができるのではないかなと、僕は思います。民間委託は何をするのかなと思うと、やはり民間は稼ぐためにやるので、稼げるから海の駅を民間委託やりたいという業者さんがいると思います。ボランティアでやる民間業者はいませんので、稼げるのであれば町がやるべきだと思います。以上です。

○3番（永井しずの君） 私の質問は以上です。

○議長（向野 忍君） ほかに質疑はありませんか。

○6番（元井直志君） 以前はですね、2時間無料ということでありました。それがために駐車場が満杯で、海の駅の利用者が止められないということもあったようです。この辺のことはどう把握していますか。

○直接請求代表者（祝 隆之君） もちろん利用者が利用したいときに満杯という状態がありました。その場合は、観光協会もしくはテナントさんの人たちが海の駅の駐車場ではなく、コーラル橋を渡った対岸にある無料スペースに案内するなどの対応をしていました。これが民間委託になることで、民間のために私たちは動いているわけではなくて、町のためになるからこそお客様に無料スペースを案内するという状態を作ってきました。これが民間委託にしたところがやるのが当たり前なんですけれども、民間委託のために僕たちはお客様を案内するわけではなく、町のためになるのであれば、ぜひともそういうこともやっていきます。駐車場がいっぱいだったら無料の場所を案内する。そういう活動もやってきました。2時間無料ではなくても1時間無料、もしくは30分無料にすることによって、子供連れの方、ママサポを利用するお客様方が、わざわざ2階まで預けた後、急

いでまた下に取りに行き、また上に行く、そういう手間を省くためにも30分無料、もしくは1時間無料が妥当だと、僕は思います。以上です。

○6番（元井直志君） 海の駅の利用者に対しては1時間無料になるサービスがあるということを知っています。1時間無料になるサービスというのは、どのような条件ですか。1時間無料になる店舗、テナントですね、そういうのもあると思うんですけど、その辺みんなそうなんですか。

○直接請求代表者（祝 隆之君） 500円以上の商品購入した方、もしくはママサポに預けた方などは、駐車券を持って行きますと1時間無料という形になります。ただ、この駐車券を忘れてしまったという方もいらっしゃいますので、子供を対応するためにちょっと急いでいた、子供を預けた、下にまた戻って上に行かないといけない。こういう手間をつくるためにこういうのをやるよりは、そういう手間をなくすために30分、1時間は無料にした方がいいと思います。もしくは、その100円をあきらめて、子供を預けた後、そのまま帰るお母さまたちもいます。その100円あれば、多分子供にお菓子なども買ってあげられると思いますので、そういう100円ぐらいだったら、そんなこすいことをしないで30分を1時間ぐらい無料にしてあげればいいなと思います。以上です。

○議長（向野 忍君） ちょっと申し上げます。今、どんどんどんどん駐車場の使用料金の方にシフトしていつているんですけども、今回の地方自治法第74条の直接請求の対象からは使用料については外れていますので、その付近、理由づけとかそういうのはいいんですけど、あまり具体的な部分までは、現実問題、直接請求から外れているということを頭に置いて質疑をしてください。

○6番（元井直志君） 2020年の5月28日に町からの説明会があったと聞いております。それはどのような内容で、どういう反応でしたか。

○直接請求代表者（祝 隆之君） 5月28日に説明会を開いていただいたんですけども、その際に、料金設定のことや、これから駐車場屋さんになる駐車場の方の説明で料金設定、もしくはこの後、テナントさんをお願いしたいことがありますということで、無料チェッカー、チェッカーと言って駐車場でカードをもらったときに、そこを通すと無料になるよという機械があるんですけども、その配布を今からいたしますと。6月1日から始まる駐車場に対して、5月28日にチェッカーを導入すると、テナントさんは聞いていないのにやらないといけないという状態がつくられていたことに対して困惑があり、なぜこうなったのかというのも、皆さん、仕事量が増えるなどというところがあるのと、また、コロナ禍でチェッカーの受け渡しなどもありますので、感染リスクなどもあるのかなと、そういう気もしていました。以上です。

○6番（元井直志君） 町の説明会のときに、皆さんは納得したんですか、それともそのときに反論はあったんですか。

○直接請求代表者（祝 隆之君） もちろん反対意見、もちろん1時間無料、30分無料など、ちょっと条例とは外れるんですけども、無料にしてくださいというお願いはいたしました。あとは町長宛てにも陳情書、要望書などを提出し、議会にも同じように提出させてもらいました。以上です。

○6番（元井直志君） 以上です。

○議長（向野 忍君） ほかに質疑はありませんか。

○1番（泰山祐一君） いろいろと意見の方、ありがとうございます。こちらの方で質問です。先ほど町長の方の意見のお話でもあったんですけども、本日、今回審議する条例ですね、の第4条に、町長はターミナルビルを常に良好な状態において管理し、最も効率的に運営しなければならないというような記載がございます。実際に、ちょっと現場の声をお聞かせいただきたいんですけども、こちら、今、ターミナルビルを常に良好な状態という状態にと、今言えるのかどうかということの一つと、あとテナントの事業者様の方は、今、この古仁屋漁港ターミナルビル「せとうち海の駅」で管理されているコインパーキング、利用チケットの件でオペレーションも増えていくというようなお話も実際聞いておりますが、これがじゃあ、効率的というふうに呼べるのかというのを、ちょっと現場の意見としてお伺いしたいと思います。この2点をお願いします。

○直接請求代表者（祝 隆之君） テナントの皆様に対しては、無料になるカードを取って持って来るお客様もいれば、持って来ないお客様もいらっしゃいますし、そういう説明をしないといけない。持って来たらただだよという案内をしないといけないし、わざわざまた取りに行った後、忙しい間にまたカードを受け取って、お客様、ほかのお客様をお待たせして、カードを通して、またそのお客様に渡すという手間が増えていきますので、テナント側のお店さんは無料を非常にやってほしいという要望が多いです。

すみません、一つ忘れましたが、以上です。

○1番（泰山祐一君） そうなりますと、やはり先ほどの町長のお話とちょっとずれが生じるのかなと思いますが、現場としてはやはり手間が増えてしまって、効率的な運営というところではちょっとはてなというようなお話だと思います。あと、先ほどいろいろと質疑の中でもありましたが、利用者の方の意見箱のお話ですとか、あとはテナントの事業者の方々から見た状態を見ますと、ターミナルビルが常に良好な状態というような意味合いで呼べないのかなというような気もしましたが、そちらの方を先ほど質問したんですが、改めてお伺いできますか。

議長、もう一回。ターミナルビルを常に良好な状態というふうな条例の中身になっておりますが、先ほど利用者の方、そしてテナント事業者の方が、いろいろと不具合が生じている、前と違っているというようなことで、ちょっとどうなんだろうというような声が意見箱でありましたというようなお話でした。なので、こちらは良好な状態と呼べるのか、それとも良好な状態ではないのか、どちらなのでしょう。

○直接請求代表者（祝 隆之君） 現状、良好な状態ではないと思います。コロナ禍でお客様、利用者数は少ないんですけども、やはりG o T oキャンペーンなどのときなど、利用者数が増えたときに対して、カードの受け渡しなどに対して手間がかかっているの、良好な状態ではないと思います。以上です。

○1番（泰山祐一君） 以上です。

○議長（向野 忍君） ほかに質疑はありませんか。

○11番（安 和弘君） 今日では代表の方、ご苦労さまでございます。今回、この議会が開かれたのは、とりもなおさず皆様の直接請求ということに対する町の答えが出てきたと思います。そこで、私はこの祝さんの請求の要旨というものが、先だって臨時議会の中で配付されてきました。ちょっと読んでみます。

請求の要旨。令和2年12月11日に瀬戸内町議会にて議決された上記条例の改正について、指定管理者のあり方を海の駅内のテナント一同や町民と話し合いをせずして行われたことに対して不服であると。上記理由により、令和2年12月11日に瀬戸内町議会にて議決された施設の管理を町主管課長も行えるとした条文条例改正について、再度改正前に戻すとともに、指定管理者のあり方について議論してもらいたく条例改正を請求するものであるということです。これだけを読んで、我々は皆さま、請求に対する考えをどうなんだろうと、それに対する町のですね、改正前と改正後のいわゆるこの条例に対しての答が出てきました。あなたがおっしゃる主管課長、または主管課長という文言が、私の見た限りで改正前に比べて改正後は17か所削除されております。これはあなたの言われた、あなたのおっしゃる、その改正前に戻すということが反映されたものだと、私なりに理解していますが、あなたはこのことについてはご存じでしたか。改正前に比べて改正後は、この主管課という文言がですね、17か所省かれております。ということは、あなたのおっしゃった改正前に戻すということに、町が反応を示したとお思いでしょうか。そしてまた、これから先のいわゆる指定管理者を皆様とテナントの方々、そして町民と相談の上、もしくはまた議会の中で議論してもらいたいということでありましょうか。

○直接請求代表者（祝 隆之君） 安議員、ありがとうございます。僕は一般人なので、役場もしくは議会などの話し合いの場で町がよりよくなっていけばいいと思います。町がよりよくなるためには、テナントさんや町民の声を聞き、いいものになっていけばいいと思いますので、そういうのをよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○11番（安 和弘君） はい、分かりました。祝さんがおっしゃる要旨を、私、3回、4回ぐらい読み返してみました。そしてこれを明日の議会で、これをどう判断するのかなと、いろいろ迷いもしました。町が確かに主管課長という文言をみんな外してきたということは、あなたのおっしゃることが町に対して反映されたのかなという一面、今、改めてびっくりしたのは、ほとんどの議員諸侯からの質疑、質問がですね、駐車場に関わってきたと。この駐車場の問題は昨年12月の議会で、この条例について泰山議員が町に質問したときに、議長からストップがかかりました。そのとき私も不本意でしたので、議員の言うことは少しは聞いてあげたらどうかなということをもったものでした。しかしまた今回、今回のこの議会のあり方についても、議長からこと細かに質疑のやり方、討論の仕方という文書まで配られてきましたから、どうかと思っていましたら、あに凶らんや、もうこの質疑応答がほとんどが、あなたに対することだから分かりませんが、駐車場にみんな偏ってきました。ことさら駐車場の問題に関しては、皆さんが敏感であるということなんですよ。これはこれで良しとして、これからあと我々は本会議に移って、この問題をいろいろ議論するわけで

すが、この中で、これは議長にもお尋ねしたいんですが、駐車場の問題に触れてはなりませんか、本会議の中では。

○議長（向野 忍君） 基本的に、この直接条例に基づくこの条例改正という部分で、臨時議会を、議案が上がって来て臨時議会を開いています。その中で、先ほど町長からの議案説明等もあったとおり、直接請求に係る条例改正の内容は、各条文から主管課長を除くか否か、利用料金設定基準にコインパーキングの時間設定を加えるか否かというものを基本的には、この条例の改正条例の、議案で上がってきた改正条例の内容は、そういうものについて議案が上がってきたわけですので、基本的にはこのことについて議論し、結論を出さなければいけないと思います。そもそも皆さんに理解していただきたいのは、そもそもこの直接請求というのは駐車場の料金については、直接請求はできませんというふうに、地方自治法の74条で決まっています。それに対して請求代表者もそれを理解した上で署名を集めて、そしてこの議会に改正条例を上程して、町に申し出て、そして議会の方に上程されたものというふうに、そここのところの基本はよく理解していただきたいと思います。ただし、それに至る経緯とか、経緯も町長が少し駐車場について述べておりますので、その経緯については、経緯については、質疑の中で述べてもかまわない、そうじゃないかと思います。ただし、駐車料金がどうのこうのとか、こと細かく駐車場のパーキングのことにに関して、こと細かに議論していきますと、議題からだんだんだんだん、こうずれてきますので、そこは注意してください。以上です。

○11番（安 和弘君） はい、承りました。難しい問題ですね。この祝氏に対する質疑が始まった途端に、まずそこら辺から皆さん入ってきましたよ、駐車場の問題から。ことさらこの問題は、町民にとって敏感な問題であるからこそ、これに議員諸侯からも入って行けたんだと思うんですね。ですから、そこら辺は議長が言われたように、議員諸侯それぞれの、何と言いますかね、感性と言いますか、感覚と言いますか、そこら辺の中で自分自身でかみ砕きながら質疑、質問していくんだろうなとは思っております。

そこで祝さんにもう一つお尋ねなんですが、要はあなたの言われたその文言の中から、町が主管課長を削除しました。それで私はあなたの言われた半分は、言わんとすることが達成されたのかなと思ったりはしますが、いやいや、本題はそこじゃないよと、あなたは言いたいかもしれません。確かに、私たちもそう思っております。ですから、このことはこれから後、非常に質疑応答、それから採決の中で、議員諸侯皆さん苦勞すると思うんです。でも、それぞれがそれぞれの中でですね、みんな町民を思う気持ち、この町を思う気持ちは、あなたも私もこの議員諸侯も、みんな一緒だと思うんです。ですから、これからはやはりこの質疑はあなたに対する質疑ですから、どうぞこの町のことをですね、しっかりと守っていく、よくしていく腹積もりをしっかりと持っていただきたいと思って、今日のお願いを申し上げまして、終わります。

○議長（向野 忍君） ほかに質疑はありませんか。

○7番（池田啓一君） まず、ここにおられる私たち、行政、確かに祝さんがおっしゃられるとお

り、町民の声をないがしろではないですけど、何と云うかな、もう少し真摯に聞くべきだったとは思いますが。そして、私自身もこれまではそのように努めてきた思いであります。その中で、祝さんが出されたこの問題は、私にとっては大きな問題として残ります。そして、今後はもう少し町民の方々も、議会や町民に寄り添ってですね、この町を良くしようという思い、その気持ちであれば、もう少し説明を聞いてほしかった。そしてまた私たちにも伝えてほしかった。そうであれば、こんなやり方じゃなくて、本当にこの駐車場の件に関してですね、もう少し出せるやり方があったと思います。ただ、12月の議会で決めたこの条例に関して、私は今までの条例の中で、指定管理者だけが載っていて町長の運営に任せるという部分、ですがその当時は指定管理者も入っていませんでした。ですから、私たち議会としては、指定管理者という部分がない分、質問するには町長直接にするか、または主管課長しかないんです。そういう意味でね、主管課長というものを継ぎ足したと、私は理解しています。ですが、あなたがこの主管課長を、主管課を省くという部分の認識をどのように持っているのかお尋ねします。

○直接請求代表者（祝 隆之君） 今回の直接請求権をする上で、料金のことに対しては直接請求権の対象外ということで、一度弾かれましたので、直接請求権をするために、この部分を条例改正案の中に入れないと、今回のような直接請求権が開催できないということでしたので、これを付け加えて、これをすることでほかの駐車場の話になる、海の駅の利用者に対してプラスになるような話し合いの場を作りたいと思ったので、これを加えたこととなります。これに対しての大きな意味合いというのは、やはり海の駅に対してもっとよくなってほしいから、これを入れたこととなりますので、この後、どうなるか、いろいろ審議していただきたいとは思いますが。

○7番（池田啓一君） 私は非常に残念だと思っています、本当に。ただ、その認識の違いですね、町長のみを書いてあったその後指定管理者しか載ってなかった。現在は指定管理者もいない中で、指定管理者に管理運営を任すという条例はない。そして、ですから、主管課長というのを入れたと私は理解しています。ですから、これを省いたからと言って、コインパーキングの料金問題には、何ら影響しません。私はそのように認識しています。ですから、非常に残念なのは、もう少しやり方があったのかなと思っています。以上です。

○議長（向野 忍君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

以上で請求代表者の意見陳述を終わります。

請求代表者は退席をしてください。

[直接請求代表者 祝 隆之君退席]

○議長（向野 忍君） これから、町当局に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

○1番（泰山祐一君） まず1点目、お伺いさせていただきます。まず、古仁屋漁港ターミナルビル

「せとうち海の駅」についてでございますが、この古仁屋漁港ターミナルビル「せとうち海の駅」ですが、町の資産でもあり、町民の資産でもあえます。平成19年の6月号の広報紙で拝見したんですけれども、敷地面積が約3,700平米という記載がございました。こちらの方は建物とコインパーキングなど含めての施設という解釈でよろしかったでしょうか。

○商工交通課長（勇 忠一君） はい、3,700平米というのは、コインパーキング部分も含む海の駅の建物も含めた面積となります。

○1番（泰山祐一君） 了解です。あとこちらの条例の第6条に記載があります公の施設という明記がございますが、こちらの方はこの海の駅の施設一式を公の施設という解釈でよろしかったでしょうか。

○商工交通課長（勇 忠一君） これについても建物内部、外の駐車場含めて公の施設であります。

○1番（泰山祐一君） 了解いたしました。こちらは先ほどから話が繰り返しになりますが、コインパーキングの件も公の施設になるということですが、こちらの方、公の施設を管理する場合は、指定管理者が必要だというふうに地方自治法の方でも記載を見たんですけれども、こちらの方は民間委託をコインパーキングに関してはされているということで、指定管理ではないということで、改めて確認ですが、よろしかったでしょうか。

○商工交通課長（勇 忠一君） 海の駅の施設、内部についても、使用申請という形で許可を出しております。コインパーキング部分についても施設の使用申請、それとあとちょっと特殊なものですから、土地の賃貸借契約、そういったのを結んで貸し出しているという形になっております。

○1番（泰山祐一君） では公の施設である海の駅の施設の一部であるコインパーキングを民間委託することは問題はないということですね。

○商工交通課長（勇 忠一君） はい、海の駅内部のテナントに関しても、その民間事業者に貸す、使用していただく、それと同じ考えで駐車場のほうも捉えております。

○1番（泰山祐一君） 了解です。あと令和2年の12月以前ですか、はこの主管課長という言葉もなく条例の方を進めて、町の方が直営で利用されていたという形だったと思うんですけれども、こちらは、その以前は条例としては問題はなかったという認識でよろしかったでしょうか。

○総務課長（福原章仁君） それ以前はですね、条例第4条をご覧になればお分かりかと思いますが、これは町が管理をするという条項になっておりまして、町長が認める場合に限り指定管理者を設置することができるということになっておりますので、第4条で町直営でやっていたこと自体は問題ないということでございます。

○1番（泰山祐一君） ということであれば、今回の条例改正に関しても今の話が通ずるということになると思います。それにつきましてですが、今、現行の条例が指定管理者と主管課長の2者がせとうち海の駅を、町長の承認を得て利用料金ですとか、開館時間、使用時間などを変更することができるという解釈になっておりますが、そちらの解釈で間違いないでしょうか。

○総務課長（福原章仁君） ちょっと指定管理者制度というのを、まずご説明したいと思います。指

定管理者制度というのはですね、その施設の維持管理を含めた公の施設の管理運営を包括的に任せられるということで、議会の議決を経て指定管理者を決定するというございまして、指定管理者をする場合には議会の議決を経てしなければならないということになっております。今は海の駅の場合は、以前は先ほどありましたように指定管理者になっていましたが、26年度からでしたかね、町の直営、指定管理者が解散しましたので、町の直営でやっているというところでございます。

○1番（泰山祐一君） 今後ですね、指定管理者の方も何かしら模索はしていこうというようなお考えもあるのでしょうか。

○総務課長（福原章仁君） そうですね、やはり今後はですね、将来的には指定管理者制度も検討していくということを考えておりますが、今現在はですね、この主管課である商工交通課自体が海の駅に事務所を構えていますので、今現在は必要はないと思っておりますが、将来的にはですね、そういったものも考えていかなければならないというふうに考えております。

○1番（泰山祐一君） そうなった場合に、今後ですね、指定管理者の方も検討していきたいというようなお話でしたが、もし指定管理者が決まった場合ですね、主管課長の方が町長の承認を得て利用料金等、開館期間、使用時間などの変更することができるというような条例になっております。そうなった場合に、指定管理者としては営業しにくくなるのかなというふうな気がしますが、それはいかがですか。

○総務課長（福原章仁君） その条例はですね、指定管理者または主管課長がということであっておりますので、もし管理者制度が導入されればですね、もちろん町と協議の上ですね、利用料金も設定するということになってくると思います。

○1番（泰山祐一君） 今回の条例改正案が上がってきているもので、その主管課長というものを省いて、削除されておりますが、もともと指定管理者がいらっしやって、その指定管理者と多分主管課長というのは連携されているんじゃないかなと思うんですね。そうなったときに、改めてその条例の中で、この主管課長という文言が必要なのかなどかと思つての質問だったんですが、その見解をお伺いできますでしょうか。

○総務課長（福原章仁君） 先ほどから申し上げてますが、この管理及び管理の代行ということで、第4条にはですね、の2項には町長が必要があると認めるときは、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者にターミナルビルの管理を行わせることができるとなっておりますので、もちろん、町長が認めて、また議会の議決を得ればですね、指定管理者制度も管理を行わせる、になるんですが、今は町直営でやっております、ただ指定管理者も議会の議決を得れば海の駅の管理もできるというこの条例、二つがどちらかできるという、両方ですね、どちらかがやって、また、指定管理者制度が必要であつて、そういった事業者がいらっしやればですね、また指定管理者に管理を負わせることもできるという、こういう条例になっているということで、今、この請求者が出した主管課長を省くということは、この条例にそぐわない、第4条にとつてもそぐわないということに

なっておりますので、これはちょっとおかしな請求の仕方ではないかなというふうには感じております。

○1番（泰山祐一君） すみません、話が戻りますが、先ほど第4条の話を聞かせていただきましたが、今までは令和2年以前の条例では、町長の承認を得ていれば問題なかったということだと思うんですけど、問題があったということなんですか。

○総務課長（福原章仁君） 町長が反対の理由が3つのうちの2つ目をご覧になれば分かると思いますが、今、この管理についてはですね、条例第4条により町長はターミナルビルを最も効率的に運営しなければならない。また、町長は必要がある場合に限り指定管理者に管理を負わせることができるという規定になっているんです。それで一方、従前の条例では、各条文の主語が指定管理者のみとなっておってですね、これは誤解を招くとして、昨年12月議会において、この各条文の主語に主管課長を追加したということでございます。

○副町長（奥田耕三君） 改めて私の方からご説明をしますけれども、あくまでの指定管理者自体が現在の海の駅には存在しません。それはもうご理解いただけるかと思えます。ただその条例上、指定管理者のみが主語に残っております。そこで、町民の皆さん方に誤解を招いたらいけないだろうということで、あえて昨年の12月議会において指定管理者、そこに並行して主管課長という文言を付け加えさせていただいて、明確に海の駅の運営体制をご理解をいただければということで、昨年の12月に議決を得たところでございます。ただ、先ほど総務課長の方からもありましたように、今回の直接請求の中において、今、請求者の意見もありましたけれども、彼らが求めている、また署名をしていただいた方が求めている目的というのは、あくまでも駐車場に関わる事案でございます。今回の条例の改廃の内容を主管課長を除いてくれということは、先ほど安議員からもありましたように、それは我々があえて議案として除いたことではございません。請求者からの要求を受けて、請求者から上程できないので、町が変わって請求者の意を汲んで、彼らが求めている条例案を提案をさせていただいたと、町が提案したものではありません。請求者が主管課を除いてもらいたいという要望を受けて、今回、議案として上程をしたところでございます。ただ、この条例によって請求者並びに署名をした方々の目的が達成されるとは、私ども考えてはおりません。全く矛盾していると思えます。ただ、直接請求が使用料に関することに関しては、直接請求できないということがあったので、先ほど請求者の意見もあったと思えます。あえてこの条例改正を基に戻すという手法を取ったというふうに我々は理解をしているところでございます。何らこの条例を元に戻すことによって請求者並びに署名者の方々の目的が達成されるとは、私どもは理解をしておりません。以上です。

○1番（泰山祐一君） 了解です。先ほど、副町長の方からお話ですけれども、今回の件では、今のお話で駐車場の料金の件ではないということでしたが、今後、この議会後ですね、そういったものの意向を反映させていく、検討していくというのは、町側としてはどうお考えでしょうか。

○町長（鎌田愛人君） 駐車場の問題は、町全体的な問題として総合的に判断していきたいと思いま

す。海の駅の駐車場に限らず、町全体の駐車場、町全体のまちづくり、そしてまた古仁屋市街地の駐車場不足解消など含めた中で、今後検討していきたいというふうに考えております。

○1番（泰山祐一君） 海の駅の施設ですが、公の施設であるわけですね。町民の資産でもありません。そういった視点で、今後ぜひご検討いただければと思いますので、よろしく申し上げます。以上です。

○議長（向野 忍君） ほかに質疑はありませんか。

○10番（岡田弘通君） マスクを外してしたいと思います。今回の請求者によるこの条例改正案につきましては、先ほど請求者が申されましたように、とにかく駐車場の件をこのような場で議論してもらいたくて、この条例改正の要旨などをしたということでありまして、この条例案に関しての質疑等は、もうほとんどですね、できないなという、この要旨を見ますとですね、と思っておりますが、まず、当局に確認でございますが、海の駅は先ほど答弁がありましたように、指定管理者によって管理されていないということですよ。そしてこの駐車場につきましては、海の駅全体の施設の中の一部の施設として、テナント的な賃貸借によって貸し付けをして運営をされているということで認識をしてよろしいですか。

○総務課長（福原章仁君） あのですね、海の駅に関しましては、もちろん管理運営は町直営でやっております。ただ、このテナントの方々については、今現在いらっしゃるテナントの方々についてもですね、施設の一部のスペースを借りて、賃料を払ってですね、皆様方営業を行っているということでありまして、今回の駐車場に関しましてもですね、そのスペース、場所をですね、賃料を払って、町の方にですね、営業を行っているということだと思っております。以上です。

○10番（岡田弘通君） 分かりました。先ほどの請求者の意見陳述では、この駐車場が2時間に無料になったということが大きな意見でありましたが、町がそもそもこのコインパーキングを民間委託2時間無料にして行うということについての町全体での、この駐車場のあり方について、どのようなことを考えてこのような民間委託、あるいは2時間無料とされたのか、お尋ねをします。

○総務課長（福原章仁君） この駐車場関係なんですが、古仁屋市街地をですね、土地が非常に狭くなって、狭くてですね、駐車場不足が顕著でありました。議会の方からもですね、たびたびこの駐車場対策について指摘を受けておりましてですね、市街地の駐車場対策というものについては、私どもも喫緊の課題であったことでありまして、今回、今までの2時間無料の件も含めてですけれども、今までの2時間無料においてですね、やはり海の駅を利用する方が使えなかったという事態が生じていたのも事実でございます。また、先ほど言ったようにですね、この駐車場の喫緊の課題、またこういったことを踏まえた上でですね、また今後の世界自然遺産登録後や、また観光振興、それと地域経済の活性化を見据えた駐車場対策を考えたときにですね、やはり以前の2時間無料にすることはですね、市街地の駐車場不足解消にはならないと考えております。ただ、これまでの経緯もございまして、また海の駅の利用促進、これを図る意味からですね、海の駅利用者にはチェックーを通しての60分無料としてですね、海の駅利用者と、またそれ以外の方たちとの差別化も、もち

ろん図るということで、市街地の限りある駐車場のですね、有効活用につながるというふうに、私どもは考えています。

○10番（岡田弘通君） とにかくこの海の駅の駐車場を有効に活用したいと、そして市街地の駐車場のあり方についても、このことについても含めて考えて民間委託、そして2時間無料にして、町民の理解を求めたということで理解をいたしました。

それと、駐車場の件であれですけど、ファーストさんという方と協定連携協定を結んで、この方に委託をされているということですが、この協定連携協定契約という、この内容とファーストさんという会社の実情について、少しお聞かせをください。

○議長（向野 忍君） ちょっと申し上げます。また駐車場の方に大分突っ込んでいっているの、ちょっと、注意願いたいと思いますけど、答弁できるのであれば答弁してください。

○企画課長（登島敏文君） 地域包括連携協定というのは、包括連携協定を結ぶことですね、その企業さんが得意分野を生かし、地域や経済の活性化及び本町の発展につながるということで包括連携協定というのの利点であると言えます。その基準としてはですね、本町と企業がそれぞれの得意分野を生かし、地域の活性化及び町民サービスの向上を図られ、今後ますますの相互の連携を強化すべきと判断された場合に包括連携協定を結ぶということでございまして、端的に申し上げますと、こちらが求めるですね、ノウハウをその企業さんがあれば、その企業さんと包括連携協定を結ぶということですね。ファーストさんに関しましては、危険家屋の撤去のその後のコインパーキングのノウハウとか、駐車場全般ですね、奄美市内でも多数駐車場経営をしておられますし、そういったノウハウがあるということで、うちが求めるもののノウハウを持っていらっしゃるということで包括連携協定を結んでおります。

○10番（岡田弘通君） 私も議長経験であります、議長からも注意などを受けているんですが、やはりこのことを、やはり町民の皆さんにですね、町はしっかりした施策をもって、こういう方々と契約をして、適正な管理をさせていますよということなども、やはり町民の皆さんにですね、知らせて理解もさせていただき、我々もこのことを受けて議決などを行っているんだということを思っていますね、このようなことを、質疑などを行っているところですので、やはりこのことをやはり町当局もしっかりとですね、町民の皆さんに、このことを説明をするべきじゃないかなということで、このようなことを申し上げております。

それで、今回の請求に至った経緯がですね、1番の指定管理よりも駐車場の経営であります、これの町長の意見では、やはりこの運営の方法変更について、町民やテナントの方々に事前説明が不足によるのが起因して、このようなことになったんじゃないかなということを言っておりましたんですが、やはりこれ、事前にですね、説明がなかったというのが一番の請求者の不服の源じゃないかなと思いますが、当局として、事前にどのように、何回ぐらいのこういう説明などをされたのか、お聞かせを願います。

○商工交通課長（勇 忠一君） 先ほどの請求者の答弁でも出てきましたけれども、5月の7日に駐車

場が有料になるという連絡を入れております。5月18日、ホームページの方へ駐車場について掲載しております。5月20日、FMせとうちの方で放送、広報を始めております。6月の広報せとうち、これにも駐車場の有料化について掲載しております。事前ではこの部分になります。

○10番（岡田弘通君） これで質疑は終わりますが、とにかく先ほどの祝さんの陳述の中に、我々議員に対してもですね、それなりのご意見等は真摯に受け止めて、今後の議会活動に専念していかねばいけないなということは痛感をいたしております。以上で質疑は終わります。

○町長（鎌田愛人君） 先ほど岡田議員から指摘のあった包括連携協定ですね、ファーストとの包括連携協定につきましては、町の広報紙ですね、広報しております。またその上ですね、先ほど来、指摘のあったことにつきましては、テナントさんへの説明不足によりですね、大変大きな迷惑をかけた部分があることについては、私の責任においてですね、大変申し訳なく思っております。今後につきましては、この海の駅が効率的に運営できるよう運営していきますし、また、駐車場の問題につきましても、先ほど申し上げましたが、この海の駅の駐車場に限らず、町全体、古仁屋市街地の駐車場不足のことも含めて、総合的に判断して進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（向野 忍君） ほかに質疑ありませんか。

○7番（池田啓一君） 総務課長にお尋ねします。この直接請求申請の、申請というか、その請求を出されるときに、その代表者、もしくはその方々にね、この条例の使用料及び手数料などは含まれませんということを、ちゃんと説明しましたか。

○総務課長（福原章仁君） 今回請求された以前にですね、一応請求がありました。そこには、この使用料、駐車場のですね、の件をうたっていましたので、これは地方自治法によってできませんよということで、不受理を決定しております。その際に、提出者にもですね、こういったことでできませんという丁寧な説明をした上でですね、不受理ということでお返ししましたので、その点は請求者の方は分かっているということでございます。

○7番（池田啓一君） そのような認識を持った方が、すばらしい方が、その署名運動のときには、あのチラシ、コインパーキングが主です。料金についての不満が主だったと思います。なぜそのような行為に走ったのか、そして今日、この日を迎えたのか。私たち議員も含めて行政もね、大きく反省するところがあると思います。ただやはり、私たち議会も行政も、決められたこと、決めたこと、そして決めるまでにどのような経緯で決めたのかを町民に伝える方法、方策を、今、FMせとうちはありません。FMせとうち、広報、それからチラシ、チラシというか、テナント側のチラシとかいうふうにありましたが、まだほかにないのか考えていただきたいと思います。以上で終わります。

○議長（向野 忍君） ほかに質疑はありませんか。

○3番（永井しずの君） 町長へ質問です。お願いとも言えますが、町長も先ほど来、言われているように、この直接請求に至った経緯は、町民やテナントへの事前説明不足による不服が原因だと考

えていらっしゃるというふうに、意見書にも書いてあります。このことを受けて、今一度、町民やテナントの皆さんに、広報紙とかFMを使わないで、ある場所を設けて、もう一度説明を行うということはできないでしょうか。

○町長（鎌田愛人君） どの場所で、どの場面で説明するかというのは、今大変、この厳しい状況の中で、人を集めることができるか分かりませんが、我々が持っている町の広報紙など、ホームページなども含めですね、そういう中で、今回の件はきちんと説明したいというふうに思っております。また、今後の議会において、そういう場面があればですね、議会においても説明する機会があれば説明していきたいというふうに、質問に応じてですね、していきたいというふうに考えております。

○3番（永井しずの君） やはり直接請求という、いまだかつてないことが起こったわけですので、私たち議員も重く受け止めて、やっぱり事態をこのままじゃいけないと思いながらの意見でした。今後、そのようによろしく願いいたします。これで終わります。

○議長（向野 忍君） ほかに質疑はありませんか。

○5番（柳谷昌臣君） 何点か確認させていただきたいと思いますが、この条例に関して、主管課課長、これを付け加えるということは、やはり町が指定管理者が現在いない中、町直営でするにあたっては必要なことだと、僕は認識しておりますが、そちらはどうでしょうか。

○総務課長（福原章仁君） そうですね、町長の意見の中にもあるようにですね、やはり主管課長を入れないことによってですね、誤解を招くということがありますので、これは入れなければならぬというふうに考えております。というのはですね、第4条、先ほどから言いましたけど、第4条の方ではですね、この管理に関しましては町長が必要と認める場合に限り指定管理者に管理を行わせることができるとうたってあります。ということは、町長が必要と認めなかった場合、認める場合がない限りはですね、町の直営でやるということになっておりますので、町の直営でやるということですね、やはり、もちろん町長の下になりますが、主管課長においてきちんとした管理運営をしなければなりませんので、そこら辺を踏まえてですね、主管課長も入れると、指定管理者または主管課長ということでは得ないということでございます。

○5番（柳谷昌臣君） はい、分かりました。それでは、最後にですが、町長にお聞きしたいと思えます。この直接請求を出すにあたっていろんな経緯があり、やり方的に合っているか合っていないかも、ちょっと不明な点もありますが、その中でも251名という有効な署名をいただいていることに対しては、どのように感じておりますでしょうか。

○町長（鎌田愛人君） この250名の署名に、署名数が251名、このことについては真摯に受け止めております。このことについて、反省すべきところは反省しながらですね、説明不足のことにつきまして、先ほど申し上げましたが、私の責任として、大変申し訳なく思っております。そのことによって、テナントさんにも負担がかかったというようなことでありますので、大変申し訳なく思っております。今後につきましては、このことを反省するところは反省しながら、今後の町政運営を

推進していきたいというふうに思っております。

○5番（柳谷昌臣君） 以上です。

○議長（向野 忍君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

はじめに、一部改正案に反対者の発言を許します。

〔「賛成です」「反対です」と呼ぶ者あり〕

○議長（向野 忍君） 反対者から先にします。

○7番（池田啓一君） この条例から、「または主管課長」を抜くという新しい条例制定については、反対の討論を申します。

先ほども当事者に、代表者に質問をしましたが、「または主管課長」を抜くということで、何らパーキングの方への影響がない。そしてまた、私たち議会はこれがなければ、この条例の意味を呈しないということを12月の議会で確認したばかりです。また、私たちは海の駅については、常に主管課長について質問してきました。そのことについても、私自身おかしいなと思ったのは、12月のこの条例が上がってから、今の条例ですね、が上がってから気づきました。よって、この「または主管課長」が入った方が、あった方が適正だと判断していますし、町民にも理解できると思います。よって、私はこの上げられた議案に対しては反対の立場です。以上です。

○議長（向野 忍君） 次に、一部改正の案に賛成者の発言を許します。

○11番（安 和弘君） 私は、この議案第37号に対する賛成の討論を行います。確かに先ほど来、当局の話聞いていまして、この主管課長を省こうが省くまいが、さしたる影響と申しますか、ないということも聞いております。ただ、先ほど請求者の話を聞いていますと、駐車場の件について、これが自分たちの本音をなかなかこの場で述べることができないと。となると、やはり請求するには苦肉の策とまで言いませんが、そういう覚悟を持って、この主管課長を省くようなことを書いてきたのだらうと思います。

そこで賛成討論、議案第37号、古仁屋漁港ターミナルビル「せとうち海の駅」の設置及び管理に関する条例の一部改正についての賛成討論を行います。

本議案は、私の知る限りでは、近年では我が町で初めての住民による条例改正を求める直接請求がなされたことに関連しての議案であります。私自身、非常に難しい判断に迫られました。しかし、改正請求者の要旨の中にある文言を熟読したとき、令和2年12月11日の瀬戸内町議会で指定管理者のあり方を海の駅内のテナント一同や町民と話し合いせずして行われたことに対する不服であります。令和2年12月11日の議会にて議決された施設の管理を町主管課長も行えるとした条例改正について、再度、改正前に戻すとともに、指定管理者のあり方について議論してもらいたく、条

例改正を請求するものですということでありました。町が今回示した改正案は、改正前に比べ改正後は17カ所にわたり、「または主管課長」という文言が削除されており、請求者の意をくみ取った形と言えます。よって、議案第37号については賛成するものであります。

○議長（向野 忍君） ほかに討論はありませんか。

○5番（柳谷昌臣君） 反対で討論させていただきます。今回の事案に関しましては、直接請求ということで、先ほど代表者の方に自分らの思い、またテナントさん、また署名した方々、いろんな思いはすごく伝わりました。その中で、先ほどから皆さん、質疑、答弁されていますが、その中で、我々議員としてもまだまだ町民の意見を聞いていない部分は多々あるかと思ひ、今後もますます町民の意見をしっかりと聞きながら議員活動、議会活動をしていかなければいけないという思いにはなりました。その中で、今回のこの条例に関しましては、主管課長ないし主管課においては、別に省く要素は一切ないと、僕は考えます。今後において、いろんな町民の方々やほかの方々と、こういう対話を持ってですね、話し合いを持っていくということはすごく重要になると思っていますので、今後はそれに向けて、また動いていけたらなとは思いますが、今回のこの直接請求の改正については反対としたいと思ひます。以上です。

○議長（向野 忍君） ほかに討論はありませんか。

反対者の意見でした。

次に、賛成者の発言を許します。

○1番（泰山祐一君） 今回、第37号一部改正の件で、賛成の立場で討論させていただきます。

まず、令和2年度12月以前までの指定管理者のみの条例分に対応できて、ほぼ問題はなかったというようなお話もありました。その立場で賛成ということでお話させていただきます。まず最初に、請求代表者の祝さん、勇気のこもった意見陳述の方、ありがとうございます。議員としての活動の大切さを改めて認識させていただく機会となりました。令和2年度の12月議会の現行の条例改正では、今回のいろいろな意見につながる形になってしまい、町民の皆様、テナント事業者の皆様に不満のお気持ちにさせてしまったことを深くお詫び申し上げます。今回、署名を行われた有効票は251名ですが、306名の署名があったというふうに拝見しております。こちらの方、この署名数以上に海の駅に関する問題意識というものを持たれている方もいらっしゃるのではないかなというふうに思っております。今回、そういった意味合いで、やはりこれだけの声のいただいた直接署名の件をですね、踏まえて賛成ということで、また最後に、この臨時議会後にもですね、瀬戸内町役場側にもコインパーキングのあり方も含めて、再度、テナント事業者様や利用者の方たちと議論をしていただくような場も設けていただきたいと思いますというふうに思ひます。以上です。

○議長（向野 忍君） 次に、反対者の発言を許します。

○10番（岡田弘通君） この改正案条例に反対討論を行います。

議題となっておりますこの条例につきましては、そもそも令和2年12月議会において提案がなされ、当局の提案説明では、この条例が管理上、誤解を招くような条文があるので、これを適正な条

例に改正し、やはりこの町民を司る行政として、当然、海の駅を適正に管理運営を行っていくということでの一部改正案でありましたので、我々議会、私はやはり行政推進の要となるこの条例が、適正なものでなければならないということで賛成の立場にいたしました。しかしながら、審議の途中に、この改正に至るまでの経緯について、テナント業者や関係者との十分な説明がなかったんじゃないかなという質疑も、実際にありました。このようなことも受けて、町当局は条例改正に至るまでの経緯において、テナント業者や海の駅運営にあたられている方々に、丁寧な説明が欠けたとするならば、反省もすべきであると。また、今後は注意喚起を払いながら、慎重に対応していき、この条例に基づいて管理運営を行うという説明を答弁も受けましたので、やはり私は最も大事なことであるということで、この条例改正案に12月には賛成をいたしました。しかし今回、請求者の陳述もお聞きし、また町当局の説明、意見、答弁も受けて、やはり令和2年12月議会で議決した条例は、改正する必要はなく、むしろこの現条例に基づいて適正に管理運営を行い、利用者等に支障等をきたすことなく、この海の駅が本町の観光交流の拠点施設になるように、しっかりと管理運営をしていただきたい、強く要望をいたします。なお、当局においては、今後の行政推進については、常に町民や関係者との協議を行い、そして十分な説明などを行って、町民などからの不服等が生じないように、町長が今後先頭になって、我がふるさとの幸せに、そして福祉の向上に、更に頑張っ

○議長（向野 忍君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第37号を採決します。

採決は起立によって行います。

本一部改正の案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立少数であります。

よって、議案第37号、古仁屋漁港ターミナルビル「せとうち海の駅」の設置及び管理に関する条例の一部改正については、否決されました。

これで、本日の日程は終了しました。

会議を閉じます。

以上を持ちまして、令和3年第1回瀬戸内町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前11時13分

地方自治法第123条第2項の規定により，ここに署名する。

瀬戸内町議会議長 向 野 忍

瀬戸内町議会議員 元 井 直 志

瀬戸内町議会議員 池 田 啓 一